

奈良県桜井市

# 史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群

—保存活用計画書—

2016.3

桜井市教育委員会

## 序

私達の桜井市は大和平野の東南部に位置し、市域の約2割を占める平野部の中央には山地より流れ出る粟原川、寺川、初瀬川、纏向川等の清流を集めた大和川がほぼ東西に横断し、この大和川を挟んで南には桜井茶臼山古墳をはじめとしてメスリ山古墳、安倍寺、上之宮遺跡、坪井・大福遺跡、北には芝遺跡、箸墓古墳、纏向遺跡など全国的にも貴重な遺跡が数多く点在しています。

この中において近年の学術調査や研究の成果により「初期ヤマト王権」成立の地として特に重要視されてまいりましたのが平成18年1月と平成25年10月に史跡指定を受けました纏向古墳群と纏向遺跡です。桜井市ではこれらの遺跡を保護し、その価値を広く啓発していくために地元や学識経験者で構成される「纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」を設置し、史跡の保存活用計画を策定することとなりました。

今後はこの指針にもとづき史跡の適切な管理保存を行いつつ、整備・活用をはかりながら、遺跡を活かした地域のまちづくりにもつなげていきたいと考えておりますので、皆様のご協力を頂けますようお願い申し上げます。

最後になりましたが本計画の策定に当たり、ご協力頂きました地元の皆様をはじめ、ご指導を頂きました文化庁、県教育委員会、纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会の各位に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月31日

桜井市教育委員会  
教育長 石田泰敏



## 例 言

---

1. 本書は奈良県桜井市所在の史跡「纏向遺跡」、「纏向古墳群」の保存活用計画策定事業の報告書である。周知の遺跡である纏向遺跡は大字辻・太田・東田・大豆越・草川・巻野内・穴師・箸中・豊前・豊田の10ヶ大字にまたがる広大なエリアに展開するものだが、現在史跡指定を受けているのは辻、太田地区のごく一部である。また、纏向古墳群についても現在史跡指定を受けているのは纏向石塚古墳、ホケノ山古墳だけであり、将来的には指定地の拡大や古墳の追加指定など、さらなる史跡の拡大が予想されるため、本計画の策定にあたっては史跡指定を受けている地区だけにとどまらず、纏向古墳群及び纏向遺跡全域をその対象とした。
2. 本計画の策定事業は、桜井市教育委員会文化財課調査研究係が主体となり、本市市長公室・都市建設部・まちづくり部の関係各課協力のもと、平成26・27年度の2ヵ年の事業として実施し、一部を株式会社 歴史環境計画研究所に委託した。
3. 計画策定にあたっては「纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」を設置・開催し、専門的見地からの指導を受けつつ事務局が策定したもので、これには文化庁文化財部記念物課及び奈良県教育委員会文化財保存課、県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課、纏向校区区長会、辻区、太田区からの助言を得た。
4. 報告書内の写真資料の提供を奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、国立公文書館、東京大学史料編纂所などから受けるとともに、保存活用計画の策定や史跡公園の整備・管理・運営について宮崎県新富町教育委員会、宮城県多賀城市教育委員会、群馬県高崎市教育委員会、鳥取県教育委員会、鳥取県立むきばんだ史跡公園、東京都府中市文化スポーツ部の各機関から懇切な御教示を得た。記して感謝致します。
5. 本書は、株式会社 歴史環境計画研究所の協力を受けて、調査研究係が執筆・編集した。

【本書で扱う年代観のおよその目安】

本書において使用した古墳時代前期の年代観については、以下の文献に示された土器の編年に基づく年代観に準拠したが、これについては学界の間でも様々な意見があり、纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会の中でも統一した見解ではないことを断っておく。

西暦	時代	土器編年（寺澤案）
200	弥生時代 後期	畿内第VI-2 様式
		庄内0 式
250	古 墳 時 代 前 期	庄内1 式
		庄内2 式
		庄内3 式
		布留0 式 (古相) (新相)
300	代	布留1 式
		布留2 式
		布留3 式
350	期	布留4 式 (古相) (新相) (初期須恵器)
400		

寺澤薫 1986 「畿内の古式土師器をめぐる二、三の問題」『矢部遺跡』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第四十九冊 橿原考古学研究所

寺澤薫 2000 『王権誕生』日本の歴史 02 講談社

寺澤薫 2014 『弥生時代の年代と交流』弥生時代政治史研究 I 吉川弘文館

## 目 次

---

<b>I 計画の概要</b> .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の対象範囲 .....	1
3. 纏向遺跡の史跡指定 .....	3
(1) 指定理由とその範囲 .....	3
(2) 史跡指定地の土地所有状況 .....	6
(3) 史跡指定地の調査成果 .....	6
4. 纏向古墳群の史跡指定 .....	15
(1) 指定理由とその範囲 .....	15
(2) 史跡指定地の土地所有状況 .....	18
(3) 史跡指定地の調査成果 .....	19
5. 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会 .....	26
(1) 委員名簿 .....	26
(2) 審議経過 .....	27
<b>II 桜井市の概要</b> .....	30
1. 桜井市の自然的環境 .....	30
(1) 地理的位置 .....	30
(2) 地形 .....	31
(3) 地質 .....	32
(4) 気候 .....	33
(5) 植生 .....	34
2. 桜井市の社会的環境 .....	36
(1) 人口 .....	36
(2) 交通・アクセス .....	37
(3) 土地利用 .....	38
(4) 産業 .....	39
(5) 観光資源 .....	40
3. 桜井市の歴史的環境 .....	41
(1) 概観 .....	41
(2) 桜井市域の遺跡 .....	44
(3) 桜井市の文化財 .....	49
<b>III 纏向遺跡と纏向古墳群の概要</b> .....	54
1. 纏向遺跡と纏向古墳群の調査のはじまり .....	54
2. 行政調査から史跡指定へ .....	55

3. 纏向遺跡の特質とその意義 .....	66
(1) 纏向遺跡の諸属性 .....	66
(2) 纏向遺跡の位置づけ .....	67
4. 纏向遺跡の主な遺構と遺物 .....	68
(1) 主な遺構 .....	68
(2) 主な遺物 .....	71
(3) 纏向遺跡の出現期古墳 .....	76
5. その後の纏向遺跡の歴史的変遷 .....	81
(1) 古墳時代中期～終末期 .....	81
(2) 古代 .....	81
(3) 中世 .....	82
(4) 近世 .....	83
(5) 近代 .....	84
6. 纏向遺跡および纏向古墳群の全体像 .....	85
(1) 纏向遺跡の構成 .....	85
<b>IV 関連法令と諸計画 .....</b>	<b>90</b>
1. 法規制・条例等 .....	90
【文化財保護法】 .....	90
【都市計画】 .....	90
【農業振興地域の整備に関する法律・農地法】 .....	95
【景観法・桜井市景観条例】 .....	95
【奈良県屋外広告物条例・桜井市奈良県屋外広告物条例施行細則】 .....	95
【奈良県住みよい福祉のまちづくり条例】 .....	95
【大和青垣国定公園・自然公園法】 .....	96
2. 上位行政計画 .....	97
【桜井市総合計画】 .....	97
【桜井市都市計画マスタープラン】 .....	97
【桜井市環境基本計画】 .....	97
【桜井市景観計画】 .....	101
【桜井市観光基本計画】 .....	103
【桜井市教育方針ーさくらの教育】 .....	103
【桜井市歴史文化基本構想】 .....	105
<b>V 遺跡の保存と管理 .....</b>	<b>106</b>
1. 纏向遺跡の概要 .....	106
(1) ヤマト王権成立の地 .....	106
(2) 纏向遺跡の特質 .....	106

(3) 纏向遺跡の構成 .....	108
(4) 保存活用計画の視点 .....	108
2. 保存・管理の基本方針 .....	110
(1) 保存・管理の基本的な方向性 .....	110
(2) 纏向遺跡および纏向古墳群の保存管理地区・予定区分の設定 .....	111
(3) 史跡地の現状変更および遺跡内における開発等への対応基準 .....	119
3. 史跡地の詳細と保存管理の方法 .....	125
(1) 史跡 纏向遺跡を構成する諸要素 .....	125
(2) 史跡 纏向古墳群を構成する諸要素 .....	126
(3) 保存管理の方法と現状変更等の取扱基準 .....	127
(4) 追加指定に対する方針 .....	128
(5) 用地の公有化についての方針 .....	129
<b>VI 纏向遺跡の活用 .....</b>	<b>132</b>
1. 活用の方向性 .....	132
(1) 「ヤマト王権成立の地」をアピール .....	132
(2) 纏向遺跡の全容を公開 .....	133
(3) 教育的活用 .....	133
(4) 地域コミュニティと活用 .....	134
(5) 「歴史文化の保全」と「景観保全と活用」 .....	134
(6) 観光的活用 .....	135
2. 活用の方法 .....	137
(1) 纏向遺跡の公開方針 .....	137
(2) 遺跡の周知（桜井市が実施する普及・研究活動） .....	139
(3) 地元への周知 .....	140
(4) 諸施設の設置 .....	142
(5) ソフト面の各種の施策 .....	145
(6) 運営 .....	148
<b>VII 纏向遺跡の整備 .....</b>	<b>149</b>
1. 整備の方向性 .....	149
2. 纏向遺跡史跡指定地全域の整備計画 .....	149
3. 太田地区の整備 .....	149
(1) 基本方針 .....	149
(2) 史跡（太田地区）の概要 .....	151
4. 史跡（太田地区）整備の方法 .....	154
(1) 保存のための整備に関わる手法 .....	154
(2) 活用のための施設整備に関わる手法 .....	154

<b>VIII 運営・体制の整備</b> .....	155
1. 方向性.....	155
(1) 管理運営体制整備の方向性.....	155
(2) 市民組織との管理運営面での協働.....	155
2. 方法.....	155
(1) 管理運営体制の整備.....	155
<b>IX 施策の実施計画の策定・実施</b> .....	157
1. 実施すべき施策.....	157
2. 施策の区分.....	157
3. 施策実施計画の総括表.....	157
4. 経過観察の方法と方向性.....	158
((参考資料)).....	159
桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会要綱.....	159
文化財保護法等.....	160
都市計画法等.....	171
((参考文献)).....	173

---

## I 計画の概要

### 1. 計画策定の目的

桜井市は奈良盆地の東南部に位置し、市域の約20%を占める平野部の中央には山地より流れ出る粟原川、寺川、初瀬川、纏向川などの清流を集めた大和川がほぼ東西に流れている。

この大和川を挟んで南には桜井茶臼山古墳をはじめとしてメスリ山古墳、坪井・大福遺跡、吉備池廃寺、上之宮遺跡が、北には芝遺跡、箸墓古墳、纏向遺跡など、全国的にも知られた貴重な遺跡が数多く点在している。

これらの中にあってJR巻向駅周辺に広がる纏向遺跡は、近年の学術調査や研究の成果によりヤマト王権最初の「都宮」と目されるだけでなく、九州の諸遺跡群に対する邪馬台国東の候補地としても特に重要視される存在となっている。

この遺跡は広大な面積を有すること、他地域からの搬入土器の出土比率が全体の15～30%前後を占め、かつその範囲が九州から関東にいたる広範囲なものであること、農耕具が殆ど出土せず土木用の工具の出土が圧倒的に多いこと等々、遺跡が持つ



図1 奈良県桜井市の位置

多くの属性の特殊性に加え、祭祀土坑群や大型建物群、導水施設などの特殊遺構や木製仮面、弧文板、巾着状絹製品、ベニバナやバジルの花粉など、特殊な遺構・遺物の出土も枚挙に暇がない。

一方、纏向古墳群の存在は纏向遺跡の特殊性をさらに強調するもので、箸墓古墳をはじめとする纏向石塚古墳、矢塚古墳、勝山古墳、東田大塚古墳、ホケノ山古墳などの前方後円墳群は国内でも最古の古墳群であることに加え、墳丘規模が大きいこと、列島内における分布の中心を成していることなどから、庄内式期には既に大和を中心とした政治連合が形成されていたことを示唆するものとして注目されている。

これら纏向遺跡・纏向古墳群は前方後円墳の成立過程、さらには我が国における国家の形成過程およびその時期における社会の状況を知るうえで重要なものとされ、平成18年(2006)には纏向古墳群(纏向石塚古墳・ホケノ山古墳)が、平成25年(2013)には纏向遺跡の一部(太田地区・辻地区)が史跡に指定されている。

本計画は、纏向遺跡・纏向古墳群の本質的価値と構成要素を明確にし、適切な保存管理を行い、次世代へ継承すること、また史跡の整備活用を推進し、市民が遺跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与することを目的として策定するもので、保存活用の基本方針や現状変更等の取扱基準、整備・活用・運営などについて今後の方向性を示すものである。

### 2. 計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、史跡に指定された範囲(太田地区、辻地区、纏向石塚古墳、ホケノ山古墳)である。しかしながら纏向遺跡は遺跡の規模が同時代の遺跡の中で類を見ないほど広大であること、纏向古墳群はいまだ未指定の古墳が数多く存在することなどから、今後の調査の

進展に伴い、他の地区においても史跡指定の候補となる遺構が確認される可能性が高いと考えられる。そのため本計画は「文化財保護法」上の周知の遺跡である纏向遺跡全域及び纏向古墳群の全てをその対象とすることとする。

このほか、計画の策定に当たっては同じ初瀬川（大和川）水系に位置する田原本町の唐古・鍵遺跡や、纏向遺跡・纏向古墳群の北方に広がる天理市の柳本・大和古墳群なども視野に入れておかなければならない。それは唐古・鍵遺跡が弥生時代の奈良盆地を代表する環濠集落として近畿弥生社会の中で重要な拠点であったと考えられていること、柳本・大和古墳群が初期の前方後円墳群であり、ヤマト王権最初の王墓群である纏向古墳群に続く王墓群として重要なものであることなどから、我が国における王権誕生への道筋を辿る遺跡群としてこれらと連携をはかることが活用面で非常に有効であると考えられるためである。

また、纏向遺跡が存在した3世紀初頭から4世紀初めは東アジア社会も大きな転換をむかえている。中国では後漢が衰退し220年に滅亡すると魏・呉・蜀の三国が鼎立、280年に西晋が統一するまでは混乱の時代であり、大陸の動向を踏まえた視点も忘れてはならない。

これら様々な背景をふまえ、本計画の策定は史跡指定地である狭義の「纏向遺跡・纏向古墳群」と周知の遺跡である広義の「纏向遺跡・纏向古墳群」の双方を対象とし、内容については纏向地区にとどまらず、周辺に展開する多くの遺跡との連携を見据えたものとする。



図2 纏向遺跡全体図

※橙色の範囲は未確認部分を含めて考古学的に想定される纏向遺跡の広がりを示すもので、奈良県遺跡地図における纏向遺跡の範囲図とは異なるものである。なお、内側の橙色線内：庄内式期の範囲、外側の橙色線内：布留式期の範囲を示す。

### 3. 纏向遺跡の史跡指定

---

#### (1) 指定理由とその範囲

---

纏向遺跡の史跡指定は桜井市が平成 25 年（2013）1 月 28 日付けで、奈良県教育委員会を通じて文部科学大臣宛に「史跡の指定に係る意見具申書」を提出し、文部科学大臣より文化財保護審議会に諮問、文化財保護審議会の答申を受けて平成 25 年（2013）10 月 17 日（官報号外第 225 号 文部科学省告示第 142 号）に指定となった。

#### 1) 指定内容

---

名 称 史跡 纏向遺跡（まきむくいせき）

指 定 履 歴 （平成 25 年 10 月 17 日付 官報告示）

所 在 地 奈良県桜井市大字辻 64 番地 1 他 （18 筆）

《辻地区》

辻 45 番 1, 47 番, 48 番, 56 番 1, 62 番 4, 62 番 5, 63 番 1, 64 番 1, 64 番 3, 64 番 7, 65 番

計 11 筆

《太田地区》

辻 24 番 1, 24 番 2, 26 番 1, 26 番 2, 26 番 3, 27 番 太田 101 番

計 7 筆

面 積 13,651.92 m<sup>2</sup>

6,549.92 m<sup>2</sup>（辻地区） 7,102 m<sup>2</sup>（太田地区）

#### 2) 指定理由

---

纏向遺跡は、奈良盆地東南部に所在する、3 世紀初頭に突如出現し、4 世紀初めに営まれた大規模な集落跡である。周辺には、纏向石塚古墳をはじめとする史跡纏向古墳群や箸墓古墳など出現期の古墳が点在している。

この遺跡については、昭和 46 年（1971）以降、桜井市教育委員会および奈良県立橿原考古学研究所が 176 次にわたって発掘調査を実施してきた。その結果、遺跡は東西 2 km、南北 1.5 km という、当該時期では類をみない規模であることが判明した。今回指定しようとするのは、その中の、辻地区と太田地区の一部である。

辻地区においてはすでに多数の掘立柱建物、大規模な水路、祭祀土坑などが検出されている。平成 20 年（2008）からの調査で掘立柱建物は 3 世紀前半期とみなされるもので、3 棟の掘立柱建物が東西に連続して存在している。最も大きい建物は、桁行 4 間、梁行は現状で 2 間、復元すると 4 間と考えられ、南北 19.2m、東西 12.4m で、その西側には、独立棟持柱建物、さらにその西にも掘立柱建物が検出され、柵で囲まれていた。さらに、その西側にも多くの柱穴および井戸が確認されている。これらは、微高地に位置し、軸線と方位を揃え、一連の建物群は強い規格性を有しており、これらは居館を構成するものとみなされる。その範囲は東西 150m、南北 100m 前後の方形を呈すると考えられている。また、建物廃絶後の庄内式期の長径 4.3m、短径 2.2m の土坑からは、線刻のある土器や底部穿孔の土器、ヘラ状木製品や黒漆塗の弓、剣形木製品などが出土

した。このほか、イワシ類・タイ科などの魚類、カエルなどの両生類、ニホンジカ・イノシシなどの哺乳類、そして2,000個以上のモモの種などが出土し、当時の祭祀の在り方を知る上で極めて重要である。

一方、辻地区の南方、谷を挟んだ太田地区では、掘立柱建物、祭祀土坑などと、墳長28メートルの前方後方墳（メクリ1号墳）、方形周溝墓、木棺墓、土器棺墓なども検出された。時期は庄内式期であり、史跡纏向古墳群などと同時期である。

このほか、この遺跡で注目される出土遺物としては、東海をはじめ、南関東から北部九州という広範囲にわたる他地域の土器が出土していることである。地点によっては全体の15～30%を占め、この遺跡の性格を考える上で重要である。このほか、銅鐸片や鳥形・舟形の木製品、木製仮面の出土も注目される。布留式期になると、韃の羽口や鉄滓なども出土し、鉄器製作を行っていたことも明らかとなっている。

纏向遺跡は、3世紀初頭から4世紀初めにかけて営まれた、極めて大規模な集落跡である。しかも、本遺跡のような規格性のある建物群は例がなく、当該時期の首長居館の構造を知る上で極めて重要である。また、同時期の居住域や墓域および祭祀遺構、大溝などが広範囲に広がっていることも明らかとなった。出土遺物も豊富で、東海系の土器をはじめとする他地域の土器が多数出土する点も注目される。この遺跡周辺には、史跡纏向古墳群や箸墓古墳など出現期の古墳が多数存在し、これらの古墳とのかかわり、すなわち大和政権とのかかわりのある遺跡とみなされる。このように、纏向遺跡はわが国における古代国家形成期の状況を知る上で極めて重要である。今回、最も保存を急ぐ居館域等を史跡指定し、保護を図ろうとするものである。

（文化庁文化財部監修 『月刊文化財』 平成25年9月号所収 「新指定の文化財」 より一部改変）



辻地区の建物群復元案

© NHK/タニスタ 監修:黒田龍二

### 3) 指定地の範囲

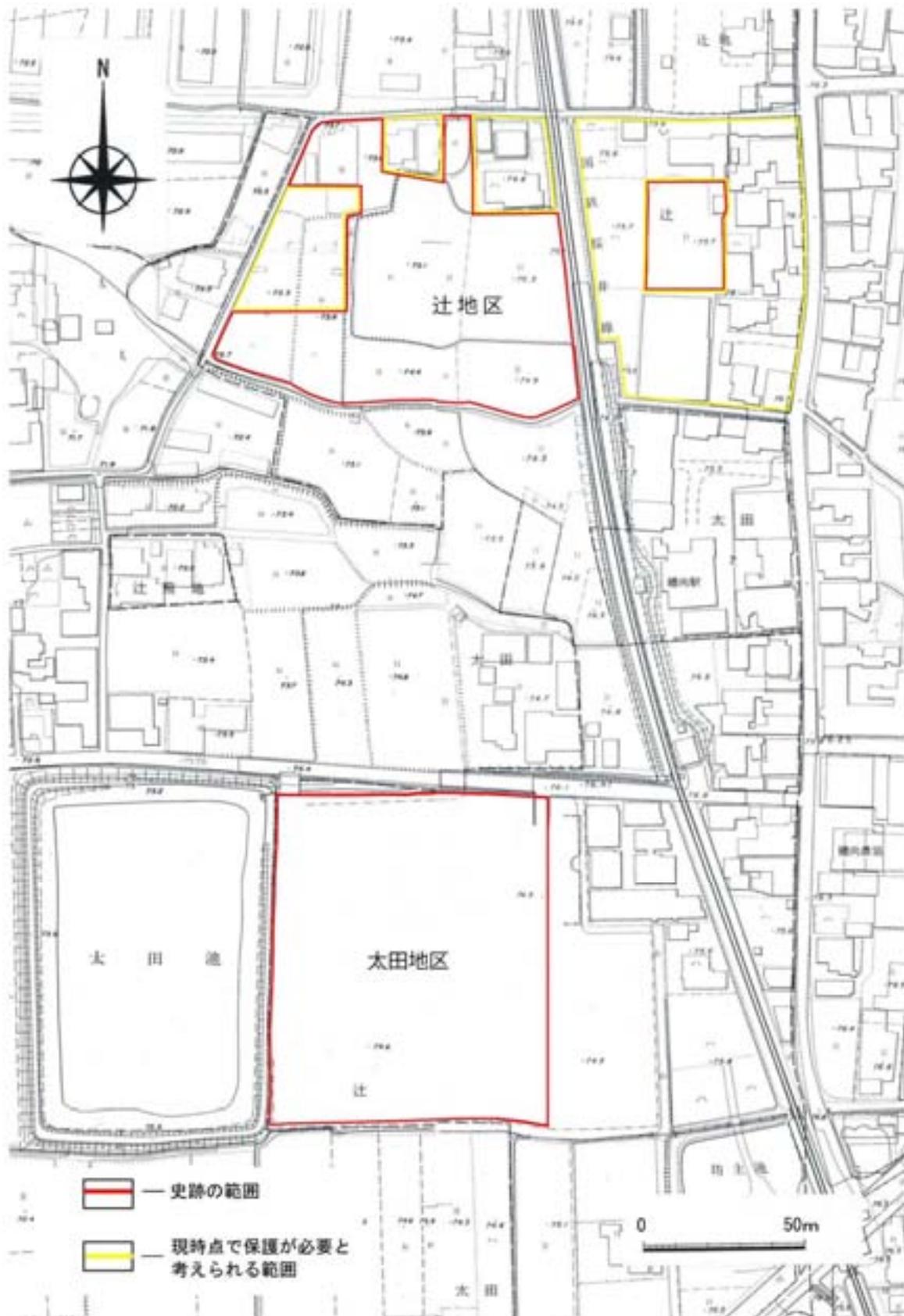


図3 史跡指定地範囲:太田地区及び辻地区

## (2) 史跡指定地の土地所有状況

桜井市では指定地内のうち辻地区の一部を平成 25 年度に公有地化し、平成 27 年度からは継続事業として辻地区の公有地化に着手している。下記にあげたのは平成 27 年度当初の段階の土地所有一覧である。ただし史跡指定の面積および、公有地化の面積はすべて公簿上の面積となっており、将来的には実測面積に訂正する予定である。

表1 指定地所有者別一覧表

所有者	地目	面積	備考
市有地	学校用地・宅地	7,465.94 m <sup>2</sup>	旧纏向小学校用地
民有地	田・宅地・雑種地	6,185.98 m <sup>2</sup>	
計		13,651.92 m <sup>2</sup>	

## (3) 史跡指定地の調査成果

### 1) 纏向遺跡の調査の概観とその評価

纏向遺跡の調査は現在 186 次まで実施しており、面積にして遺跡の約 2% の調査が進んでいる。「纏向遺跡」の命名は、昭和 46～47 年（1971～1972）にかけて行われた雇用促進住宅や纏向小学校・県営団地建築に先立つ発掘調査によって、大字巻野内・草川・辻・太田・東田・大豆越などの旧纏向村の多くの大字に跨って遺構が展開することが判明したことにより、名付けられたものである。

これらの調査成果としては、

- ① 3 世紀代に遡る国内でも最も古い前方後円墳で構成された纏向古墳群の確認。
- ② 纏向型祭祀と命名された祭祀が執り行われた土坑群の確認。
- ③ 灌漑や物資の運搬のために人工的に掘削された大規模な水路（纏向大溝）の確認。
- ④ 3 世紀初頭から 4 世紀半ばに至る古墳時代前期の時間の物差しとなる土器編年（纏向編年）の確立。
- ⑤ 全体の 15～30% 前後と多量かつ、広範囲な地域からの搬入土器の確認。

などがあり、この調査を契機に纏向遺跡は最古の前方後円墳を持つ古墳時代前期の大集落遺跡と位置づけられ、以後継続的な調査が行われることとなったものである。

その後の遺跡の調査は桜井市教育委員会と県立橿原考古学研究所により継続的に行われ、新しい知見が得られている。

その結果、纏向遺跡の持つ重要な特質として、

- ① 集落規模が極めて大きく、前段階の弥生時代の拠点的な集落の規模をはるかに上回るばかりでなく、同時期の集落でも同等の規模を持つものは皆無であること。
- ② 弥生時代には過疎地域であった纏向地域に 3 世紀初めに突如として大集落が形成されること。また、遺跡の出現・繁栄や消長が周辺の前期古墳の動向と時期が一致していること。
- ③ 本来近畿の系譜には無い墓制である前方後円墳、纏向型前方後円墳と呼ばれる纏向石塚古墳

- (史跡)・矢塚古墳・勝山古墳・東田大塚古墳・ホケノ山古墳(史跡)などの共通の企画性を持った発生期の前方後円墳群が存在し、後の古墳祭祀に続く主要な要素を既に完成させていたこと。
- ④ 農具である鍬の出土量が極めて少なく、土木工事用の鋤などが多く出土しており、農業を営む一般の集落とは懸離れた様相を呈していること。遺跡内の調査では未だ水田・畑跡が確認されていないことなどを考え合わせると農業を殆ど営んでいない可能性が高いこと。
  - ⑤ 吉備地域をルーツとする弧帯文様を持つ特殊器台・弧文円板・弧文板・弧文石板などの出土から吉備地域との直接的な関係が想定される。弧帯文様を持つものは吉備地方を中心に葬送儀礼に伴って発展したものであり、纏向遺跡ではこれらの祭式が直接古墳や集落での祭祀に取り入れられた可能性が高いこと。
  - ⑥ 他地域から運び込まれた土器が全体の 15～30%前後を占め、量的に極めて多く、その範囲が九州から関東にいたる広範囲な地域からであること。
  - ⑦ 奈良盆地東南部という各地域への交通の要所に位置し、搬入土器の存在と合わせて付近に市場の機能を持った「市」の存在が推定されること。
  - ⑧ 建物の中にほぼ正方に構築され、柵をめぐらし、付属建物を配する極めて特殊な掘立柱建物が存在すること。

などが確認されるに至り、纏向遺跡は「3世紀に新たに編成された政権の政治的意図によって建設された日本最初の都市」、「ヤマト王権の初期の政治的中心地」と位置づけられている。

## 2) 辻地区の調査

---

纏向遺跡辻地区は後述する太田地区と同様に纏向遺跡の中でも早い段階から遺物の出土が確認されていた地区の一つであり、纏向遺跡の最初の調査である昭和47年(1972)の県営団地の調査は今回の意見具申対象地の西から北西地域において実施されたものである。居館域の調査は昭和53年(1978)の駐車場造成と資材置場造成に先立つ調査に端を発するもので、平成20年(2008)に居館域の範囲確認調査が開始されて以来、住宅開発などの開発に伴うものもあわせ、現在までに通算13次、面積にして約3,213.5㎡の調査が行われている。この地区における調査位置は図4に示した通りである。個々の調査区には重複があるものもあり、調査位置や遺構の検出状況が煩雑であるため、以下に調査毎の位置や調査成果などを整理する。

### 【纏向遺跡第20次調査】

第20次調査は駐車場造成に先立つ範囲確認調査として実施した。調査は幅4m×南北約50mの南北トレンチとこれに直交する幅4×25mの東西トレンチを設定し、遺構の検出状況に応じて拡張を行い約360㎡の調査を行っている。

この調査における主な遺構・遺物には庄内式期の溝や土坑のほか、多量の土器や木製品・銅鏃などが挙げられるが、中でも特筆すべきは庄内式期の方角を南北に持つ2間×3間の掘立柱建物(SB-101)とこれに伴うとみられる柱列(柵?)、3間×1間以上の掘立柱建物などを検出したことで、これらの遺構は平成20年度から開始した範囲確認調査の手掛かりとなったものである。

### 【纏向遺跡第21次調査】

第21次調査は第20次調査地の西隣接地において計画された資材置場造成に先立って行った調査である。この調査では対象地のほぼ中央に幅2m、全長14.5mの東西トレンチを設定し、約29

m<sup>2</sup>を調査したが、南北方向に流れるとみられる流路を1条検出したのみで、顕著な遺構は確認できず、遺物も土器の小片が少量出土しただけである。

#### 【纏向遺跡第162次調査】

平成20年度から開始した纏向遺跡辻地区における範囲確認調査の第1回目の調査となるもので、第20次調査で検出した建物遺構の状況や他の遺構の広がりを確認することを目的とし、第20次調査の掘立柱建物(SB-101後に建物Bと改称)およびその周辺に調査区を設定し、約385m<sup>2</sup>の調査を行った。

この調査における主な遺構・遺物には土坑・溝などとともに土器や銅鏃などがあるが、この他に第20次調査で検出した建物Bの東側から新たな建物となる可能性がある柱列を確認した。

#### 【纏向遺跡第166次調査】

第162次調査の成果を受けて、同調査地の東側休耕田において行った範囲確認調査である。調査は先に検出した建物群の東西軸線の延長上に幅10m、東西26mの調査区を設定したが、建物C(1間×3間)および南北19.2m、東西12.4mの規模に復元をした大型建物D(4間×4間)を検出したため、調査区を南北に拡張し、約390m<sup>2</sup>の調査を実施した。建物C・Dは第20・162次調査で検出した建物群と軸線や方位を揃えて建てられたもので、一連の建物群が強い企画性を持って建てられた居館遺構となると想定している。

また、建物群は他の遺構との切り合い関係から庄内3式期を含めてそれ以前には廃絶していること、廃絶に際しては柱などが抜き取られていることなどが判明した。

この調査における主な遺構は先述した建物群のほか、庄内から布留式期にかけての溝・土坑・井戸や、5世紀後半の石貼り溝などがあり、遺物は多量の土器のほか木製品、銅鏃などがあつた。

#### 【纏向遺跡第168次調査】

第166次調査地で検出した建物群南側の遺構の状況を確認するために実施した調査面積は約465m<sup>2</sup>の範囲確認調査で、東西約29m、南北約15mの調査区を設定した。

この調査では建物群の南を走る柱穴列を確認した他は建物群に係わる遺構は確認できなかったものの、建物群の南側を東西にはしる柱列(柵?)と重複する位置において庄内3式期の新しい段階に属する大型土坑(SK-3001)を確認し、中からは土器や木製品のほか、多量の動・植物遺体が出土した。

この遺構の性格は明らかではないが、遺構の埋没時期や建物群の南を画する柱穴列との重複関係などを勘案すると、建物群の廃絶と何らかの関係があるものと推定している。また、特筆すべき遺物としては多量の土器の他、木製品・銅鏃・銅鐸片などが出土した。

#### 【纏向遺跡第169次調査】

第169次調査は第21次調査地の西方において行ったもので、個人住宅の建築に先立つ調査である。調査は対象地の南側に約7.5m×約9mのトレンチを設定し、第21次調査において確認した流路の西肩確認を目指したが、流路は確認できず、安定した遺構面と庄内式期の3基の土坑を検出した。なお、本調査の調査面積は約59m<sup>2</sup>であった。

#### 【纏向遺跡第170次調査】

第170次調査は166・168次調査区とJR桜井線の線路の間で実施した範囲確認調査で、幅2.5m、長さ30m、面積約70m<sup>2</sup>の調査区を設定した。

この調査は第168次調査時に調査区を東に拡張した際、新たな建物遺構になると考えられる柱

穴の存在を確認したため、建物の構造や時期を確認するために行ったものである。この結果、新たな建物遺構(建物E)は南北2間(9m)以上の規模を持つ大型建物となることが判明したが、遺構の時期はこれまで確認されている建物群よりも新しく、布留0式期を含めてそれ以降と新しい時期のものであることが判明した。遺構・遺物には庄内から布留式期の土坑や溝等があり、多くの土器や木製品などが出土した。

#### 【纏向遺跡第173次調査】

第173次調査は居館域の南半部の遺構の状況を探るために行った範囲確認調査で、調査区は第168次調査区の南側に設定した。トレンチは当初東西15m×南北約20mの調査区を設定し、遺構の状況に応じて拡張を行った結果、約370㎡の調査となった。

この調査において検出した遺構は布留式期の溝や土坑が主で、確実に建物群と併存すると判断される時期の遺構は確認されず、建物群の南側は広い空間がとられていた可能性を想定した。

また、出土遺物もこれまでに比べやや少なく、土器や木製品の出土はあったものの、確実に庄内式期にさかのぼる時期の遺物の出土はごく少ないものであった。

#### 【纏向遺跡第175次調査】

第175次調査は第21次調査地の南隣接地における個人住宅の建築に先立って実施した調査面積約30㎡の調査で、対象地の西と東部分にトレンチを設定し、調査を行った。

この結果、東トレンチからは比較的安定した遺構面を確認したが、顕著な遺構は確認していない。一方、西トレンチからは第21次調査と同様、旧流路の存在を確認したものの、埋土最上部から若干の土器片が出土したのみで、その時期や流れの方向などを明らかにするには至っていない。

#### 【纏向遺跡第176次調査】

第176次調査は1区から5区に分散して調査区を設定した。1区は第162次調査地の西側、2～5区は第173次調査地の西側である。調査面積は合計して472.5㎡である。

1区ではこれまで想定していた建物Aの検出を目指したが検出できなかった。ただし多数の柱穴があり何らかの遺構があった可能性がある。また建物A想定場所に布留0式期埋没の井戸を検出した。井戸の稼働時期はそれ以前にさかのぼる可能性があり、庄内3式期以前の建物群に伴う可能性がある。3区～5区では第166・第168・第173次調査で検出していた布留2式期の溝が土堤を介して西に屈曲し、微高地を「コ」の字に囲む一辺50mを超える区画溝となることが判明した。このほか4区では布留0式期の土坑から巴形石製品が出土した。

#### 【纏向遺跡第180次調査】

第180次調査は第170次調査地の東側、JR桜井線を挟んで約40mの地点である。東西10m、南北20mの調査面積で、調査面積は205㎡である。

この調査では、建物B・C・Dと同軸同角度の小規模な建物(建物F)を検出した。東西約3.4mかそれ以上、南北約6.7mをはかる。ほとんどの柱が抜き取られていた。建物Fは布留0式期の土坑に切られており、それ以前の遺構であることがわかる。時期や配置からみて庄内3式期以前の建物群に伴う建物の可能性がある。このほか、布留0～1式期の正方位をとる南北溝(SD-1002)、東西溝(SD-1006)、柱列を検出した。これらは庄内3式期以前の建物群が廃絶した後にも当地に何らかの施設があったことを示すものである。また朝鮮半島産と推定される陶質土器片も出土した。

### 【纏向遺跡第 182 次調査】

第 182 次調査は第 176 次調査地の北側に 1 段低くなった部分を中心に、一部微高地上にかかるように調査地を 2 箇所設定した。南北に長い 3 × 30m の調査区を 1 区、東西に長い 5 × 14m の調査区を 2 区とした。面積は 165 m<sup>2</sup>である。

調査の結果、建物群が構築された微高地の北西側は布留式期以降に強い削平を受けている可能性が高く、遺構の残存状況は悪い事が明らかとなった。庄内式期の建物群に関連する遺構は認められない。仮に微高地の北側に庄内式期の建物群の外郭施設があったとしても、既に削平を受けている可能性が高いといえる。

### 【纏向遺跡第 183 次調査】

第 183 次調査は第 180 次調査地の東隣接地を調査した。第 180 次調査に引き続き庄内～布留式期の多くの遺構を検出した。東西 10m、南北 20m の調査面積で、調査面積は 214 m<sup>2</sup>である。

検出した布留 0 式期の小規模正方形建物や東西溝 SD-1006 は庄内 3 式期以前の建物群廃絶後の当地の利用状況を示している。また、斜行溝(SX-1001)を検出し、庄内 2 式期以降に埋没したことを確認した。第 180 次調査の建物 F はこの溝埋没後に作られているので、建物 F の上限が推定できた。このほか布留 0 ～ 1 式期の土坑(SK-1005)からト骨が出土した。

以上、これらの調査から明らかとなった辻地区の遺構群の様子を総合すると、これまでに検出した建物 B ～ F や柱列(柵?)の存在からは方位や軸線を揃えた 3 世紀中頃の建物が東西に 4 棟以上連続して建てられていたことが明らかとなった。

建物群周辺の地形からは太田北微高地上に東西 150m × 南北 100m 前後の方形居館区画が存在するものと推定しているが、建物規模の比較からは柱列を境として、居館内部は内郭と外郭に区画されていたものと考えられている。

表 2 辻地区の調査一覧

調査年度	調査回数	調査主体	主な遺構・遺物	備考
昭和 53 年度	纏向遺跡第 20 次	橿原考古学研究所	掘立柱建物・溝・土坑・銅鏃・砥石・土器	駐車場造成
昭和 53 年度	纏向遺跡第 21 次	橿原考古学研究所	溝・土器	資材置場造成
平成 20 年度	纏向遺跡第 162 次	桜井市教育委員会	掘立柱建物・柱列・溝・土器・銅鏃	範囲確認調査
平成 21 年度	纏向遺跡第 166 次	桜井市教育委員会	大型掘立柱建物・溝・土坑・溝・土器・木製品	範囲確認調査
平成 22 年度	纏向遺跡第 168 次	桜井市教育委員会	掘立柱建物・溝・土坑・植物遺体・木製品・線刻土器・銅鏃	範囲確認調査
平成 22 年度	纏向遺跡第 169 次	桜井市教育委員会	土坑・溝・土器	住宅建築
平成 22 年度	纏向遺跡第 170 次	桜井市教育委員会	大型掘立柱建物・土坑・溝・木製品・土器	範囲確認調査
平成 23 年度	纏向遺跡第 173 次	桜井市教育委員会	土坑・溝・土器・木製品	範囲確認調査
平成 24 年度	纏向遺跡第 175 次	桜井市教育委員会	溝・柱穴・土器	住宅建築
平成 24 年度	纏向遺跡第 176 次	桜井市教育委員会	溝・柱穴・土坑・土器・木製品・巴形石製品	範囲確認調査

平成 25 年度	纏向遺跡第 180 次	桜井市教育委員会	溝・柱穴・土坑	範囲確認調査
平成 26 年度	纏向遺跡第 182 次	桜井市教育委員会	溝・柱穴・土器・土坑	範囲確認調査
平成 26 年度	纏向遺跡第 183 次	桜井市教育委員会	溝・柱穴・土坑・土器・卜骨	範囲確認調査

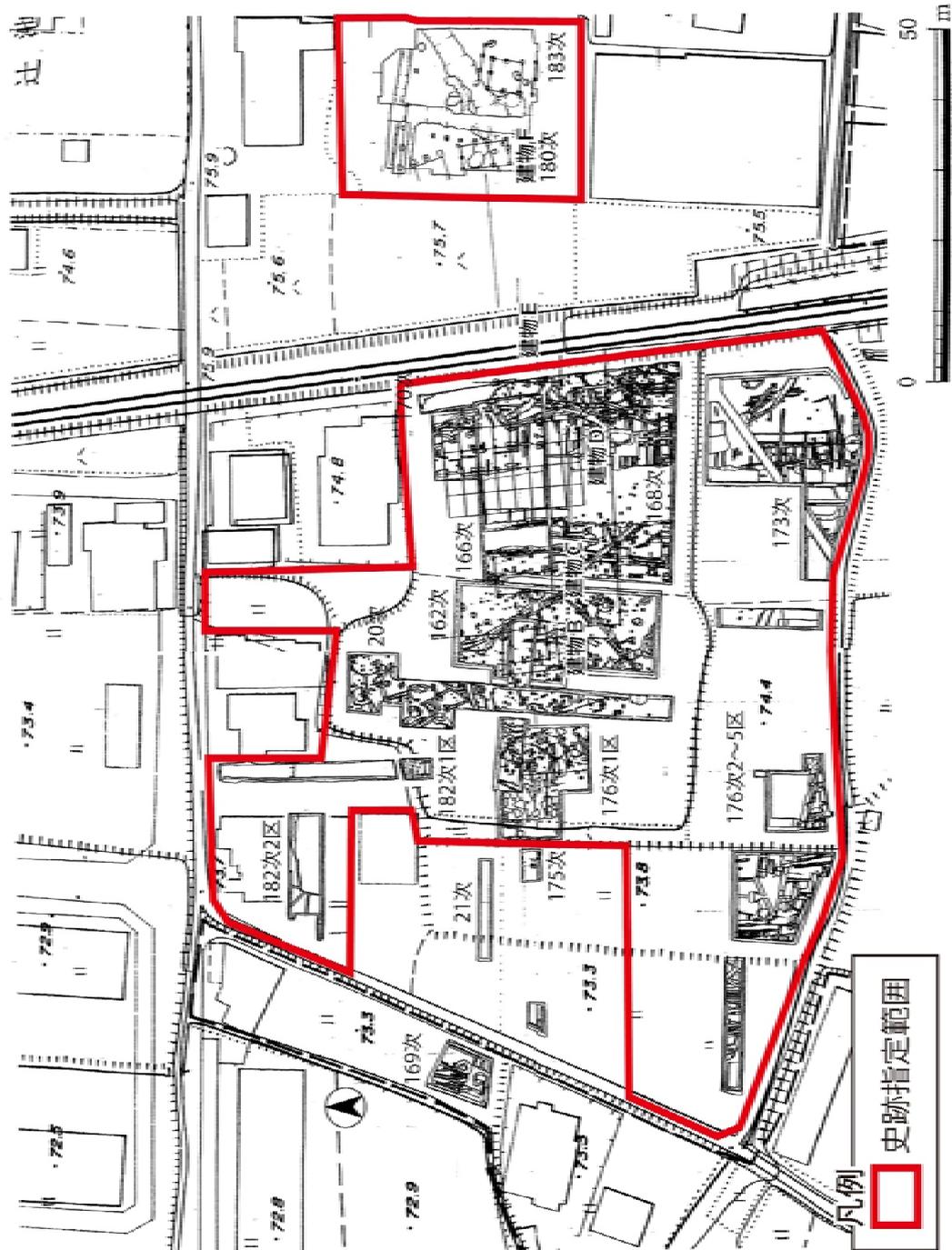


図4 辻地区の調査位置図

### 3) 太田地区の調査

---

太田地区周辺は纏向遺跡の中でも早い段階から遺物の出土が確認されていた地域の一つであり、纏向遺跡の初期の名称である「太田遺跡」はこの太田の地名から付けられたものである。

太田地区の調査はかつてこの地に建てられていた小学校校舎による遺構への影響とその残存状況を確認するために行った試掘調査に端を発するもので、昭和54年(1979)7月から昭和62年(1987)6月にかけての9年間に断続的に6次、約4,695㎡の調査を行った。

この地区における調査位置は図5に示した通りだが、個々の調査区には重複するものもあり、位置や遺構の検出状況が煩雑であるため、以下に調査毎の位置や調査成果などを整理しておく。

#### 【纏向遺跡第23次調査】

第23次調査は旧小学校用地内の中央と南部分の2ヶ所、大字辻・太田地区にまたがる地点に東西方向のトレンチを設定し、遺構の有無確認を行ったものである。この結果、対象地の中央より東部は学校用地の造成に際して地山面に達する削平を受けていたことが判明したが、この調査で検出した遺構・遺物には庄内～布留式期にかけての溝や土坑・柱穴・溝などの多くの遺構とともに土器・ミニチュア舟・籠などがあり、当初の予想に反して遺構の残存状況は比較的良好であることが判明した。

なお、調査面積は第1トレンチが幅3m×長さ93mの調査区に拡張区を加えて約305㎡、第2トレンチが幅3m×長さ30mの調査区に拡張区を加えた約100㎡の調査で、合わせて約405㎡の調査を実施した。

#### 【纏向遺跡第27次調査】

第27次調査は前年度の調査で検出した遺構の状況を確認するため、大字太田地区において第23次調査のトレンチを含める形で調査区の拡張を行った。具体的には第1トレンチとして学校用地南半で行った前回調査の南トレンチを中心に約470㎡の調査を行い、第2トレンチとしては前回学校用地中央に設定した北トレンチの東端で検出した落ち込み遺構部分を拡張する形で約285㎡の調査区を設定したもので、両トレンチの合計調査面積から第23次調査で調査済みであるトレンチ面積を差し引いた総調査面積は約600㎡となる。この調査により検出した遺構・遺物は庄内～布留式期にかけての土坑や溝・方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓・柱穴、土器・木製品などがある。

なお、第27次調査においては第1トレンチ東側から第2トレンチ南側にかけての範囲に比較的規模の大きいトレンチを追加設定し、調査を実施したが後世の学校建築により遺構面が削平され遺構が存在しないことを確認した。

#### 【纏向遺跡第31次調査】

第31次調査は学校用地北半の遺構の残存状況を確認するための調査区として大字辻・太田地区にまたがる形で第1トレンチを設定、太田地区において前年度に実施した第27次調査第1トレンチを南西方向に拡張する形で第2トレンチを設定して調査を実施した。調査面積は第1トレンチが約350㎡、第2トレンチが約140㎡の計約490㎡である。

この調査では庄内～布留式期にかけての土坑や溝・柱穴を検出し、前年度に検出した方形周溝墓を完掘した。なお、出土遺物には土器・ミニチュア舟などがあった。

### 【纏向遺跡第 33 次調査】

第 33 次調査は学校用地東端を南北に走る道路の拡幅工事に先立って幅 2.5m のトレンチを南北方向に設定し、調査面積約 300 m<sup>2</sup> の調査を実施した。調査地は対象地内でも地形的に最も高い地点にあたり、本来はかなりの遺構の密度があったと考えられるが学校用地の造成に際してほとんどの遺構が削平を受けたとみられ、調査区中央から北部分にかけて庄内～布留式期の溝を若干検出したのみで顕著な遺構は確認していない。

### 【纏向遺跡第 47 次調査】

第 47 次調査の調査区は学校用地中央から東側にかけて設定したものである。トレンチは第 23 次調査の第 1 トレンチ東半を取り込みつつ第 27 次調査地の北側に接する形で設定したもので、南北 40m × 東西 40m の正方形を呈する。

第 47 次調査区に重複する第 23 次調査の調査区を差し引いた調査面積は約 1,480 m<sup>2</sup> で、検出した遺構には庄内～布留式期にかけての溝・土坑・柱穴・土器棺墓・木棺墓・方形周溝墓・前方後方墳（メクリ 1 号墳）などがあり、出土遺物には土器・銅鏃・木鏃・鳥形土器などがあつた。

### 【纏向遺跡第 48 次調査】

第 48 次調査の調査区は学校用地中央から東側にかけて設定したものである。トレンチは第 23 次調査の第 1・2 トレンチの西半を取り込みつつ第 27・47 次調査地の西側に接する形で設定したもので、南北 40m × 東西 38m のほぼ正方形を呈する。

調査区の北西部では若干の拡張も行い、第 48 次調査区に重複する第 23 次調査の調査区を差し引いた調査面積は約 1,420 m<sup>2</sup> である。検出された遺構は土坑や溝・柱穴・井戸・木棺墓などで、出土遺物には木鏃・蛸壺・鏡型土製品・木製品などがあつた。

以上、これらの調査から明らかとなった太田地区の遺構群の様子を総合すると、辻地区居館に南隣する太田微高地上には庄内～布留式期にかけての掘立柱建物や祭祀土坑などを中心とした居住関連の遺構と、前方後方墳や方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓などの小規模な墳墓が数多く展開することが判明した。

太田地区の調査は纏向遺跡内では数少ない規模の大きな調査で、これまで情報の少なかった居住域内における遺構の配置や土地利用に係わる情報が得られている。

表3 太田地区の調査一覧

調査年度	調査回数	調査主体	主な遺構・遺物	備考
昭和 54 年度	纏向遺跡第 23 次	桜井市教育委員会 檀原考古学研究所	溝・土坑・柱穴・土器・ミニチュア舟・籠	範囲確認調査
昭和 55 年度	纏向遺跡第 27 次	桜井市教育委員会	土坑・溝・方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓・柱穴・土器・木製品	範囲確認調査
昭和 56 年度	纏向遺跡第 31 次	桜井市教育委員会	土坑・溝・方形周溝墓・柱穴・土器・ミニチュア舟	範囲確認調査
昭和 57 年度	纏向遺跡第 33 次	桜井市教育委員会	溝	道路拡幅
昭和 61 年度	纏向遺跡第 47 次	桜井市教育委員会	溝・土坑・柱穴・前方後方墳・方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓・土器・銅鏃・木鏃・鳥形土器	範囲確認調査

昭和 61～62 年度	纏向遺跡第 48 次	桜井市教育委員会	溝・土坑・掘立柱建物・井戸・木棺墓・木鏃・蛸壺・鏡型土製品・木製品	範囲確認調査
-------------	------------	----------	-----------------------------------	--------



図5 太田地区の調査地位置図

## 4. 纏向古墳群の史跡指定

### (1) 指定理由とその範囲

纏向古墳群の史跡指定は桜井市が平成 17 年（2005）7 月 21 日付けで、奈良県教育委員会を通じて文部科学大臣宛に「史跡指定申請書」を提出し、文部科学大臣より文化財保護審議会に諮問、文化財保護審議会の答申を受けて平成 18 年（2006）1 月 26 日（官報号外第 16 号 文部科学省告示第 4 号）に指定となった。

#### 1) 指定内容

名 称 史跡 纏向古墳群（まきむくこふんぐん）

指 定 履 歴 （平成 18 年 1 月 26 日付 官報告示）

所 在 地 奈良県桜井市大字太田 253 番地 1 他(79 筆)

《纏向石塚古墳》

太田 242 番 1, 246 番 1, 246 番 2, 246 番 3, 248 番 1, 248 番 2, 250 番 1, 250 番 2, 251 番, 252 番 1, 252 番 2, 252 番 4, 253 番 1, 253 番 3, 254 番 1, 254 番 2, 254 番 3, 255 番 1, 255 番 2, 256 番, 257 番, 258 番, 259 番, 260 番, 261 番, 262 番, 263 番, 264 番, 265 番, 266 番, 267 番, 268 番, 270 番, 271 番 1, 271 番 2, 272 番 1, 272 番 2, 277 番 1, 大字太田 269 番地に接する道路敷。

計 39 筆

《ホケノ山古墳》

箸中 63 番, 637 番, 638 番, 639 番, 640 番, 641 番 1, 641 番 2, 677 番 1, 677 番 2, 678 番, 679 番, 1143 番, 1144 番, 1145 番 1, 1145 番 3, 1145 番 4, 1145 番 5, 1145 番 7, 1145 番 8, 1145 番 9, 1145 番 10, 1145 番 11, 1145 番 12, 1145 番 13, 1145 番 14, 1145 番 15, 1145 番 16, 1145 番 17, 1145 番 18, 1146 番, 1146 番, 1147 番, 1148 番, 1149 番, 1150 番, 1151 番, 1152 番, 1153 番, 1154 番, 大字箸中 1145 番 6 に東接する道路敷を含む。

計 40 筆

面 積 22,337.86 m<sup>2</sup>

12,813.50 m<sup>2</sup>（纏向石塚古墳） 9,524.36 m<sup>2</sup>（ホケノ山古墳）

#### 2) 指定理由

纏向古墳群は、奈良盆地東南部の扇状地末端に所在する出現期の古墳群である。本古墳群のある桜井市から天理市にかけては、初期大和政権の首長墓と考えられている大和古墳群が分布している。本古墳群はその南端近くに位置し、すぐ南には全長 280m の規模をもち、定型化した前方後円墳では最古期で卑弥呼の墓ともいわれる箸墓古墳がある。また、本古墳群の北側には、集落規模がきわめて大きく、本古墳群が営まれたころの拠点的な遺跡である纏向遺跡が広がっている。

桜井市教育委員会および奈良県立橿原考古学研究所では、本古墳群を構成する纏向石塚古墳、纏向矢塚古墳、纏向勝山古墳、東田大塚古墳、ホケノ山古墳について、断続的に内容を確認するための発掘調査を実施してきた。その結果、これらは全長 100m 前後の前方後円形の墳丘をもち、

弥生時代終末から古墳時代初頭に当たる庄内式期から布留式最古期にかけて築造されたことが明らかとなってきた。今回、史跡に指定するのは、調査により内容を把握できた纏向石塚古墳とホケノ山古墳である。

纏向石塚古墳は全長 96m の前方後円形の墳丘をもつ。後円部は楕円形で、前方部は撥形に広がる。後円部は 2 段の段築を確認しているが、古絵図からすると本来は 3 段であった可能性が高く、後円部に対し前方部が著しく低い点の特徴である。周囲には前方部前面が幅 4 m、それ以外は幅 20m 前後の周濠が巡る。周濠からは、鋤や鍬等の農耕・土木具、鶏形木製品、弧文円板、朱塗板等の祭祀具、建築部材等を確認した。埋葬儀礼あるいは墓上祭祀に関わるものとみられる。築造時期には諸説あるが、庄内式期の可能性が高い。

一方、ホケノ山古墳は全長約 80m の前方後円形の墳丘をもち、周囲には幅 20m 程度の周濠が巡る。後円部には 2 段の段築を確認し、前方部は後円部に比べると著しく低くなっている。墳丘斜面には葺石が伴うことも明らかとなった。後円部の埋葬施設は、木槨部分の周囲に石を積み上げるといふ珍しい構造であった。床には礫が敷かれ、舟形木棺があったと推測されている。副葬品としては画文帯神獣鏡 1 点、銅鏃 38 点以上、鉄鏃 75 点以上、素環頭大刀 1 点、鉄刀 1 点、鉄剣 6 点のほか、鍔形鉄製品 1 点、鉄鑿 2 点、鉄鉈 2 点などがある。また、埋葬施設の上には壺や小型丸底壺が置かれていたと考えられている。副葬品の内容により、庄内式期から布留式最古期の築造とみられる。

纏向古墳群は初期大和王権が成立したとされている奈良盆地東南部において、定型化した前方後円墳よりさかのぼる時期に築造が始まった。この時期、纏向石塚古墳等と相似形の墳丘をもつ古墳が九州から関東で確認されているが、注目されるのは本古墳群が分布の中心で、規模も大きい点である。庄内式期に、すでに大和地域の首長を中心とする政治連合が形成されていたことを



整備事業前の纏向石塚古墳

示唆する。一方、纏向石塚古墳の周濠から出土した木製品の在り方、ホケノ山古墳の埋葬施設の構造や副葬品の構成は、定型化した前方後円墳には見られないものであり、弥生時代終末期の墳丘墓とする意見もある。

本古墳群は定型化した前方後円墳の成立過程、さらにはわが国における古代国家の形成過程およびその時期における社会の状況を知るうえで重要である。よって、名称としてすでに定着している纏向古墳群として史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修 『月刊文化財』 平成 18 年 2 月号所収 「新指定の文化財」 より一部改変)

### 3) 指定地の範囲

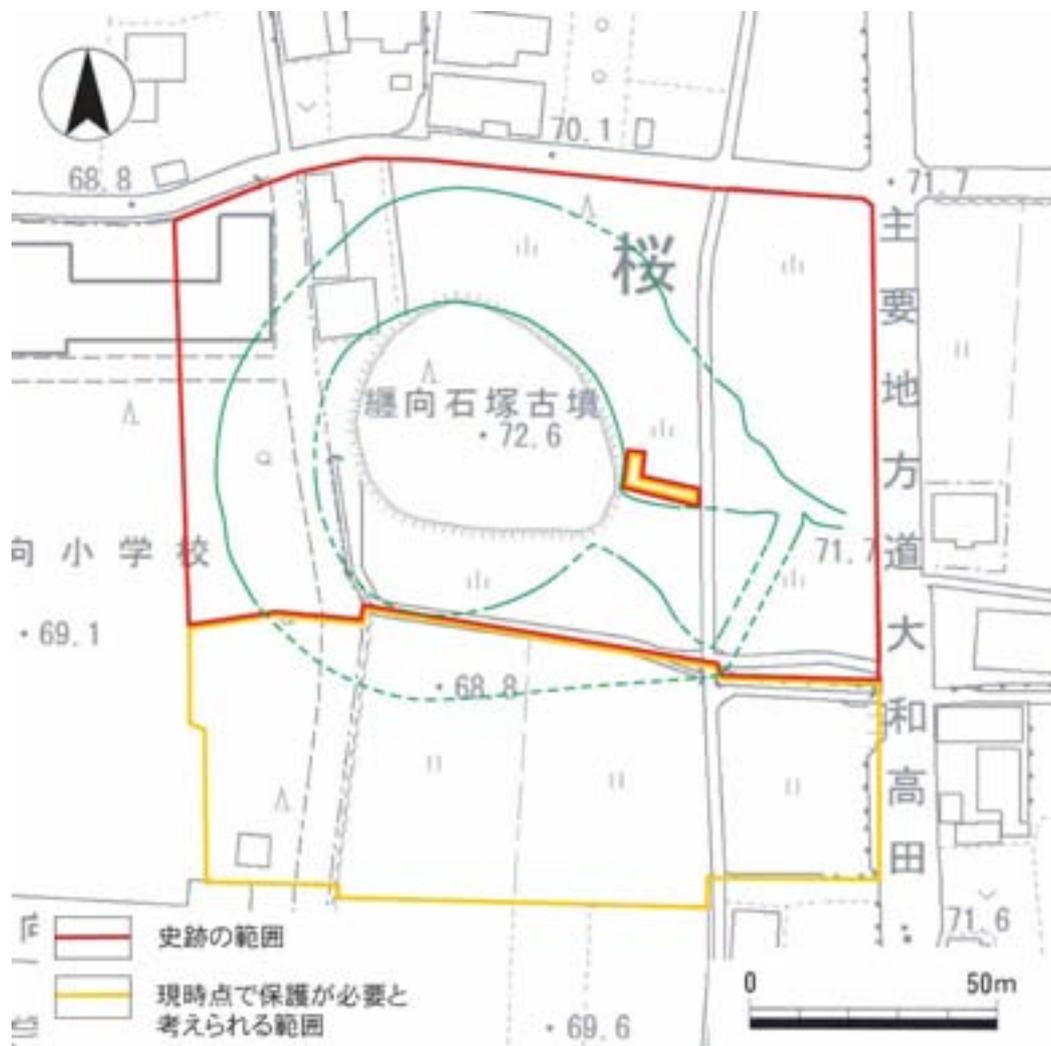


図6 史跡指定範囲:纏向石塚古墳



図7 史跡指定範囲:ホケノ山古墳

## (2) 史跡指定地の土地所有状況

桜井市では史跡指定を受ける以前より両古墳の買収事業を実施しており、既に墳丘部および周濠部において多くを公有地化している。

下記にあげたのは平成27年度当初の段階における纏向石塚古墳・ホケノ山古墳の土地所有者別一覧である。なお、史跡指定の面積および、公有地化の面積はすべて公簿上の面積となっており、将来的には実測面積に訂正する予定である。

表4 纏向石塚古墳所有者別一覧表

所有者	地目	面積	備考
市有地	田・畑・井溝・雑種地・公衆用道路・里道	10,396.50 m <sup>2</sup>	纏向小学校用地
民有地	田・雑種地	2,417 m <sup>2</sup>	
計		12,813.50 m <sup>2</sup>	

表5 ホケノ山古墳所有者別一覧表

所有者	地目	面積	備考
市有地	田・畑・井溝・宅地・里道・墓地・里道・水路	6,001.1 m <sup>2</sup>	
民有地	田・宅地	3,523.26 m <sup>2</sup>	
計		9,524.36 m <sup>2</sup>	

### (3) 史跡指定地の調査成果

#### 1) 纏向古墳群の調査の概観とその評価

纏向古墳群の調査は纏向遺跡と同じ昭和46年(1971)以降、桜井市教育委員会および奈良県立橿原考古学研究所が主な調査担当機関として発掘調査を実施してきた。古墳群は主に箸墓古墳・纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・東田大塚古墳・ホケノ山古墳・メクリ1号墳などの出現期の前方後円墳や前方後方墳からなるもので、最古の古墳群とされている。

これらのうち、中核となるのは箸墓古墳であるのは言うまでも無いが、纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・東田大塚古墳・ホケノ山古墳・メクリ1号墳などは箸墓古墳に先行、或いは併行する時期のものであり、我が国における古墳の出現や古墳時代の始まりを探る上で極めて重要な古墳群であるとされている。

#### 2) 纏向石塚古墳の調査

纏向石塚古墳の主な調査は昭和47年(1972)に学校建設に先立って第1次調査が行われ、幅約20mの周濠が確認されている。周濠からは多くの土器のほか、鋤・鍬・鶏形木製品・弧文円板などの特殊な木製品も出土しており、築造時期は出土土器の年代観より3世紀前半とされ、以来我が国最古級の古墳として注目されることとなっている。

現在までに9次の調査が行われ、4次調査以降はいずれも古墳整備に伴う範囲確認調査である。これまでの調査の結果、古墳の全長は99m、後円部径約64～65m、前方部長約30m、クビレ部幅18mの墳丘を持つことが判明している。以下に調査毎の位置や成果などの概要を整理する。

##### 【纏向遺跡第6次調査(纏向石塚古墳第1次)】

纏向小学校の移転新築に際して行われた調査である。この時点においては纏向石塚古墳に関しては墳形や規模・築造時期などその実態は全くわかっていなかったため、墳丘測量図の作成および学校用地内の遺構の分布状況を探る事を目的とした1,028 m<sup>2</sup>のトレンチ調査が行われている。

調査区は校舎建物予定地東端から運動場部分へと南北に設定されたトレンチと、これに交差する形で残存する古墳の墳丘西側から運動場予定地にかけて設定された東西トレンチの2本をあわせて第1次調査第1トレンチ(以下すべてのトレンチ名称は「1-1トレンチ」のように「次数-トレンチ番号」で表記する)と呼称している。

この1-1トレンチからは南北約50m、幅約20mの弧状に巡る落ち込みが検出され、古墳の周

圃には周濠が存在することが確認されているが、さらに周濠の延長部分の様相を探るために墳丘の西北部分に設定されたのが1-2トレンチである。この1-2トレンチからはやはり古墳北西部の墳丘肩部と周濠の外肩部が検出されており、周濠外肩部の形状を根拠として推定された墳形は径70m~80mの円墳であった。

なお、周濠部分の調査は上面検出を基本とし、部分的にしか内部の調査は行われていないがそれでも1-1トレンチからは土器資料のほか、鋤や有頭棒など多くの木製品や鶏形木製品が出土し、注目を浴びるとともに出土土器の年代観から庄内0式期（原報告では纏向1式期）の築造と推定され、3世紀代に遡る列島内最古の古墳となる可能性が指摘されている。

#### 【纏向遺跡第8次調査（纏向石塚古墳第2次）】

残存する墳丘の南隣接地の水田において墳形確認のためのトレンチ調査が行われたもので、南北方向に6本のトレンチが設定され122㎡の調査が行われている。このうち2-1から2-3トレンチでは墳丘の基底や端部、そして周濠の存在が確認され、2-4から2-6トレンチでは墳丘の下に存在するとみられる弥生時代後期の包含層が厚く堆積する状況が確認されており、墳丘がさらに南側に展開する状況が確認されている。

これらの調査成果から、墳形は第1次調査で考えられていた規模よりもやや小さな南北60m~75m、東西60mの扁円形を呈することが判明し、また墳丘東側の水田区画の検討により東へ張り出す前方部を持つ可能性が指摘されるに至っている。

なお、この調査からの出土遺物には墳丘下の包含層や周濠埋土内から得られた土器の他、周濠埋土の下層からは加工された丸太材や鋤・鍬などの多くの木製品があり、中でも特殊な遺物として目をひくものに弧文円板がある。

#### 【纏向遺跡第10次調査（纏向石塚古墳第3次）】

調査の対象とされたのは現存する墳丘の南西に隣接する水田と間に里道を挟んだ東側の水田の2筆で、西側から順に3-1、3-2、3-3トレンチと3本のトレンチが設定され272㎡の調査が実施されている。このうち、周濠が墳丘に沿って弧を描くと推定されていた3-1トレンチでは前方部の南側面とこれに沿う周濠が検出され、纏向石塚古墳が東南方向に前方部を持った前方後円墳となる事が初めて確認されている。

また調査区は矮小ながら、3-2トレンチでは幅約6m、深さ約50cmの溝の存在が確認されている。この溝は前方部前面を区画するための施設と考えられ、前方部前面は規模の小さな区画溝によって区切られていたことが確認されている。この調査からの出土遺物には土器資料の他に、3-1トレンチの前方部南側面の周濠からは柱材・板材・異形木製品など建築材を中心とした多くの木製品が出土している。

#### 【纏向遺跡第55次調査（纏向石塚古墳第4次）】

調査は墳丘北から東部一帯の墳丘形状や周濠の状況を把握することを目的としたもので、計700㎡の調査が行われている。

調査区は1-2トレンチで確認されている墳丘北側の墳丘や周濠の形状を確認するための4-1トレンチ、墳丘東側の周濠外肩部のラインを確認するための4-2トレンチ、後円部北東部分の墳丘ラインを確認するための4-3eトレンチ、前方部からクビレ部、そして後円部にかけての墳丘と周濠の様子を確認するための4-3a~dトレンチ、前方部北東隅の墳丘および周濠の

形状を確認するための4-4トレンチと計5ヶ所に調査区が設定されている。

墳丘・周濠ともに部分的な掘り下げしか行われていないが4-3 dトレンチからは盛土に伴う土器が、4-3 aトレンチからは周濠堆積の下層部分より土器の他に柱材・鋤・鍬・横槌・槽・板材など多量の木製品が、4-4トレンチの周濠堆積内や導水溝からは土器の出土があった。

この調査で特筆すべきは、それまで庄内0式期と考えられていた纏向石塚古墳の築造年代に対し、出土遺物の検討から周濠への土器や木製品の一括投棄が布留0式期に下り、古墳の築造時期も布留0式期から庄内3式期に微妙に食い込む時期へと下る可能性が指摘されたことで、以来、古墳の築造時期を巡って長く論争が続く事となっている。

#### 【纏向遺跡第62次調査（纏向石塚古墳第5次）】

この調査の対象となったのは墳丘北側の周濠外肩ラインの確認であるが、これに関しては4-1、4-2トレンチにおいて既にその一部が確認されているものの、それぞれの調査区が約70mもの間をおいて設定されていることからこの間の様相をさらに明らかにすることを目的として想定される周濠の推定ライン上に5-1から5-6までの6本のトレンチを設定し、計350㎡の調査が行われている。この結果、5-2トレンチから5-6トレンチに至る対象地西側部分ではほぼ推定ラインどおりに周濠外肩のラインを検出することに成功している。

#### 【纏向遺跡第66次調査（纏向石塚古墳第6次）】

調査の対象となったのは墳丘北側の墳丘ラインの確認で、既に確認されている1-2、4-1、4-3 e、4-3 dトレンチ間の墳丘形状を明らかにすることに主眼を置き、先に調査を実施した5-1から5-4トレンチと軸を揃えるように6-1から6-4トレンチまで、計4本、計131㎡の調査区が設定されている。この調査では墳丘にかかる部分は第4次調査で確認されている平安時代以降の攪乱土を除去し、周濠にかかる部分は周濠堆積土上面までの掘削を基本として調査が行われ、当初の推定どおりに墳丘のラインが検出されている。

また、4ヶ所の調査区の内6-1トレンチにおいては土層の検討のため一部断ち割りを行ったところ、墳丘盛土下において古墳に先行するとみられる溝や土坑の存在が確認されたため、当初の予定を変更して盛土の除去を行い、下層遺構の調査が行われている。

#### 【纏向遺跡第77次調査（纏向石塚古墳第7次）】

調査の主眼となったのは6-4、4-3 dトレンチで既に確認されている墳丘東側の墳丘ラインの再確認と、周濠北側の外肩部の詳細な構造および周濠より外側の遺構の残存状況の確認であり、周濠北側には7-1トレンチを、墳丘東部には7-2トレンチが設定され、計270㎡の調査が行われている。このうち、7-1トレンチでは古墳に先行するとみられる弥生時代後期の土坑が検出されたのみで、周辺には顕著な遺構は存在しないことが判明するとともに、7-2トレンチでは墳丘ラインが当初の推定線どおりに検出されている。

なお、この調査の終了を受けて墳丘北側の周濠部分を中心としたエリアで第1期整備工事が実施され、史跡公園として市民の憩いや、まなびの場として活用されている。

#### 【纏向遺跡第87次調査（纏向石塚古墳第8次）】

第1期整備工事の完了を受けて、第2期整備事業の対象となる墳丘部に8-1から8-5トレンチの5本の調査区が設定され、402㎡の調査が実施されている。調査は後円部の段築などの外表施設の有無確認と盛土等の構造確認のため古墳の中軸線上に8-1トレンチを、そして第二次

大戦中に墳丘上に築かれたとされる高射砲陣地による墳丘の攪乱状況を把握するために8-1トレンチに直交する形で8-2から8-4トレンチが設定されている。

また、8-5トレンチは国土座標に基づいた記録が残されていなかった3-1トレンチの正確な位置を割り出すとともに、検出されている前方部のラインと現在の測量図の整合性を持たせるために設定された補足的なトレンチで、3-1トレンチと重複する形で調査区が設定されている。

この調査の結果、8-1トレンチの墳丘西端部からは墳丘1段目の段築とみられる平坦面の存在が確認され、箸墓古墳に先行する出現期古墳としては初めて段築の存在が確認されるとともに、墳丘の断ち割り調査からは築造時に墳丘に混入したと考えられる多くの土器資料が得られたほか、盛土および墳丘下の遺構面の状況が確認されている。

#### 【纏向遺跡第144次調査（纏向石塚古墳第9次）】

調査が行われたのは平成元年（1989）に検出された前方部の北側の水田部分で、周濠外肩およびその周囲の遺構の状況を明確にするため4-2トレンチを含め周辺を大きく広げる形で477㎡のトレンチが設定されている。この調査の結果、纏向石塚古墳の周濠形状は4-4トレンチと5-5トレンチで検出されている周濠ラインをほぼ直線的に結んだ形となり、後円部では墳丘に沿うようにつくられ、クビレ部付近から前方部に向かって直線的に窄まっていくいわゆる馬蹄形に近い形状であることが判明している。

以上、9次にわたる調査の状況とその成果を概観してきたが、これらの調査により確認された纏向石塚古墳の墳形および周濠形状などの様々な属性は、矢塚古墳・ホケノ山古墳などとともに「纏向型前方後円墳」の典型例として古墳の出現をめぐる論争の中で重要な位置を占めることとなった。また、周濠から出土した弧文円板や鶏形木製品をはじめとする木製祭祀遺物の存在は出現期古墳における墳墓祭祀の様相を伺わせるものとして、その後の研究の進展に大きく貢献している。

表6 纏向石塚古墳の調査一覧

調査年度	調査回数	調査主体	主な遺構・遺物	備考
昭和46年度	纏向遺跡第6次	檀原考古学研究所	古墳北西部墳丘肩部・周濠外肩部・古式土師器・鶏形木製品・鋤・有頭棒	学校建築
昭和50年度	纏向遺跡第8次	檀原考古学研究所	後円部南側墳丘基底部・周濠・古式土師器・弧文円板・鋤・鍬	資材倉庫・家屋建築
昭和51年度	纏向遺跡第10次	檀原考古学研究所	前方部南側面・周濠・古式土師器・柱材・板材・異形木製品	農業用倉庫建築
平成元年度	纏向遺跡第55次	桜井市教育委員会 檀原考古学研究所	前方部北東隅墳丘・周濠・導水溝、北側後円部～クビレ部墳丘・周濠・古式土師器・柱材・鋤・鍬・横槌・槽	整備事業
平成3年度	纏向遺跡第62次	桜井市教育委員会	古墳北側周濠外肩部・古式土師器	整備事業
平成4年度	纏向遺跡第66次	桜井市教育委員会	後円部北側墳丘・周濠・古式土師器	整備事業
平成5年度	纏向遺跡第77次	桜井市教育委員会	古墳北側周濠外肩部、後円部北東側墳丘・古式土師器	整備事業

平成7年度	纏向遺跡第87次	桜井市教育委員会	後円部1段目の段築平坦面、墳丘盛土および墳丘下の遺構面・古式土師器	整備事業
平成17年度	纏向遺跡第144次	桜井市教育委員会	前方部北東側周濠外肩部、石塚東古墳、方形周溝墓2基・古式土師器	整備事業

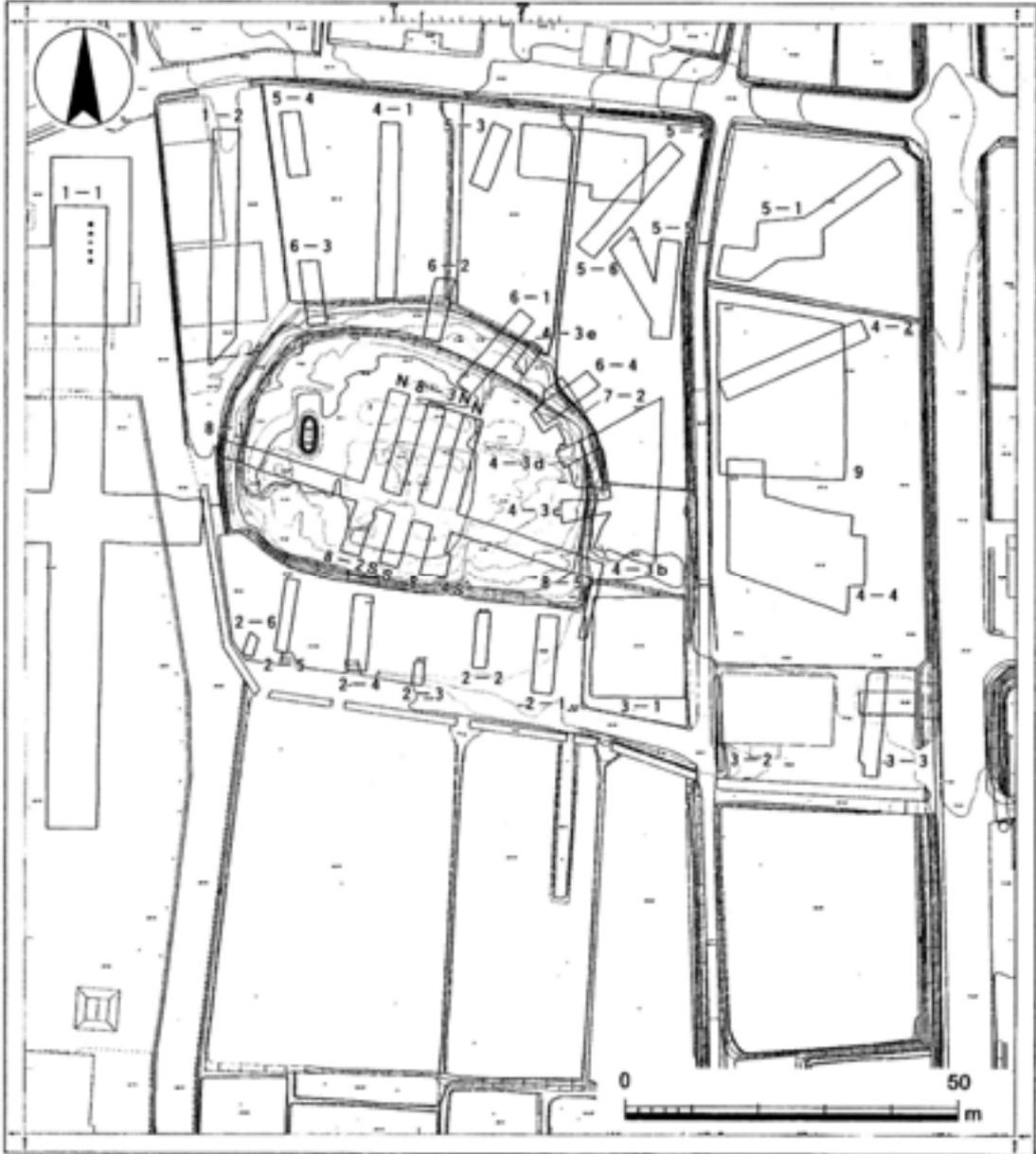


図8 纏向石塚古墳調査地位置図

### 3) ホケノ山古墳の調査

ホケノ山古墳は平成7年（1995）の遺跡整備事業に伴う範囲確認調査が行われて以降、平成12年（2000）まで4次にわたって範囲確認調査が行われている。この結果、全長は約80m、後円部径約55m、前方部長約25mの墳丘を持つことが解っており、周濠については全周するものか否かは判然としないが、幅10～17mの周濠状遺構が検出されている。以下、調査毎の成果や概要を整理しておく事とする。

### 【纏向遺跡第 83 次調査(ホケノ山古墳第 1 次)】

ホケノ山古墳第 1 次調査は史跡整備に先立つ調査として行われたものである。墳丘の東から北部分にかけて、周濠と墳丘裾に都合 9 本のトレンチを設定した。調査面積は 490 m<sup>2</sup>である。調査の結果、ホケノ山古墳は全長約 80m、後円部径約 60m、前方部長約 20m、後円部高約 8.5m、前方部高約 3.5mの前方後円墳と推定された。葺石をもつが、埴輪は確認されなかった。周囲に周濠がめぐることが確認された。周濠からは布留 0 式期の遺物が出土しているため、それ以前の築造と考えられている。

### 【纏向遺跡第 91 次調査(ホケノ山古墳第 2 次)】

ホケノ山古墳第 2 次調査は古墳東側に 4 か所のトレンチを設定し、1 次調査に引き続き周濠と墳丘裾を調査した。調査面積は 252 m<sup>2</sup>である。この調査では後円部東側の周濠の肩を確認できた。

また、1 次調査で一部を検出していた遺構が木棺直葬墓であることが判明した。木棺墓はホケノ山古墳の葺石を外して構築されており、ホケノ山古墳築造以降の所産である。墓内部には水銀朱が散布されており、複合口縁壺が伴う。供献土器と考えられるが壺棺の可能性も否定できない。

### 【纏向遺跡第 105 次調査(ホケノ山古墳第 3 次)】

ホケノ山古墳第 3 次調査は既存の擁壁を除去する際に後円部の断面調査をおこなったもので調査面積は 20 m<sup>2</sup>である。ホケノ山古墳の後円部の相当部分が地山を利用して構築されていることが確認された。盛土は総じて砂質土と土を交互に叩き締めて丁寧に盛り上げている。

### 【纏向遺跡第 115 次調査(ホケノ山古墳第 4 次)】

ホケノ山古墳第 4 次調査は後円部墳頂と墳丘斜面に調査区を設定した。調査面積は 424 m<sup>2</sup>である。この調査では後円部墳頂にホケノ山古墳の中心埋葬施設である「石囲い木槨」を検出したほか、石囲い木槨に寄り添うように古墳時代後期の横穴式石室が検出された。石囲い木槨は特殊な埋葬施設で、木槨の周囲に石を積み上げて構築した石槨からなる 2 重構造をもつ。木槨内部には舟形木棺を安置する。この埋葬施設からは加飾二重口縁壺や小形丸底土器が出土したほか、画文帯同向式神獸鏡や内行花文鏡・多数の銅鏃や鉄鏃・鉄製刀剣類・鉄製農耕具など多量の鉄製品が出土した。時期については庄内 3 式期と考えられている。横穴式石室は天井石を失っていたものの、内部からは家形石棺のほかに釘付式の木棺もあったものと考えられる。この石室は石囲い木槨を避けるように築造されており、その存在を意識していたものと考えられている。

以上、4 次につながる調査状況を概観したが、ホケノ山古墳の調査は「ヤマト」における出現期古墳の墳丘や埋葬施設の属性を研究する上で、多くの情報を提供した。特に墳丘の調査では後円部が 2 段以上、前方部は 1 段の構造を持つこと、そして纏向遺跡内の纏向型前方後円墳では唯一葺石を持つものであることが判明したほか、埋葬施設の調査では豊富な遺物が出土した「石囲い木槨」の構造が明らかにされたことなどは特筆される成果と言えよう。

表 7 ホケノ山古墳の調査一覧

調査年度	調査回数	調査主体	主な遺構・遺物	備考
平成 7 年度	纏向遺跡第 83 次	桜井市教育委員会 橿原考古学研究所	クビレ部・段築・葺石・周濠状遺構・古式土師器・木製品	整備事業

平成8年度	纏向遺跡第 91 次	桜井市教育委員会 橿原考古学研究所	前方部埋葬施設・周濠・古式土師器	整備事業
平成9年度	纏向遺跡第 105 次	桜井市教育委員会	後円部墳丘盛土・古式土師器	整備事業
平成 12 年度	纏向遺跡第 115 次	大和古墳群調査委員会	石囲い木槨・横穴式石室・加飾二重口 縁壺・小形丸底土器・画文帯神獸鏡・ 内行花文鏡・銅鏃・鉄鏃・鉄製刀剣類・ 鉄製農耕具	学術調査

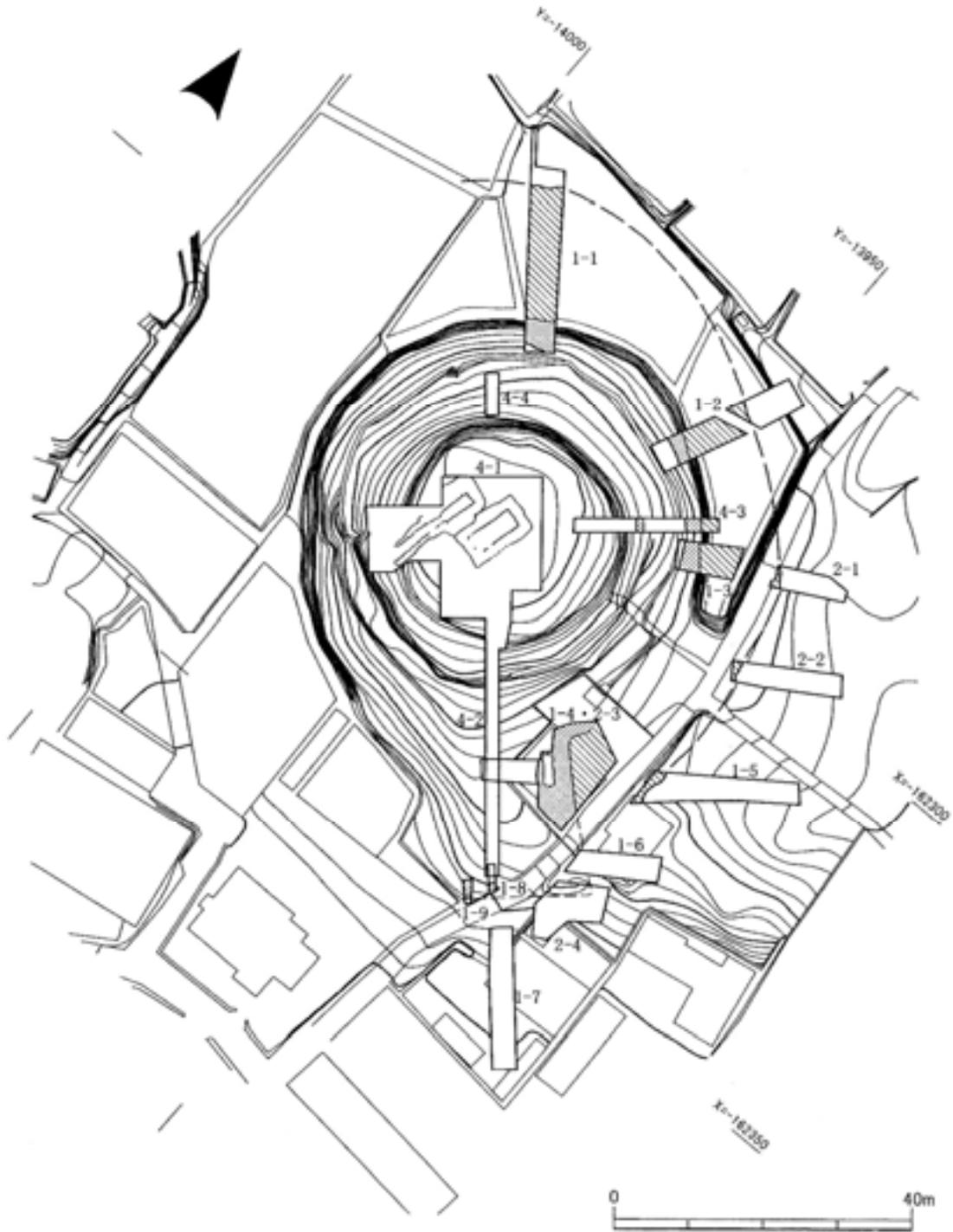


図9 ホケノ山古墳調査地位置図

## 5. 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会

### (1) 委員名簿

#### ◎委員会

	氏名	所属	
会長	白石 太一郎	大阪府立近つ飛鳥博物館 館長	考古学
委員	坂井 秀弥	奈良大学文学部文化財学科 教授	考古学
委員	寺澤 薫	桜井市纏向学研究センター 所長	考古学
委員	小野 健吉	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長	史跡整備・境界農学・環境農学
委員	金原 正明	奈良教育大学教育学部理科教育講座 教授	環境考古学
委員	黒田 龍二	神戸大学大学院工学研究科 教授	建築学
委員	井原 縁	奈良県立大学地域創造学部地域総合学科 准教授	景観・環境デザイン学
委員	苅谷 俊介	(株)土舞台 日本考古学協会員	有識者
委員	田中 和夫 田中 照起	纏向校区区長会 会長(～H27.3) 纏向校区区長会 会長(H27.4～)	地元区長

#### ◎オブザーバー

オブザーバー	文化庁文化財部調査官 浅野 啓介	
オブザーバー	奈良県教育委員会文化財保存課長 小槻 勝俊(～H27.3) 奈良県教育委員会文化財保存課長 尾登 政司(H27.4～)	
オブザーバー	奈良県まちづくり推進局地域デザイン推進課	
オブザーバー	太田区長 吉岡 靖雄(H27.4～)	
オブザーバー	辻区長 西原 弘毅(H27.4～H28.1) 辻区長 中西 一雄(H28.1～)	

#### ◎庁内関係部局

桜井市教育委員会 教育長 石田 泰敏	
市長公室 次長 行政経営課長事務取扱 森山 寛美(～H27.3) 市長公室 行政経営課長 後藤 文彦(H27.4～)	
まちづくり部 次長 竹田 勝彦(～H27.3) まちづくり部 観光まちづくり課長 青木 浩之(H27.4～)	

都市建設部 都市計画課長 奥田 道明(～H27.3)

都市建設部 都市計画課長 山田 誠一(H27.4～)

◎事務局

教育委員会事務局長 竹田勝彦(H27.4～) 文化財課 課長 渡辺 芳久 主幹 井前 貴雄(～H27.3)  
主幹 調査研究係長事務取扱 橋本 輝彦 技師 森 暢郎 臨時職員 木場 佳子

◎コンサルタント

株式会社歴史環境計画研究所 主宰 秋山 邦雄 主任研究員 秋山 剛 小野 ゆきえ

## (2) 審議経過

第1回 平成27年2月17日(火) 午前10時～

次第 1. 開会

2. 委員・オブザーバー紹介

3. 会長選出

4. 議事

(1) 保存管理・整備活用計画の策定について

a. これまでの経緯

b. 史跡地の現状

c. 桜井市の概要

d. 法規則

e. 上位計画・関連計画

(2) 委員意見交換

(3) 現地視察

(4) その他



第1回 委員会での現地視察の様子

第2回 平成27年6月29日(月) 午前10時～

次第 1. 開会

2. 委員・オブザーバー紹介

3. 議事

(1) 保存活用計画案の検討について

《協議内容》

・ I 計画の概要

・ II 桜井市の概要

・ III 纏向遺跡の概要

(2) 史跡整備事業について

・ 便益施設の位置、構造



第2回 委員会の様子

- (3) 委員意見交換
- (4) その他

第3回 平成27年9月17日(木)午前10時～

- 次第 1. 開会
- 2. 議事
  - (1) 保存活用計画案の検討について
    - 《報告》
    - ・前回からの修正項目について
    - 《協議内容》
    - ・Ⅲ 纏向遺跡の概要
      - 5. 歴史的変遷
      - 6. 纏向遺跡の全体像
    - ・Ⅳ 関係法令と諸計画
    - ・Ⅴ 遺跡の保存と管理
  - (2) 史跡整備事業について
    - ・現在の進行状況(報告)
    - ・便益施設予定地の発掘調査について
  - (3) 委員意見交換
  - (4) その他



第3回 委員会の様子

第4回 平成27年12月14日(月)午後2時～

- 次第 1. 開会
- 2. 議事
  - (1) 保存活用計画の策定について
    - 《報告》
    - ・前回からの修正項目について
    - 《協議内容》
    - ・Ⅵ 纏向遺跡の活用
    - ・Ⅶ 纏向遺跡の整備
    - ・Ⅷ 運営・体制の整備
    - ・Ⅸ 施策の実施計画の策定・実施
    - ・Ⅹ 経過観察
  - (2) 史跡整備事業について
    - ・史跡公園の平面プランと便益施設の構造
  - (3) 委員意見交換
  - (4) その他



第4回 委員会の様子

第5回 平成28年2月1日(月) 午後2時～

次第 1. 開会

2. 議事

(1) 保存活用計画の策定について

《報告》

- ・ 前回からの修正項目について

(2) 史跡整備事業について

《報告》

- ・ 現在の進行状況について

(3) 今後の業務の進行スケジュールについて

3. 委員意見交換



第5回 委員会の様子

パブリックコメントの実施 平成28年2月10日(水)～平成28年3月8日(火)

- ・ 本計画について広く意見を募集し内容に反映させるため、計画書案の全文を桜井市ホームページ上に掲載するとともに、市総務課情報公開コーナーならびに桜井市立図書館に閲覧場所を設けて公開し、パブリックコメントの募集を行ったが、意見の提出はなかった。

第6回 平成28年3月10日(木) 午前10時～

次第 1. 開会

2. 議事

(1) 保存活用計画の策定について

《報告》

- ・ 前回からの修正項目について

- ・ パブリックコメントの実施結果について

(2) 史跡整備事業について

《報告》

- ・ 便益施設の実施設設計について

(3) 今後の業務の進行スケジュールについて

3. 委員意見交換

4. その他



第6回 委員会の様子

## II 桜井市の概要

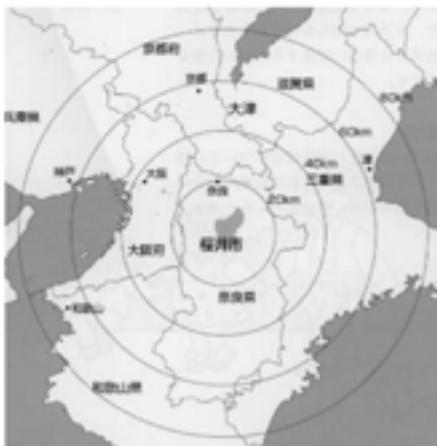
### 1. 桜井市の自然的環境

#### (1) 地理的位置

桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、東経 135 度 51 分、北緯 34 度 31 分に市の中心部がある。東西 11.9 km、南北 16.4 km、面積は 98.91 km<sup>2</sup>で、奈良県総面積の 2.7% を占める。県庁所在地奈良市までは、20km 圏（30 分圏）、大阪市へは 40km 圏（1 時間圏）にある。

市北部は、貝ヶ平山、藺生峠、竜王山を経て奈良市、天理市に続き、南部は、竜門岳を境として吉野郡に、さらに、熊ヶ岳、経ヶ塚の山峰を擁し、宇陀市に至る。中央部から東へは、三輪、巻向、初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっている。これらの山々に囲まれ、平坦部は、西北部にしだいに傾斜しながら大和平野にひろがり、田原本町、橿原市と隣接している。

纏向遺跡は、市域北西部の標高 60～90m の纏向川扇状地上に位置する。纏向川は巻向山の北麓を水源とする大和川の支流で、穴師川とも呼ばれ万葉集にも多数詠まれている。纏向遺跡はこの纏向川を南限の境界としている。現在考えられている遺跡の規模は東西 2 km、南北は 1.5 km である。遺跡の主要な部分は纏向川と烏田川に挟まれた地域に集中し、史跡指定地太田地区、辻地区とも J R 西日本桜井線（万葉まほろば線）巻向駅から至近距離に所在する。纏向遺跡はこの史跡指定地付近を中心におよそ西は東田地区、東は巻野内地区まで広がっており、その範囲は 3 km<sup>2</sup> に及ぶが、さらに北へと大きく広がっている可能性も考えられている。



桜井市 HP より転載



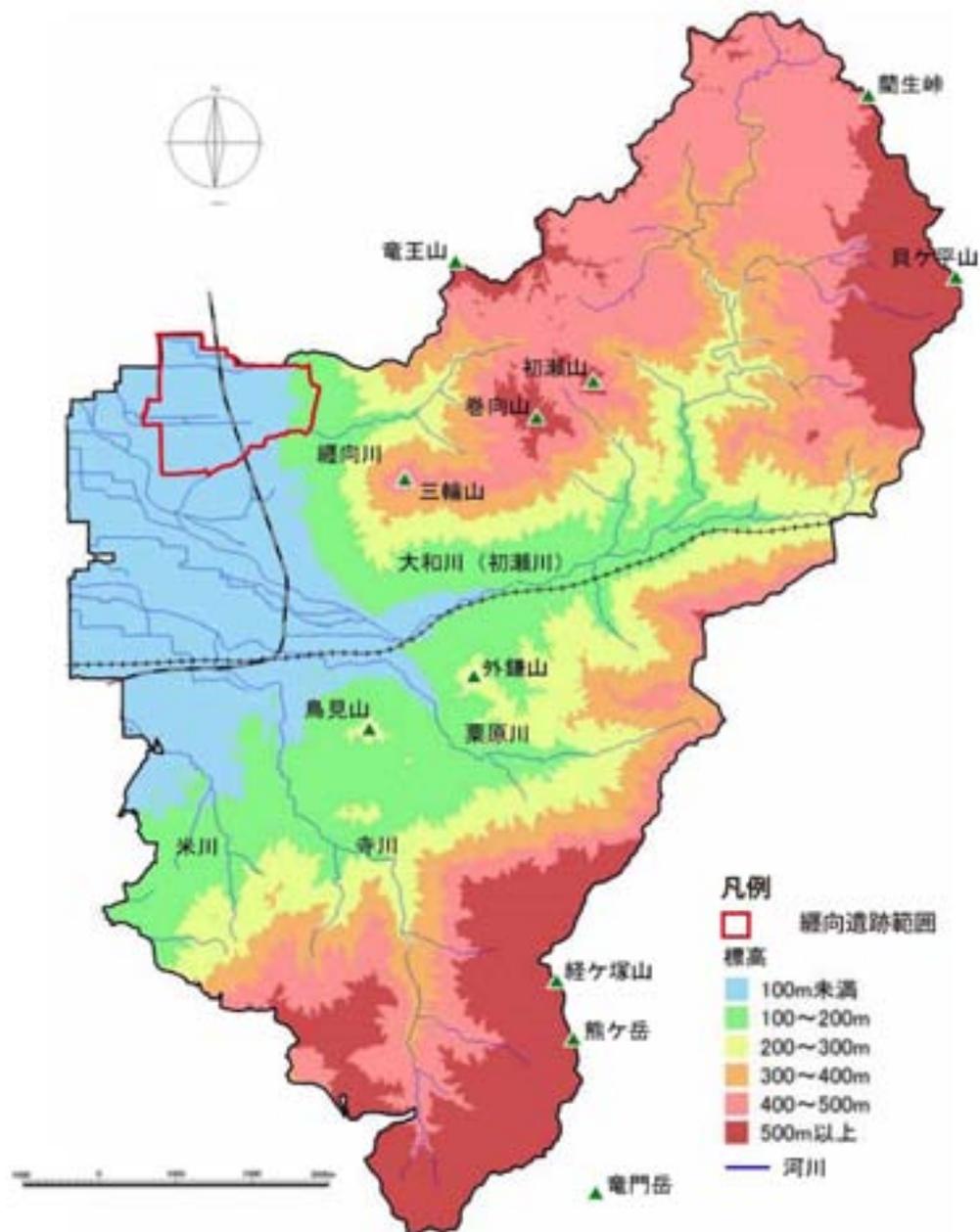
図 10 桜井市位置図

## (2) 地形

桜井市は奈良盆地の東南部とその背後に続く大和高原・宇陀山地・吉野山地の一部より構成されている。市域のほぼ中央では春日山断層と初瀬構造谷が交差し、巻向山地塊崖・御破裂山地塊崖が盆地に面する西北斜面にはいくつもの溪谷が形成されている。

また、平地部にはこれらに源を発する初瀬川や寺川・米川・纏向川・栗原川など多くの河川が流れ、これらによって形成された扇状地の自然堤防上を主として多くの遺跡が展開している。市域全面積の約60%が山間部である。

纏向遺跡は標高60～90mの扇状地に位置し、遺跡内部には旧河川によって形成された6つの微



資料 標高:基盤地図情報数値標高モデル、  
河川:国土数値情報及び桜井市資料

図 11 標高及び河川分布図 『桜井市歴史文化基本構想』より転載・一部加筆

高地が存在する。北から柳本微高地、草川微高地、巻野内微高地、太田北微高地、太田微高地、箸中微高地である。纏向遺跡のすぐ北は天理市となっている。天理市は市街地中央部を布留川が西に流れ、布留川扇状地上に市域が形成されている。

史跡指定地太田地区は太田微高地の中央、標高約 74m 前後の下位段丘に立地し、辻地区は東から西へと緩やかな傾斜をもった太田北微高地のほぼ中央に位置し、こちらも幅の狭い標高 74~75 m の下位段丘上に遺構が展開している。

### (3) 地質

市域西側は、奈良盆地に含まれる低地であり、地形は砂礫台地が中心で、地質は主に礫・砂・泥などの未固結堆積物で形成されている。土壌は、灰色低地土壌を中心として、細粒灰色低地土壌などがみられる。市域全面積の 60% は山間部であり、硬質で安定した斑れい岩類を含んだ花崗岩で形成されている。

纏向遺跡は、纏向川や鳥田川により形成された扇状地上に展開している。扇状地は河谷の開析により段丘化しており、纏向遺跡は下位段丘堆積物や洪水堆積物上に成立している。洪水堆積物には縄文時代後期の遺物が含まれる。



図 12 桜井市の地質

西宮克彦 1979 より

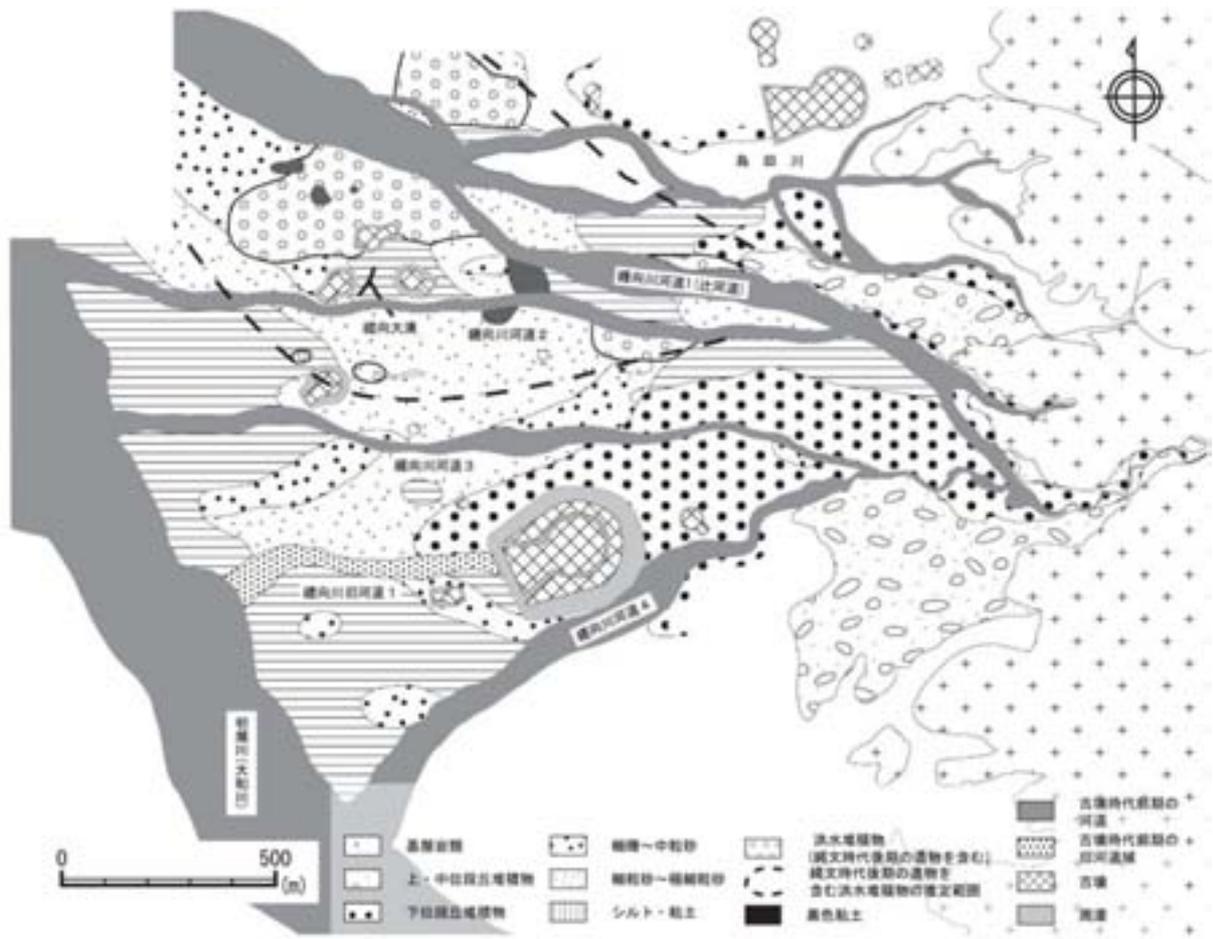


図 13 纏向遺跡の古地理図

安井隆浩 2006 より

#### (4) 気候

市街地を形成している奈良盆地と、大和高原南部丘陵地もしくは山岳地とで気候条件が異なり、盆地山麓気候と丘陵気候とに大別される。丘陵部は、盆地部より気温がやや低く、降雨はやや多くなっている。全般的に夏の暑さ、冬の寒さは厳しく、盆地から山麓、さらに丘陵への移動型気候となっており、地域によって感じる気候は多岐にわたっている。

グラフは、奈良県内にある観測地点で、桜井市に気候の特性に近い奈良市の気候を、全国主要都市と比べたものである。降水量は東京都や福岡県と同じ位で、気温は大阪市や東京都より低く、東北の仙台市よりやや高い水準である。

纏向遺跡は、奈良盆地東南部の低地に位置し、盆地気候の一般的な特性である気温の較差がみられる。遺跡東部に横たわる三輪山などの山地から吹き下ろす風により、冬季は底冷えする気候となることもある。この冷涼な気候と三輪山の麓から流れる清水の恩恵を受けて、近隣の三輪山山麓では良質な素麺が生産されている。纏向遺跡内東側を南北に縦断している山の辺の道沿いには多くの万葉歌碑が残されており、その多くの歌はこの地域の豊かな気候風土や自然環境を叙情とともに詠っている。

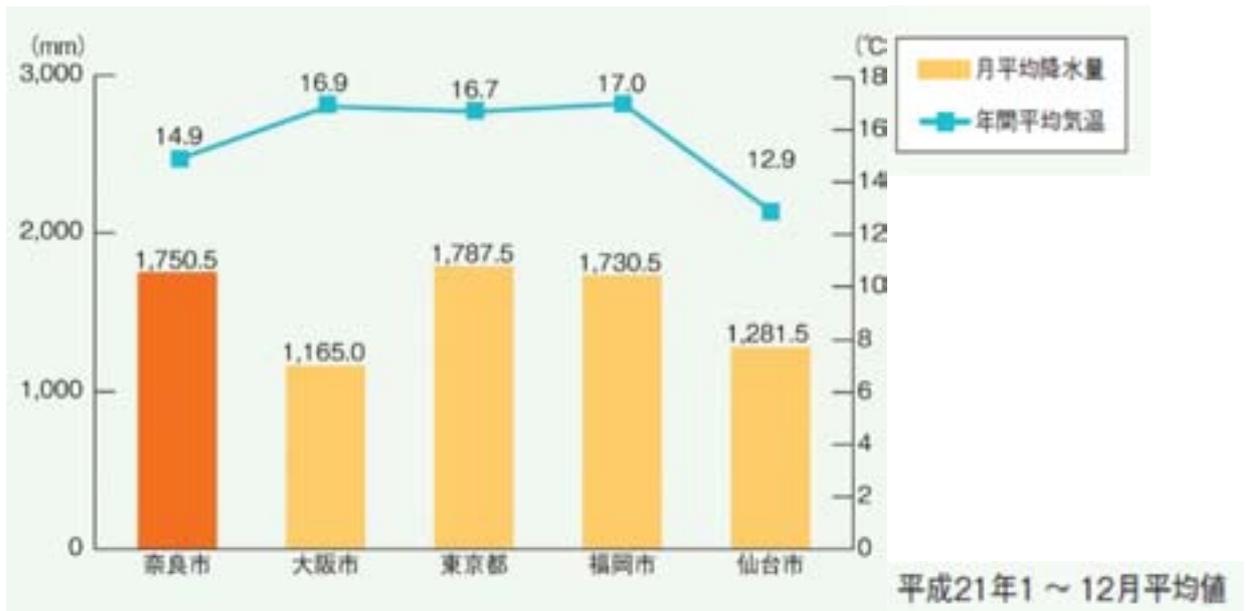


表8 月平均降水量と年間平均気温の全国主要都市との比較

桜井市『桜統計ブック』より引用・一部加工

## (5) 植生

桜井市の植生は、その特異性によって3地域「東部北側の山地」「南部南側の山地」、「西部の平地」に区分され、その集合によって形成されている。奈良盆地系の植物と大和高原系の植物、竜門多武峯系の植物が混成し、希少な植物も多く見られる。種子植物・シダ植物については、小面積の地におよそ900種が自生している。

本市の潜在自然植生は、全体的には「ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）－カシ林域」に含まれる。（環境省 生物多様性情報センター ホームページより）

地質年代区分である第四紀（約200万年前から現代まで）の氷期と間氷期の繰り返しの影響により、当時海岸であった地域にヒトモトススキなどの海岸植物が残存し、また氷期に南下した北方系のスズランなども現在まで残存し生育しており、特徴的な植生が形成されている。

しかし都市化の進行、帰化植物の侵入の他、農地や里山の管理が行き届かなくなり、いわゆる二次的な自然環境（人が手を入れることで管理・維持されてきた自然環境）も大きく変化してきている。万葉集の中で歌に詠まれてきたような「萩」「尾花」「葛」「なでしこ」「女郎花」等の身近な花についても、近年ではあまり見かけなくなっている。しかし市街地周辺にあっても、古墳や社寺等には豊かな樹林が守られている。

市域西部の低地（史跡指定地が位置する地区）の植生は、水田雑草群落となっている。水田では、夏はヒエ、コナギ、キカシグサなどの水生植物が、冬から夏にかけてはスズメノテッポウ、レンゲなどが優占する。

纏向遺跡が位置する周辺は、幹線道路沿いやJR桜井線沿線などは市街地となっている。それ以外は、水田雑草群落である。また遺跡東部の山側においては果樹園が広がっている。これは山麓部の傾斜や水脈により水田に不向きな土地が果樹園とされたものと考えられ、この地域の地形と植生、土地利用が密接に関係していることがわかる。

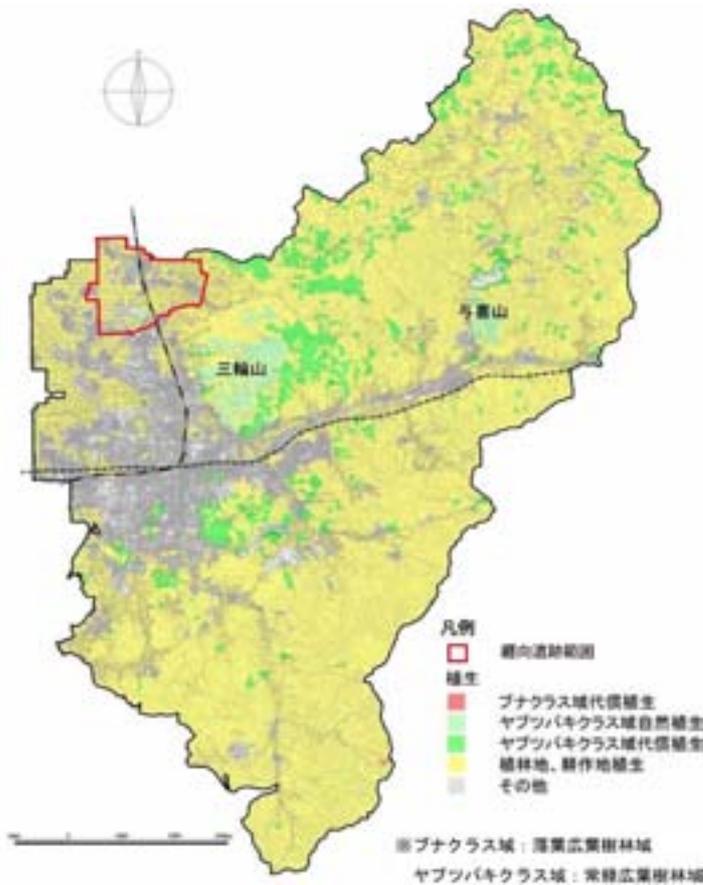


図 14 桜井市域の植生分布図

資料：環境省 自然環境保全  
基礎調査 植生調査（一部加筆）

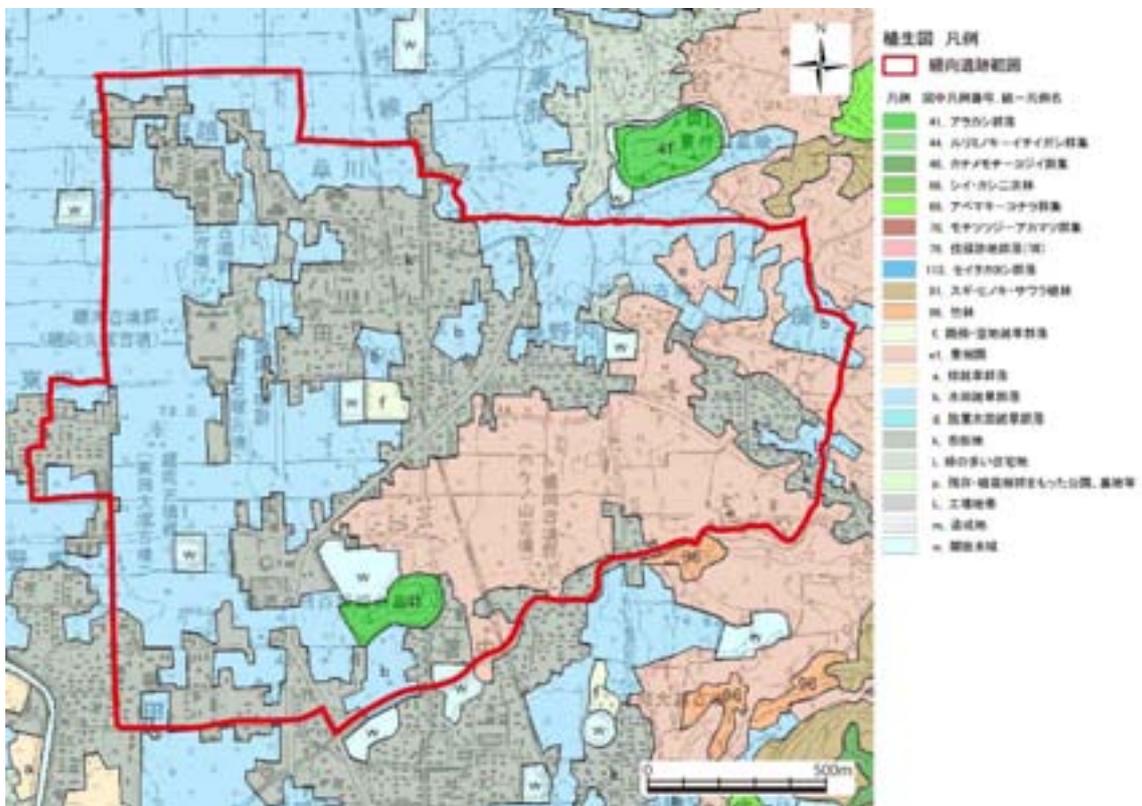


図 15 纏向遺跡周辺の植生分布図

資料：環境省 自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図「桜井」

## 2. 桜井市の社会的環境

### (1) 人口

昭和 50 年代からの長い期間で桜井市の人口をみると、平成 12 年（2000）頃まで人口が増え続けたが、この頃をピークに人口減少傾向へと転じた。しかし核家族化等の進行によって世帯数は増加している。平成 28 年（2016）の総人口等は下記の通りである。

纏向遺跡が展開する地域、大字でいう穴師、巻野内、辻、草川、太田、大豆越、東田、豊前、豊田、箸中には世帯数で 1,610 世帯、人口としては 3,952 人の住民が居住している。

（桜井市HP 平成 28 年 2 月 29 日現在、桜井市大字別人口表より）

平成 28 年 2 月 29 日現在	人口	(内訳) 男	(内訳) 女	世帯数
桜井市人口	59,000	28,078	30,922	24,508

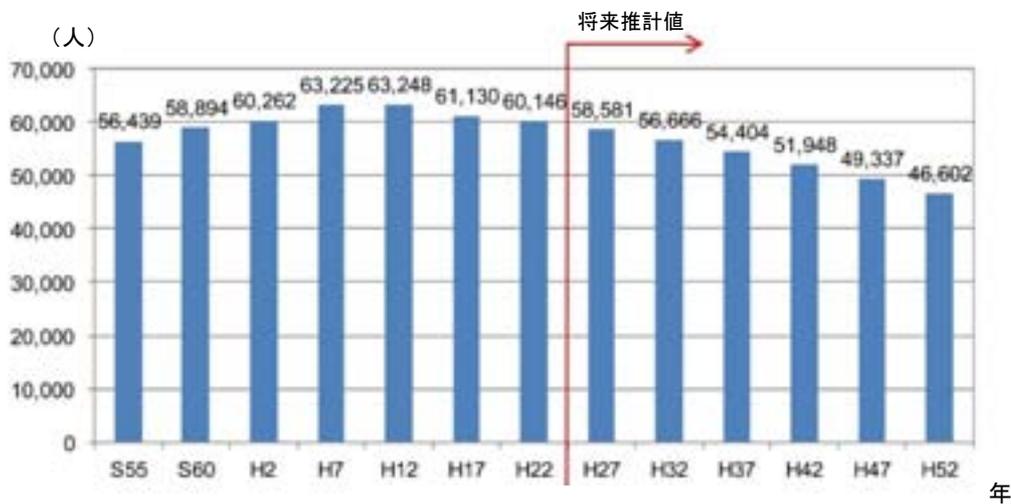


表9 桜井市の人口の推移

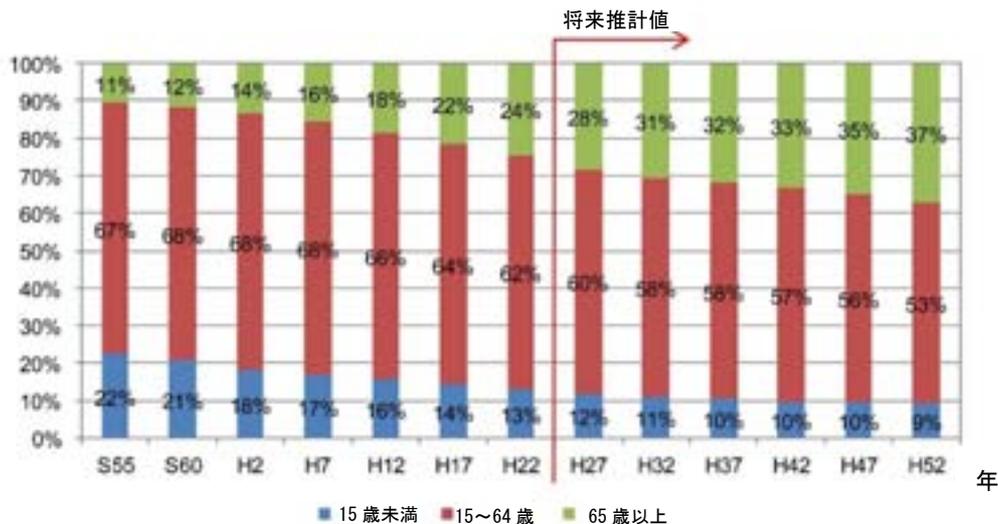


表10 桜井市の年齢別人口構成比の推移

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）

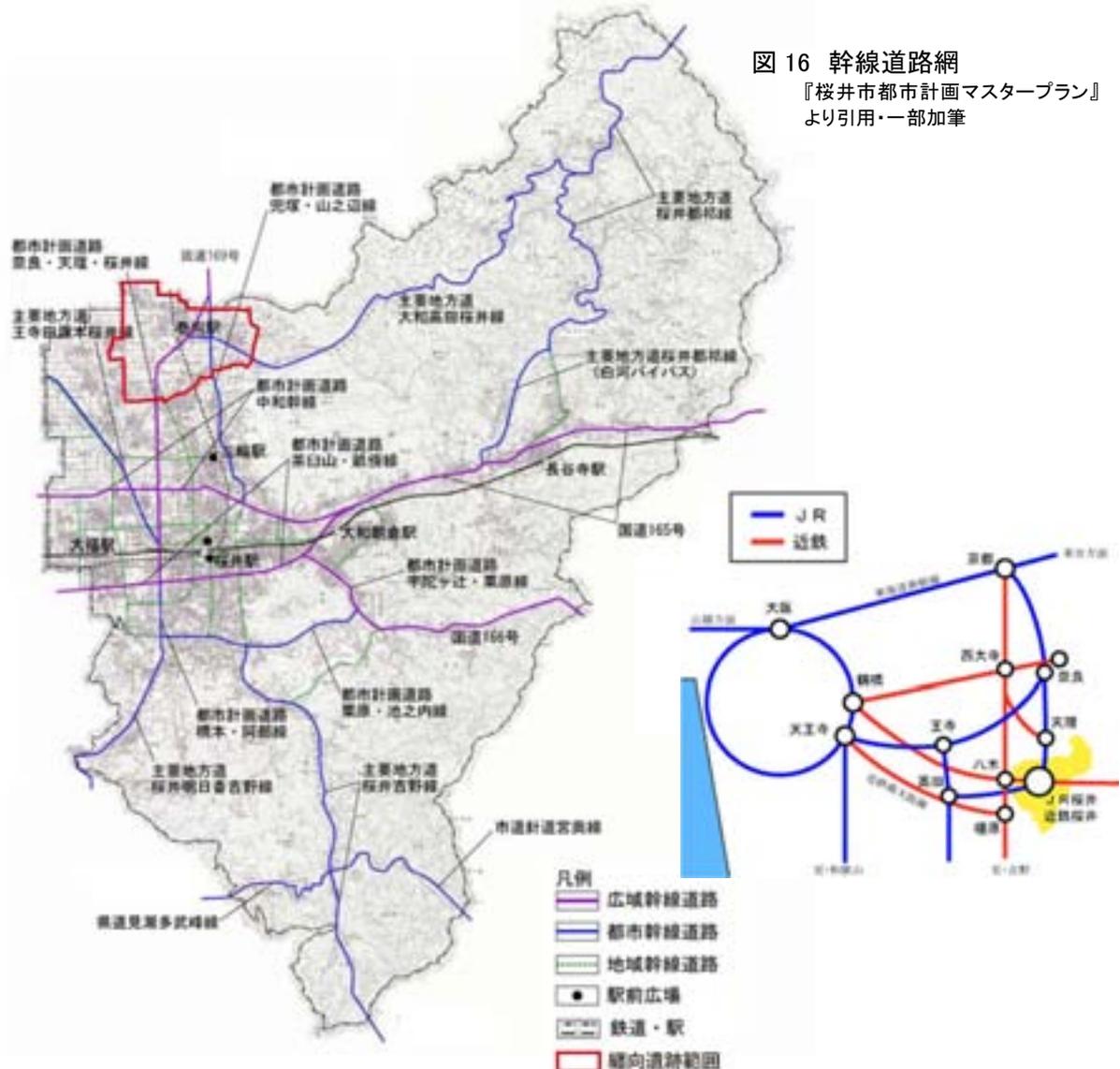
## (2) 交通・アクセス

広域幹線道路である都市計画道路中和幹線、茶臼山・畝傍線と国道 165 号が市の中央部を横断し、都市計画道路奈良・天理・桜井線が市域西部を縦断している。

また、桜井市内には J R 桜井線と近鉄大阪線の二つの鉄道が通っている。大阪方面や京都方面へ通勤、通学する多くの市民がこれらを利用している。J R 桜井線の駅は、巻向駅、三輪駅、桜井駅の 3 つで、近鉄の駅は、大福駅、桜井駅、大和朝倉駅、長谷寺駅の 4 つである。近鉄桜井駅が朝夕の通勤・通学を中心に、桜井市の主要駅となっている。

桜井市には、他にも公共交通として奈良交通の路線バスと、桜井市コミュニティバスがある。

史跡指定地太田地区・辻地区とも J R 巻向駅から至近距離である。J R あるいは近鉄を利用した場合、奈良駅から 22 分、大阪難波駅から 1 時間 10 分、京都駅からは 1 時間半弱となる。史跡指定地周辺では、都市計画道路奈良・天理・桜井線（国道 169 号、同桜井バイパス）が北東方向から南西方向に整備され、都市幹線道路である都市計画道路兜塚・山之辺線が山地西麓を通過しており、奈良市や明日香村方面からの交通に便利である。バス交通では桜井駅北口と天理駅間の路線バスが遺跡近くを通過して運行されている。



### (3) 土地利用

桜井市の面積 98.91 km<sup>2</sup>のうち、約 60.2%を森林がしめている。農用地は 7.5%、市街地は 10.2%である。

市城北西部に広がる平地は奈良盆地の南東端にあたり、旧石器時代から人が住み始め、ヤマト王権成立の地と考えられるエリアで、非常に古い時代から土地利用がなされてきた地といえる。また古くから街道や河川が交差する交通の要でもあったことから、現代においてもこのエリアでは J R 桜井線の周辺に市街地が集積し、J R 桜井線から離れたエリアには田畑が広がるなど、積極的な土地利用が見られる。

市南東部の山地はその大部分が森林で、古代よりそこから流れ出す河川が平地部を潤してきた。また近代においては、林業の発達を支えたエリアでもある。近鉄大阪線に沿った谷は、中世の伊勢（初瀬）街道<sup>※</sup>として奈良と三重を結ぶ主要幹線であり、現在でも市街地や田が分布している。

※伊勢（初瀬）街道：地域や時代によって、伊勢街道、初瀬街道の呼称があるため、併記して記載

纏向遺跡周辺の土地利用は、鉄道や幹線道路周辺は市街地となっているが、いまだに水田や畑地となっている。山麓部には果樹園がひろがり、山の辺の道から遺跡一帯を眺めると緑なす古代の景観が見え隠れする。

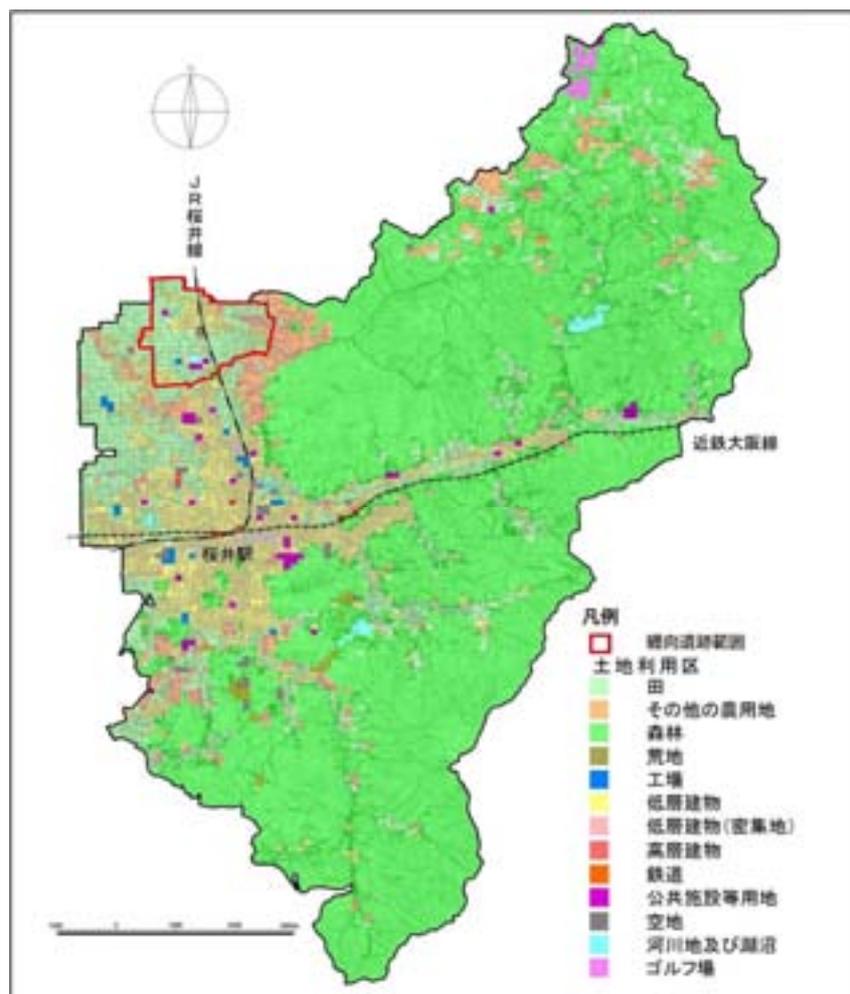


図 17 土地利用現況

資料:国土数値情報 平成 21 年度 土地利用細分メッシュ (一部加筆)

#### (4) 産業

桜井市内にある事業所は、平成 24 年（2012）の統計によると 2,550 事業所である。平成 18 年（2006）には 2,700 余りであったので、多少減少傾向ともいえるが、ほぼ横ばいといってよい。（平成 24 年総務省統計局「経済センサスー活動調査 事業所に関する集計」より）

農業は、近年まで我が国の基幹産業として発達し、国土の保全や文化の発展に大きな役割を果たしてきた。近年の農産物の輸入自由化や食生活の変化などにより、農業を取り巻く環境は大きく変わっているが、大都市近郊という地理的優位性を活かした高付加価値農業や都市住民との交流による新たな農業が展開されている。桜井市の農家は平成 22 年（2010）1,525 戸で、主要産物としては米、いちご、ほうれんそう、ばら、きゅうりなどとなっている。（農林水産省 2010 年農林業センサス、奈良県HP 奈良県の農業 地域別主要産物より） また農地は良好な景観の形成に大きく寄与している。

他の産業においては、木材、素麺、皮革製品やスポーツ用品などが、特色ある地場産業として経済基盤の一翼を担ってきた。このうち、木材については、良質材の産地として、また、吉野材の大規模集散地として、「木材のまち桜井」を全国に知らしめている。そうめんについては、その発祥地は本市の三輪であり、長い歴史が伝統の味を生み出し、独特の技法が受け継がれている。

商業は、三輪駅、長谷寺周辺の門前町が商店として発展し、桜井駅周辺にも商業地が形成され、商業の中心的な機能を担っている。



図 18 桜井市の物産品とマップ  
桜井市「奈良桜井の地場産業」より

## (5) 観光資源

桜井市には、当史跡をはじめとして古墳群などの歴史遺産が数多く存在する。また六街道に代表される観光ネットワークの構築基礎となりうる多くの歴史街道や、日本最古の神社である大神神社ほか、「日本最初」が市内に多数ある。加えて桜井はそうめんの発祥地ともいわれ、全国的に名高い「三輪そうめん」をはじめ、質の高い木製品、笠そばなどの特産品がある。しかし集客の中心は、全国レベルの集客力がある五社寺（大神神社、長谷寺、談山神社、安倍文殊院、聖林寺）への参詣客や観光客となっている。観光客は年間およそ 730 万人である。こういった特性を活かし、今後の観光集客課題を検討する必要があると思われる。

単位：人

観光ポイント	観光入込客数
桜井市埋蔵文化財センター	8,861
桜井市初瀬観光センター	12,333
桜井観光案内所	14,174
長谷寺	329,000
談山神社	129,500
大神神社	6,000,000
安倍文殊院	639,840
聖林寺	21,100
石位寺	813
笠そばどころ	83,927
喜多美術館	1,404
おんばら祭	30,000
大和さくらい万葉まつり	18,000
合計	7,288,952

平成21年度



山の辺の道(万葉歌碑)



山の辺の道(大美和の杜)



大和さくらい万葉まつりの出店

表 11 観光の状況 桜井市『統計ブック』より引用



初瀬地区のまちなみ



三輪地区のまちなみ



初瀬地区の棚田

桜井市『桜井市観光計画』より引用

### 3. 桜井市の歴史的環境

---

#### (1) 概観

---

桜井市は、奈良盆地の清流を集め大阪湾にそそぐ大和川の上流、奈良盆地の東南部に位置する。東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、平野部の中央には粟原川、寺川、初瀬川、纏向川等の清流を集めた大和川がほぼ東西に横断している。なおかつ市域には、上ツ道、横大路、山の辺の道、阿倍山田道などの古代交通路が数多く通っており、水陸交通の要衝であった。またわが国の国号を表す「やまと」の名称は、もともとは三輪山を中心とした一帯を指す「ヤマト」の地名から端を発したものであると考えられており、「国のふるさと」と呼ぶにふさわしいところである。

このような風土のもと、市域には数多くの遺跡や古墳が残されており、なかでも古墳時代の初頭にあたる3世紀には、纏向の地に大規模な集落が形成され、ホケノ山古墳、纏向石塚古墳、箸墓古墳をはじめとする発掘期の前方後円墳が集中して築かれている。そして前期には、市域中西部に位置する桜井茶臼山古墳、メスリ山古墳といった200メートルを超える大型前方後円墳が築造されている。

また『古事記』『日本書紀』の伝えるところによると、推古天皇が飛鳥の豊浦宮で即位し、それよりのちには飛鳥の地で宮が集中して営まれるが、それ以前の崇神天皇から崇峻天皇に至るまでは、奈良盆地東南部に宮の多くが営まれている。そのうち桜井市域に含まれるのは、崇神・垂仁・景行・(神功皇后)・履中・雄略・清寧・武烈・継体・欽明・敏達・用明・崇峻の各天皇の宮である。このなかで、ヤマト王権成立の地と目される三輪山麓に営まれたのは、第10代崇神天皇の磯城瑞籬宮(師木水垣宮)、第11代の垂仁天皇の纏向珠城宮(師木玉垣宮)、第12代景行天皇の纏向日代宮(纏向之日代宮)があり、周辺には崇神天皇陵に比定される行燈山古墳や景行天皇陵に比定される渋谷向山古墳が築造されている。

さらに『記紀』や『万葉集』などの文献をたどると、大字金屋付近には古代の市・海柘榴市が存在したと伝えられており、古代の東西南北の交通路と大和川をさかのぼって到着する河港が交わる要衝として、諸国や外国からの人や物資の集散や対外政治において大きな役割を担った。

飛鳥時代には、わが国最初の官立寺院である百濟大寺とされる吉備池廃寺や、阿倍氏の氏寺である安倍寺、蘇我倉山田石川麻呂によって建立された山田寺などの寺院が建立され、日本の仏教文化の礎となる地のひとつとして重要な位置を占めていた。

奈良時代になると都が平城京へと遷り、桜井の地は歴史の表舞台から姿を消していくが、条里制に基づいた地割により農地が整備され、現在もその面影が田園風景の中に残されている。

平安時代からは、長谷観音への信仰の高まりにともなって皇室や貴族の長谷詣が盛んとなり、繁栄を築いていった。また中世になっては三輪郷、桜井郷、初瀬郷で次第に門前町の姿がととのえられた。

近世に入ると、札の辻を中心に桜井は、宿場町の性格を示しはじめる。幕藩体制においては織田家芝村藩が一万石を所領として大字芝に陣屋を構えた。また伊勢おかげ参りの流行に伴い、伊勢街道筋に沿う当地でも大変な賑わいをみせた。

近代に入っては、鉄道が敷設され、自動車交通が発達するに及んで桜井は、木材の集散と加工のまちに変貌し、都市への道を歩むこととなる。その後、昭和31年（1956）に市制がひかれ、同年上之郷村、同34年（1959）初瀬町、同38年（1963）大三輪町と合併し、一部境界変更を経て現在の桜井市を形成することになった。

本市には、三輪山を御神体とするわが国最古の神社である大神神社や、桜やボタンなど四季を通じ、「花の寺」として多くの人々の信仰を集めている長谷寺、秋の紅葉と「けまり祭」などで有名でまた中臣鎌足（後の藤原鎌足）と中大兄皇子が「大化の改新」の談合をこの地で行ったという謂れをもつ談山神社、日本三文殊の一つで知恵の神様として親しまれている安倍文殊院、安産と子授けの地藏尊として信仰を集めている聖林寺など、古代より由緒ある社寺や史跡が数多く存在する。

また、『記紀』『万葉集』ゆかりの地名や伝承が残り、数多くの史跡が点在する山の辺の道や、門前町の姿を今に残している初瀬の周辺は、大和青垣国定公園となっており、鳥見山や市の南部にそびえる多武峰などとあわせて、本市の豊かな自然的・歴史的景観を呈している。合わせて、市民の誇りとなる国史跡、国宝、重要文化財等、数多くの指定文化財があり、日本でも屈指の歴史遺産を有する環境である。

表 12 桜井地域の古代の宮跡伝承地 ※読み仮名は、岩波書店「日本古典文学大系」に準拠する

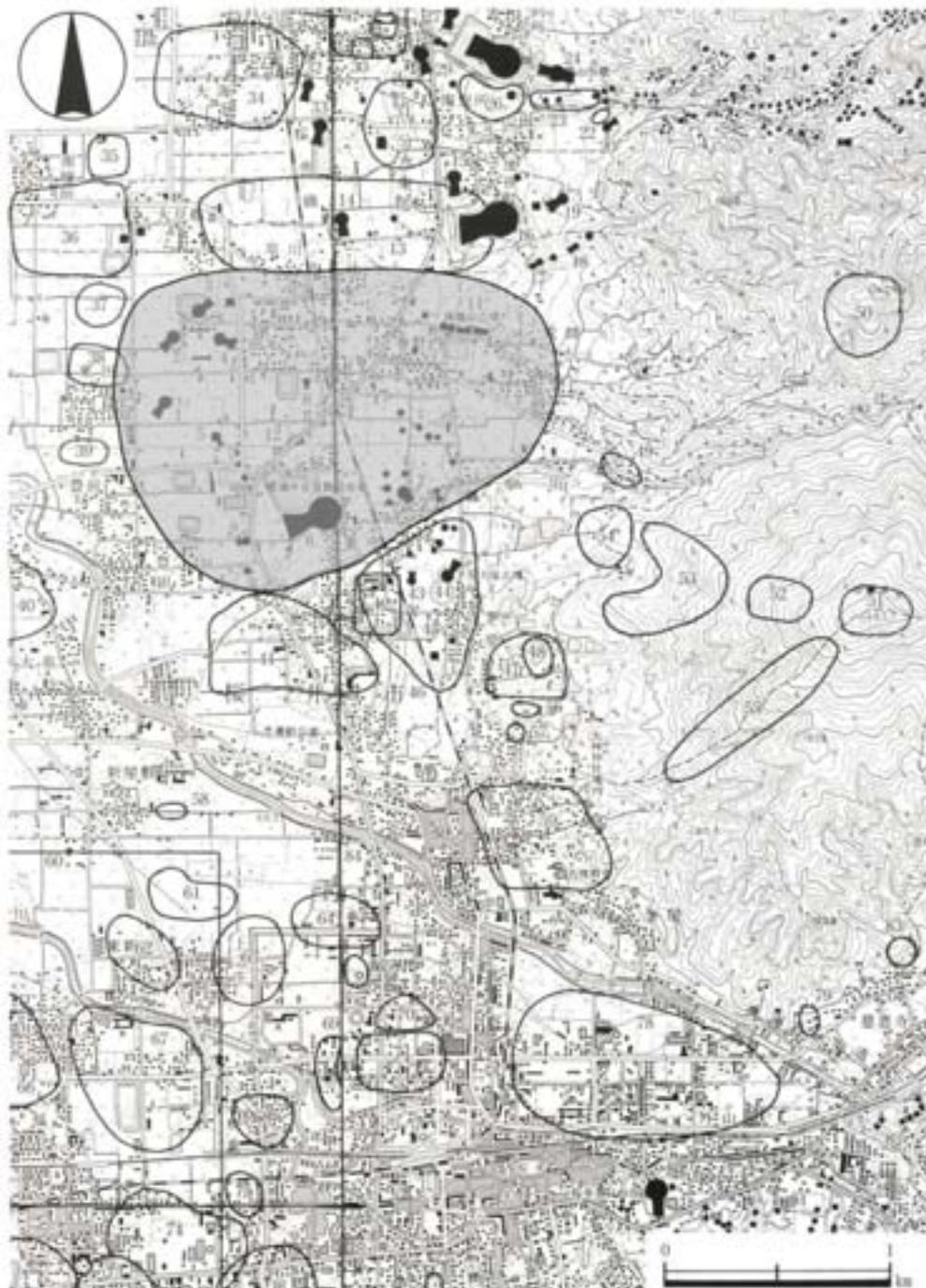
天皇	古事記	日本書紀	比定地（伝承地）
10 崇神	師木水垣宮（しきのみづがきのみや）	磯城瑞籬宮（しきのみづかきのみや）	桜井市金屋付近
11 垂仁	師木玉垣宮（しきのたまがきのみや）	纏向珠城宮（まきむくのたまきのみや）	穴師付近
12 景行	纏向之日代宮（まきむくのひしろのみや）	纏向日代宮（まきむくのひしろのみや）	穴師付近
	（神功皇后）	磐余若桜宮（いはれのわかさくらのみや）	池之内付近
17 履中	伊波礼之若桜宮（いはれのわかさくらのみや）	磐余稚桜宮（いはれのわかさくらのみや）	池之内・谷付近
21 雄略	長谷朝倉宮（はつせのあさくらのみや）	泊瀬朝倉宮（はつせのあさくらのみや）	脇本・黒崎・岩坂付近
22 清寧	伊波礼之麩栗宮（いはれのみかくりのみや）	磐余麩栗宮（いはれのみかくりのみや）	池之内付近
25 武烈	長谷之列木宮（はつせのなみきのみや）	泊瀬列城宮（はつせのなみきのみや）	出雲付近
26 継体	伊波礼之玉穂宮（いはれのたまほのみや）	磐余玉穂宮（いはれのたまほのみや）	池之内付近
29 欽明	師木嶋大宮（しきしまのおおみや）	磯城嶋金刺宮（しきしまのかなさしのみや）	金屋付近
30 敏達	他田宮（をさだのみや）	訳語田幸玉宮（をさたのさきたまのみや）	戒重・太田付近
31 用明	池辺宮（いけのへのみや）	磐余池辺雙槻宮（いはれのいけのへのなみつきのみや）	池之内付近
32 崇峻	倉橋柴垣宮（くらはしのしばかきのみや）	倉梯宮（くらはしのみや）	倉橋付近



三輪山と大神神社大鳥居  
桜井市 HP より転載



長谷寺  
桜井市 HP より転載



- |                   |                     |             |                    |
|-------------------|---------------------|-------------|--------------------|
| 1. 東田大塚古墳         | 22. 遺物散布地 (古墳後)     | 43. 毘沙門塚古墳  | 64. 三輪松之本遺跡        |
| 2. 矢塚古墳           | 23. 遺物散布地 (弥生後～古墳前) | 44. 茅原大墓古墳  | 65. 遺物散布地 (古墳後～平安) |
| 3. 勝山古墳           | 24. 櫛山古墳            | 45. 狐塚古墳    | 66. 大福遺跡           |
| 4. 纏向石塚古墳         | 25. 行燈山古墳           | 46. 茅原遺跡    | 67. 大福池遺跡          |
| 5. 南飛塚古墳          | 26. 山田遺跡            | 47. 箕倉山遺跡   | 68. 戒重城跡           |
| 6. 箸墓古墳           | 27. アンド山古墳          | 48. 箕倉山城跡   | 69. 遺物散布地 (古墳中～鎌倉) |
| 7. ホケノ山古墳         | 28. 南アンド山古墳         | 49. 車谷遺跡    | 70. 遺物散布地 (古墳後～平安) |
| 8. メクリ1号墳         | 29. 天神山古墳           | 50. 穴師山城塞跡  | 71. 栗殿遺跡           |
| 9. イツカ古墳          | 30. 柳本城跡            | 51. 奥津磐座    | 72. 黒田池遺跡          |
| 10. ビハクビ古墳        | 31. 遺物散布地 (古墳後～平安)  | 52. 中津磐座    | 73. 吉備遺跡           |
| 11. 珠城山古墳群        | 32. ノベラ古墳           | 53. 辺津磐座    | 74. 横内遺跡           |
| 12. 纏向遺跡          | 33. 石名塚古墳           | 54. 松原遺跡    | 75. 戒重遺跡           |
| 13. 遺物散布地 (弥生～古墳) | 34. 柳本遺跡            | 55. 禁足地裏磐座群 | 76. 谷遺跡            |
| 14. 柳本大塚古墳        | 35. 遺物散布地 (古墳)      | 56. 馬場遺跡    | 77. 谷城跡            |
| 15. 上の山古墳         | 36. 檜垣遺跡            | 57. 大神寺跡    | 78. 城島遺跡           |
| 16. 渋谷向山古墳        | 37. 遺物散布地 (弥生)      | 58. 新屋敷遺跡   | 79. 遺物散布地          |
| 17. 立石古墳          | 38. 遺物散布地 (古墳～平安)   | 59. 三輪遺跡    | 80. 桜井茶臼山古墳        |
| 18. 立子古墳          | 39. 豊前遺跡            | 60. 大藤原京跡   | 81. 鳥見山古墳群         |
| 19. シウロウ古墳        | 40. 大西遺跡            | 61. 上之庄遺跡   | 82. 外鎌山北麓古墳群       |
| 20. ヲカタ塚古墳        | 41. 芝遺跡             | 62. 東新堂遺跡   | 83. 慈恩寺跡           |
| 21. 龍王山古墳群        | 42. 芝村陣屋跡           | 63. 上之庄遺跡   | 84. 上ッ道            |

図 19 纏向遺跡と周辺の遺跡

## （２）桜井市域の遺跡

### 【旧石器時代】

桜井市域の旧石器時代は幾つかの遺跡において遺物の出土が確認されている。阿部中山遺跡や吉備池遺跡・芝遺跡の調査ではナイフ形石器が、谷遺跡では翼状剥片が出土しているものの、遺構に伴うものは皆無である。

### 【縄文時代】

縄文時代草創期の遺物は黒崎地区と檜原地区から採集されている有舌尖頭器が一点ずつあるのみで、直接遺跡に伴うものではない。

早期の遺物は初瀬小学校の建替えに際して行われた初瀬遺跡の調査で出土している。小さな破片であるが、山形文を施した尖底土器になると考えられ、市内では最古の土器である。

前期になると遺跡数は少ないが、三輪遺跡や纏向遺跡内の箸中地区所在の箸中遺跡では北白川下層Ⅱ式から前期終末の大歳山式までの比較的まとまった量の遺物が出土している。

中期の遺構・遺物は少ないが、芝遺跡と高家遺跡があるのみである。高家遺跡では船元式系の縄文と大歳山式類似の刻み目突帯を持ち、大型竹管状円形刺突文を持つものや、船元式系の縄文を持ち、里木式系の条痕に円形刺突文を持つものに大別されている。

後期になると市内でも遺構・遺物の確認例が増加する。東新堂遺跡や、上之庄遺跡・纏向遺跡・安倍寺遺跡・吉備遺跡・栗殿遺跡などでは溝や流路、土器棺墓などが検出されており、纏向遺跡では所属時期は判然としないが、後期～晩期のもと考えられる土偶の頭部が出土している。

晩期の遺跡としては纏向遺跡や栗殿遺跡・三輪遺跡・上之庄遺跡・大福遺跡・芝遺跡・茅原遺跡などで遺物の出土が確認されている。纏向遺跡では滋賀里Ⅲ式期の深鉢とともに石棒片などが出土している。後期に比べると遺跡数は増加の傾向にあるが、遺構に伴わないか、伴っても土器棺が数基確認されている程度である。

### 【弥生時代】

弥生時代の遺跡では前期から後期へと一定の規模を保ちつつ継続して営まれる拠点集落として、大福遺跡と芝遺跡があるが、この他にも小規模な集落遺跡の確認例は多い。前期の遺物が出土する遺跡には先述した大福遺跡・芝遺跡のほかに東新堂遺跡や上之庄遺跡・豊前遺跡・脇本遺跡・大福池遺跡などがあるが、殆どが包含層や土坑などからの出土で遺物量は少なく、小規模な集落ばかりである。

中期の主要な遺跡には芝遺跡・吉備遺跡・大福遺跡があるが、遺物のみが出土・採集されている遺跡として三輪遺跡・黒田池遺跡・脇本遺跡などがある。



初瀬遺跡出土の  
山形押型文土器



大福銅鐸

後期の遺跡には袈裟襷文銅鐸や細型銅剣などが出土している大福遺跡を中心として、吉備遺跡・芝遺跡・小規模ながら纏向遺跡・谷遺跡・横内遺跡・安倍寺遺跡・能登遺跡・生田遺跡・脇本遺跡などが確認されている。

なお桜井市の西北に隣接する田原本町の「唐古・鍵遺跡」は、奈良盆地中央部に存在した弥生時代を代表する環濠集落遺跡として有名であるが、纏向遺跡とは距離的にも非常に近く、「唐古・鍵遺跡」の歴史的意義を考えると当纏向遺跡との関係が注目されるところである。

## 【古墳時代】

古墳時代前期初頭になると所謂纏向遺跡が出現し、弥生時代の拠点集落であった大福遺跡や芝遺跡だけでなく、他の小規模集落も殆どが姿を消すようである。庄内0式期から布留0式期の段階には大福遺跡や東新堂遺跡・城島遺跡・上之宮遺跡などで当該期の遺構や遺物の出土があるが、集落と呼べるほどの規模があるのか否かもはっきりとしない程度のものである。纏向遺跡以外の場所で前期の遺構が顕著になるのは布留1式期以降のことであり、纏向遺跡の縮小に反比例して大福遺跡や上之庄遺跡・安倍寺遺跡・大西遺跡・河西遺跡・忍坂遺跡などの遺跡が出現している。これらの集落はいずれもごく小規模なものであるが、上之庄遺跡では布留2式期の滑石や緑色凝灰岩を使った玉造遺構が検出されている。遺物には原石や砥石などのほかに緑色凝灰岩製管玉や滑石製勾玉・管玉・車輪石・有孔円盤・白玉などがあり、滑石製品の玉造遺跡としては最古級のものと言えよう。前期古墳には纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・ホケノ山古墳・東田大塚古墳・南飛塚古墳・メクリ1号墳・箸墓古墳などで構成される纏向古墳群のほかに、初瀬川より南には桜井茶白山古墳・メスリ山古墳・池ノ内古墳群などがある。纏向遺跡に隣接する天理市域には柳本古墳群が展開し、渋谷向山古墳や行燈山古墳・天神山古墳・櫛山古墳・柳本大塚古墳・石名塚古墳などがあるが、基本的には纏向古墳群に後出する段階のものが殆どである。

中期にはいと大型掘立柱建物などの遺構が検出され、雄略天皇の泊瀬朝倉宮の候補地とされる脇本遺跡を除くと、忍坂遺跡や大西遺跡・纏向遺跡・茅原遺跡・河西遺跡などで単発的に遺構や遺物が検出されるばかりで、集落と呼べるほどのまとまった規模を持つものは極めて少ない。なお、この時期の市域の遺跡群を特徴づけるものには、三輪山の山頂から山麓一帯に広がる磐座祭祀が挙げられよう。この祭祀は斑糲岩の巨石を対象に土師器や須恵器などのほかに、土製や滑石製の玉や形代を供献して行われるもので、5世紀から7世紀にかけて盛んに行われていたようであるが、近年の上之庄遺跡における滑石製玉造遺跡の発見などによってその開始時期が4世紀中頃まで遡る可能性も指摘されているものである。三輪



箸墓古墳



茅原大墓古墳

山祭祀の隆盛とともに、山麓には祭祀を司掌したと考えられる大神氏の一族が居住していたようで、三輪遺跡では神撰田跡と考えられる水田遺構が検出され、茅原遺跡では掘立柱建物や井戸などが検出されている。古墳では全長約 80m の帆立貝形前方後円墳である茅原大塚古墳やツヅロ塚古墳が築かれ、後期まで連続して築かれている。この他、古式の家形石棺を持つ全長約 40m の前方後円墳である兜塚古墳、銀製中空勾玉や金環の出土している外鎌山北麓古墳群の慈恩寺 1 号墳、石見型や盾形・靱などの木製埴輪が出土した全長 34.7m の帆立貝形前方後円墳・小立古墳、窮窿式石室を持つと考えられる桜井児童公園 2 号墳などがあるほか、鳥見山古墳群では径 10m～20m 程度の円墳や方墳が確認されているが、規模・質ともに前期段階の所謂王墓クラスのものとはかけ離れたものとなっている。

後期になっても三輪山祭祀と結びついた磐座祭祀や古墳・集落遺跡などの大神氏関連遺跡の痕跡が多い。集落では茅原遺跡が中期に引き続いて居住地として選ばれ、掘立柱建物や井戸などが確認されているし、大神神社摂社若宮社の発掘調査では 6 世紀前半期の居館遺構が検出され、大神氏の居館ではないかと考えられている。また、中期に築造された茅原大塚古墳・ツヅロ塚古墳に続く毘沙門塚古墳・馬塚古墳・茅原狐塚古墳などがあり、築造の順序も茅原大塚古墳の 5 世紀前半以来、ツヅロ塚古墳の 5 世紀後半、毘沙門塚古墳の 6 世紀前半、馬塚古墳の 6 世紀後半、茅原狐塚古墳の 6 世紀末から 7 世紀初頭と連綿と築かれていることが解る。墳形・内部構造などから見ると、茅原大塚古墳の築造を契機としてツヅロ塚古墳・毘沙門塚古墳と 3 基の前方後円墳が続いた後、弁天社古墳・馬塚古墳・そして茅原狐塚古墳と家形石棺を持つ 3 基の横穴式石室が続いている。市内の他の遺跡に目を向けてみると鍛冶や玉造関連遺構が数多く確認されている谷遺跡や河西遺跡・安倍寺遺跡・上之宮遺跡・纏向遺跡・脇本遺跡などの規模の小さなものが数多く散在していたようである。古墳については先述した三輪山山麓の古墳群以外に纏向遺跡内では径 10m～20m 前後の小規模な古墳が数多く存在していたようで、現在確認されている約 20 基の古墳以外にも集落内部の調査で埋没古墳が 5 基確認されており、さらにその数は増えるものと考えられる。また、市域の南部には高家古墳群や桜井児童公園の古墳群・鳥見山古墳群・外鎌山北麓古墳群・高田古墳群など数多くの群集墳が丘陵上に築かれる他、赤坂天王山古墳や越塚古墳・ムネサカ 1・2 号墳・谷首古墳・艸墓古墳・文殊院東古墳・文殊院西古墳といった後・終末期古墳や、磚槨墳としては花山塚東古墳・花山塚西古墳・外鎌山北麓古墳群の忍坂 8・9 号墳・舞谷 1～5 号墳など、特色ある多くの古墳が築かれている。



赤坂天王山1号墳



文殊院西古墳

## 【飛鳥時代】

この時代の主要な遺跡には上之宮遺跡や城島遺跡・脇本遺跡・能登遺跡・阿部中山遺跡などの居館遺跡あるいは公的な施設と考えられている遺跡群と、谷遺跡・芝遺跡・安倍寺遺跡などの一般的な集落、天皇家や豪族によって建立された山田寺・安倍寺・吉備池廃寺などの寺院跡が挙げられよう。この内、居館遺構については上之宮遺跡では6世紀後半から7世紀はじめにかけての園池遺構や四面庇を持った大型掘立柱建物などが検出されており、聖徳太子の[上宮]の有力な候補地と考えられているし、城島遺跡の居館遺構はその所属時期から万葉集にみられる大伴氏の鳥見の田処との関連が考えられ、大伴氏ゆかりの居館遺構と想定されている。また、能登遺跡の遺構は用明紀に見られる迹見赤袴の居館との説があり、脇本遺跡や阿部中山遺跡は有力層の居館、あるいは離宮的な性格が想定されている。

この時期には調査で検出されている遺構のほかにも欽明天皇磯城嶋金刺宮や迹見驛家・阿斗河辺館・阿斗桑市館等々文献にあらわれる宮跡や居館・公的な施設は数多く、今後の調査が期待される。寺院についても我が国最初の官立寺院である百濟大寺とされる吉備池廃寺や、阿倍氏の氏寺である安倍寺、蘇我倉山田石川麻呂によって建立された山田寺など著名な遺跡が多い。また、横大路や上ツ道・阿倍山田道などの幹線道路の整備時期については推古朝に推定する説があり、これを補強する遺構も確認されつつある。



上之宮遺跡の園池遺構



吉備池廃寺

(奈良文化財研究所提供)

## 【藤原京期】

藤原京期の桜井は上之庄遺跡における東の京極道路である東十坊大路の確認により、市域の多くが大藤原京域に含まれることが判明している。京域内では西之宮地区や大福地区・吉備地区などにおける調査では広い範囲で条坊道路や掘立柱建物群・井戸などの遺構の確認が顕著である。

なお、京域より外の地域にあたる谷遺跡・箕倉山遺跡・忍坂遺跡・三輪遺跡などにおいても掘立柱建物や井戸などの集落遺構が確認されており、京域外にも小規模な居住地が広がっていたことが解っている。



上之庄遺跡検出の東十坊大路

## 【奈良・平安時代】

市域における奈良時代の遺構の確認例は、先述した大神神社摂社若宮社の調査で検出されている大神寺関連の建物遺構程度で非常に少ないが、引き続き安倍寺が存続し、青木廃寺の創建が確認されている。青木廃寺の過去に採集された出土瓦の中には「延喜六年造檀越高階茂生」と陽刻を持つ軒平瓦や「大工和仁部貞行」と陰刻を持つ平安時代の軒丸瓦なども含まれており、長屋王の後裔高階氏の氏寺として平安時代に創建されたものと考えられてきたが、出土瓦の詳細な研究により奈良時代の初めに創建されたものであり、長屋王が父高市皇子の冥福を祈って建立した寺院であるとの説が出されている。このほか、殆どが未調査ながら高田廃寺や栗原寺・慈恩寺などの寺院跡でも奈良時代の瓦や礎石などの出土が確認されており、集落遺構の貧弱さに対して寺院の多さが目に付く。また、笠や忍坂・谷・下などの山部では火葬墓やこれに伴う骨蔵器・鉄板・鉄刀なども出土しており、平野部を見下ろす東・南の山地にこの時期の奥津城があったようで、今後類例の増加が予想される。



栗原寺跡

平安時代の遺構が検出されているものには纏向遺跡と東新堂遺跡がある。いずれの遺跡も掘立柱建物や井戸・土坑などがあり遺構の密度も比較的高いが、他の遺跡では芝遺跡や脇本遺跡・三輪遺跡などで土器片が僅かに出土しているのみである。

## 【鎌倉時代】

この時期になると市域の殆どすべての地域から遺構や遺物の出土がある。市域に現存する集落の多くはこの頃に形成された環濠集落をもとに発展してきたもので、現在でも当時の環濠をとどめているものは少なくない。調査で確認される遺構には先述した環濠の他、掘立柱建物や土坑・井戸・溝・墓などがあり、およそ当時の集落の在り方を知ることができる。このほか、鎌倉から南北朝期にかけての桜井を特徴づけるものには市内各地に築かれた多くの城館や砦を挙げることができよう。これら城館や砦が機能していた14世紀前半の桜井は南北朝期の南朝と北朝の勢力圏の境界にあたっており、北より進撃してくる北軍に対し、『太平記』に有名な三輪西阿（大神主 高宮勝房と同一人物か）を中心としてその一族や周辺の多くの国人が南朝に応じ、延元2年（1337）から興国2年（1341）にかけて市内各地で激戦が繰り広げられていた様子が多くの資料から伺える。



吉備大臣藪遺跡

これらの文献に残る城郭や砦には西阿の本丸となった三輪・戒重城の他に河合・安房・鴉・赤尾・外鎌山・石原田などの支城の名が散見されるが、過去の発掘調査では吉備大臣藪遺跡や、大神神社北方で確認された空湟や切岸、箸中地区慶運寺裏の丘陵上において検出された空湟と見られるV字溝など、文献には登場しない小さな遺構の確認も相次いでおり、今後の調査によってさらなる類例の増加が見込まれる。

### (3) 桜井市の文化財

桜井市の指定文化財としては、平成 27 年 5 月現在、国指定文化財 92 件（地域を定めず指定されたもの 4 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1 件、登録有形文化財 13 件を含む）、県指定文化財 45 件、市指定文化財 40 件が認定されている。その詳細は下記の通りである。

表 13 国指定文化財

区分	図 20 No	名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日	
国宝 (6)	建造物	A1	長谷寺	1棟	長谷寺	初瀬 731-1	江戸(慶安3)	H16.12.10
	彫刻	A2	木心乾漆十一面観音立像	1軀	聖林寺	下 692	奈良	S26.6.9
		A3	木造騎獅文殊菩薩及両脇侍像 快慶作	4軀	文殊院	阿部 645	鎌倉(建仁3)	H25.6.19
	工芸	A4	銅板法華説相図(千仏多宝仏塔)	1面	長谷寺	奈良博勧告	奈良	S38.7.1
	書跡・典籍	A5	法華経 観普賢経 無量義経 阿弥陀経 般若心経	34巻	長谷寺	奈良博勧告	鎌倉	S31.6.28
	考古資料	A6	大和国粟原寺三重塔伏鉢	1箇	談山神社	奈良博勧告	奈良(和銅8)	S28.3.31
有形文化財 (57)	建造物	A7	談山神社十三重塔	1基	談山神社	多武峰 319	室町(享禄5)	M33.4.7
			談山神社権殿	1棟	談山神社	多武峰 319	室町(永正3~9)	T4.3.26
			談山神社摩尼輪塔	1基	談山神社	多武峰 319	鎌倉(乾元2)	S30.2.2
			談山神社	13棟	談山神社	多武峰 319	江戸(嘉永3ほか)	S52.1.28
		A8	大神神社摂社大直禰子神社社殿	1棟	大神神社	三輪 1422	奈良・鎌倉前期	M34.8.2
			大神神社拝殿	1棟	大神神社	三輪 1422	江戸(寛文4)	T10.4.30
			大神神社三ツ鳥居	1基	大神神社	三輪 1422	明治(明治16)	S28.11.14
		A9	長谷寺	9棟	長谷寺	初瀬 731-1	江戸・明治	T2.4.14
			長谷寺大講堂、護摩堂及び本坊	8棟	長谷寺	初瀬 731-1	大正(大正8~13)	H26.12.10
		A10	白山神社本殿	1棟	文殊院	阿部 645	室町後期	T9.4.15
	絵画	A11	絹本着色大威徳明王像	1幅	談山神社	東博勧告	平安	M36.4.15
			紺紙金銀泥法華経宝塔曼荼羅図(開結共)	10幅	談山神社	奈良博寄託	平安	H2.6.29
		A12	絹本着色阿弥陀如来迎図	1幅	長谷寺	東博勧告	平安	M42.4.5
			絹本着色浄土曼荼羅図	1幅	長谷寺	奈良博寄託	鎌倉	M42.4.5
			紙本白描高雄曼荼羅図像(胎蔵界巻第一、三、四、五、金剛界巻第一、二)	6巻	長谷寺	奈良博勧告	平安	S45.5.25
			絹本着色地藏十王像	1幅	能満院(長谷寺)	奈良博寄託	鎌倉	M42.4.5
			絹本着色春日曼荼羅図	1幅	能満院(長谷寺)	奈良博勧告	鎌倉	M42.4.5
	絹本着色十一面観音像(三十三身)	1幅	能満院	奈良博寄託	鎌倉	H10.6.30		
	A13	旧慈門院障壁画 彭城百川筆	41面	個人	奈良博寄託	江戸(宝暦1)	S49.6.8	
彫刻	A14	木造地藏菩薩立像	1軀	来迎寺	桜井 976	鎌倉	T8.4.12	
	A15	木造地藏菩薩立像(地藏堂安置)	1軀	長谷寺	初瀬 731-1	平安	M41.4.23	
		木造不動明王坐像	1軀	長谷寺	初瀬 731-1	平安	M41.4.23	
		銅造十一面観音立像	1軀	長谷寺	初瀬 731-1	鎌倉	S11.5.6	
		木造十一面観音立像(本堂安置)	1軀	長谷寺	初瀬 731-1	室町(天文7)・鎌倉(正和5)	S51.6.5	
		木造不動明王坐像(不動堂安置)	1軀	普門院	初瀬 731-1	平安	M41.4.23	
	A16	木造不動明王坐像	1軀	玄寶庵	茅原 373	平安	S43.4.20	
	A17	木造薬師如来立像	1軀	笠区(桜井市)	笠	平安	T8.4.12	
	A18	石板浮彫 伝弥勒如来像 伝釈迦如来像	2面	金屋区(桜井市)	金屋	平安	S8.1.23	
	A19	石造浮彫伝薬師三尊像	1面	忍阪区(桜井市)	忍阪 870 石位寺	奈良	S11.5.6	

工芸	A20	木造不動明王坐像	1軀	外山区 (桜井市)	外山 不動院	平安	S63.6.6	
	A21	木造天神坐像	1軀	與喜天満神社	奈良博寄託	鎌倉(正元1)	H24.9.6	
	A22	脇指 銘備州長船義景 応安七年二月 日	1口	談山神社	奈良博寄託	南北朝(応安7)	T5.5.24	
		短刀 銘来国俊	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	S2.4.25	
		短刀 銘成繩	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	S2.4.25	
		太刀 銘吉平	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	S2.4.25	
		短刀 銘備中国住平忠(以下切)	1口	談山神社	奈良博寄託	南北朝	S3.4.4	
		薙刀 銘一	1口	談山神社	奈良博寄託	鎌倉	S4.4.6	
		金沃懸地平文太刀(石突欠)	1口	談山神社	多武峰 319	平安	S30.2.2	
	石燈籠	1基	談山神社	多武峰 319	鎌倉(元徳3)	S37.6.21		
	A23	朱漆金銅装楯	2枚	大神神社	三輪 1422	鎌倉(嘉元3)	S34.12.18	
	A24	金鼓	1口	長谷寺	奈良博承認	鎌倉(建久3)	S2.4.25	
		銅錫杖頭	2柄	長谷寺	大阪市美勸告	鎌倉	S31.6.28	
		赤糸威鎧大袖付	1領	長谷寺	東博寄託・初瀬 731-1(1双)	室町	S45.5.25	
		白糸威鎧大袖付	1領					
		鷹羽威鎧大袖付	1領					
		三目札鎧	1領					
		藍葦威肩赤大袖	1双					
	三鈷柄剣	1口	長谷寺	奈良博寄託	鎌倉	S63.6.6		
	黒漆四方殿舎利厨子	1基	能満院	奈良博寄託	室町	H10.6.30		
	A25	石燈籠	1基	東大谷日女神社	山田 989	南北朝(永和4)	S37.2.2	
	書跡・典籍	A26	紙本墨書周書 卷第十九	1巻	大神神社	奈良博承認	唐	S2.4.25
		A27	宋版一切経	2766帖	長谷寺	奈良博寄託(5帖)	南宋	S33.2.8
			僻連抄	1巻	長谷寺	初瀬 731-1	南北朝	H3.6.21
	A28	本朝文粹 卷第十三、十四	6巻	個人	初瀬	鎌倉	S33.2.8	
	歴史資料	A29	談山神社本殿造営図並所用具図 永禄二年七月	8舗4枚	談山神社	奈良博寄託	室町	S63.6.6
	民俗文化財(1)	重要無形民俗文化財	A30	江包・大西の御綱	江包・大西の御綱祭り保存会	江包・大西		H24.3.8
	記念物(16)	特別史跡	A31	山田寺跡	(桜井市)	山田	飛鳥	S27.3.29
			A32	文殊院西古墳		文殊院	阿部	飛鳥
史跡		A33	粟原寺跡	(桜井市)	粟原	奈良	S2.4.8	
		A34	花山塚古墳	(桜井市)	粟原	飛鳥	S2.4.8	
		A35	天王山古墳	(桜井市)	倉橋	古墳	S29.12.25	
		A36	安倍寺跡	(桜井市)	安倍木材団地	飛鳥	S45.3.11	
		A37	桜井茶臼山古墳		奈良県	外山	古墳	S48.3.27
		A38	艸墓古墳			谷	飛鳥	S49.6.18
		A39	珠城山古墳	(桜井市)	穴師	古墳	S53.2.8	
		A40	メスリ山古墳	(桜井市)	高田・上之宮	古墳	S55.3.14	
		A41	茅原大墓古墳		茅原	古墳	S57.12.18	
		A42	大神神社境内		大神神社	三輪 1422	古墳	S60.3.18
		A43	吉備池麿寺跡			吉備 48 ほか	飛鳥	H14.3.29
		A44	纏向古墳群		桜井市ほか	太田・箸中	古墳	H18.1.26
		A45	纏向遺跡		桜井市ほか	辻・太田	弥生～古墳	H25.10.17
天然記念物		A46	与喜山暖帯林		長谷寺	初瀬	S32.12.18	

表 14 地域を定めず指定されたもの【県内において存在が確認されたもののみ】

区分	名称	所有者 (管理者・管理団体)	時代区分	指定年月日
記念物(4)	特別	カモシカ		S30.2.15
	天然記念物	オオサンショウウオ		S27.3.29
	天然記念物	ゴイシツバメシジミ		S50.2.13
		ヤマネ		S50.6.26

表 15 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

区分	名称	保存団体	住所	認定年月日
民俗文化財(1)	無形民俗文化財	大和の野神行事	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・川西町・三宅町・田原本町	S58.12.16

表 16 国指定登録有形文化財

区分	種別	図 20 No	名称	員数	所有者	所在地	時代	登録年月日
登録有形文化財 (13)	建造物	A47	産業3次	1棟	個人	初瀬 857	江戸(文化9)	H12.12.4
			住宅	1棟	個人	初瀬 857	大正初期	H12.12.4
			住宅	1棟	個人	初瀬 857	大正初期	H12.12.4
			住宅	1棟	個人	初瀬 857	江戸(文化9)	H12.12.4
			住宅	1棟	個人	初瀬 857	大正初期	H12.12.4
			住宅	1棟	個人	初瀬 857	大正初期	H12.12.4
		A48	住宅	1棟	個人	穴師 1-1	昭和(昭和7)	H16.3.2
			住宅	1棟	個人	穴師 1-1	江戸末期	H16.3.2
			住宅	1棟	個人	穴師 1-1	昭和(昭和7)	H16.3.2
			産業2次	1棟	個人	穴師 1-1	江戸末期	H16.3.2
			住宅	1棟	個人	穴師 1-1	江戸末期	H16.3.2
			住宅	1棟	個人	穴師 1-1	昭和(昭和7頃)	H16.3.2
		A49	住宅	1棟	個人	初瀬 870	江戸末期	H21.8.7

表 17 県指定文化財

区分	図 20 No	名称	員数	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	時代	指定年月日		
有形文化財 (31)	建造物	B1	談山神社東大門	1棟	談山神社	多武峰 319	江戸前期	S41.1.13	
		B2	談山神社大鳥居	1棟	談山神社	浅古(境外飛地)	江戸(享保9)	S41.1.13	
		B3	大神神社	2棟	大神神社	三輪 1422	江戸(安永8)	S61.3.18	
		B4	文殊院庫裏	1棟	文殊院	阿部 645	江戸前期	S48.3.15	
		B5	春日神社本殿	1棟	春日神社	脇本 355	桃山(慶長8)	S48.3.15	
		B6	長谷寺一切経蔵	1棟	長谷寺	初瀬 731-1	江戸(元禄5)	H13.3.30	
	絵画	B7	絹本着色興教大師像	1幅	長谷寺	初瀬 731-1	鎌倉	S36.8.17	
			紙本着色本尊十一面観音御影	1幅	長谷寺	初瀬 731-1	室町	S36.8.17	
			絹本着色春日曼荼羅図	1幅	長谷寺	奈良博	室町	S36.8.17	
			紙本着色長谷寺縁起	6巻	長谷寺	奈良博	室町	S63.3.22	
			紙本白描不動明王図像	1巻	長谷寺	初瀬 731-1	鎌倉	H17.3.29	
			紙本白描愛染明王図像	1巻	長谷寺				
			絹本着色阿弥陀浄土図(伝智光曼荼羅)	1幅	能満院	奈良博	室町	H5.3.5	
	絹本着色普賢十羅刹女像	1幅	能満院	奈良博	鎌倉	H9.3.21			
	絹本着色天川弁才天曼荼羅図 芝琳賢筆	1幅	能満院	奈良博	室町(天文 15)	H16.3.31			
	彫刻	B8	絹本着色聖徳太子絵伝	4幅	談山神社	奈良博	室町	H13.3.30	
			絹本着色多武峯縁起	4巻	談山神社	奈良博	室町	H20.3.28	
		B9	木造地藏菩薩立像	1軀	長谷寺	奈良博	鎌倉(弘安6)	S36.8.17	
		木造定和上人坐像(祖師堂安置)	1軀	長谷寺	初瀬 731-1	桃山	S36.8.17		
		B10	木造薬師如来坐像 木造釈迦如来坐像 木造薬師如来坐像	3軀	東田区	東田	室町(享禄5、天文 14)	S47.3.8	
		B11	木造地藏菩薩立像	1軀	笠区(桜井市)	笠 2340	鎌倉	S61.3.18	
		B12	木造大黒天立像	1軀	大神神社	三輪 1422	平安	S56.3.17	
		B13	木造阿弥陀如来坐像	1軀	外山区	外山 548 報恩寺	平安	H21.3.31	
		工芸	B14	聖観音毛彫御正体	1面	大神神社	三輪 1422	宋	S34.7.23
				高坏	1基	大神神社	三輪 1422	鎌倉	S34.7.23
	B15		孔雀文銅磬	1面	長谷寺	奈良博	室町	S37.8.17	
			金銅五鈎鈴	1口	長谷寺	初瀬 731-1	鎌倉	H26.3.28	
	B16	銅梵鐘	1口	談山神社	多武峰 319	鎌倉(元亨3)	H4.3.6		
	書跡・典籍	B17	悉曇藏、自第三至第八	6帖	長谷寺	奈良博	平安(保安2)・鎌倉(永仁3)	S36.8.17	
	歴史資料	B18	長谷寺版両界曼荼羅版木	2枚	長谷寺	初瀬 731-1	江戸	S58.3.15	
	古文書	B19	談山神社文書	2867点	談山神社	多武峰 31・奈良博	室町～江戸	H8.3.22	
考古資料	B20	袈裟褌文銅鐸	1口	桜井市	埋蔵文化財センター	弥生後期	H4.3.6		
無形文化財 (1)	B21	日本刀製作技術		(刀匠名)貞利	茅原 228-8		H15.3.31		
民俗文化財 (3)	有形民俗文化財	B22	応安連歌新式等並びに天神御影	1具	長谷寺	初瀬 731-1	S36.8.17		
		B23	高田のいのこの暴れまつり		高田区自治会	高田	H17.3.29		
		B24	談山神社嘉吉祭の神饌-百味御食-		嘉吉祭百味御食保存会		H22.3.30		

記念物 (10)	史跡	B25	文殊院東古墳		文殊院	阿部 645	古墳後期	S49.3.26
		B26	谷首古墳		八幡神社	阿部 802	古墳後期	S33.3.20
		B27	多武峯町石	38 基		上之宮・浅古・ 下・倉橋・北音 羽・下居・南音 羽・百市・八井 内・多武峰	江戸(承応3)	S35.3.30
		B28	ムネサカ古墳(第1号墳)		個人	粟原 417	飛鳥	S33.3.20
		B29	越塚古墳		個人	粟原 2896	古墳後期	S34.2.5
	天然記念物	B30	浄鏡寺旧境内のアスナロの群落	10 基	個人	笠 877		S36.3.14
		B31	初瀬のイチヨウの巨樹	1 株	初瀬川上区	初瀬 素浅鳴雄 神社境内		S49.3.26
		B32	お葉つきイチヨウ	1 株	観音寺	南音羽		S52.3.22
		B33	ソテツの巨樹	1 株	個人	外山 1185		S32.6.13
		B34	瀧蔵神社社そう		瀧蔵神社	瀧蔵 478-2		S63.3.22

表 18 市指定文化財

区分	図 20 No	名称	員数	所有者・ 管理団体	所在地	時代	指定 年月日	
有形文化財 (29)	建造物	C1	文殊院本堂(礼堂付)	1 棟	文殊院	阿部 645	江戸	H8.9.27
		C2	出雲地区十二柱神社境内 五輪塔	1 基	出雲区	出雲 638	鎌倉末～室町初	H13.3.27
		C3	與喜天満神社本殿	1 棟	與喜天満神社	初瀬1	江戸(文化 15)	H17.12.12
		C4	旧妙楽寺子院 常住院の表門(多武峰)	1 棟	談山神社	多武峰 478-1	江戸	H24.4.2
	絵画	C5	絹本著色十三仏図	1 幅	戒重区	戒重 47 医王 寺	鎌倉末	H3.3.28
		C6	補陀落山浄土図	1 幅	聖林寺	下 692	室町	H9.10.24
		C7	増賀上人行業記絵巻 上巻・下巻 附木箱	2 軸	談山神社	奈良博寄託	江戸(享保 10)	H25.5.9
	彫刻	C8	木造十一面観音立像	1 軀	白木区	白木 252	南北朝	H3.3.28
		C9	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	慈恩寺区	慈恩寺 365 阿 弥陀堂	平安後	H4.6.18
		C10	木造釈迦三尊像	3 軀	文殊院	阿部 645	室町前	H8.3.8
			木造大日如来坐像	1 軀	文殊院	阿部 645	平安	H8.3.8
		C11	木造天神坐像	1 軀	與喜天満神社	初瀬1	桃山	H17.12.12
	木造神像		6 軀	與喜天満神社	初瀬1	平安～鎌倉	H17.12.12	
	C12	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	慶田寺	芝 735	平安前	H27.5.11	
	工芸	C13	銅花瓶	1 口	長谷寺	初瀬 731-1	室町(天文5)	H3.3.28
		C14	素文馨	1 個	聖林寺	奈良博寄託	平安初	H9.10.24
		C15	青白磁唐子蓮花唐草文瓶	2 個	談山神社	1個は京博寄 託、1個は多武 峰 319	南宋～元初	H9.10.24
			青白磁渦文瓶	1 個	談山神社	多武峰 319	南宋～元初	H9.10.24
	C16	鉄湯釜	1 個	與喜天満神社	初瀬1	江戸(寛保2)	H17.12.12	
	考古資料	C17	上之宮遺跡出土の木簡	1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	飛鳥	H12.6.12
			大福遺跡出土の富本銭と歩揺	ともに 1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	飛鳥	H12.6.12
			谷遺跡出土の無文銀銭	1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	飛鳥	H12.6.12
			纏向遺跡出土の弧帯石	1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	古墳	H12.6.12
			纏向遺跡出土の弧文板	1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	古墳	H12.6.12
			安倍寺遺跡出土のガラス板	2 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	飛鳥	H12.6.12
			桜井公園2号墳出土のミニチュア 土器と簪形銀製品	5 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	古墳	H12.6.12
			コロコロ山古墳出土の金銅製刀子	1 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	飛鳥	H12.6.12
			芝遺跡出土の絵画土器	2 点	桜井市	埋蔵文化財セ ンター	弥生	H12.6.12
	古文書	C18	高瀬道常大日記	29 冊	個人	生田	江戸末～明治	H27.5.11
民俗文化財(1)	無形民俗文化財	C19	倉橋地区民俗行事オカリヤ		九頭龍講	倉橋	江戸以前	H10.8.5
記念物 (10)	史跡	C20	上之宮遺跡		桜井市	上之宮	飛鳥	H4.8.3
		C21	兜塚古墳		桜井市	浅古 1141、 1142	古墳	H12.6.12
		C22	倉橋出屋敷地区のカタハラ1号墳		桜井市	倉橋 819、2845	古墳	H13.3.27

天然 記念物	C23	安楽寺のエドヒガンザクラ	1本	白木区	白木 430		H3.3.28
	C24	満願寺のシダレザクラ	1本	今井谷区	今井谷 274		H8.3.8
	C25	御破裂山のアカガシ林		談山神社	多武峰 238、 239、240、242、 421		H9.10.24
	C26	押坂山口坐神社のクスノキ		赤尾区	赤尾 42		H11.3.29
	C27	與喜天満神社お旅所 紅梅	2株	與喜天満神社	初瀬 793		H13.7.30
	C28	談山神社のエドヒガン(薄墨桜)	1本	談山神社	多武峰 420		H17.12.12
	C29	北白木高麗神社の社叢		白木区	白木 427、430、 431		H25.5.9

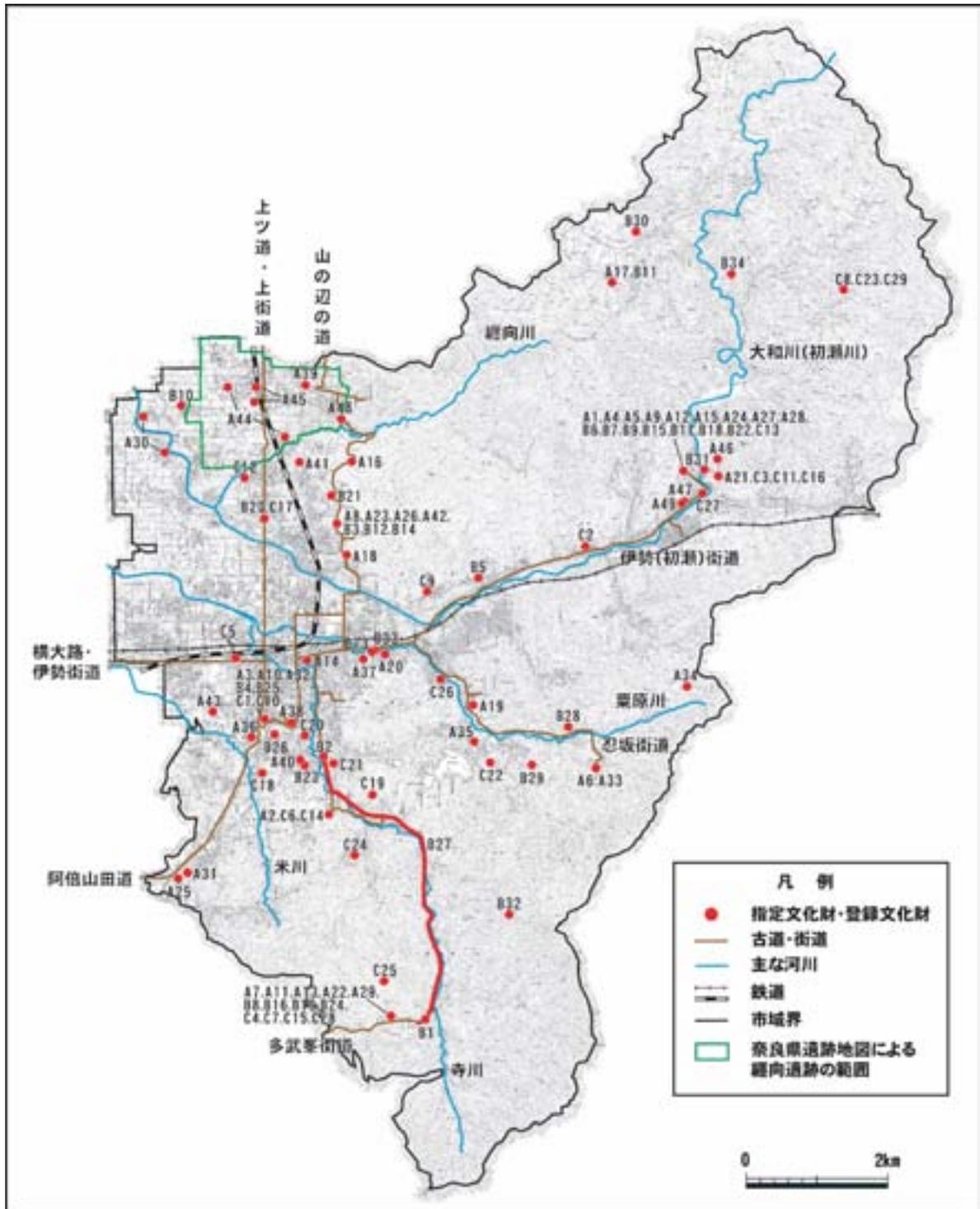


図 20 指定文化財・登録文化財の所在地位置図

### Ⅲ 纏向遺跡と纏向古墳群の概要

#### 1. 纏向遺跡と纏向古墳群の調査のはじまり

これまでの調査成果を概観する前に纏向遺跡と纏向古墳群の調査のあゆみを振り返っておくこととしたい。「纏向遺跡」の命名は昭和 46～47 年（1971～1972）にかけて行われた発掘調査によって桜井市大字巻野内・草川・辻・太田・東田・大豆越などの旧纏向村の多くの大字に跨って遺構の存在が判明したことにより、名付けられたものである。それ以前は昭和 12 年（1937）の大字太田における土器の出土を報じた土井実の報告の際に名付けられた「太田遺跡」の名称で呼称されていたが、当時想定された遺跡範囲は後に明らかとなる纏向遺跡よりもはるかに小さなもので、現在では太田地区において遺跡の一部が先行して発見されたものであることが判明しており、豊前・箸中・豊田の一部を含めたさらに広範囲に遺構が展開することが確認されている。

なお、この土井の報告を受けた島本一は同年に発表された論考において太田遺跡を柳本・朝和地域に展開するオオヤマト古墳群との関連で位置づけるべきものとの指摘を行っている。この論考は現在では当然とされる纏向遺跡とオオヤマト古墳群との関連が纏向遺跡の調査開始に先立つ戦前の段階で既に認識されていた点において注目すべきものであるが、その後は昭和 46 年（1971）に始まる調査において特筆すべき発見が相次ぎ、再び脚光を浴びるまでは長らく忘れられた存在となっていた。

さて、先にも述べたように遺跡の本格的な調査は昭和 46 年（1971）の雇用促進住宅の建設にともなう調査に端を発し、同年の纏向小学校・県営住宅の建設に先立つ発掘調査と、わずか一年の間に都合 7 次にわたる調査が実施されている。これらの調査成果については昭和 51 年（1976）に刊行された報告書『纏向』に詳しいが、調査担当者である石野博信・関川尚功らによって纏められた主な調査成果を列挙すると、

- [1] 3 世紀代に遡る国内でも最も古い前方後円墳で構成された纏向古墳群の確認。
- [2] 纏向型祭祀と命名された祭祀が執り行われた土坑群の確認。
- [3] 灌漑や物資の運搬のために人工的に掘削されたとみられる大規模な水路（纏向大溝）の確認。
- [4] 3 世紀初頭から 4 世紀半ばに至る古墳時代前期の時間の物差しとなる土器編年（纏向編年）の確立。
- [5] 全体の 15～30 前後と多量かつ、広範囲な地域からの搬入土器の確認。

などがあり、この調査を契機に纏向遺跡は最古の前方後円墳を持つ古墳時代前期の大集落遺跡と位置づけられ、大いに注目を集めることとなり、爾来、市・県などによって継続的な調査が行われている。



纏向遺跡全景写真(北西より)

## 2. 行政調査から史跡指定へ

---

昭和46年(1971)にはじまった纏向遺跡に対する調査ののち、昭和52年(1977)の第13次調査までは県立橿原考古学研究所によって調査が進められている。この間、昭和51年(1976)の第10次調査では出現期の古墳として注目を浴びた纏向石塚古墳において前方部の有無確認と築造時期究明を目的とした範囲確認調査が行われているが、この後は古墳整備事業に伴う平成元年(1989)の纏向石塚古墳における範囲確認調査まではほぼすべてが個人住宅や農業用倉庫などの建築に先立つ調査であった。

この様な中、桜井市では市域における開発事業への対応をはかるとともに、文化財の保存に取り組むべく昭和47年(1972)には県内市町村では第1号となる文化財技師の採用を行い、纏向遺跡に対しては昭和51年(1976)の第9次調査において県との共同調査を開始し、昭和52年(1977)の第15次調査から一部の調査の担当を担うこととなったが、昭和54年(1979)の第21次調査までその主体は県立橿原考古学研究所であった。

この時点までの主だった調査成果は纏向石塚古墳の範囲確認調査が行われたこと、遺跡内の各地点において調査を行うことにより、遺跡の広がり具体的に把握されるようになってきたことなどで、目立った遺構には辻地区において検出され、近年の居館域の調査の契機となった特殊建物の存在がある。昭和59年(1984)にはそれまでの調査の成果を総括した寺澤薫による論文「纏向遺跡と初期ヤマト政権」が発表され、纏向遺跡は「新たに編成された政権の政治的意図によって建設された日本最初の都市」と位置づけられるに至っている。

寺澤論文の発表後も小規模な開発に伴う確認調査は継続して行われ、新たな事実の確認や遺跡の持つ特質の追認が続いている。中でも昭和61年(1986)に行われた第47次調査では今般史跡指定を受けたメクリ1号墳をはじめとする太田地区の調査がおこなわれ、昭和62年(1987)の第50次調査では巻野内家ツラ地区の導水施設が、同年の第51次調査では南飛塚の倒壊建物など、纏向遺跡を特徴づける遺構・遺物の確認が相次いでいる。

昭和が終わり平成に入ると纏向遺跡では開発に伴う調査だけではなく、遺跡の保存やその価値を見極めることを目的とした学術調査が本格的に開始され、平成元年(1989)には先述した纏向石塚古墳の保存と整備を目的とした範囲確認調査が平成8年(1996)まで継続的に続けられるとともに、平成7年(1995)から平成10年(1998)にかけてはホケノ山古墳の整備事業に伴う発掘調査が行われている。

纏向石塚・ホケノ山両古墳の第一期整備の完了後、しばらくの空白を挟み、平成17年(2005)からは纏向古墳群の史跡指定を目指した範囲確認調査が纏向石塚・勝山・矢塚・東田大塚古墳などにおいて開始されるとともに、既に実態解明の進んでいた纏向石塚・ホケノ山の両古墳が平成18年(2006)1月には「史跡纏向古墳群」として指定を受けることとなった。

集落部分の調査については平成21年(2009)から辻地区において範囲確認調査が開始され、これまでに国内最大級の大型建物や祭祀土坑等を含む特殊な遺構の検出が相次ぎ、纏向居館の姿が明らかにされるとともに、平成25年(2013)には辻・太田地区の一部が「史跡纏向遺跡」として指定を受けることとなったが、これらの作業と並行して平成24年(2012)には我が国における国家の形成過程を研究し、纏向遺跡の持つ意義やその価値を調査・研究することを目的として桜井市により「纏向学研究センター」が設置され、現在に至っている。

表 19 纏向遺跡のあゆみ

年度	調査段階	調査回数	内 容	
昭和	12		土井 実氏「太田遺跡」の報告	
	13			
~~~~~				
	【第1期】 発見から歴史的意義づけ	1~ 6	雇用促進住宅・纏向小学校の建築に先立つ発掘調査(複考研)	
		7	旧纏向村の多くの大字にまたがって存在することが判明「纏向遺跡」と命名 3世紀の日本有数の巨大集落	
			第4次調査(546年度 纏向小学校) 大塚出土	
		8	第8次調査(纏向石塚古墳) 瓠文円板出土	
		9~ 13	『纏向』の刊行 石野博信、関川尚功氏	
		14~ 17		
		18~ 22	第20次調査(辻地区) 特殊建物出土	
		23~ 25		
		26~ 28		
		29~ 31		
		32~ 35		
	36~ 38		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; line-height: 40px;">                     国庫補助事業による 調査の開始 (複考研)                 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #add8e6; color: white; text-align: center; line-height: 40px;">                     国庫補助事業による 調査の開始 (桜井市)                 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 網掛けの橙色は太田地区、水色は辻地区</p>	
	【第2期】 資料の蓄積と研究の模索	36~ 42	『纏向遺跡と初期ヤマト政権』寺沢重氏 論文における史跡地内の調査を示す ヤマト政権の最初の都宮として位置づけられる。	
		43~ 45		
		46~ 48	第47次調査(旧纏向小跡)メクリ1号墳調査	
		48~ 51	第50次調査(巻野内家ツラ地区) 導水施設、瓠文板出土	
		52~ 54		
		55~ 56		
		57~ 60		
		61~ 67	第61次調査(太田) ペニバナ・パジル花粉出土	
		67~ 71		
		71~ 78		
		79~ 81	纏向石塚古墳第1期整備	
	82~ 86			
	87~ 96	第90次調査(巻野内家ツラ地区) 韓式系土器出土		
	97~106	ホケノ山古墳第1期整備		
	107~113	第109次(巻野古墳第11次) 木製輪蓋出土		
	114~117	第115次(ホケノ山古墳) 墳丘部、石囲い木柵内等調査		
	118~122	西文帯神懸籠など出土		
	123~127			
	128~134			
	135~138			
	139~142			
	143~145		<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; line-height: 40px;">                     纏向古墳群の調査と 保存策の検討 (纏向石塚・ホケノ山)                 </div>	
	【第3期】 保存・活用に向けて本格的な調査・研究	146~148	纏向石塚・ホケノ山古墳の国史跡指定(H18.1)	
		149~156	第149次(太田池) 木製板蓋出土	
		157~162		
		163~167	大型竪立柱建物を含む規則的な建物遺構群が出土	
		168~170	土坑より大型の埴の埴・魚骨などが出土	
		171~173	纏向遺跡調査委員会設置	
		174~177	桜井市纏向学術センター開設	
		178~181	纏向遺跡の国史跡指定(H25.10)	
		182~184	纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会設置	
				<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; line-height: 40px;">                     石塚、膳山、矢塚、 東田大塚古墳の範 囲確認調査 (桜井市)                 </div>
				<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; line-height: 40px;">                     集落中核部想定地の 確認調査 (桜井市)                 </div>

表 20 纏向遺跡および纏向古墳群 総括表

遺跡面積	約3 k㎡	
規模	東西約2 km、南北約1.5km	
発掘調査	第1次(1971年)～第183次(2015年)	
調査面積	50,467.5㎡	
時代と遺跡の性格	縄文時代前期～弥生時代後期	集落
	古墳時代前期	集落・古墳
	古墳時代中期～後期	集落・古墳
	奈良時代～平安時代	集落・荘園
	鎌倉時代～室町時代	集落・居館・荘園
	江戸時代	集落・農地

表 21 纏向遺跡調査地一覧表

※網掛けの は太田地区、 は辻地区における史跡地内の調査を示し、 は纏向石塚古墳、 はホケノ山古墳を示す

次数	調査原因	調査地	調査期間 (目～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
1	店舗建設	太田字タコラ	1971/3/20 1971/3/26	4㎡			遺跡南部の調査	県
2	雇用促進住宅	辻字モリ	1971/4/20 1971/6/1	1540㎡	旧河道	管玉、素玉、土製紡錘車、 銭貨、各種木製品	辻河道の調査太田遺跡より 名称変更	県
3	雇用促進住宅	辻字モリ	1971/7/10 1971/8/5	600㎡	旧河道		辻河道の調査	県
4	纏向小学校	東田字矢塚	1971/8/6 1971/9/20	480㎡	濠、大溝	木製鋤	纏向大溝の調査	県
5	県営団地	辻字ナガツカ 86 他 10 筆	1971/10/4 1971/12/4	3280㎡	周濠	土偶、埴輪(家・人物・盾・ 蓋)、石臼、各種木製品、 墨書土器	トリイノ前古墳の調査	県
6	纏向小学校	東田字矢塚・ハシリダ、 太田字フケ	1971/12/6 1972/3/18	5570㎡	大溝、土坑、周濠	杭、矢板、鳥形木製品、集 水升	纏向石塚古墳1次 後円部 西側周濠の調査、矢塚 古墳1次 後円部東側墳 丘・周濠の調査	県
7	県営団地	辻字トリイノ前 67 他 19 筆	1972/7/18 1972/10/31	1570㎡	土坑群、建物跡	木製品(鳥・舟・高坏)、 籠、箕、銅鐸片	祭祀土坑群の調査	県
立会	市道拡幅	箸墓古墳南裾	1973/2	-	前方部南西側隅石		箸墓古墳立会調査前方部 南側石の調査	県
8	資材倉庫	太田字フケ 246-1	1975/5/15 1975/6/4	122㎡	周濠、墳丘	弧文円板	纏向石塚古墳2次後円部 南側・クビレ部周濠、後 円部南側墳丘裾の調査	県
9	宅地造成	太田字南飛塚 39-7	1976/4/16 1976/4/25	34.75㎡	土坑	縄文晩期鉢	遺跡南西部の調査	県・市
10	範囲確認	太田字フケ 242-1	1976/7/12 1976/8/12	272㎡	周濠	丹塗木製品 赤色顔料付 籠状製品	纏向石塚古墳3次後円部 南側周濠の調査	県
11	露天駐車場	巻野内字殿西 249-1	1977/1/21 1977/1/31	63㎡	旧河道		遺跡中央部の調査	県
12	材木置場	太田字寺田 126-3	1977/2/1 1977/2/17	50㎡	溝、土坑		遺跡西部の調査	県
13	宅地造成	太田字モロセ 78-2	1977/2/18 1977/3/5	110㎡	方形周溝、土坑		遺跡中央部の調査	県
14	住宅建設	巻野内字殿西 376-2～ 3	1977/7/15 1977/8/6	144㎡	旧河道	コップ形坏、土馬、軒丸瓦	遺跡中央部の調査	県・市
15	水路改修	東田字ヤナイタ、太田 字北飛塚	1977/12/3 1978/1/31	250㎡	溝、井堰	朱塗板・石、ミニチュア舟	遺跡南西側の調査	市
16	素麺工場	箸中字ミタケダ 880 他 11 筆	1977/12/5 1978/3/11	1500㎡	方形周溝墓、建物跡、 井戸		遺跡南端の調査	県・市
立会	墓地拡張	箸中	1977	-			箸墓古墳周辺1次箸墓古 墳南側の調査	県

次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
17	露天駐車場	草川字築田 152-1	1978/1/30 1978/2/18	413 m <sup>2</sup>	旧河道		遺跡北西部の調査	県
18	露天駐車場	巻野内字柳ノ元 223-1	1978/5/24 1978/5/30	60 m <sup>2</sup>	旧河道		遺跡東部の調査	県
19	資材置場	太田字川マタゲ 5-1	1978/7/15 1978/9/27	40 m <sup>2</sup>	旧河道		遺跡南部の調査	県
20	露天駐車場	辻字トリイノ前 64-1	1978/7/15 1978/9/27	360 m <sup>2</sup>	掘立柱建物跡	銅鏝 砥石	建物 B、柱列の調査	県
21	資材置場	辻字トリイノ前 65	1978/8/26 1978/8/28	29 m <sup>2</sup>	南北溝		建物群が立地する微高地 西側の調査	県
22	水路改修	東田字ヤナイタ、太田 字北飛塚	1978/11/14 1978/12/9	300 m <sup>2</sup>	溝		遺跡南西側の調査	市
23	範囲確認	辻字メクリ 24-1	1979/7/20 1979/9/13	405 m <sup>2</sup>	溝、土坑、柱穴	北陸系裝飾器台、ミニチュ ア舟、籠	旧纏向小 1 次遺跡中央部 の調査	県・市
24	水路改修	東田字井坪 240-1 他 6 筆	1979/11/12 1979/11/18	92.5 m <sup>2</sup>	旧河道		遺跡西部の調査	市
25	宅地造成	東田字ハシリ田 258	1980/1/10 1980/3/3	90 m <sup>2</sup>	大土坑	籠、朱塗り板	遺跡西部の調査	市
26	宅地造成	巻野内字ババワキ 564、565-1	1980/5/13 1980/6/22	80 m <sup>2</sup>	土坑、溝		遺跡北東部の調査	市
27	範囲確認	辻字メクリ 24-1	1980/7/21 1981/3/31	600 m <sup>2</sup>	土坑、溝、方形周溝墓、 木棺墓、土器棺墓		旧纏向小 2 次遺跡中央部 の調査	市
28	水路改修	太田、東田字李田 259-2 他 9 筆	1980/11/1 1981/3/20	300 m <sup>2</sup>			遺跡西部の調査	市
29	宅地造成	巻野内字ババワキ 410-1～2 他	1981/7/8 1981/9/30	270 m <sup>2</sup>	溝、井戸、壺棺、河道 の北岸		遺跡北東部の調査	市
立会	公民館・公園	箆中 1021	1981	24 m <sup>2</sup>	整地面(周濠堤部?)		箆墓古墳周辺 2 次箆墓古 墳南側の調査	市
30	テニスコート	東田字ハシリ田 269- 1、270-1	1982/1/20 1982/2/20	250 m <sup>2</sup>	溝、柱穴群	銅鏝	遺跡西部の調査	市
31	範囲確認	辻字メクリ 24-1	1982/1/25 1982/3/31	490 m <sup>2</sup>	方形落ち込み、土坑、 方形周溝墓	舟形木製品	旧纏向小 3 次遺跡中央部 の調査	市
32	個人住宅	巻野内字東堤 342-1、 342-3	1982/5/28 1982/6/30	-	旧河道		遺跡東部の調査	市
33	道路拡幅	辻字メクリ 24-1	1982/6/29 1982/7/20	300 m <sup>2</sup>	溝		旧纏向小 4 次遺跡中央部 の調査	市
34	病院建設	草川字畑田 59、60、 65	1982/6/21 1982/8/21	1000 m <sup>2</sup>	溝		遺跡北部の調査中世居館 の調査	市
35	個人住宅	辻字トリイノ前	1982/7/29	50 m <sup>2</sup>	河道		遺跡中央部の調査	市
36	水路改修	東田字大ツカ他	1983/11/5 1984/5/18	100 m <sup>2</sup>	大土坑、井戸枠	弧文石板	遺跡南西部の調査	市
37	二輪保育園	箆中字塚ノハナ 993、 994-1	1983	100 m <sup>2</sup>	洪水砂(外濠部か?)		箆墓古墳周辺 3 次前方部 南西側の調査	市
38	送水管埋設	太田字堀川・寺田他	1984/2/1 1984/5/26	72 m <sup>2</sup>	井戸枠、溝	円筒埴輪、管玉、木製品	堀川 1 号墳の調査	県
39	送水管埋設	太田字南飛塚	1984/11/28 1985/2/9	52 m <sup>2</sup>	土坑、溝		遺跡南西部の調査	県
40	農業用倉庫	東田字九文田 196-3	1985/2/14 1985/3/15	100 m <sup>2</sup>	中世素掘溝		遺跡西部の調査	市
41	水路改修	東田字インデン	1984/11/19 1985/1/31	1300 m <sup>2</sup>	近世河道		遺跡北西部の調査	市
42	素麺工場	巻野内字坂田 180	1985/1/16 1985/3/5	46.2 m <sup>2</sup>	溝、柱穴、土坑、落ち 込み	鶏形・冠帽形・朝顔形埴輪	埴輪群出土遺構の調査	市
43	素麺研究所	箆中字八王子 1090、 1075-3	1985/7/13 1985/8/17	250 m <sup>2</sup>	土器包含層、溝、落ち 込み		箆墓古墳周辺 4 次箆墓古 墳東側の調査	市
44	個人住宅	東田字ヤナイタ 193-3	1985/8/2 1985/8/9	100 m <sup>2</sup>	方形周溝墓		遺跡西部の調査	市
45	水路改修	東田字アツマキ	1986/1/20 1986/3/31	600 m <sup>2</sup>	河道南岸、井堰		遺跡西部の調査	市

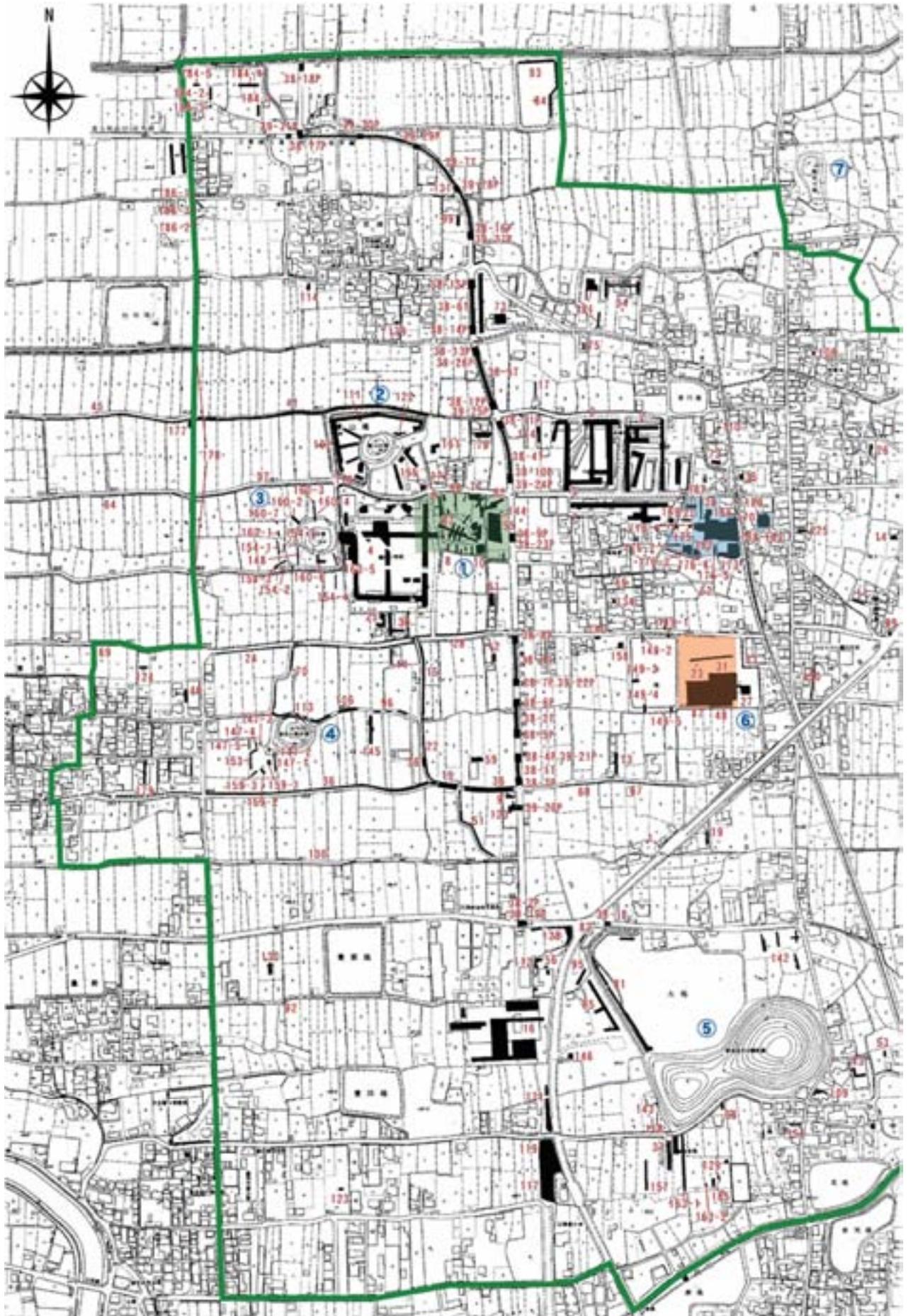
次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
46	個人住宅	箆中字サハラケ 553、556-2	1986/4/2 1986/5/18	60 m <sup>2</sup>	水路		遺跡南東端の調査	市
47	範囲確認	辻字メクリ 24-1	1986/5/7 1986/12/25	1480 m <sup>2</sup>	掘立柱建物跡、前方後方墳、土坑、土器棺墓、木棺墓、方形周溝墓	銅鏃、木製三角鏃、砥石、鳥形土製品	旧纏向小5次メクリ1号墳の調査	市
48	範囲確認	辻字メクリ 24-1	1986/10/ 1987/6/1	1420 m <sup>2</sup>	掘立柱建物跡、木棺墓、土器棺墓	木製三角・四角鏃、杖、籠、鶏形壺、蛸壺形土器、鏡形土製品	旧纏向小6次	市
49	水路改修	太田字堂ノ久保 156～198	1987/5/22 1987/6/16	100 m <sup>2</sup>			立会調査	市
50	素麺工場	巻野内字家ツラ 518、525	1987/7/13 1987/11/	313 m <sup>2</sup>	導水施設、溝、建物跡	木製品、弧文板	祭祀遺構の調査	市
51	水路改修	太田字南飛塚	1987/11/13 1987/12/28	364 m <sup>2</sup>	周濠、倒壊建物、井戸	漆塗直弧文柄頭、甕子状木製品、桃核	南飛塚古墳、倒壊建物の調査	市
52	水路改修	太田字堂ノ久保 198-2他	1988/5/9 1988/5/22	12 m <sup>2</sup>	中世河道		遺跡中央部の調査	市
53	個人住宅	箆中字字角 1093、1093-1	1988/8/1 1988/8/14	60 m <sup>2</sup>	旧流路		箆墓古墳周辺5次箆墓古墳東側の調査	市
54	個人住宅	穴師字ドヨド 447	1989/3/1 1989/3/31	106.5 m <sup>2</sup>		石釧、滑石製勾玉、管玉、ガラス小玉	遺跡東端の調査	市
55	古墳整備	太田字石塚	1989/4/17 1989/6/17	700 m <sup>2</sup>	周濠、墳丘、導水路	木製品、石槍	纏向石塚古墳4次北側クビレ部周濠、前方部北東隅・前面周濠、導水溝の調査	県・市
立会?	個人住宅?	草川字谷 51	1989/10/12 1989/10/22	-	河道		立会?	市
56	店舗建設	箆中字ビハクビ 845	1990/2/2 1990/2/5	8 m <sup>2</sup>	溝		遺跡南部の調査	市
57	道路・水路改修	東田字柿ノ木、口ノ戸	1990/10/29 1990/11/10	110 m <sup>2</sup>	方形土坑	円筒埴輪片、鍛冶関連遺物	遺跡西部の調査	市
58	個人住宅	箆中字河原 531-1 他	1989/10/23 1989/11/16	54 m <sup>2</sup>			遺跡南東端の調査	市
59	農業用倉庫	太田字北飛塚 62-1	1991/1/16 1991/3/15	113.9 m <sup>2</sup>	特殊建物、方形周溝墓		遺跡南部の調査	市
60	水路改修	太田字南飛塚 29～34	1991/2/4 1991/2/9	100 m <sup>2</sup>		石棒、石鏃、サマカイト片	遺跡南西部の調査	財
61	農業用倉庫	太田字李田 146-1、147-1	1991/6/18 1991/9/5	147 m <sup>2</sup>	大溝	竪杵、ベニバナ・バジル花粉、猪下顎骨	遺跡中央部の調査	市
62	古墳整備	太田字石塚 253-1	1991/9/17 1991/11/17	350 m <sup>2</sup>	周濠	木製品	纏向石塚古墳5次北側周濠・周濠外肩部の調査	市
63	個人住宅	箆中字サシコ田 657	1991/11/14 1991/12/1	165 m <sup>2</sup>	近世敷石遺構、落込み		遺跡南東部の調査	市
64	道路・水路改修	東田字ホトゲ他	1991/11/9 1991/11/30	144 m <sup>2</sup>	中世河道・井戸	石鏃、土馬片	遺跡東部の調査	市
65	個人住宅	巻野内字尾崎花 481	1991/12/6 1992/1/22	80 m <sup>2</sup>	溝	巾着状絹製品、漆塗盾、案、絵画土器	遺跡北東部の調査	市
66	古墳整備	太田字石塚 258 他	1992/1/21 1992/3/11	131 m <sup>2</sup>	墳丘		纏向石塚古墳6次北側墳丘裾の調査	市
67	水路改修	太田字念仏田 35 他	1992/3/17 1992/4/17	260 m <sup>2</sup>	土器棺、土坑	朝顔形埴輪	遺跡南西部の調査	財
68	農業倉庫	箆中字塚ノマエ 1006-1	1992/4/27 1992/5/2	50 m <sup>2</sup>	周濠状遺構	埴輪片	箆墓古墳周辺6次前方部南側周濠の調査	市
69	道路・水路改修	東田九文田他 130-1 他	1992/11/2 1992/11/19	157 m <sup>2</sup>	周濠	石鏃、埴輪片	高塚1号墳の調査	市
70	道路・水路改修	東田字ナツメ 213-1 他	1992/11/20 1992/11/30	45 m <sup>2</sup>	土坑	埴輪	東田大塚古墳1次後円部北側周濠の調査	市
71	露天駐車場	巻野内字ババワキ 575	1993/1/20 1993/4/5	200 m <sup>2</sup>	方形周溝墓、竪穴住居、掘立柱建物跡	銅銭、埴輪片	遺跡北東部の調査	市
72	個人住宅	草川字城念坊 125	1993/8/6 1993/9/10	93.75 m <sup>2</sup>	井戸、旧流路、柱穴	墨書土器、製塩土器	奈良時代漆工房の調査	市
73	池埋立	大豆越字火打池 104-1 他	1993/10/13 1993/11/25	300 m <sup>2</sup>	溝	鳥形埴輪	遺跡北部の調査	財

次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
74	個人住宅	穴師字モリ本 333-3	1993/10/11 1993/10/20	50 m <sup>2</sup>	柱穴		遺跡東部の調査	市
75	個人住宅	草川字井手ノ脇 148-3	1993/11/10 1993/11/27	20 m <sup>2</sup>			遺跡北部の調査	市
76	個人住宅	箆中字北口 625	1993/11/22 1993/12/10	104 m <sup>2</sup>			遺跡南東部の調査	市
77	古墳整備	太田字石塚 254-1	1993/12/ 2 1994/ 2/20	270 m <sup>2</sup>	周濠		纏向石塚古墳 7 次周濠北側外周部の調査	市
78	個人住宅	巻野内字玉井 466、467	1994/ 3/ 7 1994/ 3/31	130 m <sup>2</sup>	溝	埴輪	区画溝の調査	市
79	露天駐車場	東田字勝山 360-4・5	1994/ 7/21 1994/ 8/31	175 m <sup>2</sup>	周濠、方形周溝墓	円筒埴輪、石見型木製品、木製盾	勝山東古墳の調査	市
80	個人住宅	巻野内字尾崎花 486	1994/11/ 1 1994/12/10	104 m <sup>2</sup>	溝、土塁、柱列	鞆羽口、鉄滓、砥石、石釧	区画施設と鍛冶関連資料の調査	市
81	農地防災工事	箆中字大池 786	1994/12/19 1995/ 3/ 3	753 m <sup>2</sup>	墓石、墳丘盛土、周溝、堤状遺構、周濠状遺構	木製品	箸墓古墳周辺 7 次前方部北側墳丘・墓石・周濠・外堤の調査	県
82	事務所建設	箆中字樋尻 802-2	1995/ 5/18 1995/ 5/19	8 m <sup>2</sup>	素掘溝		箸墓古墳周辺 8 次箸墓古墳北東側の調査	財
83	古墳整備	箆中字ホケノ山 636 他 36 筆	1995/11/ 6 1996/ 2/ 6	480 m <sup>2</sup>	墓石、周濠状遺構、横穴式石室		ホケノ山古墳 1 次後円部北側～東側、クビレ部の周濠状遺構・墓石、前方部前面の調査	県・市
84	池改修	大豆越字七反田 200-1	1995/12/10 1995/12/22	80 m <sup>2</sup>	旧河道		遺跡北部の調査	財
85	農地防災工事	箆中字堤ソエ 855～858	1996/ 1/22 1996/ 2/16	544 m <sup>2</sup>	周濠状遺構	土馬、獣骨、馬歯、種、板、燃えさし、サヌカイト、砥石	箸墓古墳周辺 9 次前方部北側周濠の調査	県
86	駐車場	巻野内字柳ノ元 213-1	1996/ 3/ 6 1996/ 3/22	36 m <sup>2</sup>	柱穴、土坑	縄文土器、サヌカイト片	遺跡東部の調査	市
87	古墳整備	太田字石塚 257 他	1996/ 7/30 1996/11/22	459 m <sup>2</sup>	墳丘	土師器	纏向石塚古墳 8 次後円部墳丘盛土の調査	市
88	防火水槽	穴師字後正寺 594-2	1996/ 9/ 9 1996/ 9/21	36 m <sup>2</sup>	柱穴		遺跡東端の調査	財
89	レストラン	巻野内字殿西 254-1 他 2 筆	1996/10/ 1 1996/10/ 7	12.8 m <sup>2</sup>	近世河道		遺跡東部の調査	財
90	個人住宅	巻野内字家ツラ 519	1996/11/25 1997/ 1/30	130 m <sup>2</sup>	掘立柱建物跡、溝、石敷遺構	韓式系土器、木鏃	導水施設周辺部の調査	市
91	古墳整備	箆中字ホケノ山 636 他 34 筆	1996/11/26 1997/ 3/28	300 m <sup>2</sup>	周濠状遺構、墓石、木棺直葬墓		ホケノ山古墳 2 次墳丘東側周濠状遺構・墓石、木棺直葬墓の調査	県
92	水路改修	豊前字七マキ 234-1 他 14 筆	1996/12/24 1997/ 1/14	90 m <sup>2</sup>			遺跡南西部の調査	財
93	堤防改修	大豆越字七反田 200-1	1997/ 1/16 1997/ 2/ 6	75 m <sup>2</sup>	ピット		遺跡北部の調査	財
94	個人住宅	巻野内字尾崎花 475	1997/ 2/ 6 1997/ 3/10	32 m <sup>2</sup>		埴輪片	遺跡北東部の調査	市
95	農地防災工事	箆中字堤ソエ 854-1	1997/ 2/12 1997/ 2/21	124 m <sup>2</sup>		黒色土器、埴輪、円板状土製品、人形木製品、	箸墓古墳周辺 10 次箸墓古墳北西側の調査	県
96	道路・水路改修	東田字ヤナイタ 168～184 他 13 筆	1997/ 3/15 1997/ 3/31	54 m <sup>2</sup>		朝顔形埴輪片、横槌、鼓形器台	遺跡南西部の調査	財
97	墓地造成	箆中字北垣内 1170	1997/ 5/23 1997/ 6/16	100 m <sup>2</sup>	V字溝	縄文前期土器 石鍬瓦器羽釜	縄文集落と中世跡の調査	財
98	個人住宅	箆中字北口 624 他 2 筆	1997/ 6/17 1997/ 6/26	10 m <sup>2</sup>			遺跡南東部の調査	市
99	個人住宅	大豆越字灯籠田 107-1	1997/ 8/ 5 1997/ 8/22	75 m <sup>2</sup>		縄文土器、銅鏃、木鏃、北陸系装飾器台、手焙形土器片、手づくね土器、土鏃	遺跡北部の調査	市
100	水路改修	江包 3～箆中 811-1 (82 筆)	1997/11/19 1998/ 1/20	50 m <sup>2</sup>	旧流路		遺跡南西部の調査	財
101	個人住宅	穴師字クボノ前 322-1、322-2	1997/11/25 1997/12/ 5	12 m <sup>2</sup>	暗渠、旧河道	陶磁器、木桶、柄鏡、桃核、暗渠、桃核	遺跡東部の調査	市

次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
102	池改修	東田字勝山 363-1	1997/12/ 1 1998/ 3/13	226 m <sup>2</sup>	周濠、自然流路、祭祀土坑	銅鏃、製鉄関連遺物、獣骨、木製品	勝山古墳 1 次後円部西側周濠の調査	県
103	個人住宅	巻野内字尾崎花 485	1997/12/ 9 1998/ 1/16	48 m <sup>2</sup>	溝	瓦器、サヌカイト片	遺跡北東部の調査	市
104	個人住宅	巻野内字玉井 463、466	1997/12/16 1998/ 1/24	156 m <sup>2</sup>	溝	円筒埴輪片、金環	区画溝の調査	市
105	古墳整備	箆中字ホケノ 633 他	1998/ 1/20 1998/ 1/28	20 m <sup>2</sup>			ホケノ山古墳 3 次墳丘の盛土の調査	市
106	農道改修	東田 132～185 他 12 筆	1998/ 2/ 2 1998/ 3/30	175 m <sup>2</sup>	周濠、壺棺、溝、ピット	木製品	東田大塚古墳 2 次後円部北東側墳丘・周濠、壺棺墓の調査	財
107	個人住宅	巻野内字玉井 458	1998/ 4/16 1998/ 5/14	116 m <sup>2</sup>	溝	瓦器	区画溝の調査	市
108	個人住宅	辻字堂ノ前 124	1998/ 5/21 1998/ 5/22	20 m <sup>2</sup>		瓦器、陶磁器	遺跡北部の調査	市
109	個人住宅	箆中 1046	1998/ 6/12 1998/ 8/12	170 m <sup>2</sup>	渡り堤、周濠	木製輪鏝、木製品	箆墓古墳周辺 11 次後円部南東側周濠・渡り堤の調査	市
110	個人住宅	草川 126-4	1998/ 9/21	6 m <sup>2</sup>			遺跡中央部の調査	市
111	溜池改修	東田字勝山 363-1	1998/11/30 1999/ 3/ 3	1300 m <sup>2</sup>		刀剣把装具、鞆装具、団扇、舟形木製品、鉄鏃、石鏃、石臼、鍛冶関連遺物	勝山古墳 2 次後円部西側墳丘・周濠、前方部北側斜面・周濠の調査	県
112-1	店舗建設	箆中字ビハクビ 839-3、839-6 他	1998/12/ 7 1999/ 2/ 2	162 m <sup>2</sup>	溝、土坑	円筒埴輪	遺跡南部の調査	財
112-2	店舗建設	箆中字ビハクビ 839-3、839-6	1999/ 5/25 1999/ 6/24	90 m <sup>2</sup>	溝、土坑、竪穴住居、炉	円筒埴輪	箆中ビハクビ古墳の調査	財
113	農道整備	東田 188、189	1999/ 1/ 8 1999/ 2/26	100 m <sup>2</sup>	井戸、周濠、	木製品、桃核、鹿角	東田大塚古墳 3 次後円部北側周濠の調査	財
114	個人住宅	大豆越字山地 45-1～3	1999/ 7/16 1999/ 8/ 2	93 m <sup>2</sup>	溝、ピット、方形周溝墓	羽釜、種子、瓦器椀	遺跡北部の調査	市
115	範囲確認	箆中字ホケノ 633 他	1999/ 9/10 2000/ 9/20	424 m <sup>2</sup>	石田木柵、横穴式石室、石棺	画文帯神獣鏡、銅鏃	ホケノ山古墳 4 次中心埋葬施設の調査	県・市
116	池改修	東田字勝山 363-1・2	1999/11/29 1999/12/ 8	60 m <sup>2</sup>	旧流路		勝山古墳 3 次勝山古墳南西側の調査	県
117	道路新設	箆中	2000/ 1/17 2000/ 3/30	580 m <sup>2</sup>	土坑、溝、柵列、建物跡、井戸	ガラス小玉、猪形土製品、石製紡錘車、鉄鏃	遺跡南部の調査	県
118	個人住宅	箆中字塚ノハナ 995-3	2000/ 4/11 2000/ 6/ 1	174 m <sup>2</sup>	周濠、墳丘裾、外堤		箆墓古墳周辺 12 次前方部南側周濠・墳丘裾部・外堤の調査	市
119	道路新設	箆中字イツカ	2000/ 4/17 2000/ 8/11	1900 m <sup>2</sup>	前方後円墳、方形周溝墓	石鏃、スクレイパー、木製品、埴輪片	イツカ古墳 1 次イツカ古墳の調査	県
120	個人住宅	太田字堀川 39-4	2000/ 5/ 1 2000/ 5/26	84 m <sup>2</sup>	周濠、柱穴、ピット、土坑、溝	円筒埴輪片、鉄滓	堀川 2 号墳の調査	市
121	道路新設	箆中字イツカ	2000/11/ 6 2000/12/28	550 m <sup>2</sup>	前方後円墳		イツカ古墳 2 次イツカ古墳の調査	県
122	池改修	東田字勝山	2001/ 1/15 2001/ 3/22	328 m <sup>2</sup>		U字型鋸歯文木製品、樹皮製品、建築部材	勝山古墳 4 次北側クレ部の調査	県
123	個人住宅	箆中字八ノ坪 935-3、936-3	2001/ 7/30 2001/ 8/ 3	14 m <sup>2</sup>			遺跡南西部の調査	市
124	農業用倉庫	東田字九文田 198-1	2001/ 9/17 2001/ 9/20	24 m <sup>2</sup>	周濠		高塚 2 号墳の調査	市
125	辻駐在所	巻野内字殿西 384-3	2001/10/24 2001/10/25	25 m <sup>2</sup>	自然河道		遺跡中央部の調査	県
126	防火水槽埋設	箆中字湯屋垣内 636	2002/ 1/17 2002/ 1/18	35 m <sup>2</sup>	河川堆積層	瓦器椀	遺跡南東端の調査	財
127	範囲確認	巻野内字カキノエ 93	2002/ 3/ 5 2002/ 3/19	80 m <sup>2</sup>	素掘溝		遺跡南東部の調査	市
128	道路拡幅	箆中字池尻	2002/ 4/16 2002/ 5/28	240 m <sup>2</sup>	土坑、溝、井戸、掘立柱建物跡	木製品、瓦器	遺跡南部の調査	県
129	個人住宅	箆中字塚ノマエ 1008-2	2002/ 5/22 2002/ 6/ 7	57 m <sup>2</sup>	洪水堆積、腐植土層		箆墓古墳周辺 13 次箆墓古墳南側の調査	市

次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
130	個人住宅	豊前字戌亥 86-1、86-5	2002/5/23 2002/6/5	55 ㎡	溝、土坑、柱穴		遺跡南西部の調査	市
131	下水道	大豆越字久保田・燈籠田	2002/11/18 2002/11/22	18 ㎡	旧流路、ピット	陶磁器、寛永通宝	遺跡北部の調査	財
132	農道整備	巻野内字西畑 634～636	2002/12/16 2002/12/25	33 ㎡	井戸状遺構	木製品	遺跡北東部の調査	財
133	個人住宅	巻野内字カキノエ 101	2003/1/22 2003/1/30	21 ㎡	溝		遺跡東部の調査	市
134	個人住宅	太田字向田 168-1	2003/2/6 2003/3/10	40 ㎡	土坑、ピット	陶器、石製臼?	遺跡中央部の調査	市
135	範囲確認	箆中字道又 540-1、540-13	2003/8/1 2003/8/20	30 ㎡	石組関連遺構、溝	石器、埴輪片	平塚古墳の周辺調査	市
136	農業倉庫	箆中字三反田 506-1	2004/2/5 2004/3/9	65 ㎡	旧河道	木製品、手焙形土器、管状土製品	遺跡南東部の調査	市
137	個人住宅	箆中字池田 515-1	2004/2/6 2004/3/31	188.5 ㎡	古墳、土坑、溝、竪穴住居、素掘溝		池田 1・2 号墳の調査	市
138	個人住宅	箆中字池田 515-3	2004/3/8 2004/3/31	216.5 ㎡	土坑、竪穴住居	鉄鏃	遺跡南東部の調査	市
139	個人住宅	大豆越字山地 19、20-1	2004/8/18 2004/8/24	40 ㎡	溝		中～近世環濠の調査	市
140	個人住宅	太田 105-1、110-1	2004/9/21 2004/12/3	40 ㎡	土坑、落ち込み、溝	籠状製品、木製品、木製盾	祭祀土坑の調査	市
141	個人住宅	巻野内字権現田 201-1	2004/11/2 2004/11/4	15 ㎡	素掘溝、近世流路		遺跡東部の調査	市
142	範囲確認	箆中字池上 761-1、762-1 他	2004/12/15 2005/3/31	370 ㎡	盛土状遺構、上ツ道整地土、落ち込み	和同開珎	箆墓古墳周辺 14 次上ツ道の調査	市
143	見張所改築	箆中地内	2005/11/8 2006/3/15	21 ㎡	墓石?	陶器片、磁器片	箆墓古墳周辺 15 次	宮
144	古墳整備	太田字塚東 271-1	2005/12/27 2006/3/31	470 ㎡	周濠、溝、杭跡	土師器、須恵器、埴輪	纏向石塚古墳 9 次周濠北東側外肩部、方形周溝墓、石塚東古墳の調査	市
145	ビニールハウス	東田字ヤナイタ 171-1・2、201	2006/2/7 2006/3/31	180 ㎡	古墳、土坑、自然流路	埴輪、籠、支脚	ヤナイタ 1・2 号墳の調査	市
146	個人住宅	箆中 859-1	2006/5/1 2006/6/5	56 ㎡	素掘溝	瓦器	箆墓古墳周辺 16 次周濠排水溝推定地の調査	市
147	範囲確認	東田 132、157、159、163-1	2007/1/22 2007/3/23	138 ㎡	前方部、周濠状遺構	籠状製品	東田大塚古墳 4 次前方部北・南側墳丘・周濠の調査	市
148	範囲確認	東田 266	2007/1/22 2007/3/27	54 ㎡	前方部、周濠		矢塚古墳 2 次前方部南側墳丘・周濠の調査	市
149	宅地造成	太田 106-1	2007/4/2 2007/5/24	213 ㎡	井戸、土坑、落ち込み	木製仮面、銅鏃	祭祀土坑の調査	財
150	消防団屯所	巻野内 235-5	2007/6/28 2007/7/20	20 ㎡	落ち込み、素掘溝、暗渠		遺跡中央部の調査	財
151	個人住宅	箆中 1040	2007/7/9 2007/8/10	55 ㎡	粘質土層、洪水堆積層		箆墓古墳周辺 17 次箆墓古墳南側の調査	市
152	個人住宅	巻野内 415-2	2007/8/28 2007/9/20	144 ㎡	竪穴住居、柱列		遺跡北東部の調査	市
153	範囲確認	東田 158	2007/12/10 2008/2/25	72 ㎡	前方部、土坑		東田大塚古墳 5 次前方部前面付近の調査	市
154	範囲確認	東田 251-1、268-1、269-1	2007/12/17 2008/3/13	127.5 ㎡	前方部、周濠、纏向大溝、中世溝		矢塚古墳 3 次前方部墳丘・周濠の調査	市
155	範囲確認	東田 342-1、354	2008/1/15 2008/3/4	409 ㎡	クビレ部、土坑、周濠		勝山古墳 5 次南側クビレ部、後円部南側周濠の調査	県
156	水路改修	巻野内地内	2008/2/6 2008/2/14	43.2 ㎡	溝	サヌカイト剥片	遺跡北東部の調査	県
157	個人住宅	箆中字墓ノ北 988-3	2008/5/22 2008/7/2	110 ㎡	落ち込み	埴輪、サヌカイト片	箆墓古墳周辺 18 次前方部西南側周濠の調査	市
158	農業倉庫	太田 106-1	2008/7/16 2008/8/29	84 ㎡	ピット群、土坑、井戸、溝、柵列	井戸枠、籠状製品	遺跡中央部の調査	市
159	範囲確認	東田 158	2008/11/10 2009/2/13	84 ㎡	前方部前端・南側面、土坑		東田大塚古墳 6 次前方部前面・南側の調査	市

次数	調査原因	調査地	調査期間 (自～至)	調査面積	主要遺構	特筆すべき遺物	調査成果	調査機関
160	範囲確認	東田 265-1、310 他	2008/11/17 2009/ 2/28	191.5 ㎡	後円部墳丘・周濠、盛土遺構		矢塚古墳 4 次後円部北・南側墳丘・周濠の調査	市
161	範囲確認	東田 353-1、362	2008/12/ 8 2008/12/26	135 ㎡	前方部前端、前方部東南隅		勝山古墳 6 次前方部東南隅・周濠の調査	県・市
162	範囲確認	辻字トリイノ前 64-1	2009/ 2/ 2 2009/ 3/31	384.5 ㎡	柱穴、ピット、掘立柱建物跡、溝		建物 B・C、柱列の調査	市
163	運動場造成	箆中 997、998-1 他 4 筆	2009/ 4/ 8 2009/ 5/30	306 ㎡	外濠状遺構、堤状遺構	木製品	箆墓古墳周辺 19 次前方部南側外濠状遺構、堤状遺構の調査	市
164	範囲確認	箆中 680	2009/ 6/25 2009/ 7/31	18.8 ㎡	前方部、周濠	埴輪	堂ノ後古墳 1 次 5 世紀後半～末の前方後円墳の調査	市
165	農業用倉庫	巻野内 189-1	2009/ 7/29 2009/ 8/10	20 ㎡	大溝、ピット	石器	遺跡東部の調査	市
166	範囲確認	辻字トリイノ前 63-1	2009/ 9/ 1 2009/12/28	390 ㎡	大型建物、石貼溝		建物 D、4 世紀の方形区画溝東辺の調査	市
167	素麺工場	巻野内 189-3、1901、190-3	2009/ 9/ 3 2009/10/ 5	90 ㎡	溝、掘立柱建物、土坑、ピット	瓦	遺跡東部の調査	財
168	範囲確認	辻字トリイノ前 63-1	2010/ 7/ 1 2010/10/18	465 ㎡	柱列、大型土坑	獣骨、桃核、植物種子、ミニチュア土器、竹製籠	建物 D 南側の調査、4 世紀方形区画溝東辺の調査	市
169	個人住宅	太田 204-6	2010/11/24 2010/12/ 9	58.6 ㎡	土坑、旧河道		建物群が立地する微高地西側の調査	市
170	範囲確認	辻字トリイノ前 63-1	2011/ 2/28 2011/ 3/29	75 ㎡	掘立柱建物、柱列、溝		建物 E の調査	市
171	個人住宅	巻野内 632	2011/ 5/31 2011/ 6/ 9	36 ㎡	ピット		遺跡北東部の調査	市
172	個人住宅	東田 356-3	2011/ 8/ 5 2011/ 9/ 7	44 ㎡	溝、素掘溝、周濠状遺構	円筒埴輪、甑、鋤、加飾壺、瓦器、建築部材	中期末の円墳の調査	市
173	範囲確認	辻字トリイノ前 48	2011/12/ 5 2012/ 3/26	370 ㎡	溝、土坑		4 世紀の方形区画溝南東隅の調査	市
174	宅地分譲	太田 284、285、286、287	2012/ 4/17 2012/ 5/11	60 ㎡	流路 落ち込み	土製支脚、鉄滓、鞆羽口、鉄鏃、馬形埴輪片、有孔円板、磁石	鍛冶関連資料の調査	財
175	個人住宅	辻字トリイノ前 45-5	2012/ 9/ 6 2012/ 9/24	27.5 ㎡	ピット、土坑		大型建物群が立地する微高地西側の調査	市
176	範囲確認	辻字トリイノ前 45-1、47、64-1	2012/11/14 2013/ 3/ 6	472.5 ㎡	井戸、ピット、土坑、区画溝	木製品、巴形石製品	4 世紀の方形区画溝南辺・南西隅の調査	市
177	吉野川分水	東田	2012/10/29 2012/11/15	60 ㎡	溝		遺跡西端の調査	県
178	吉野川分水	東田	2013/ 8/19 2013/12/16	585 ㎡	溝 3、土坑	陶磁器、瓦	遺跡西端の調査	県
179	分譲住宅	東田 116、117-1、117-2、119	2013/ 8/20 2013/ 9/10	120 ㎡	土坑、大溝、河川堆積	埴輪片、陶磁器、瓦	遺跡南西部の調査	財
180	範囲確認	辻 56-1	2013/10/30 2014/ 2/24	205 ㎡	溝、建物跡、柱列	木製品	建物 F の調査	市
181	病院建設	草川 57-1、57-3、58	2013/11/ 6 2013/12/24	403 ㎡	溝、建物跡	木製品	遺跡北部の調査	財
182	範囲確認	辻 64-1、64-3、64-7	2014/ 8/ 1 2014/ 9/16	165 ㎡	溝		大型建物群が立地する微高地北西側の調査	市
183	範囲確認	辻 56-1	2014/10/27 2015/ 2/ 6	214 ㎡	溝、建物跡、土坑	卜骨、木製品	建物 H の調査	市
184	宅地造成	大豆越 158-1 他	2014/10/27 2014/12/ 9	284 ㎡	溝、柱穴、旧河道	瓦器	遺跡北西端の調査	公財
185	園舎建築	箆中 9 9 7 他	2015/11/24 2015/12/17	60 ㎡	周濠状遺構	古式土師器	箆墓古墳外濠状遺構の調査	公財
186	農地造成	大豆越 145-1	2016/ 1/ 5 2016/ 2/ 9	82 ㎡	墓石、周濠	埴輪	二反田古墳の調査	市



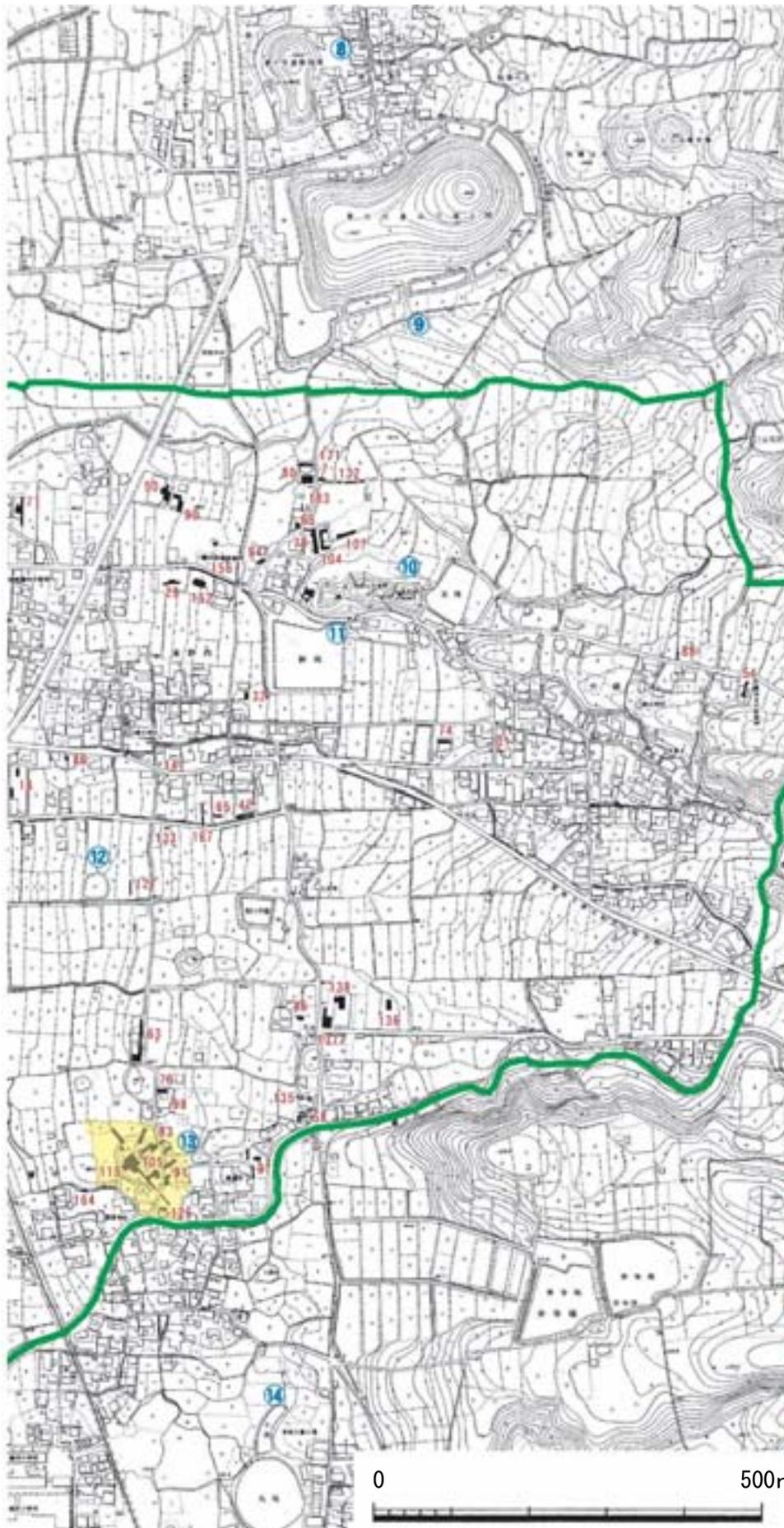


図 21  
纏向遺跡調査位置図  
(S=1/8,000)

【主要な古墳】

- ①纏向石塚古墳 (国史跡)  
(前方後円墳・全長約 96m・  
3世紀前半～中頃)
- ②勝山古墳  
(前方後円墳・全長約 115m・  
3世紀前半～中頃)
- ③矢塚古墳  
(前方後円墳・全長約 96m・  
3世紀中頃)
- ④東田大塚古墳  
(前方後円墳・全長約 120m・  
3世紀後半)
- ⑤箸墓古墳  
(前方後円墳・全長約 280m・  
3世紀後半)
- ⑥メクリ 1号墳  
(前方後方墳・全長 28m・  
3世紀前半～中頃)
- ⑦柳本大塚古墳  
(前方後円墳・全長約 92m・  
4世紀前半)
- ⑧上の山古墳  
(前方後円墳・全長約 140m・  
4世紀後半)
- ⑨渋谷向山古墳  
(前方後円墳・全長約 300m・  
4世紀後半)
- ⑩珠城山 1号墳 (国史跡)  
(前方後円墳・全長 45m・6世紀後半)
- ⑪珠城山 2号墳 (国史跡)  
(前方後円墳・全長 75m・6世紀後半)
- ⑫巻野内石塚古墳  
(前方後円墳・全長約 60m)
- ⑬ホケノ山古墳 (国史跡)  
(前方後円墳・全長約 80m・  
3世紀中頃～後半)
- ⑭茅原大墓古墳 (国史跡)  
(帆立貝形前方後円墳・全長約 86m・  
4世紀末)

- 奈良県遺跡地図による  
纏向遺跡の範囲
- 辻地区の史跡範囲
- 太田地区の史跡範囲
- 纏向石塚古墳の  
史跡範囲
- ホケノ山古墳の  
史跡範囲

### 3. 纏向遺跡の特質とその意義

---

纏向遺跡における発掘調査は現在 186 次調査まで実施しているが、調査面積は南北約 1.5 km、東西約 2 km にもおよぶ広大な面積の 2 % にも足りない状況で、全体像の解明にはほど遠い状況であるが、これまでの調査からは多くの重要な遺構や遺物の発見が相次いでいる。

ここではこれまでに実施された調査の内容や遺構・遺物の状況から考えられている纏向遺跡の持つ特質とその位置づけについて整理しておくこととする。

#### (1) 纏向遺跡の諸属性

---

前項においてみてきたように、これまでの調査は桜井市教育委員会と県立橿原考古学研究所により継続的に行われており、多くの知見が得られていくのに伴い纏向遺跡は大きく注目を浴びることとなってきている。遺跡が全国的に注目されるようになった 1980～1990 年代に考えられていた纏向遺跡の持つ特質を寺澤（1984）にもとづいて要約すると、

- ①集落規模が極めて大きく、前段階の弥生時代の拠点的な集落の規模をはるかに上回るばかりでなく、同時期の集落でも同等の規模を持つものは皆無であること。
- ②弥生時代には過疎地域であった纏向地域に 3 世紀初めに突如として大集落が形成されること。また、遺跡の出現・繁栄や消長が周辺の前期古墳の動向と時期が一致していること。
- ③本来近畿の墓の系譜には無い墓制である前方後円墳、纏向型前方後円墳と呼ばれる纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・東田大塚古墳・ホケノ山古墳などの共通の企画性を持った発生期の前方後円墳群が存在し、後の古墳祭祀に続く主要な要素を既に完成させていたこと。
- ④農具である鍬の出土量が極めて少なく、土木工事用の鋤などが多く出土しており、農業を営む一般の集落とはかけ離れた様相を呈していること。遺跡内の調査では未だ水田・畑跡が確認されていないことなどを考え合わせると農業を殆ど営んでいない可能性が高いこと。
- ⑤吉備地域をルーツとする弧帯文様を持つ特殊器台・弧文円板・弧文板・弧文石板などの出土から吉備地域との直接的な関係が想定されること。弧帯文様を持つものは吉備地方を中心に葬送儀礼に伴って発展したものであり、纏向遺跡ではこれらの祭式が直接古墳や集落での祭祀に取り入れられた可能性が高いこと。
- ⑥他地域から運び込まれた土器が全体の約 15～30% を占め、量的に極めて多いこと。そして、その範囲が九州から関東にいたる広範囲な地域からであること。
- ⑦奈良盆地東南部という各地域への交通の要所に位置し、搬入土器の存在と合わせて付近に市場の機能を持った「大市」の存在が推定されること。
- ⑧建物の中にほぼ真北方向に構築され、柵をめぐらした特殊な掘立柱建物が存在すること。

などが挙げられており、既に 1980 年代の纏向遺跡には「新たに編成された政権の政治的意図によって建設された日本最初の都市」、「初期ヤマト政権最初の都宮」との位置づけがなされている。

その後、2000 年代に入ると纏向遺跡の調査は古墳や集落域の範囲確認調査が計画的に進められるようになるとともに、これまでに出土した遺構・遺物に対する研究も飛躍的に進み、先に挙げ

られた以外にも多くの特質が認識されることとなった。その幾つかを列挙すると、

- ①太田メクリ地区の調査によって一般的な居住域の中から方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓などとともに庄内式期の前方後方墳である全長約 28mのメクリ 1号墳の存在が確認されたことにより、遺跡内での首長層の墓制や立地に明確な多様性や階層性が見て取れること。
- ②遺跡の盛期には竪穴式住居が築かれず、高床式や平地式の建物で居住域が構成されていた可能性があること。
- ③韓式系土器の出土やバジル・ベニバナ花粉・木製鏃・木製輪鏝、ホケノ山古墳の副葬品にみる舶載された鏡鑑類や鍬形鉄製品など、朝鮮半島や大陸系の遺物の出土量が増加し、これらの地域との交流が想定されること。
- ④複数の地点における鍛冶工房の確認や木製品加工所などの存在が確認されたほか、ベニバナを用いた染織が行われていた可能性が指摘されており、纏向遺跡の首長層が高度な技術者集団を抱えていたと考えられること。
- ⑤辻地区の調査においては首長居館と目される方位に則り、明確な設計と強い規格性に基づいた建物群が確認されたこと。

などが新たに加えることができよう。これら多様な特質はそれまでの弥生時代集落や同時代の集落遺跡とは一線を画するもので、纏向遺跡が他に例を見ない極めて特殊な遺跡であったことが理解できる。

## (2) 纏向遺跡の位置づけ

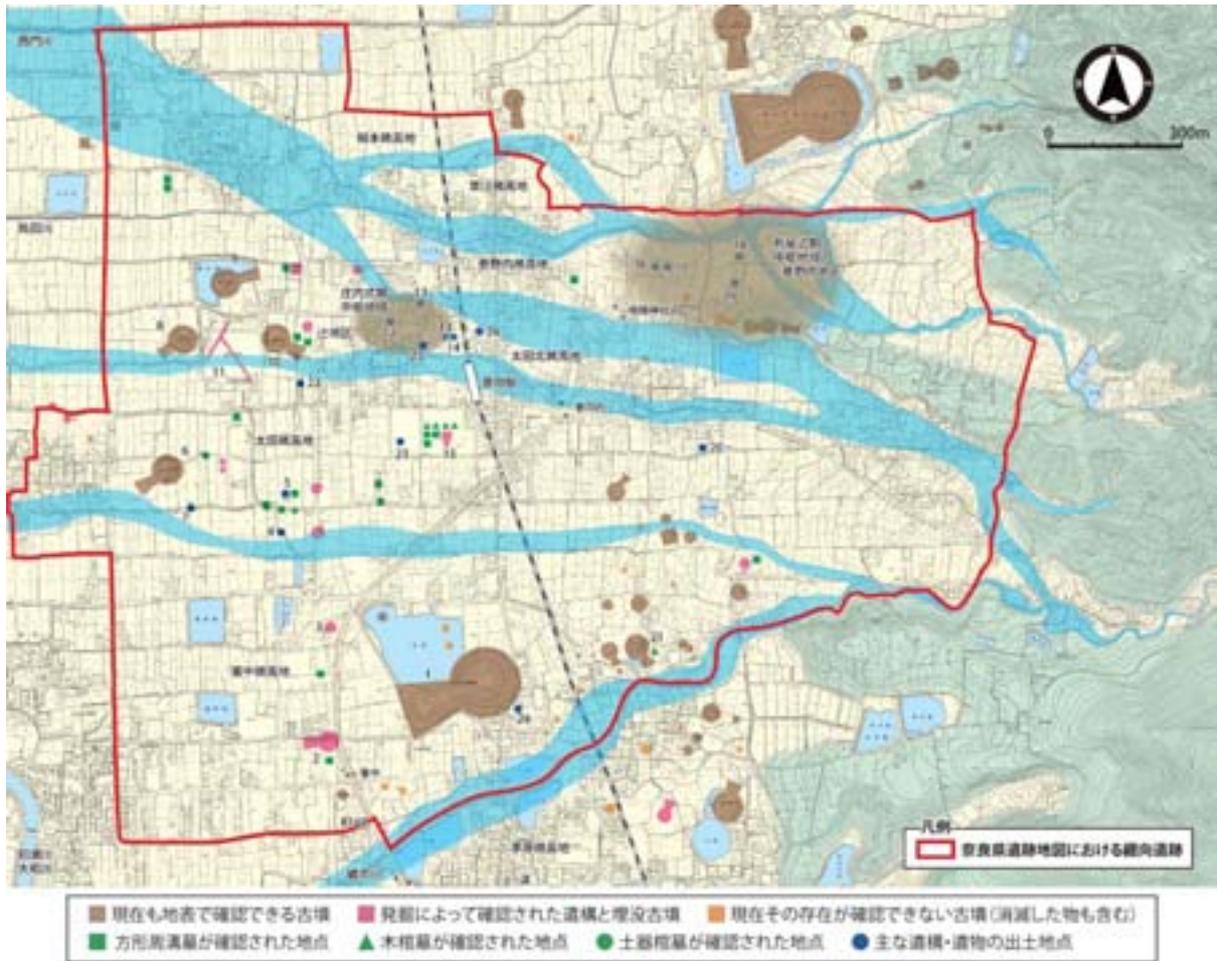
纏向遺跡は近年の辻地区における範囲確認調査により庄内式期の居館とみられる建物群が確認されたことにより、西の九州の諸遺跡群に対する邪馬台国東の候補地として益々注目される存在となってきている。

無論、邪馬台国の位置を探ることは重要な課題の一つであり、多くの人々の関心事であることは言を俟たないが、前項で上げた様々な属性の研究をふまえ現時点で確実に言えるのは纏向遺跡が古墳時代の幕開けを告げる遺跡であるということと、西日本各地の権力連合によって成立したとされるヤマト王権の本拠地として、我が国における国家の形成過程を探る上で極めて重要な鍵を握る遺跡であるということであろう。

今後も様々な視点からの議論が深化することを期待するとともに、積極的に実態解明のための調査・研究と恒久的な保存の措置を講じていく必要がある。



図 22 纏向遺跡の想像復元図 © 寺澤 薫・加藤愛一



1. 箸墓古墳 2. 箸中イヅカ古墳 3. 箸中ビハクビ古墳 4. 南飛塚古墳 5. 北飛塚の住居跡 6. 東田大塚古墳 7. 東田地区の弧文石(市指定文化財)
8. 矢塚古墳 9. 勝山古墳 10. 纏向石塚古墳(史跡) 11. 纏向大溝 12. 祭祀土坑群 13. 辻地区の銅鐸片と特殊埴輪片 14. 辻地区の建物群
15. メクリ1号墳 16. 家ツラ地区の導水施設 17. 家ツラ地区の弧文板(市指定文化財) 18. 尾崎花地区の区画溝 19. 尾崎花地区の巾着状絹製品
20. 坂田地区の埴輪群 21. ホケノ山古墳(史跡) 22. 李田地区のペニバナ・バジル花粉 23. メクリ地区の木製仮面 24. 箸中地区の木製輪鍔
25. トリイノ前地区の巴形石製品 26. トリイノ前地区のト骨

図 23 纏向遺跡の旧地形と墳墓・遺構の分布

## 4. 纏向遺跡の主な遺構と遺物

### (1) 主な遺構

#### 14 辻地区の建物群(大字辻)

辻地区において検出された軸線と方位を揃えて建てられた掘立柱建物B・C・D・Fと柱列からなる建物群で、纏向遺跡の居館域にあたる施設群と想定されている。建物群の方位は真北に対して約7°西に傾くもので、東西軸を意識した建物とみられ、庄内2式期(3世紀前半)以降に建てられ、庄内3式期(3世紀中頃)を含めてそれ以前には廃絶したと考えられている。このうち、中心的な位置を占める大型の掘立柱建物Dは4間(約19.2m)×4間(約12.4m)の規模に復元できるもので、当時としては国内最大の規模を誇る。

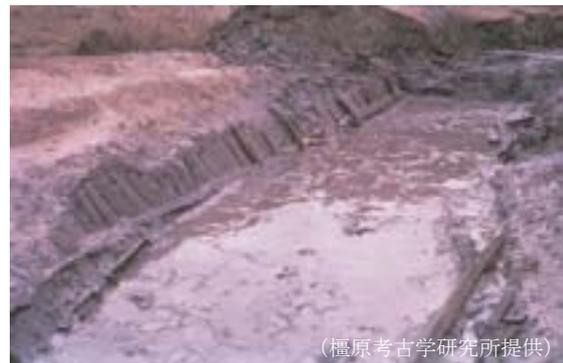
また、近年実施された第 168 次調査では建物群の廃絶時に掘削されたとみられる 4.3m×2.2m、深さ約 80 cmの大型の祭祀土坑が検出されており、中からは多くの栽培植物の種子や海産の魚類の骨、鹿・猪・鳥などの動物骨が出土している。土坑の時期は庄内 3 式期のもので、建物群の廃絶時期と近接すること、中心的な建物とみられる建物 D に近接して掘削されていること、土坑が建物群南辺を画する柱列のラインと重複することなどから建物群の解体時に行われたマツリの痕跡と考えられており、王権中枢部における祭祀の様相を鮮明にするものとして注目されている。



## 11 纏向大溝(大字東田)

纏向小学校の建設に伴う第 6 次調査で検出された幅約 5 m、深さ約 1.2mの大溝である。

纏向大溝は北溝と南溝の 2 条の溝が人の字形に合流するものの総称で、確認されている溝の長さは北溝約 60m、南溝約 140mだが更に調査区外へのびている。遺構は庄内 0 式期（3 世紀初頭）に掘削され、布留 1 式期（4 世紀初め）には埋没しており、ここからは土器編年である纏向編年の基準となった多量の土器が出土している。



(橿原考古学研究所提供)

この溝は自然の地形に逆らって流れを持つこと、南溝に護岸用の矢板が多量に打ち込まれていること、両溝の合流点に水量調節のための井堰が設けられている事などが特徴的であり、自然の流路ではなく纏向遺跡の出現時に掘削された人工的なものとされている。なお、溝の用途としては生活に伴う用・排水の施設であるとともに物資運搬用の水路とする見方が強い。

## 16 家ツラ地区の導水施設(大字巻野内)

導水施設は第 50 次調査で検出されたもので、中央に幅 63cm、長さ 190cm の大きな木製の槽を据え、北・南・東の三方から木樋を通して槽へと水を注ぎ、槽に集めた水を西へと溢れさせて木樋から素掘溝へと排水させていたようである。

施設の全域を調査したものではなく全容は明らかではないが、これらの施設は周囲の水路から浄水を集め祭祀を執り行った場と考えられている。

なお、集水槽の中からは廃絶時に据えられたとみられる完形の甕や壺などの土器類が出土して

おり、これらの土器の年代からは遺構が布留1式期古相（4世紀初め）には役目を終えたことが判明している一方、遺構の構築は導水施設設置時に行われた整地土や下層遺構からの出土遺物の年代観から布留0式期新相（3世紀後半）ごろに遡るものであることが確認されている。

また、この導水施設の周辺には一間四方の簡素な掘立柱建物が数棟確認されているが、これらは導水施設に附属した施設とみられ、やはり布留式期以降のものとして判断されることから一帯が纏向遺跡でも後半期の祭祀の場であった可能性が指摘されている。



## 5 北飛塚地区の住居跡(大字太田)

纏向遺跡では掘立柱建物の検出例は多い一方、竪穴式住居跡の検出事例が非常に少ない傾向にある。これまでに検出されているのは遺跡の盛期を過ぎた布留1式期（4世紀初め）に下るものが第112・137・138次調査などで少数確認されている程度で、3世紀に遡るものは無い。

このような中、第59次調査北飛塚地区検出の住居跡は遺跡の盛期にあたる庄内3式期（3世紀中頃）に構築された特殊な構造を持つ住居跡として注目される遺構である。住居は一辺約5mの方形の竪穴で、10cm程度の浅い掘り込みを有している。竪穴内には4本の支柱穴と2本の補助柱穴が認められるが、炉跡や周壁溝が無い事や補助柱穴を持つ事などは通常の竪穴式住居とは異なる構造であり、一般的な竪穴式住居では無く、掘り込み地業をともなった平屋、あるいは高屋の建物遺構とする見方がある。



## 12 辻地区の祭祀土坑群(大字辻)

現在県営住宅が建っている地区の北半部には辻河道と呼ばれる埋没河川が流れていたことが確認されているが、この河川の南岸からは21基の祭祀土坑が検出されている。

いずれの土坑も湧水点まで穴を掘り下げており、内部には多くの土器や木製品が納められていた。最も遺物が豊富であったのは第7次調査の辻土坑4と呼ばれる土坑で、中に納められた祭具は後の『延喜式』新嘗祭の条の器材との共通点が多い事が指摘されている。祭儀の場面に



(榎原考古学研究所提供)

おいては土坑から湧き出る水を利用して周辺で歌舞飲食を行い、マツリの終了とともに使用した祭具を燃やしたり、破壊したりして土坑内に片づけを行う行為の存在が想定されており、一種の「ニイナメ・オスクニ儀礼」が行われていたものと考えられている。このような辻地区の祭祀土坑に代表される遺構は広く「纏向型祭祀土坑」と呼称されている。

## 18 尾崎花地区の区画溝(大字巻野内)

第80次調査では布留0式期から布留2式期(3世紀後半～4世紀中頃)にかけての区画溝と、これに伴う柱列が検出されている。区画溝は東の穴師山から延びた段丘の端面に掘削されたもので、幅・深さともに約2mの規模を持っている。

また、溝の外側には土塁と見られる盛土遺構があり、この盛土遺構の上面には塀もしくは垣となるような柱穴が約1.6mの間隔で検出されている。これらの施設は遺跡内でも特殊な役割をもった施設(居館・倉庫群・工房域など)を一般の集落地域と区画するための施設と考えられるもので、この尾崎花地区からの出土遺物には鍛冶関連や木製品加工関連の遺物の出土があり、内側にあたる東側には工房などの存在が想定されている。



### (2) 主な遺物

#### ・古式土師器

纏向遺跡を代表する遺物の一つに多くの古式土師器の存在がある。特に大和における庄内式土器や布留式土器の分布の中心となるのが纏向遺跡であり、纏向遺跡からの出土土器によって編まれた「纏向編年」はかつて近畿地方の古式土師器編年の基準となった土器編年で、学史的にも重要な位置を占めるものである。

近年では研究が進み、幾つかの新しい編年研究の成果が提示されているが、多くは纏向編年に導かれた研究であるとともに、今も基準資料となる多くの土器資料の出土が続いている。



#### ・外来系土器

遺跡から出土する多くの土器の中には他地域の様相をもった外来系土器が多数出土している。それは出土土器全体の15～30%と非常に高い割合を示すもので、北部九州から瀬戸内海沿岸、北陸・東海・南関東までの広い範囲からの土器が確認できるほか、近年では朝鮮半島などからの搬入土器も確認されるにいたっている。

外来系土器には各地において生産されて纏向に持ち込まれたものと、纏向において生産された

ものの二者があり、各地からの人の移動に伴って入ってきた土器と、纏向において他地域からやってきた人々によって生産されたものとみる事ができる。このことは当時、纏向遺跡に他地域から多くの人や物資がもたらされていたことに加え、多くの人が一定期間定住していたことを示すものと考えられており、纏向遺跡が国内において中心的な役割を果たした地であることを示唆するものとして注目されている。



なお、外来系土器は纏向遺跡出現当初から一定量認められるものだが、庄内式期新相から布留0式期（3世紀中頃～後半）にかけては特に増加する傾向にあり、この傾向は纏向遺跡の盛期とも一致するものである。

### 23 メクリ地区の木製仮面(大字太田)

第149次調査で検出された庄内1式期（3世紀前半）埋没の井戸状遺構から朱塗りの盾や鎌柄など多数の遺物とともに出土したもので、長さ約26cm、幅約21.6cm、厚さ6mm前後を測る。カシ類（アカガシ亜属製）の広鋏を転用して作られたもので、口は鋏の柄孔をそのまま利用しているが、両目部分は新たに穿孔され、削り残した鼻には鼻孔の表現も施されている。



なお、眉毛は線刻によって表現されており、周辺にはわずかに赤色顔料の付着が認められたが、塗布されたものではないと考えられている。木製仮面としては国内最古の事例である。

### 7 東田地区の弧文石(大字東田)

第36次調査で検出された溝の上層から出土したものである。重さは24.25gで、粘板岩とみられる石材に彫刻が施されたものだが、大きく破損しており施文の残る面は長辺4.7cm、短辺2.8cm程度しか残存せず、本来の形状は不明である。



施文面を観察すると写真の下部から左側部分にかけては施文を行う際の割り付け線が4本引かれたままで彫刻が施されていない部分が残る事から、製作途中で何らかの理由により廃棄されたものと推定されている。所属時期は庄内3式期から布留0式期（3世紀中頃～後半）と考えられており、吉備の楯築墳丘墓や鯉喰神社墳丘墓などでみられる弧帯石との関連でも注目される資料である。

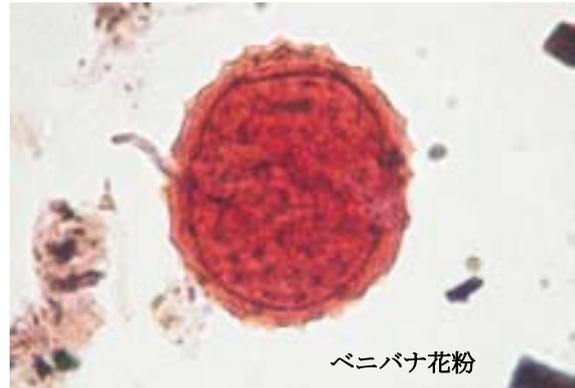
## 22 李田地区のベニバナ・バジル花粉(大字太田)

第 61 次調査で確認された庄内 3 式期（3 世紀中頃）の溝の埋土より検出されたもので、いずれもが国内では最古の事例である。ベニバナの用途には染料や漢方薬・紅などがあるが纏向遺跡のものはその花粉量の多さから、溝に流された染織用の染料の廃液に含まれていたものと考えられる一方、バジルの花粉量はさほど多いものではなく、薬用などの用途が想定されるものである。

バジル・ベニバナともに本来は日本には自生しない植物であり、染織や薬用など当時の最新の知識や技術を持った渡来人によってもたらされたものとみられ、纏向遺跡の首長層が大陸伝来のの高度な知識や技術をもった人々と交流があったことが窺える資料である。



バジル花粉



ベニバナ花粉

## 17 家ツラ地区の弧文板と韓式系土器(大字巻野内)

家ツラ地区の導水施設へと水を供給する大溝の下部には布留 0 式期古相（3 世紀後半）の V 字溝が存在している。弧文板は纏向遺跡第 50 次調査、韓式系土器は第 90 次調査においてこの下層溝より出土したもので、いずれもが導水施設が構築される以前の祭祀に伴う遺物と考えられている。

弧文板には欠損があり、本来の形状は不明だが、ホウの木に彫刻を施し、黒漆で仕上げた優品である。

韓式系土器は格子目のタタキを持つもの（左）とミガキによって光沢を持つもの

（右）の二種があるが、ミガキを施す個体は楽浪系の土器ではないかとも考えられている。



弧文板（市指定）



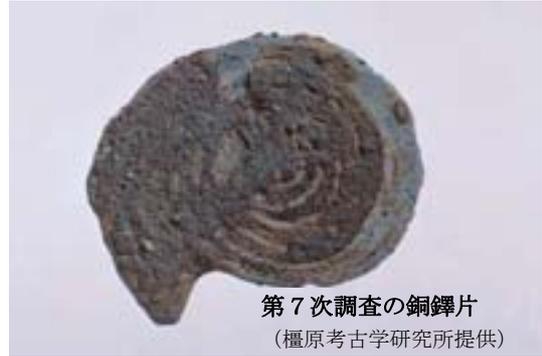
韓式系土器

## 13 辻地区の銅鐸片と特殊埴輪片(大字辻)

辻地区からの出土遺物の中で特筆されるものに第 7 次調査出土の埴輪片や銅鐸の飾耳片、第 168 次調査出土の銅鐸の鱗片がある。銅鐸の破片は第 168 次調査出土のものが長さ 3.7cm、幅 3.2cm、重量 13.14g。第 7 次調査出土のものが円形部の径が 4.2 cm と小さなものだが、いずれもが突線鈕式銅鐸の破片で復元すると高さ 1 m 程度の比較的大型の銅鐸になるとみられることや、出土地



第168次調査の銅鐸片



第7次調査の銅鐸片

(榎原考古学研究所提供)

が100m程しか離れていないことなどは両者の関係を考える上で注目される点である。纏向遺跡では弥生時代の遺構・遺物は希少で、数少ない資料の一つである。

埴輪片は都月型円筒埴輪と呼ばれるもので、吉備の特殊器台から派生した最古の埴輪とされるものである。遺跡内では箸墓古墳の埴丘上に宮山型特殊器台と都月型円筒埴輪が樹立されていたようで、関連が注目される資料である。



第7次調査の埴輪片

(榎原考古学研究所提供)

## 19 尾崎花地区の巾着状絹製品(大字巻野内)

纏向遺跡では数少ない絹製品である。第65次調査で検出された幅約4.8m、深さ1.7mの溝から出土したもので、布留0式期新相から布留1式期古相(3世紀後半～4世紀初め)のものと考えられている。

天蚕によって作られた平織りの絹布で何かを包んだ後、撚りの浅い植物質の紐(麻類)で口を結んでいる。大きさは高さ約3.4cm、厚みは2.4cm。近年の調査では巾着は漆に浸して固められていること、中には空洞部分があることが解っているが、内容物が何であるのかは解っていない。



## 24 箸中地区の木製輪鍔(大字箸中)

箸墓古墳後円部東裾で行われた第109次調査において幅約10mの周濠の上層に堆積した、厚さ約20～25cmの植物層の中層から出土したもので、築造時や築造直後ではなく、築造されて暫く後に周濠に投げ込まれたものと考えられている。

カシ類(アカガシ亜属)の材を用いて作られているが、輪の下部を欠損している。現存長は16.3cm、最大幅10.2cm、柄の部分は上部がやや開き、他の輪鍔の類例よりは若干長めのものである。柄の長さは11.2cm、上方幅3.2cm、下方幅2.6cm、厚さは1.5cm程度で、柄の上部には縦1.5cm、横1cmの縦長の鍔孔がけられているが、



孔の上部から柄の上端にかけては幅1 cm程度の摩耗痕が認められ、鐙鞆との擦れによって摩耗したものと考えられており、この鐙が実際に使用されていたものであることを物語っている。

なお、輪鐙が出土した植物層には土器片と少量の加工木が含まれており、層位や土器の年代観から輪鐙の所属時期は布留1式期（4世紀初め）のもので、馬の存在や乗馬の風習を示す国内最古の事例とされている。

## 20 坂田地区の埴輪群(大字巻野内)

第42次調査の坂田地区の落ち込みの中からは多くの土器片とともに埴輪片が出土している。埴輪の内訳は鶏形埴輪1点と大型の朝顔形埴輪が2点、冠帽形埴輪が1点であり、数多く出土するはずの円筒埴輪が1点も出土していないことは特徴的である。



このうち鶏形埴輪は国内でも最古・最大級の時期と大きさを誇るもので、冠帽形埴輪については黒塚古墳や勝山古墳出土のU字形鉄製品・木製品との形態的共通点も多く、注目される資料である。共伴土器より埴輪は布留1式期（4世紀初め）頃のものと考えられている。

このうち鶏形埴輪は国内でも最古・最大級の時期と大きさを誇るもので、冠帽形埴輪については黒塚古墳や勝山古墳出土のU字形鉄製品・木製品との形態的共通点も多く、注目される資料である。共伴土器より埴輪は布留1式期（4世紀初め）頃のものと考えられている。

### ・鍛冶関連資料

纏向遺跡における鉄製品の生産は専ら鉄素材を加工する工程にあたる小鍛冶とよばれるもので、量は少ないながら、第42・80・90・102・174次調査などで鞆羽口や鉄滓・砥石などが出土している。



この鍛冶資料の分布の状況からは小規模な工房が集落内に散在し生産にあっていた様子が想定され、当時の集落内における鉄器の生産体制を考える上で注目すべき資料であるが、これらはいずれもが布留0式期～布留1式期（3世紀後半～4世紀前半）を中心とするもので、残念ながら庄内式前半期に遡る段階の資料は未だ確認されていない。

なお、出土した鍛冶関連資料の中には北部九州に特徴的な形態の鞆羽口などの存在もあり、先進的な北部九州系の鍛冶技術が取り入れられていた様子が伺える。

## 25 トリイノ前地区の巴形石製品(大字辻)

第176次調査において布留0式期（3世紀後半）の土坑から出土したもので、石材は暗緑色を呈する緑色凝灰岩、一辺4.3 cm、厚さ0.9 cm、重さ27.3gをはかる。断面は凸形で平面正方形を呈するが、角には右回りに4つの突起が付き、突起上面に凹線が彫りこまれている。凹線は3つの突起上に施されるが、1箇所には擦痕が残るものの凹線は認められず、突起先端が破損してい

ることから、この石製品は製作途中に突起の一部が破損したため廃棄された未成品であることがわかる。

これまでに国内において出土している巴形石製品で製作時期のわかるものは殆どが前期中頃から後半（4世紀中頃～後半）に下るものであり、纏向遺跡のものと直接的に系譜関係があるとは断定できないが、本資料は巴形をとる石製品としては最古級の個体で、布留0式期に纏向遺跡あるいはその周辺で巴形石製品が製作されていた可能性が想定されることに加え、石製品の出現に纏向遺跡が大きく関わった可能性を示唆するものとして注目されている。



## 26 トリイノ前地区のト骨(大字辻)

第183次調査で検出された布留0式期～1式期（3世紀後半～4世紀初め）の土坑から出土したもので、県内では田原本町の唐古・鍵遺跡などで多くの弥生時代のト骨が出土しているが、古墳時代に下るものとしては本例が初となる。同時期の資料としても近畿地方では大阪府豊中市島田遺跡例に次いで2例目となり、類例の少ないものである。

ト骨はイノシシの右肩甲骨を素材とするもので、現状で長さは16.7cm、幅は6.7cm、若い成獣の骨を使用している。肩甲骨を削って平坦にし、焼く箇所を薄く削った後に点的に焼かれている。

今回の発見は3世紀の列島内の中核である奈良盆地東南部において弥生時代から続く儀礼が継続して行われていたことが初めて確認されたもので、祭祀のあり方を考える上でも重要な資料である。



### (3) 纏向遺跡の出現期古墳

奈良盆地の南東部には山麓に沿って、「オオヤマト古墳群」と呼ばれる古墳時代前期の古墳群があり、纏向古墳群も広義にはこの「オオヤマト古墳群」に含まれるものである。

纏向古墳群を特徴づける最大の特質はそのすべてが庄内式期から布留式古相に築造された出現期の古墳で形成されたものであるという点で、狭義の纏向古墳群は纏向石塚古墳、ホケノ山古墳、矢塚古墳、勝山古墳、東田大塚古墳、箸墓古墳、メクリ1号墳、南飛塚古墳などの8基の古墳から構成されている。中でも纏向石塚、矢塚、ホケノ山古墳などは「纏向型前方後円墳」とよばれる墳丘企画に基づいて築造されたもので、いわゆる定型化前方後円墳（箸墓古墳）の出現に先立って築造された前方後円墳として、勝山、東田大塚古墳は箸墓古墳に併行あるいは先行するものでありながら箸墓型の墳丘を持つ前方後円墳として認識されており、我が国における古墳の成立を研究する上で極めて重要な位置を占めるものである。

これらの重要性に鑑み、纏向古墳群のうち、平成18年（2006）1月26日には纏向石塚古墳とホケノ山古墳の2基が「史跡纏向古墳群」として指定を受けている。

## 10 纏向石塚古墳(大字太田・東田)【史跡】

纏向石塚古墳は、昭和46年(1971)の調査で周濠から出土した多くの遺物の年代観から、庄内0式期(3世紀初頭)の築造とされ、最古の古墳として注目された古墳である。埴輪や葺石はなく、全長約94m、後円部径約64m、前方部長約30mと、全長と後円部径、前方部長の比率が3:2:1の纏向型前方後円墳の典型的なスタイルを持つが、第二次大戦中には高射砲陣地の設営のために埋葬施設とともに墳丘の上部が大きく削平されてしまっている。第87次調査で後円部西側の一部に段築が残っている事が確認され、本来は後円部3段、前方部には段築が無かったものと想定されている。

また、第55次調査では前方部の形状と前方部前面の区画溝のほか、周濠へ水を引き込む導水溝の存在も確認されている。

この古墳からは墳丘盛土内や幅約20mの周濠などから出土した多くの土器群のほか、鋤・鍬・建築部材・鶏形木製品・弧文円板などの木製品が出土し、遺物は比較的豊富にあるものの、築造時期については現在、庄内1式期(3世紀前半)とする説と、築造が庄内3式期(3世紀中頃)で埋葬を布留0式期(3世紀後半)とする説の二者がある。



## 21 ホケノ山古墳(大字箸中)【史跡】

ホケノ山古墳は全長約80m、後円部は3段築成で径約55m、前方部長約25mの前方後円墳である。埴輪は持たないが、この古墳は纏向遺跡の纏向型前方後円墳の中では唯一の葺石を有する古墳である。墳丘の周囲には幅10.5m~17mの不整形の周濠状の掘割が確認されているが、全周するか否かは不明である。

埋葬施設は前方部東斜面と後円部で検出されている。前方部の埋葬施設は古墳の完成後に葺石をはずして組合式木棺を据えたもので、大型複合口縁壺と広口壺が供献されていた。

後円部の埋葬施設は中央から「石囲い木槨」と呼ばれる木材でつくられた槨の周囲に河原石を積み上げて石囲いを造るという二重構造を持った埋葬施設が検出され、舟形木棺が安置されていた。

石囲い木槨という構造そのものは吉備や讃岐・阿波・播磨地域で散見されるものであり、ホケノ山古



墳の築造に東部瀬戸内の勢力が大きな影響を与えたことが想定されている。

出土遺物には多くの二重口縁壺や小形丸底鉢などの土器類のほか、画文帯同向式神獸鏡が2面と破片化した内行花文鏡などの鏡片や、素環頭大刀1口を含む鉄製刀剣類・鉄製農工具、多量の銅鏃・鉄鏃などが出土している。



(檀原考古学研究所提供)

これらの遺物や埋葬施設の構造などの年代観から築造時期は庄内3式期（3世紀中頃）と考えられている。

## 9 勝山古墳(大字東田)

勝山古墳は全長約115m、後円部径約70m、前方部長約45m、クビレ部幅26mの規模を有する前方後円墳で、前方部は長く直線的に開く形態を呈し、従来考えられていた纏向型前方後円墳の企画ではなく、むしろ箸墓古墳に近い墳形を持つことが判明している。

埴輪や葺石はなく埋葬施設の構造も不明だが、墳丘周辺の調査では幅約20m、深さ約1mの比較的浅い周濠が確認され、多量の遺物が出土している。これには庄内2式期（3世紀前半）を主体とする一群と、庄内3式期～布留0式期



（3世紀中頃～後半）を主体とする一群があるが築造時期の特定には決め手を欠き、庄内式の古い段階から布留0式期までの幅の中で考えるべきである。

## 6 東田大塚古墳(大字東田)

東田大塚古墳は全長約120m、後円部径約68m、前方部長50m前後と前方部が長く、箸墓古墳に近い形状の墳丘を持った前方後円墳である。

墳丘周辺の調査では幅約21m、深さ約1.3mの周濠状遺構の存在が確認され、濠の中からは布留0式期新相の土器や木製品が出土したほか、周濠外側の肩部からは東海系パレス壺を蓋に、大型複合口縁壺を身とした土器棺墓が検出されている。

墳丘の大半は盛土によって築かれたもので、墳丘周辺には大阪府芝山産の安山岩の板材が少量散布しており、竪穴式石室の存在も想定されるが、詳細は不明。

墳丘盛土下において行われた第106次調査では布留0式期古相期の井戸や溝が確認され、木製

品や桃核、鹿角、土器などが出土している。これら一連の調査で判明した築造前と築造後の遺構の年代から古墳の築造時期は布留0式期（3世紀後半）であることが判明している。



## 8 矢塚古墳(大字東田)

矢塚古墳は全長約96m、後円部径約64m、後円部高は現状で約5mの前方後円墳である。現在前方部は殆ど見えなくなっているが、墳丘の西南部には復元長32mの前方部が確認されている。

埴輪や葺石は無く、墳丘の大半は盛土で築かれているが、埋葬施設の構造は一切不明。第6次調査では、幅17～23m、深さ約60cmの周濠が確認されており、導水溝と周濠の接続部付近からは庄内3式期（3世紀中頃）の土器群がまとまって出土しており、築造時期の下限を示している。



## 15 メクリ1号墳(大字辻)

第47次調査で検出された纏向遺跡唯一の前方後方墳である。標高74m前後の平坦な微高地中央に立地し、墳丘は全長28m、後方部長19.5m、前方部長9.5mで埴輪や葺石は出土していない。

埋葬施設や墳丘は後世に削平されており、その規模や形状はわずかに残された幅約4mの周溝の状況から判明したもので、墳丘はそれほど高さのあるものではなかったと思われる。

周溝からは多くの土器が出土しており、これらの土器の年代観からメクリ1号墳は庄内3式期～布留0式期（3世紀中頃～後半）の築造と考えられ、興味深いのは古墳成立の地である纏向に前方後円墳の出現とさほど時間をおかず前方後方墳が築造された点で、小規模な墳丘ながら築造企画が纏向型前方後円墳のそれを踏襲していることなどは被葬者の出自や階層を示すものであろう。



## 4 南飛塚古墳(大字太田)

水路改修工事に伴う第 51 次調査では、方墳あるいは前方後方墳の周濠の一部と考えられる幅 8.5 m、深さ 60cm の溝が検出されている。

溝からは布留 0 式期（3 世紀後半）の土器とともに建物の壁材とみられる木製構造物が出土しているが、この建物は住居として使用されたのではなく、古墳における葬送儀礼に伴うものと考えられており、当時の建築技術のみならず古墳における祭祀を考える上でも重要な資料となっている。



### 1 箸墓古墳(大字箸中)

纏向遺跡の南端、纏向川に面して築造された全長約 280m、纏向遺跡最大の前方後円墳である。

後円部径は 155m、前方部長 125m で、墳丘は葺石を持ち、後円部は円形壇を含めて 5 段、前方部前面が 4 段の段築で構成されるとみられるが前方部側面にも複数の段築の存在が想定されている。

この古墳は孝霊天皇の皇女である倭迹迹日百襲姫命大市墓として陵墓指定され、立ち入りが制限されているが、墳丘の周辺では第 81 次調査において初めての発掘調査が行われ、前方部北の墳丘裾とこれに伴う葺石や幅約 10m の周濠状の落ち込み、盛土による堤のほか、さらにその外側に展開する外濠状の落ち込みなどが検出されており、初めて墳丘に関連する施設が検出されている。

さらに、後円部東南裾部における第 109 次調査では、葺石を施した渡り堤や幅約 10m の周濠、堤状の高まりなどが確認されている。この渡り堤は地形からくる後円部側と前方部側の周濠の比高差を解消するためのものと考えられ、墳丘の周囲には複数の存在が想定されている。

本墳からの出土品には布留 1 式期（4 世紀初め）の周濠内堆積層の上層から出土した木製輪鏝をはじめとし、各調査において出土した土器や木製品のほか、墳丘上にて宮内庁により採集された遺物などがある。これには多くの土器片のほか、後円部墳頂付近で採集された宮山型特殊器台や都月型円筒埴輪・特殊壺、前方部墳頂付近において採集された二重口縁壺などがあり、築造時期は周辺発掘によって得られた資料ともあわせ布留 0 式期（3 世紀後半）と考えられている。



## 5. その後の纏向遺跡の歴史の変遷

---

### (1) 古墳時代中期～終末期

---

古墳時代前期後半以降中期初めまでには、纏向遺跡の遺物・遺構は減少する。ただし人間の活動が消滅するわけではなく、大字箸中のビハクビ古墳やイツカ古墳が認められる。また、辻地区では一辺が50mを超える布留2式期の方形区画溝を検出している。天理市域に入るが、この時期に天理市域では渋谷向山古墳・上の山古墳が造営され、纏向遺跡の南に隣接する茅原では茅原大墓古墳が造営される。

中期後半以降には石塚東古墳、勝山東古墳、ヤナイタ1・2号墳、堂ノ後古墳、高塚1・2号墳といった中小の方墳、円墳、帆立貝形前方後円墳が急増する。標高の低い箇所では中世段階で削平を受けているが、東田集落近辺まで広く古墳が分布する。所謂「纏向遺跡」後の土地利用を考える上で重要な成果である。第166次調査ではTK47型式期の礫で護岸した溝を検出しているが、この他はあまり集落や居館に関わる遺構は明確でない。

古墳時代後期には、大字箸中で両袖式の横穴式石室をもつ慶雲寺裏古墳や、大字穴師に珠城山古墳群が築造される。珠城山3号墳では、金銅装馬具や挂甲小札などが出土している。この他、巻野内地区を中心に多数の古墳が現存しているが、発掘調査履歴がない古墳が多く、時期の確定したものは少ない。この中には一辺約41mの方墳である小川塚西古墳といった大規模な方墳も含まれることは注目できる。

### (2) 古代

---

古墳を除くと7世紀に遡る遺構はほとんど認められないが、第142次調査では、纏向遺跡を南北に縦貫する上ツ道に関連する可能性のある盛土遺構を検出している。盛土は遺物から7世紀初頭以降で8世紀以前の埋没と考えられる。同じく上ツ道にほど近い第72次調査では8世紀前半埋没の流路と流路埋没後の8世紀後半の刳貫井戸杵材を検出している。流路からは「宮内」墨書土器や漆塗須恵器鉢、漆を運搬した須恵器壺など、一般的な集落に認められない遺物が出土しており周辺に漆を用いる工房や識字層の存在が推測できる。また、第14次調査では軒丸瓦や土馬、黒色土器などを検出している。

文献上では、纏向地域は城上郡に属する。条里では十七条～二十条、六～八里付近に位置し、小字名が遺称として残る。『和名類聚抄』では城上郡内に8郷が記載され、纏向遺跡は大市郷に属すると考えられる。日本書紀には壬申の乱の際に両軍が箸墓古墳付近で戦った「箸陵の戦い」が伝えられ、この段階には纏向地域を上ツ道が縦貫していたことがわかる。また古事記の「山邊道勾岡上陵」と「山邊道上陵」のいずれかが、現在の渋谷向山古墳であると仮定すると、「山邊道」が天理市域を南進し、纏向地域まで延伸していた可能性が高い。

万葉集には「痛足河 々浪立奴 卷目之 由槻我高仁 雲居立有良志」など、柿本人麻呂や紀郎女が纏向地域に関連する歌を詠んでいる。現在の纏向川は、古代・中世には「アナセ川」「痛足川」「穴師川」「穴瀬川」などと呼ばれていたとみられる。

なお、現在の纏向川は箸墓古墳の南側を通るが、現地形でもわかるように旧河道が複数認められ、万葉集に詠われた「痛足河」が現在の纏向川の河道を通っていた根拠はない。また『古今和

歌集』にも纏向地域についての歌がある。

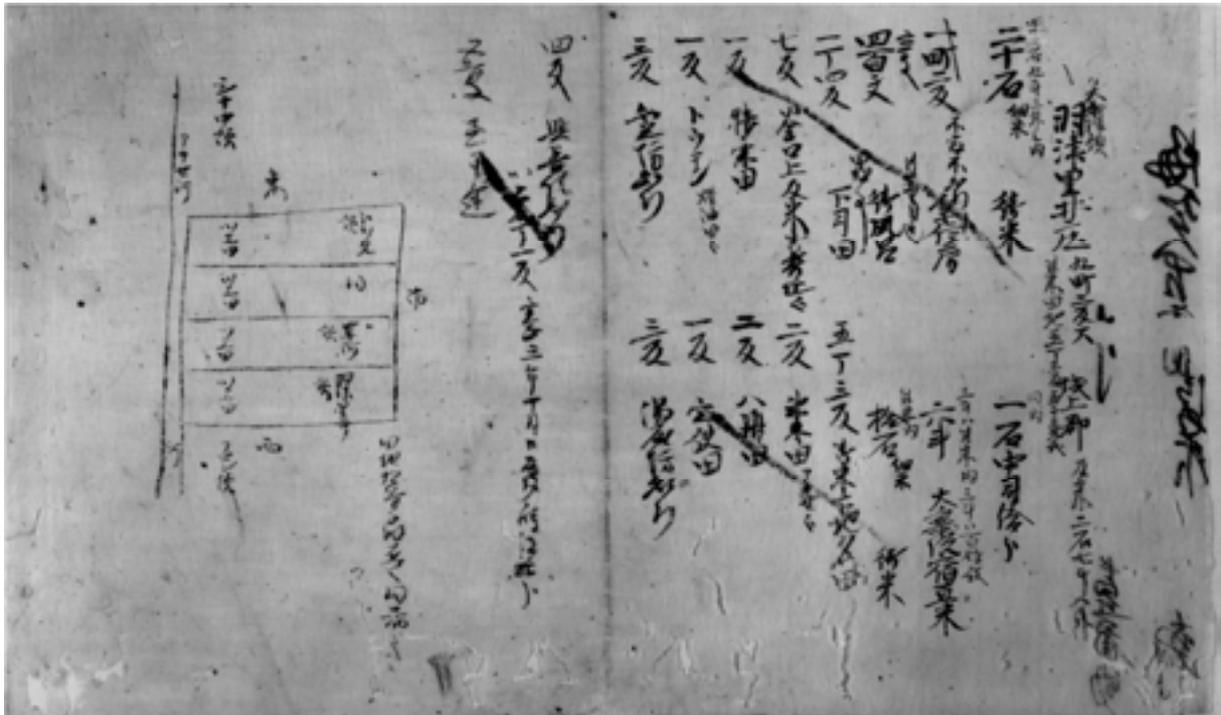
社寺では、平安時代の『延喜式』に式内社である穴師坐兵主神社、穴師大兵主神社、卷向若御魂神社の存在が伝えられる。このほか『新抄格勅符』に卷向神が記載される。10世紀の『古今和歌集』や『延喜式』以降、「マキムク」の地名はほぼ姿を消し、近代纏向村の成立まで消滅する。また岸俊男氏は倭屯田の所在を纏向遺跡に近接する桜井市大字江包・大西・大泉に比定する。

### (3) 中世

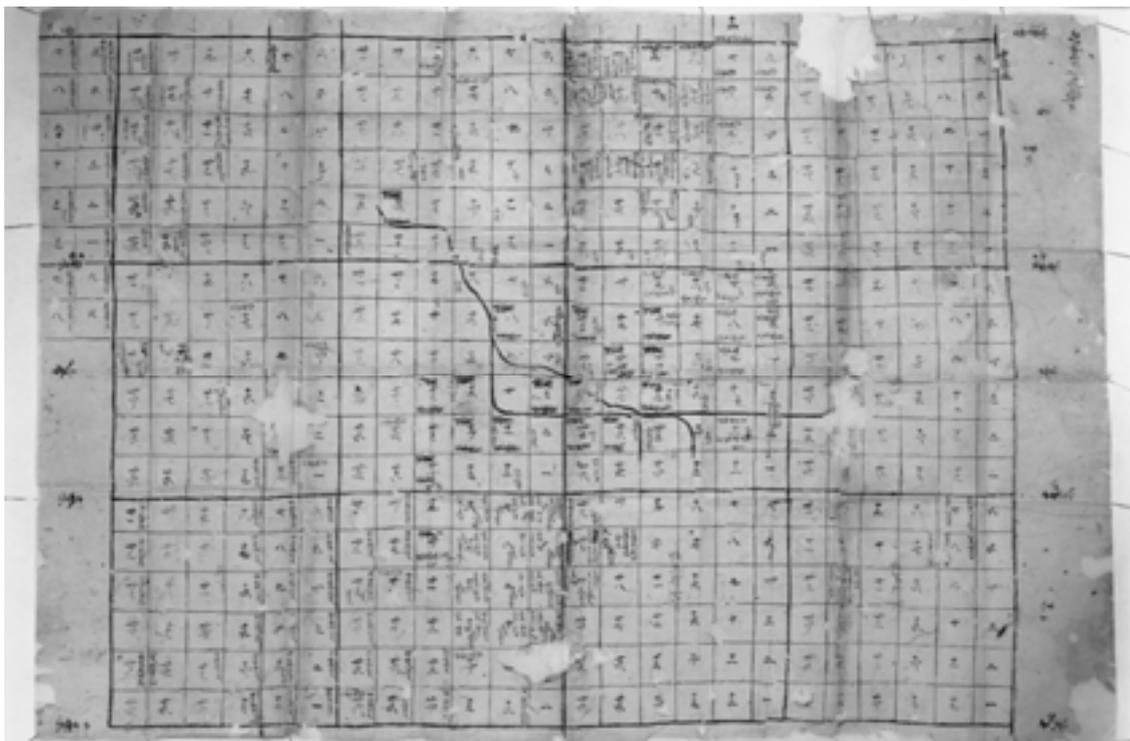
古代末期には延久2年(1070)の『興福寺大和国雑役免坪付帳』に纏向地域の荘園が記載される。小蔵西東庄、野辺庄、興田南庄、太田庄がある。時代は下って応永6年(1399)『大安寺段米並田数注進状』には能辺庄、穴師庄、大田庄、備後庄、羽津里井庄、草河庄、興田南庄、豊前庄が記載され、纏向地域における荘園の拡充過程を見て取ることができる。室町時代に興福寺大乘院尋尊や多聞院の僧侶が記録した『大乘院寺社雑事記』や『多聞院日記』には、「ツシトノ」や「マメコシ左近」といった纏向地域で活動した人々の動向を伝えているほか、水利を通じて纏向地域の人々が団結・抗争を行っていたことがわかる。

また『大乘院寺社雑事記』には現在の大字巻野内付近に所在した荘園、羽津里井荘の絵図が描かれているほか、文明5年(1473)の『出雲荘土帳』には、纏向地域の過半を含む絵図を載せており、中世の纏向地域の状況をうかがうことができる。

考古学上の成果では、広い範囲で耕作に伴う素掘り小溝が認められる。おおよそ中世以降に形成されたものである。細片ながら中世の瓦器碗や土師器皿が出土する箇所は多い。また未報告ではあるが大字草川で実施した第34次調査では鎌倉時代の区画溝を検出しており居館遺構に関わる可能性があり、大字箸中で行った第97次調査では中世の砦跡を検出している。



大和国羽津里井荘図 国立公文書館所蔵 (写真データ提供東京大学史料編纂所)



大和国出雲荘土帳 国立公文書館所蔵 (写真データ提供東京大学史料編纂所)

#### (4) 近世

纏向遺跡には中世に成立した集落を母体とする近世村である太田、辻、草川、初利、備後、穴師、大豆越、東田、箸中が存在したが、これらは芝村藩、柳本藩、津藩、天領が錯綜し、一体の支配を受けていたわけではない。しかしながら、実際の生活においては強い紐帯を持っていたことが史料からうかがえる。

纏向川周辺では野崎清孝氏の研究など、水利慣行についての研究が進んでおり、扇状地扇頂の大井手から分水・配水する体制が整っていることが判明している(図25)。現状の水利組織が確立したのは中世末と考えられており、近世・近代にもその体制が引き継がれている。また、中世以降穴師大明神を氏神とする宮郷が形成されており、現在の大字に対応する太田、辻、草川、巻野内(初利、備後)、穴師、大豆越、東田がその範囲に含まれていた。纏向地域は領域支配の構造に関わらず、こういった水利組織や宮座、巻向山の山郷による紐帯を通じて一体的な地域を形成していたといえる(図24)。

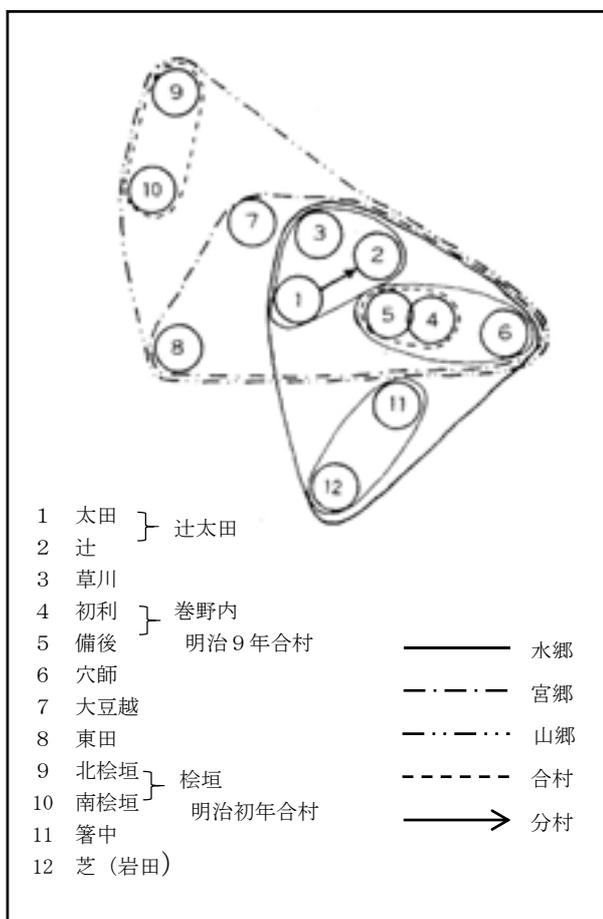


図24 穴師郷 野崎清孝 1977より

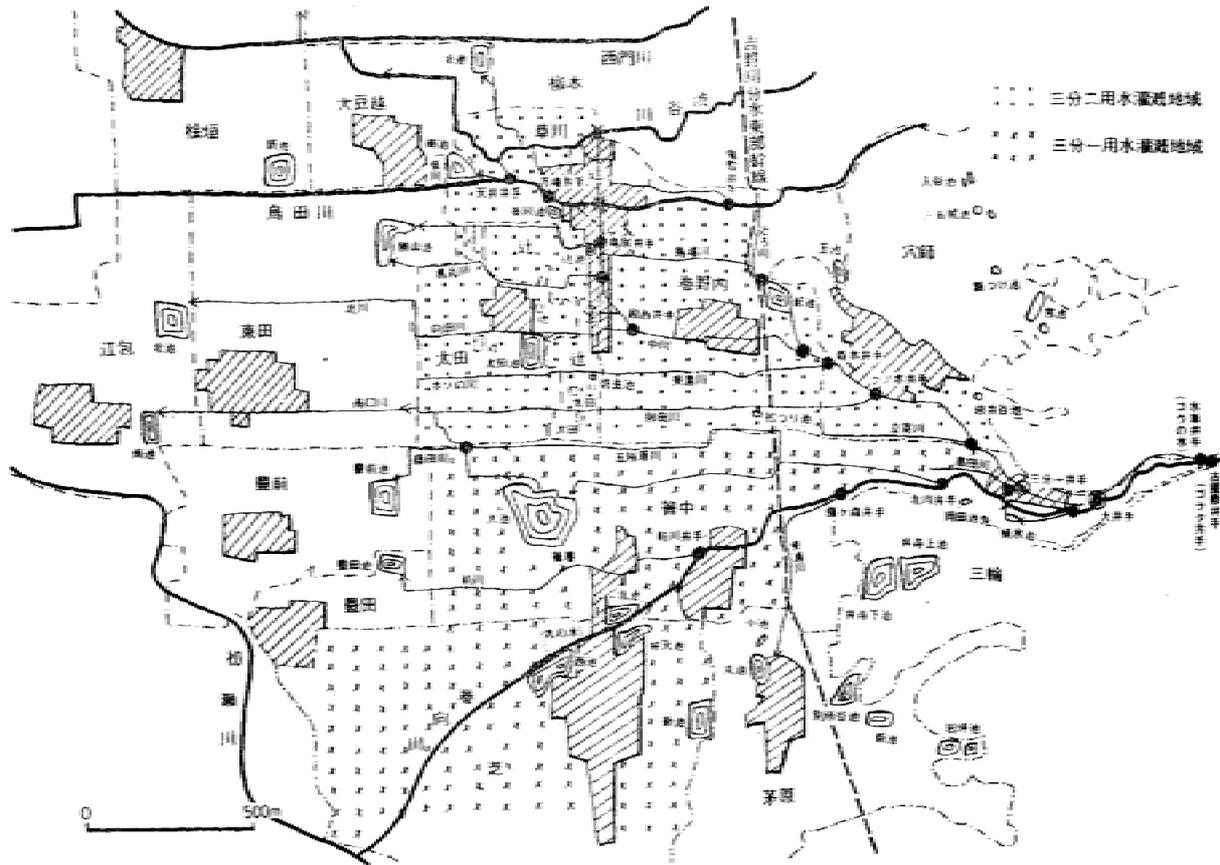


図 25 纏向遺跡における配水構造  
野崎清孝 1977 より

## (5) 近代

明治時代には近世村が統合し近代纏向村が成立する。合併時の合併村願には「此ノ名称タルヤ歴史上に著名ナルモノニシテ…」と、古名を復活させたことが明記されている。またこの統合は水利組織や山郷、宮郷の「共有ヲ分離スル不能由緒ノ深重ナル所」が形作ったものとする。

明治 31 年 (1898) には現在の J R 桜井線が開通し纏向遺跡内を線路が縦貫することとなった。戦時中には、現在の天理市柳本に設置された海軍の柳本飛行場を防御するために、村内にも幾つかの防空陣地が設置される。実際の遺構としては第 144 次調査で建造物の基礎が検出されているほか、第 4 次調査でも盛土遺構が調査されている。纏向石塚古墳が大きく削平を受けたのもこの防空陣地設置工事によるものである。

戦後、纏向村は三輪町・織田村と統合して大三輪町となり、その後、大三輪町は桜井市と合併し現在に至っている。



コンクリートの台座を支える基礎杭

## 6. 纏向遺跡および纏向古墳群の全体像

### (1) 纏向遺跡の構成

既にみてきたように纏向遺跡における調査は 180 次を超えているものの、面積的には全体の 2%にも届いておらず、さらなる調査の推進と詳細な内部構造の解明はこれからの課題である。

一方、これまでの調査成果に基づき遺跡全体の大きな遺構の分布や旧河川の位置、微高地の形状などの検討は進みつつあり、居住域は旧河川に挟まれた各微高地上に箸中・太田・太田北・巻野内・草川の 5つの居住区の存在が推定され、王墓区は出現期古墳の分布状況から遺跡の西辺から南辺にかけてその存在が推定されている。

なお、居住区については確認されている旧河川と微高地の位置関係から推定されたもので、前提となる旧河川のすべてが 3 世紀に遡り、かつ同時に存在していたものか否かが確認されておらず、別の居住区として設定したものが本来 1 つのものであった可能性も否定できないことから、あくまでも現時点での推定であることを前提として、個々の概要を整理しておくこととする。

#### 1) 王宮区・居住区

##### a. 箸中居住区

この居住区は遺跡内の最も南の微高地上に位置する。図上では王墓区の表示との関係から微高地北側の一部にのみ居住区を示したが、この区域内においては調査の事例が殆ど無く、その内容

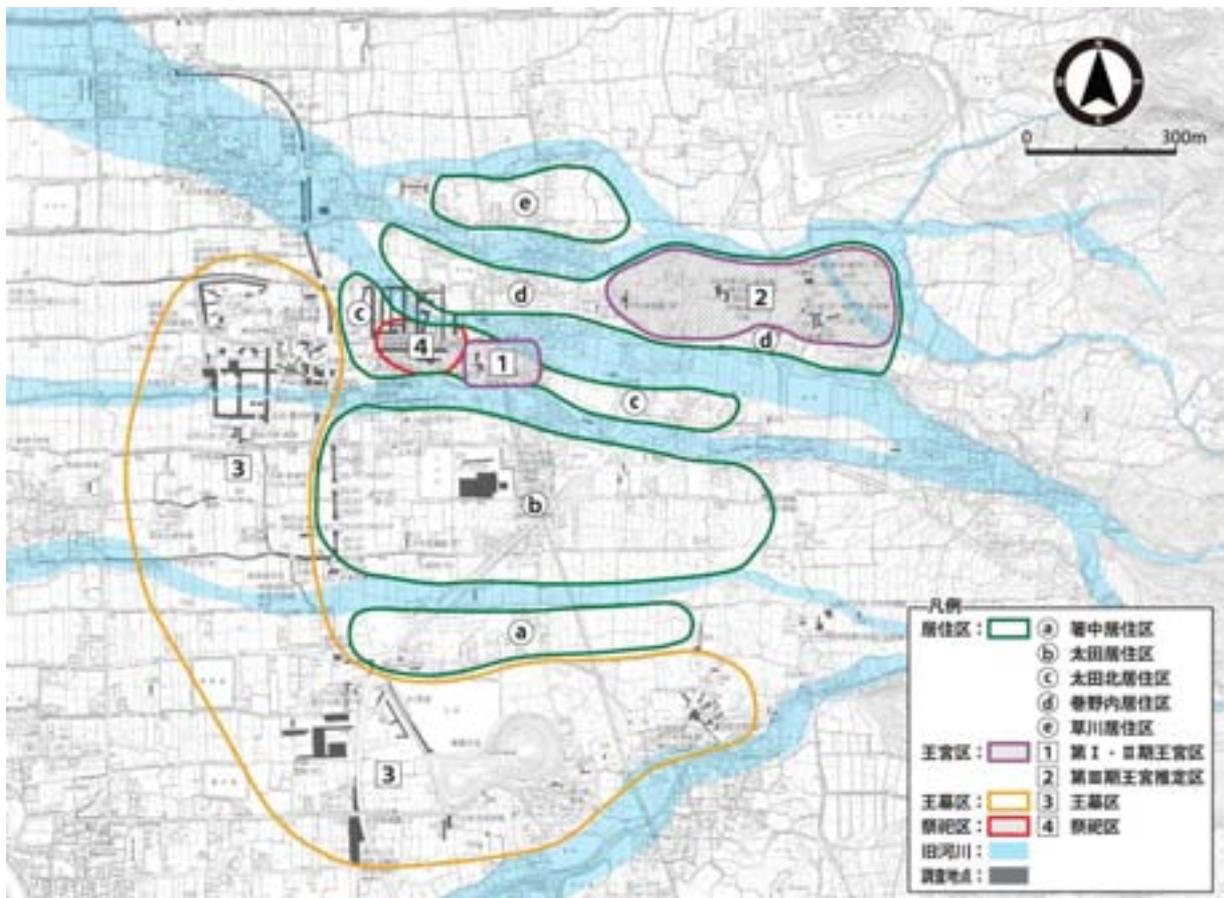


図 26 調査地点と推定される遺跡の構成(試案)

は明らかでは無い。一方、王墓区に含めた箸墓古墳前方部西側一帯の調査では密度はそれほど高くはないものの、布留0式期を中心とした一定量の集落関連の遺構が検出されており、遺跡の存続期間内でも後半期になってから集落が展開していった地区ではないかと考えられ、その実態は墳墓域の間にもモザイク状に集落が入り込んでいるものと考えられる。

#### b. 太田居住区

纏向遺跡の中でもほぼ中央に位置する太田微高地上に展開し、最も面積が大きい居住区である。この地区内においても調査の事例は多くないが、史跡指定地にあたる居住区中央の太田地区から西域にかけては庄内式期から布留式期にかけての遺構が濃密に検出されており、おそらくは各居住区の中でも中心的な居住域になるものと想定される。

#### c. 太田北居住区

各居住区の中でも最も面積の狭い微高地上に形成された居住区で、遺構の密度も高く、多くの重要遺構の存在が確認されている地区である。特に居住区中央では庄内式期古相～新相期にかけての区画遺構や、大型建物を中心とした建物群が確認されるなど、纏向遺跡初期（第Ⅰ・Ⅱ期）の王宮に関連するとみられる重要な遺構の確認が相次いでいる。

また、王宮区の西側には王宮に付属するとみられる祭祀区の存在が想定されており、多くの祭祀土坑群などが検出されている。

#### d. 巻野内居住区

この居住区では東半において調査の事例が多い。一帯では布留0式期以降の遺構が多く確認されており、庄内式期に遡る遺構の存在は極めて希薄であることが判明している。調査が進んでおらず居住区西側の様相は明らかでは無いが、東半地域は布留式期に入ってから開発が進んだ地域ではないかと考えられる。なお、この東半地区からは導水遺構や区画溝、柱列などの特殊遺構や韓式系土器、弧文板、巾着状絹製品など特殊な遺構や遺物が数多く発見されており、太田北微高地において想定されている王宮が布留式期になって移転した纏向遺跡後半期の王宮区ではないかと考えられている。

#### e. 草川居住区

遺跡内では最も北に位置するものだが、そのほとんどが未調査で遺構の状況は明らかでは無い。調査の実績は居住区の西端において実施された数回のものが唯一とも言ってもよい状態だが、顕著な遺構は確認されておらず、密度も高いものではなかったことから調査地点よりも東方に居住区の中心があるものと考えられる。

## 2) 王墓区

---

王墓区は集落の西端から南端にかけて設定している。このうち太田北微高地西端には纏向石塚古墳、矢塚古墳、勝山古墳などの纏向遺跡でも初期の王墓が集中して築かれており、遺跡内における最初の王墓区ということができよう。

遺跡内において最初の王墓区の成立はこれらの出現期前方後円墳の築造時期をもって考えるべきだが、これらの古墳の時期は現在のところ庄内式期の早い段階とする考えと庄内式期の新しい段階とする考えがあり、決着を見ていない。

しかしながら、王墓の分布状況は纏向遺跡でも初期の第Ⅰ・Ⅱ期王宮区と目される遺構群が存

在した太田北微高地の西部に集中しており、王宮区・王墓区の状況からは太田北微高地が庄内式期の纏向遺跡の中核区であった様子がよくわかる。

一方、太田微高地西端の東田大塚古墳や箸中微高地の箸墓古墳などは明らかに布留式期に下る王墓群で、この時期には太田北微高地が手狭となったことや、巻野内微高地へと王宮区が移動したこと、纏向遺跡の領域そのものが大きく拡大したことなどに伴い太田北微高地から王墓群が飛び出した結果と考えられる。

なお、箸中微高地のホケノ山古墳は庄内式期後半の築造とされており、この時期が正しいとすればホケノ山古墳だけが庄内式期の居住区や王墓区から著しく離れた地点に築造されたこととなるが、ホケノ山古墳の築造時期は布留式古相期とする考えもあり今後の研究の推移を見極める必要がある。

このほか、王墓区に築かれた墳墓には埋没古墳として墳形や墳丘規模は不明ながら方墳・もしくは前方後方墳と推定される南飛塚古墳がある。布留式古相期の築造で、太田居住区と東田大塚古墳との間に位置する中型クラスの墳墓と想定されるものだが、その立地や規模・墳形からは王墓区内にさらなる埋没古墳の存在を期待させるものとして注目される古墳である。

また、多くは中・後期の古墳と判断されているが、注意を払うべきものとしてホケノ山古墳周辺、箸中居住区から太田居住区の東側にかけて点在する円・方墳を中心とした古墳群がある。纏向遺跡内の小規模古墳は 40 基あまりが確認されているがその多くは実態がよく分かっていないことから、今後は遺跡内における王墓の築造時期や階層性なども念頭においてこれらの古墳の調査も推進していく必要がある。

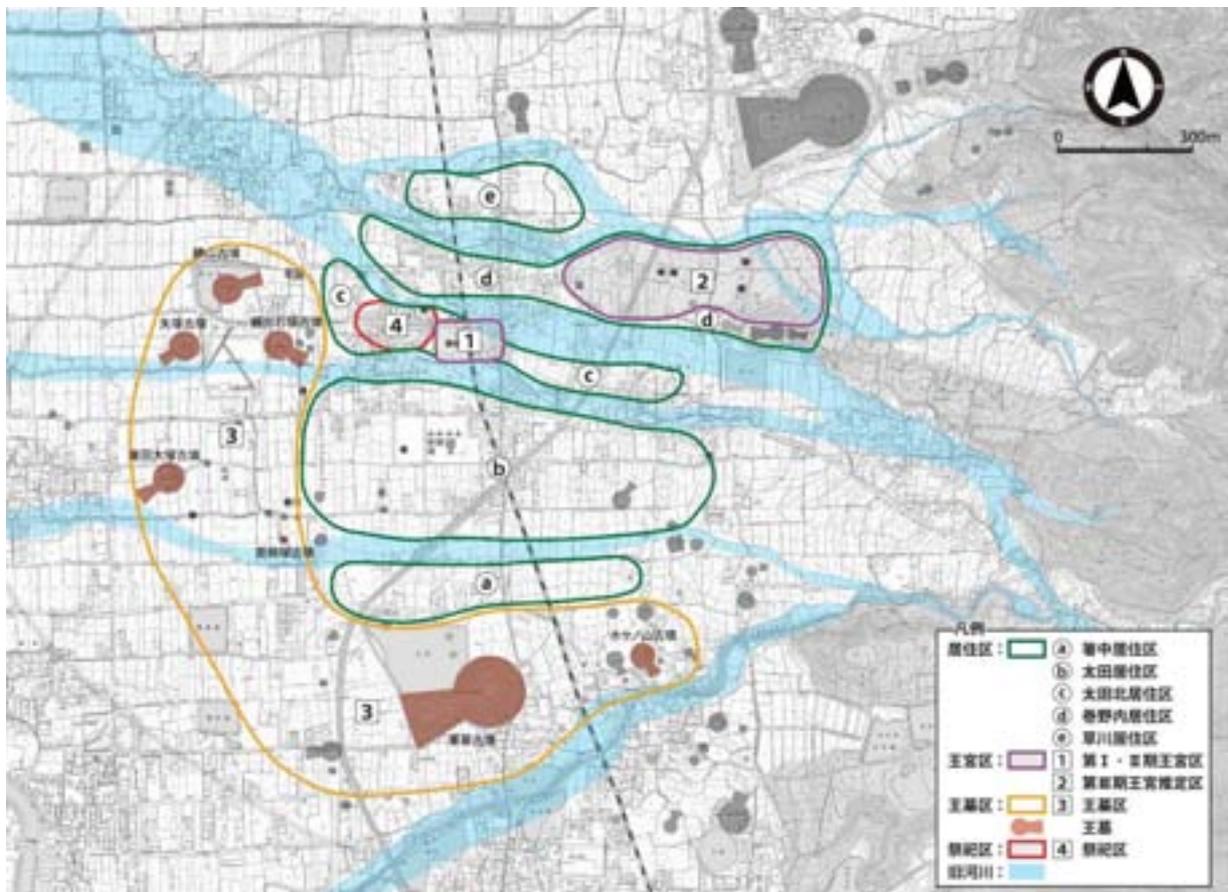


図 27 王墓の分布状況と王墓区

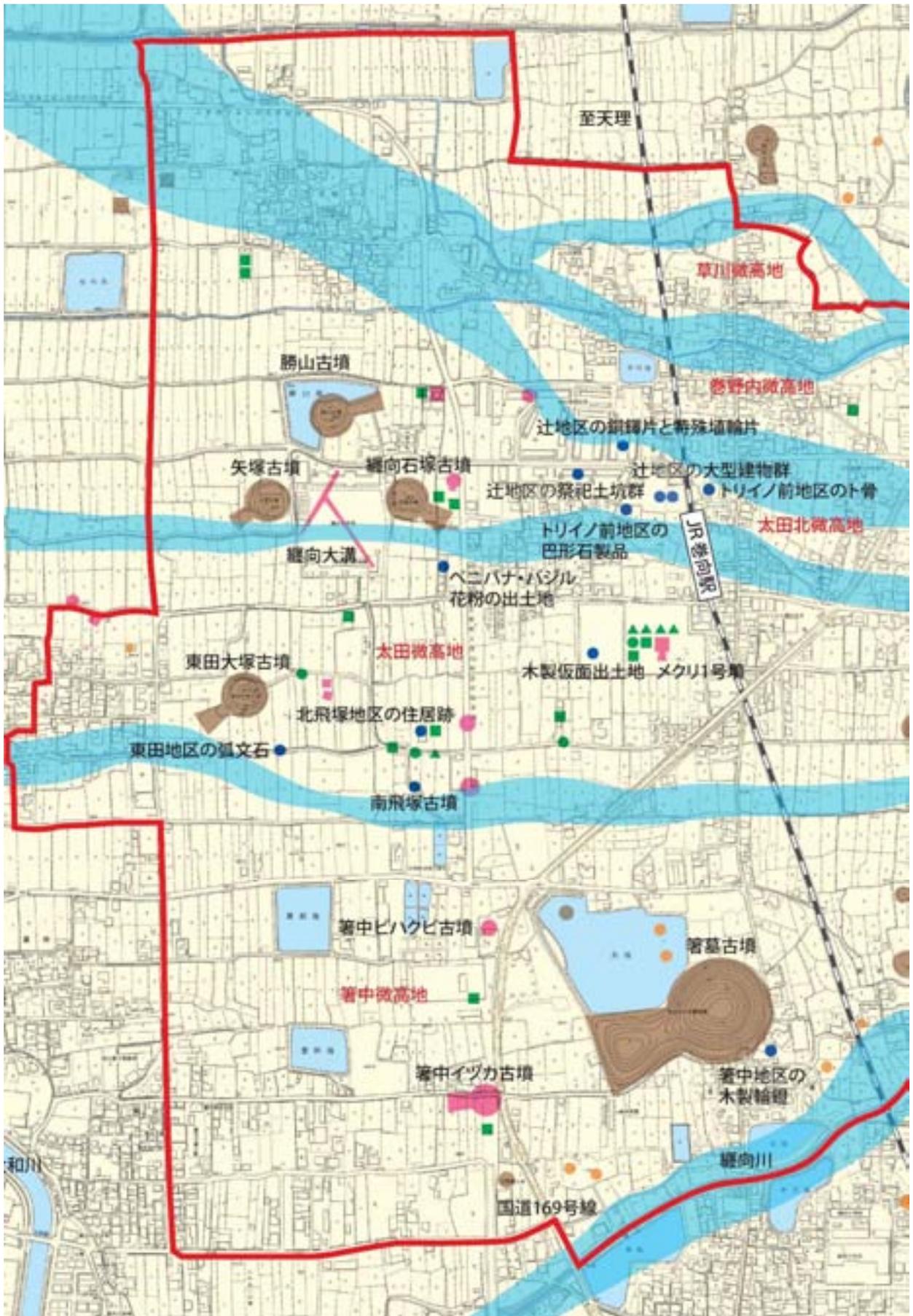




図 28 縦向遺跡の主な遺構と遺物

## IV 関連法令と諸計画

### 1. 法規制・条例等

#### 【文化財保護法】

文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として昭和 25 年(1950) 5 月 30 日に制定された。埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、第 6 章「埋蔵文化財」の 93 条及び 94 条が適用される。史跡名勝天然記念物にかかわる指定、管理、復旧、現状変更等については、第 7 章「史跡名勝天然記念物」の第 109 条から 133 条に規定がある。

史跡の現状変更等に関する権限委譲、許可申請等に関しては下記の政令、規則による。

- ・文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則  
（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則  
（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則  
（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について  
（平成 12 年 3 月 10 日庁保伝第 14 号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

なお、桜井市は、文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき本市の区域内的の文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じることを目的として、文化財保護条例（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 2 号）を定めている。

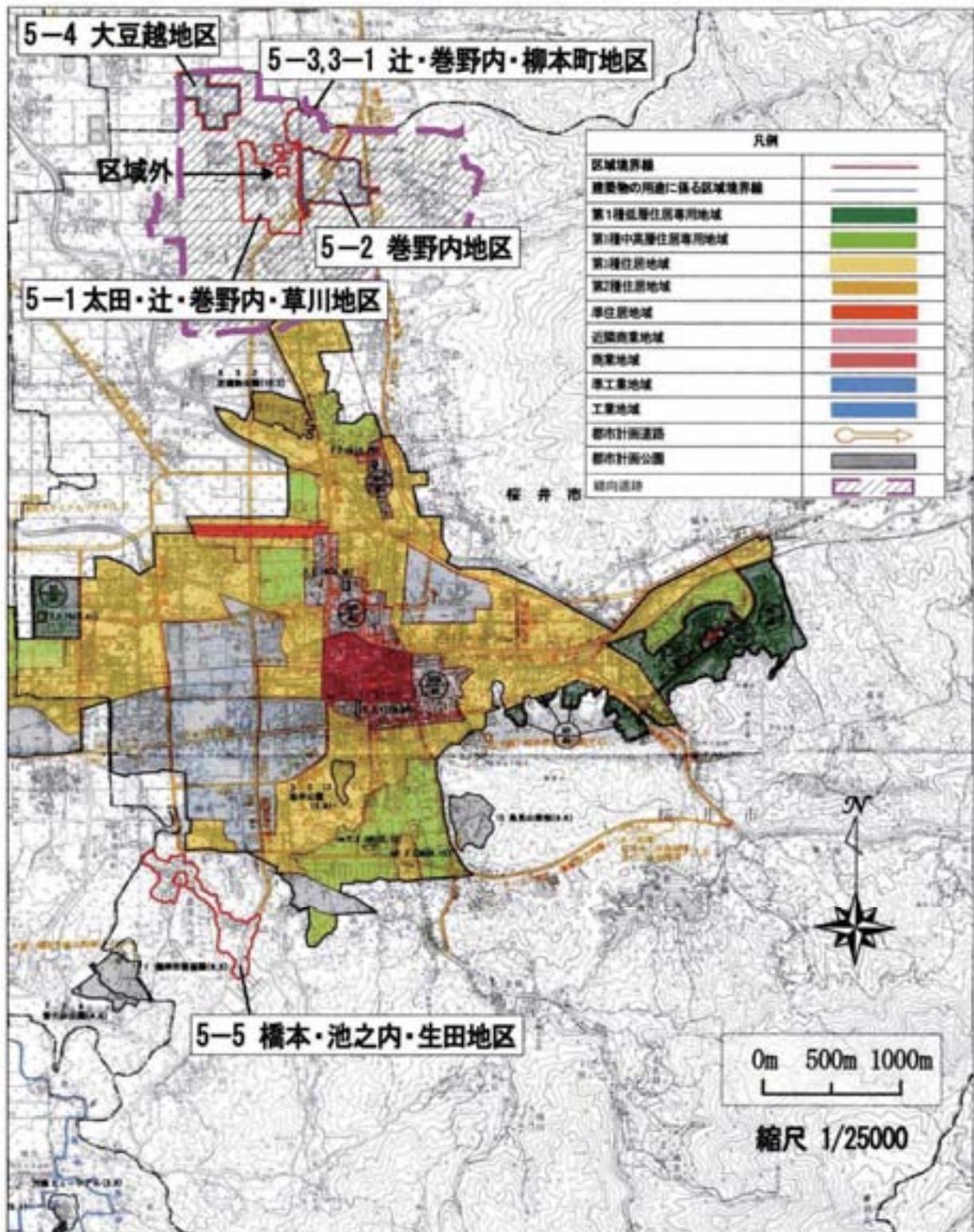
#### 【都市計画】

都市計画法第 4 条第 1 項において定義された都市計画は、都道府県が一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域等を都市計画区域として指定し、その区域内における都市計画を決定する。

奈良県においては、「大和都市計画区域」、「吉野三町都市計画区域」の 2 つが定められており、桜井市は全域が大和都市計画区域内である。纏向遺跡一帯は市街化調整区域となっている。市街化調整区域は、「市街化抑制区域」であり原則として開発行為はできないことになっているが、市街化区域内において立地困難なものや法第 34 条各号に該当するものは特例的に認められている。

平成 17 年（2005）に「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」（市街化調整区域の一定の既存集落において新たな住宅等の立地を認める条例）が制定され、規制緩和がなされた区域が史跡指定地を含む纏向遺跡内に設定されている。このうち辻地区の史跡指定地の一部は、規制緩和の区域外として除外されてはいるが、遺構の広がりや予想される周辺地域や太田地区の全域がその対象に含まれていることは、遺跡や周辺環境の保全上問題である。今後は実態解明の調査を進めるとともに地域住民や関係機関との連携をはかりつつ、積極的に保護の道を探る必要がある。

※上記、文化財保護法・都市計画法 34 条については、別途巻末に抜粋を掲載する



農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地（甲種農地・第一種農地）を除く。

平成22年3月16日最終指定

図 29 奈良県都市計画総括図ならびに  
「都市計画法に基づく開発許可の基準に  
関する条例」において開発許可された区域（赤枠）

資料：奈良県 HP より転載・一部加筆

縮尺 1/2,500

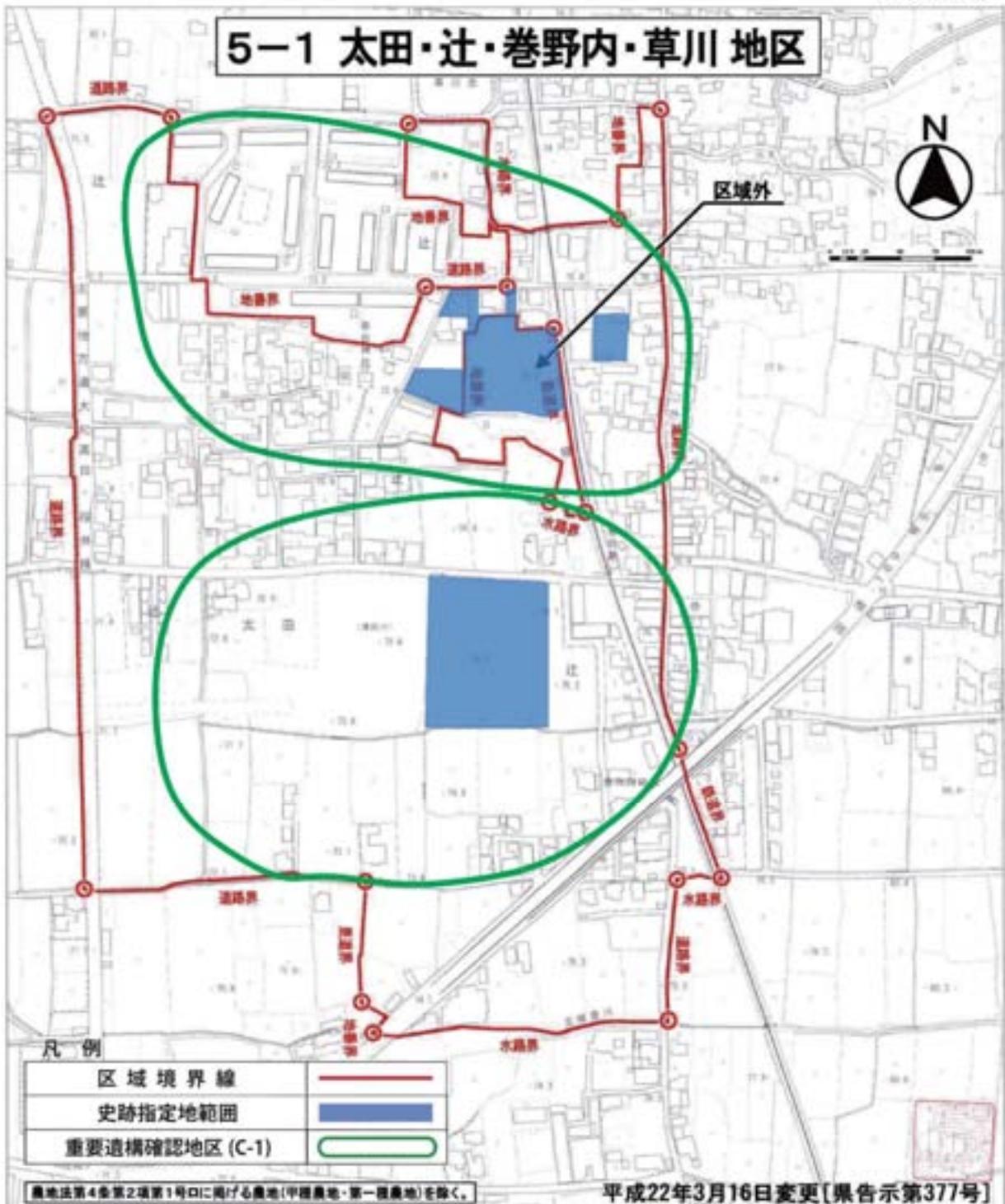


図 30 史跡指定地を含む規制緩和区域

資料: 奈良県 HP より転載・一部加筆



図 31 纏向遺跡一帯における規制緩和区域  
資料：奈良県 HP より転載・一部加筆

また桜井市には、都市計画法に基づき、文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するために、「三輪山之辺」「鳥見山」「磐余」の3地区が風致地区として指定されている。さらに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が周辺の自然環境と一体となって古都における伝統と文化を具現・形成している区域として「石上三輪」「鳥見山」「磐余」の3地区が「歴史的風土保存区域」に、「三輪山」が「歴史的風土特別保存地区」に指定されている。史跡指定地についてはいずれも該当しない。

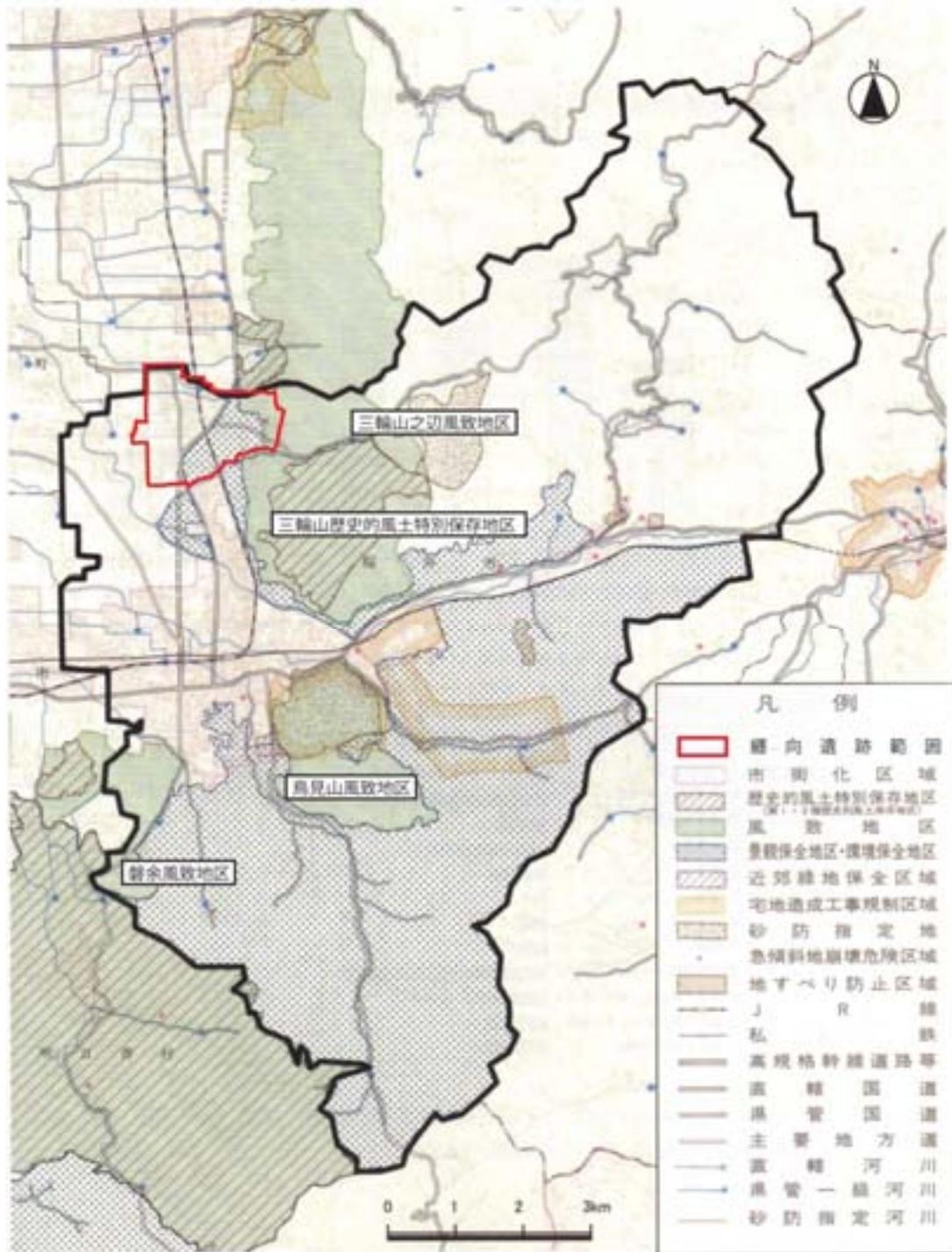


図 32 風致地区及び歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区

『桜井市環境基本計画』より転載・一部加筆

## 【農業振興地域の整備に関する法律・農地法】

---

国は、自然的・経済的・社会的条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を定め、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）を定め、農業振興地域制度を設けている。都道府県は農業振興地域整備方針に基づき、農業振興地域の指定を行っている。桜井市は、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域全域が農業振興地域となっていることから、史跡指定地も農業振興地域内となる。

市町村は農振計画を定め、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域としている。農用地区域内の土地は原則として転用が認められないこととなっており、農地を転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち農振計画を変更し、その農地を農用地区域から除外することが必要となる。

## 【景観法・桜井市景観条例】

---

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定やその他の施策を実施し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現、国民生活の向上および国民経済、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された。景観法自体は景観を規制している訳ではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作成する際の法制度となっている。

桜井市は、景観法の規定に基づいて、地域の個性を生かした良好な景観の形成についての基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、景観計画を策定し、行為の規制等に関し必要な事項等についても定める景観条例を制定している。対象となる地域は市域全域である。一定規模を超える建築行為等の、景観法・景観条例で定められた行為の行為者は景観行政団体である桜井市に対して届け出を行わなければならない。

## 【奈良県屋外広告物条例・桜井市奈良県屋外広告物条例施行細則】

---

市内で屋外広告物を掲出する際は、市長の許可が必要である。営利を目的としたものでないもの、例えば行事や催し物等の案内も含まれる。

屋外広告物は、「屋外広告物法」及びこの法律に基づき奈良県が定めた「奈良県屋外広告物条例」により必要な規制がされており、「桜井市奈良県屋外広告物条例施行規則」に基づいて許可基準に適合する仕様としなければならない。広告物の種類により許可期間が定められており、継続、更新に関しても許可が必要となる。

## 【奈良県住みよい福祉のまちづくり条例】

---

奈良県は、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進に資することを目的として、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を定めている。不特定多数かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場等の公共的施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）する事業者は、規模にかかわらず整備基準に適合させるよう努めなければならない。また公共施設のうち、学校、博物館、美術館、図書館他、

より公共性の高い公共施設の場合は、整備計画を事前に知事に届け出し整備基準適合への指導、助言を受け、工事完了時に整備状況を知事に届け出なければならない。

### 【大和青垣国定公園・自然公園法】

自然公園は、国又は都道府県が優れた自然の風景地を保護するとともにその利用を図ることを目的として指定されている。奈良県には1つの国立公園（吉野熊野）、4つの国定公園（金剛生駒紀泉・高野龍神・大和青垣・室生赤目青山）、3つの県立自然公園（矢田・吉野川津風呂・月ヶ瀬神野山）がある。国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、国が指定し都道府県が管理するものである。

大和青垣国定公園は、奈良盆地東部の丘陵線を保護・整備するために昭和45年（1970）12月28日に指定された公園（面積5,742ha）である。地形的には、春日断層が急傾斜して大和盆地に臨み、その東線上に北から高円山・八伏峠・城山・竜王山・巻向山・三輪山・初瀬山・天神山などが連なり大和高原西部稜線を形成している。

また植生においては、北部の春日山と高円山、南部の天神山と三輪山は、それぞれ原始林と二次林の対照的な植生を有している。公園を形成する山麓地帯の斜面は、纏向遺跡や纏向古墳群、オオヤマト古墳群など、古墳時代前期の史跡や文化財が豊富で、単に自然的、地形的問題にとどまらず、古代大和の文化の残像を色濃くとどめている特異な公園といえる。（奈良県HPより）

纏向遺跡は、巻野内地区の一部が大和青垣国定公園に含まれている。自然公園は、自然保護の観点から、自然公園法に基づき、特別保護地区・特別地域・普通地域に区分され、一定規模を超える工作物の新築・改築・増築や広告物の掲出・設置、土地の形状変更などについて事前届出の必要等の規制がある。



図 33 奈良県の自然公園地域

資料: 奈良県「環境白書」平成26年度版（一部加筆）

## 2. 上位行政計画

---

### 【桜井市総合計画】 平成23年（2011）4月策定

---

桜井市では、平成23年度から32年度を計画年度とする「第5次総合計画」を策定した。この計画は、桜井市が目指す「生活文化都市」の理念を踏まえ、「観光・産業創造都市～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～」をテーマとして、桜井市の特性を活かした個性あるまちづくりの基本的な方針を提示したものである。

この計画は、市民主導の個性的で総合的な地域経営システムへの転換を基本としながら、地域づくりの課題を市民との協働による役割分担で実現するものとしている。

その中で「第2章 産業分野」の「観光の振興」、「第4章 教育・生涯教育・交流分野」の「歴史文化の保全」、「第6章 生活・都市分野」の「景観の保全と活用」が史跡指定地との関係で重要である。「歴史文化の保全」では、文化財の保存・活用については、まちづくりや地域の活性化に寄与するものとされ、施策の取り組み方針として纏向遺跡について総合的な保存活用計画に基づき年次的に事業を進めることが明記されている。

### 【桜井市都市計画マスタープラン】 平成23年（2011）4月策定

---

土地利用や市街地整備、都市施設整備（道路、公園、河川、下水道等）、自然環境保全、景観形成、防災まちづくり等、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものである。目標年次は、概ね20年後のまちの姿を展望しつつ、10年後の平成32年（2020）としている。

史跡指定地周辺の纏向地域は、土地利用の方針で、集落・農地ゾーンとして位置づけられており、古墳や埋蔵文化財等の適切な保全を進め、田園風景と一体となった環境・景観等が阻害されないよう、適切な土地利用の誘導を目指す方針が打ち出されている。（都市計画マスタープラン14p）

### 【桜井市環境基本計画】 平成19年（2007）3月策定

---

大気汚染、水質汚濁、廃棄物の大量排出などの多様な都市・生活型環境問題に的確に対応し、良好な環境を保全し、快適な環境を創造していくために、市・市民・事業者・滞在者の協働と参加による「環境にやさしいまちづくり」を念頭に置いた、総合的な環境施策の実施が求められている。その取り組みを進める際の“桜井市の環境づくりの指針”として、「環境基本計画」が策定された。対象地域は桜井市全域である。

歴史環境面での課題として、「文化財・歴史的風土の保全」「歴史的な町並み・歴史的な景観の保全」「歴史資源の持続可能な活用」の3点があげられている。

「大和川源流の自然と歴史の継承～環境にやさしいまほろばの里『桜井』をめざして」が望ましい環境像として掲げられている。またそのための基本目標のひとつが「大和川源流の豊かな自然と歴史を継承するまちづくり」であり、それを達成するための基本施策4点があげられている。史跡指定地と密接に関係する施策としては「文化遺産と歴史的風土の保全」と「自然や歴史の活用とふれあいの推進」の中で掲げられている施策である。（環境基本計画97-102p）

また、奈良県自然環境保全条例に基づいて、森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、

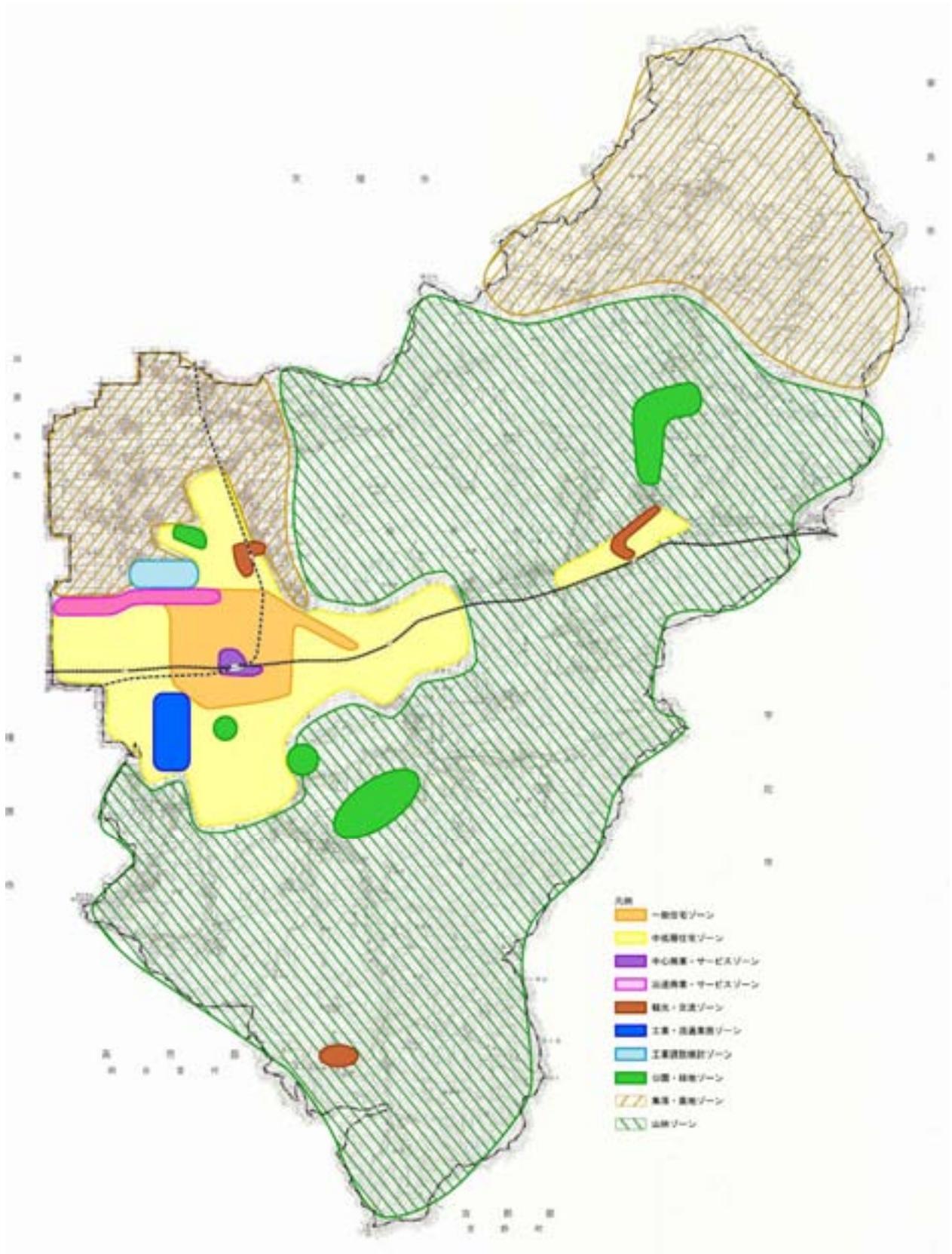


図 34 桜井市都市計画マスタープランにおける  
土地利用の方針図

北部地域のまちづくりの方針図



凡例	
<b>土地利用</b>	
	中低層住宅ゾーン
	一般住宅ゾーン
	中心商業・サービスゾーン
	沿道商業・サービスゾーン
	観光・交流ゾーン
	工業・流通業務ゾーン
	工業誘致検討ゾーン
	公園・緑地ゾーン
	農漁・農地ゾーン
	山林ゾーン
<b>環境・景観</b>	
	古墳や社寺等の歴史文化遺産の保全
	古墳と一体となった景観風景の保全
	伝統的なまちなみにおける景観形成
	河川の水質、水辺環境等の向上
	鉄道駅周辺における景づくり
	広域幹線における重点的な景観形成
	幹線道路における良好な景観形成
	山の辺の道周辺における良好な景観形成
	歴史的スポットへのアプローチとしての景観形成
<b>交通</b>	
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地域幹線道路
	駅前広場
	鉄道・駅

<p>【広域幹線道路】</p> <p>A. 都市計画道路中和幹線 B. 国道165号 C. 都市計画道路奈良・天理・桜井線 D. 都市計画道路茶臼山・駒橋線 E. 都市計画道路宇陀ヶ辻・東原線 F. 国道166号</p> <p>【都市幹線道路】</p> <p>G. 都市計画道路天理・山之辺線 H. 主要地方道桜井吉野線 I. 都市計画道路橋本・阿部線 J. 主要地方道桜井明日香吉野線 K. 都市計画道路栗原・池之内線 L. 主要地方道桜井都祁線 M. 主要地方道大和高田桜井線 N. 県道見瀬多武峰線 O. 主要地方道王寺田原本桜井線 P. 市道針道宮奥線</p>	<p>【地域幹線道路】</p> <p>① 都市計画道路天理・山之辺線 ② 県道大三輪十市線 ③ 都市計画道路川合・箸中線 ④ 都市計画道路橋本・田原本・王寺線 ⑤ 都市計画道路橋本・三輪駅線 ⑥ 都市計画道路大塚・栗原線 ⑦ 都市計画道路大塚・出陣内線 ⑧ 都市計画道路登余線 ⑨ 都市計画道路桜井駅・メスリ塚線 ⑩ 都市計画道路北口・宇陀ヶ辻線 ⑪ 都市計画道路外山・新道線 ⑫ 都市計画道路桜井駅・栗原線 ⑬ 都市計画道路栗原・川合線 ⑭ 都市計画道路桜井駅・成重線 ⑮ 都市計画道路桜井駅・北新町線 ⑯ 都市計画道路橋本・忍阪線 ⑰ 都市計画道路栗原・池之内線 ⑱ 市道倉橋栗原線 ⑲ 主要地方道桜井都祁線</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 35 桜井市都市計画マスタープランにおける北部地域のまちづくり方針図

池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区である景観保全地区の1つに「纏向景観保全地区」(面積99ha)が指定されている(昭和47年(1972)10月2日告示)。対象区域は、桜井市大字巻之内、箸中、茅原、芝及び穴師の各一部となっており、史跡指定地は含まれていない。しかし纏向遺跡全体をみると、遺跡の一部(東南部)が景観保全地区内であると思われるが、纏向遺跡全体は保全地区となっていない。この保全地区の具体的な区域については公表がないことから詳細は分かっていないものの、後述する「桜井市景観計画」の「三輪山眺望保全地区」とほぼ重なるものと考えられる。



図 36 奈良県自然環境保全地域及び保全地区等

資料:奈良県「環境白書」平成26年度版(一部加筆)

## 【桜井市景観計画】 平成 24 年（2012）10 月策定

桜井市には市域全体にわたって緑豊かな自然環境や田園が広がり、また、由緒ある歴史資源、歴史的まちなみなど良好な景観が数多く残されている。こうした桜井市の良好な景観の形成を促進するため、美しく風格ある都市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を目指し「景観計画」を策定している。今後も青垣と田園が織りなす風景や、古くからの歴史的景観を大切に保全し、未来へ継承していくため、市域全体を「景観計画区域」として設定し、景観形成の基本理念や基本方針を掲げている。

桜井市景観計画では、特に景観に配慮すべき地区を「重点景観形成区域」として設定している。このうち歴史的まちなみなど特徴ある景観を保全する地区として、歴史的まちなみ等の景観を有する「大神神社参道地区」「三輪地区」「初瀬地区」「本町通地区」と、代表的な景観資源などへの眺望に対する配慮が必要な地区として「三輪山眺望保全地区」「多武峰眺望保全地区」が設定されている。纏向遺跡史跡指定地は、三輪山眺望保全地区と広域幹線道路沿道景観地区に近接しているが一般区域となっており、眺望保全地区には含まれていない。纏向遺跡全体でみると国道 169 号から東側の東南部だけが保全地区となっている。

### 【三輪山眺望保全地区における景観形成の方針】

三輪山眺望保全地区は、本市の象徴的な景観となっている三輪山を望む良好な風景が残されている地区である。このため、三輪山への眺望景観の保全及び、三輪山を借景として遺跡や古墳、田園景観が残る山の辺周辺的环境と調和した景観を形成する。また、多くの人々の目に触れることの多い JR 桜井線（万葉まほろば線）を通る列車や国道 169 号からの景観や三輪のまち中からの眺望を意識し、高さや意匠など、一定の行為を制限することによって良好な眺望景観の保全に努める。（桜井市景観計画より）

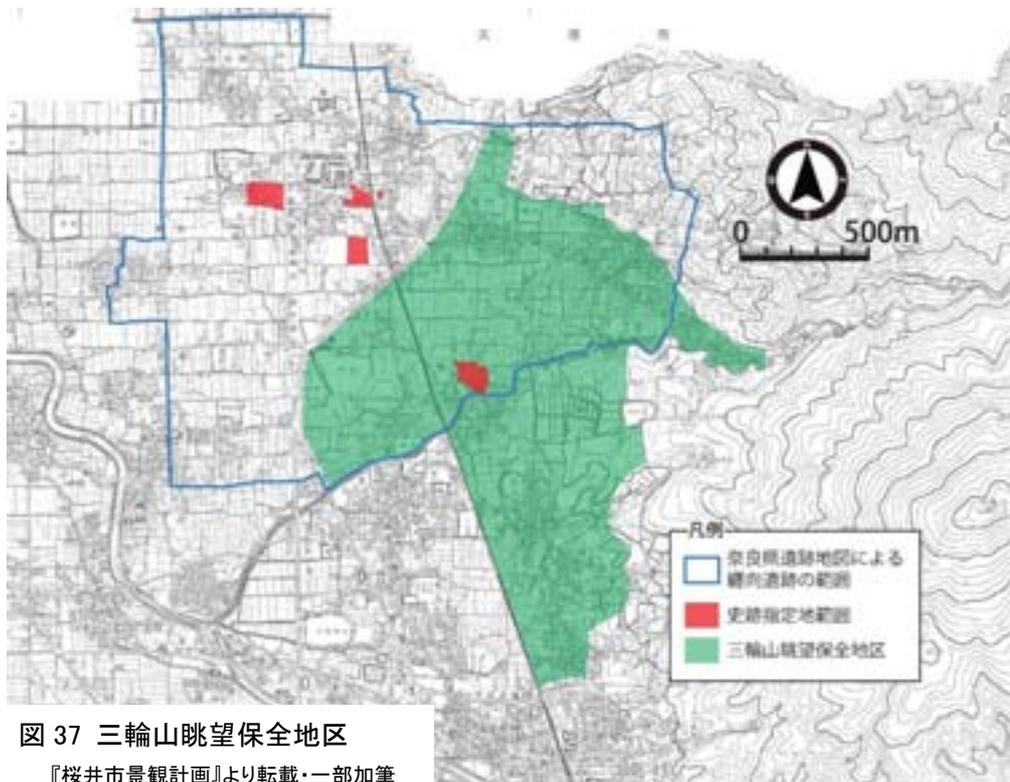
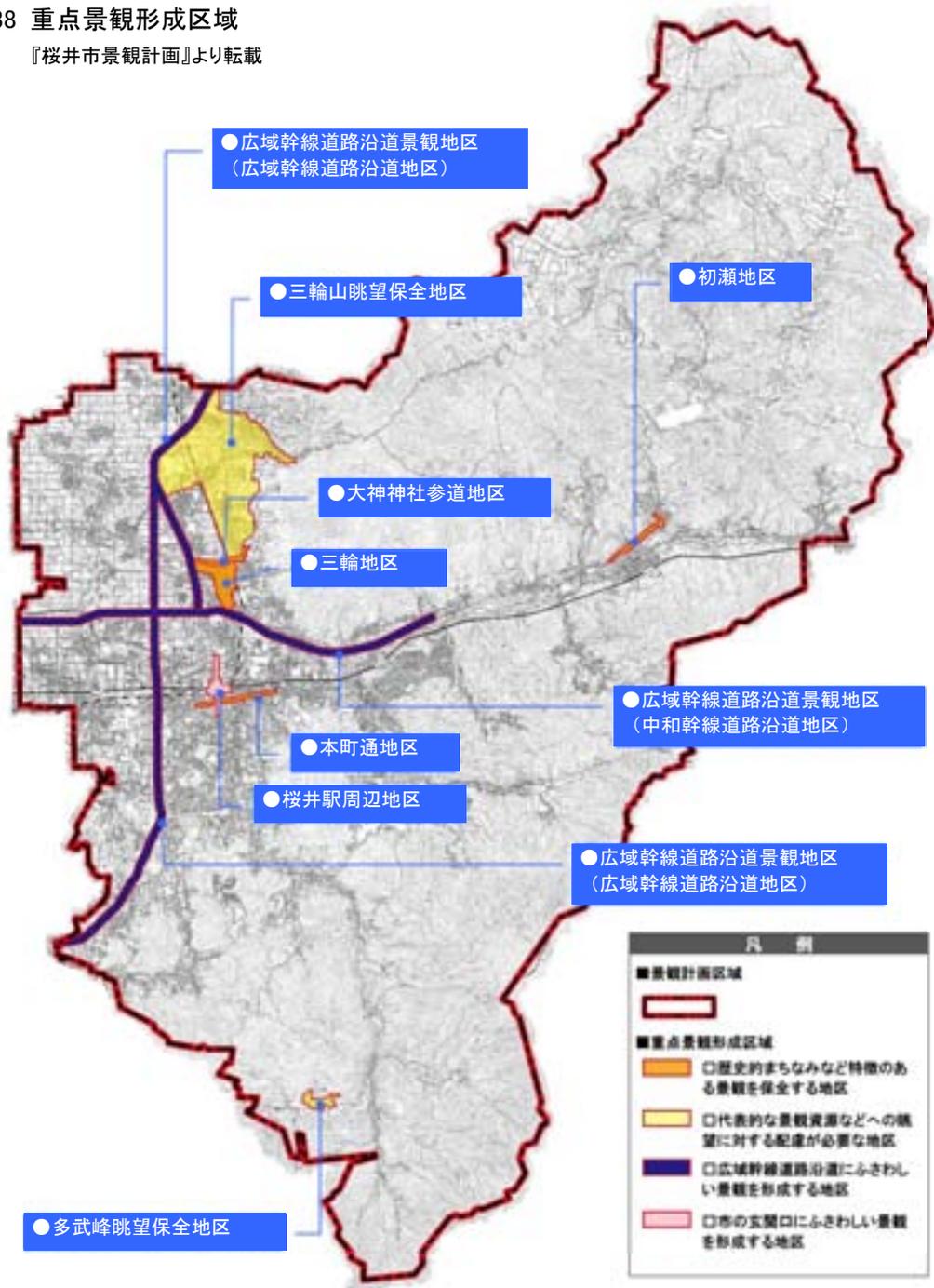


図 37 三輪山眺望保全地区

『桜井市景観計画』より転載・一部加筆

図 38 重点景観形成区域

『桜井市景観計画』より転載



三輪山を望む良好な景観



(国道 169 号周辺の田園から)



(三輪山眺望保全地区から)



(箸墓古墳周辺から)

## 【桜井市観光基本計画】 平成 24 年 (2012) 3 月策定

桜井市では、「観光・産業創造都市」を実現するため観光振興の基本目標を設定し、平成 24 年 (2012) 3 月に「観光基本計画」を策定している。この計画は、国の「観光立国推進基本計画」や奈良県の「21 世紀の観光戦略」「記紀・万葉プロジェクト基本構想」、また本市の「第 5 次総合計画」を上位計画として整合性を図り、桜井宇陀広域連合などの関連計画との連携を図るものである。計画期間は平成 24 年度から平成 32 年度である。

観光の将来ビジョンとして以下が掲げられている。

○日本のはじまり、古代の魅力が伝わる歴史のまち 大和桜井

○万葉の息吹を歩いて感じる美しいまち 大和桜井

○もてなし、発見、ふれあいがあふれる楽しいまち 大和桜井

上記のビジョンに向けての〈基本方針 1〉「既存の資源を活かした新たな魅力を創造する観光まちづくり」の中で、「纏向遺跡周辺の整備」が掲げられており、見学者に対する駐車場、休憩所、案内施設などの整備検討を進め、新たな観光拠点として位置づけていくという短期の施策がアクションプランとされている。また〈基本方針 4〉「交流・賑わいを高める連携体制の整った観光まちづくり」では、市内における観光資源間の連携をはじめ、歴史的、文化的に関連性のある近隣都市間での共同 PR や情報発信を行うなどの連携を図り、賑わいを高めることによって相乗効果が生まれる施策の推進を行っている。(観光基本計画 11.17.35p)

史跡指定地太田地区は JR 桜井線巻向駅前となっている。JR 桜井線は『万葉まほろば線』の愛称で親しまれており、纏向遺跡の見学や山の辺の道等の散策に利用が見込まれる。

## 【桜井市教育方針—さくらの教育】 平成 27 年 (2015) 4 月策定

桜井市では、学校教育と社会教育の二本の柱のもと、それぞれの目標を掲げ、またその重点施策と合わせて教育方針としている。学校教育においては、「人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を目指す」を目標とし、「いじめや暴力を許さない学校づくり」「自尊感情や規範意識を高める取組」「自ら学ぶ意欲を高める指導の充実」「地域ぐるみで取り組む教育の推進」の 4 つの重点目標を設定している。

社会教育においては、「人を思いやり、共に助け合う、よりよい社会を築く人づくりを目指す」を目標として掲げ、また具体的に 5 つの目標が設けられている。

### ●社会教育の具体的目標

◇生涯にわたって主体的に学習し、心身ともにすこやかに生きる人間の育成を図る。

◇社会連帯意識をもち、人権を尊重する民主的な社会の実現に努める人間の育成を図る。

◇自由と責任を重んじ、正しい判断力をもち、自主・自律の精神に満ちた人間の育成を図る。

◇郷土の自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成を図る。

◇国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図る。

### ●社会教育の重点施策の 1 つに、「自然や文化遺産の保護及び活用」が設定されている。

◇郷土の自然や文化遺産を愛慕するとともに、よりよい文化の創造に寄与できるよう積極的な活用を図る。



図 39 桜井市観光基本計画 施策の体系



図 40 纏向遺跡に関わる観光推進施策 『桜井市観光基本計画』より転載

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想で、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的方針となるものである。

桜井市は、ヤマト王権の誕生から国家としてまとまっていく時代、飛鳥時代以前の古代国家成立の時代に、その本拠地となった重要な地域で、後の『古事記』や『日本書紀』にも桜井にゆかりのある出来事や物語が数多く登場する。中世以降も多武峰や長谷寺などの社寺の強い影響を受けながら、人々の生活文化や歴史的風土が育まれてきた。これらの貴重な文化財を保存し将来に伝えていくために、その価値を理解し、価値をより高め、価値を継承し、そして価値を活かすことが必要であり、それらを長期的な視野で計画的に行うことを目的として平成 27 年（2015） 3 月に策定されたものである。

当基本構想においては、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に伝わる様々な文化財をその特性や歴史的・文化的な関連性に基づき、相互に関連性のある一定のまとまり、「関連文化財群」として設定している。纏向遺跡は、「ヤマト王権の発祥と古代国家の成立」というテーマのもと、「纏向遺跡とヤマト王権の発祥に関する文化財群」として箸墓古墳などの初期前方後円墳とともに一体的な保存・活用が計画されている。

また歴史文化が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として「歴史文化保存活用区域」が設定されている。纏向遺跡の範囲は「纏向遺跡地区」として、歴史文化の保存活用に関するモデル的なエリアの一つとされている。



図 41 歴史文化の6つのテーマの位置付け

『桜井市歴史文化基本構想』より転載

## V 遺跡の保存と管理

### 1. 纏向遺跡の概要

#### (1) ヤマト王権成立の地

纏向遺跡は市域北西部の標高 60～90m の纏向川扇状地上に位置し、現在考えられている遺跡の規模は東西約 2 km、南北は約 1.5km である。

遺跡の主要な部分は、纏向川と烏田川に挟まれた地域に集中し、JR 巻向駅を中心におよそ西は東田地区、東は巻野内地区まで広がり、その範囲は 3 km<sup>2</sup> に及ぶが、市域を超えてさらに北へと広がる可能性も考えられている。

これまでの調査や研究により、纏向遺跡に対する評価は弥生時代集落や同時代の集落遺跡とは一線を画するもので、近年では、邪馬台国近畿説の有力候補地として注目されるとともに、新たな時代、つまり古墳時代の幕開けを告げる遺跡として、「新たに編成された王権の政治的意図によって建設された日本最初の都市」、あるいは「初期ヤマト王権最初の都宮」との位置づけがなされるところとなっている。

このような状況から、纏向遺跡は我が国における国家の形成過程およびその時期における社会の状況を探る上で重要な鍵を握る遺跡として注目を浴びている。

ここでは V 章以降で遺跡の保存と管理、活用・整備を検討するうえで前提となる遺跡の特質や諸属性、遺跡内の構成などについて再度整理しておくこととする。



纏向遺跡全景(西南より)

#### (2) 纏向遺跡の特質

これまでに実施された発掘調査で明らかになった纏向遺跡の主なる特質は、以下に挙げる通りである。

##### ①大規模な集落

前段階の弥生時代の拠点的な集落をはるかに上回る極めて大きな集落規模を誇り、同時期の集落で同等の規模を持つものは皆無である。

##### ②前期古墳の動向と時期が一致する集落

弥生時代には過疎地域であった纏向地域に 3 世紀初めに突如として大集落が形成され、また遺跡の出現・繁栄や消長が周辺の前期古墳の動向と時期が一致している。

##### ③発生期の前方後円墳群の存在

本来近畿の墓の系譜には無い墓制である前方後円墳や、纏向型前方後円墳と呼ばれる纏向石塚古墳・矢塚古墳・勝山古墳・東田大塚古墳・ホケノ山古墳などの共通の企画性を持った発生期の前方後円墳群が存在しており、後の古墳祭祀に続く主要な要素を纏向遺跡の段階には既に完成されていたと考えられる。

#### ④農業を営んでいない可能性

出土木製品について精査すると、農具である鍬の出土量が極めて少なく、土木工事用の鋤などが多く出土する状況が見受けられ、農業を営む一般の集落とはかけ離れた様相を呈している。また、遺跡内の調査では未だ水田・畑跡が確認されていないことなどを考え合わせると農業を殆ど営んでいない可能性が高い。

#### ⑤吉備地域との直接的な関係

吉備地域をルーツとする弧帯文様を持つ特殊器台・弧文円板・弧文板・弧文石板などの出土から吉備地域との直接的な関係が想定される。なお、弧帯文様を持つものは吉備地方を中心に葬送儀礼に伴って発展したものであり、纏向遺跡ではこれらの祭式が直接古墳や集落での祭祀に取り入れられた可能性が高いと考えられる。

#### ⑥広範囲な地域から運び込まれた土器

他地域から運び込まれた土器が出土土器全体の約15～30%を占め、なおかつ量的に極めて多いことが特徴的である。また、その範囲が九州から関東にいたる広範囲な地域からである点も注目される。

#### ⑦交通の要所と「大市」の存在

奈良盆地東南部という各地域への交通の要所に位置し、搬入土器の存在と合わせて付近に市場の機能を持った「大市」の存在が推定される。

#### ⑧辻地区の特殊な大型建物群の存在

辻地区の調査において、ほぼ真北の方位に則り明確な設計と規格性に基づいて構築され、柵をめぐらした特殊な大型掘立柱建物群が存在することが確認された。この建物群を構成するうちの建物Dは、3世紀中頃までの建物遺構としては国内最大の床面積を有するものであり、この時期における首長居館と目されている。

#### ⑨首長層の墓制

太田メクリ地区の調査によって一般的な居住域の中から方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓などとともに、庄内式期の前方後方墳である全長28mのメクリ1号墳の存在が確認された。この事例から、遺跡内での首長層の墓制や立地に、明確な多様性や階層性が存在するものと理解されている。

#### ⑩高床式や平地式の建物

遺跡の最盛期には、一般集落で押し並べて見受けられる竪穴式住居が築かれず、高床式や平地式の建物で居住域が構成されていた可能性がある。

#### ⑪朝鮮半島や大陸系の遺物

韓式系土器の出土やバジル・ベニバナ花粉、漢式三角鍬を模倣したと考えられる木製鍬、木製輪鏝、ホケノ山古墳の副葬品にみる舶載された鏡鑑類や鍬形鉄製品など、朝鮮半島や大陸系の文物を数多く採り入れていたことが判明しており、これらの地域との直接的な交流が想定される。

#### ⑫高度な技術者集団

複数の地点において、鍛冶工房や木製品加工所などの存在が確認されたほか、ベニバナを用いた染織が行われていた可能性が指摘されており、纏向遺跡の首長層が高度な技術者集団を抱えていたことが推定されている。

### (3) 纏向遺跡の構成

---

これまでの調査成果に基づき遺跡全体の大まかな遺構の分布や旧河川の位置、微高地の形状などの検討は進みつつある。これはあくまでも現時点での推定であることを前提としているが、居住域は旧河川に挟まれた各微高地上に箸中・太田・太田北・巻野内・草川の5つの居住区の存在が推定される。また王墓域は出現期古墳の分布状況から遺跡の西辺から南辺にかけてその存在が推定されている。

#### 1) 王宮・居住区

---

- a. 箸中居住区-----遺跡内の最も南の微高地に位置する。遺跡の存続期間内でも後半期になってから集落が展開する区域と推定される。
- b. 太田居住区-----遺跡内のほぼ中央に位置する太田微高地上に展開する。最も面積が大きく、居住区中央の太田地区から西域にかけては、庄内式期から布留式期にかけての遺構が濃密に検出されており、各地区の中でも中心的な居住域になるものと推定される。
- c. 太田北居住区----各居住区の中で最も面積の狭い微高地上に形成された居住区。遺構の密度も高く、多くの重要遺構の存在が確認されている地区。居住区中央は第Ⅰ・Ⅱ期纏向遺跡初期の王宮区と推定され、また王宮区西側に王宮に付属する祭祀エリアが想定される。
- d. 巻野内居住区----居住区東半地域から布留0式期以降の特殊な遺構が数多く発見されているが、庄内式期に遡る遺構が極めて希薄である。太田北微高地に推定されている王宮が布留式期になって移転した、纏向遺跡後半期の王宮区と推定されている。
- e. 草川居住区-----遺跡内で最も北に位置する居住区で、そのほとんどが未調査。居住区西端で数回の調査実績があるが顕著な遺構は確認されておらず、より東方に居住区の中心があるものと推定されている。

#### 2) 王墓区

---

王墓区は集落の西辺から南辺にかけて設定している。王墓の分布状況は纏向遺跡でも初期の第Ⅰ・Ⅱ期王宮区と目される遺構群が存在する太田北微高地の西部に集中しており、王宮区・王墓区の状況から太田北微高地が庄内式期の纏向遺跡の中核区であった様子がうかがわれる。

また、纏向遺跡内では小規模古墳が40基近く確認されているが、その多くは実態がよくわかっていないことから、今後は遺跡内における王墓の築造時期や階層性なども念頭においてこれらの古墳の調査も推進していく必要がある。

### (4) 保存活用計画の視点

---

本計画の策定は史跡指定地である狭義の「史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群」と周知の遺跡である広義の「纏向遺跡・纏向古墳群」（以後纏向遺跡と略）の双方を対象とする。その内容については纏向遺跡にとどまらず、纏向遺跡の誕生に大きな影響を与えたと考えられる田原本町の唐古・

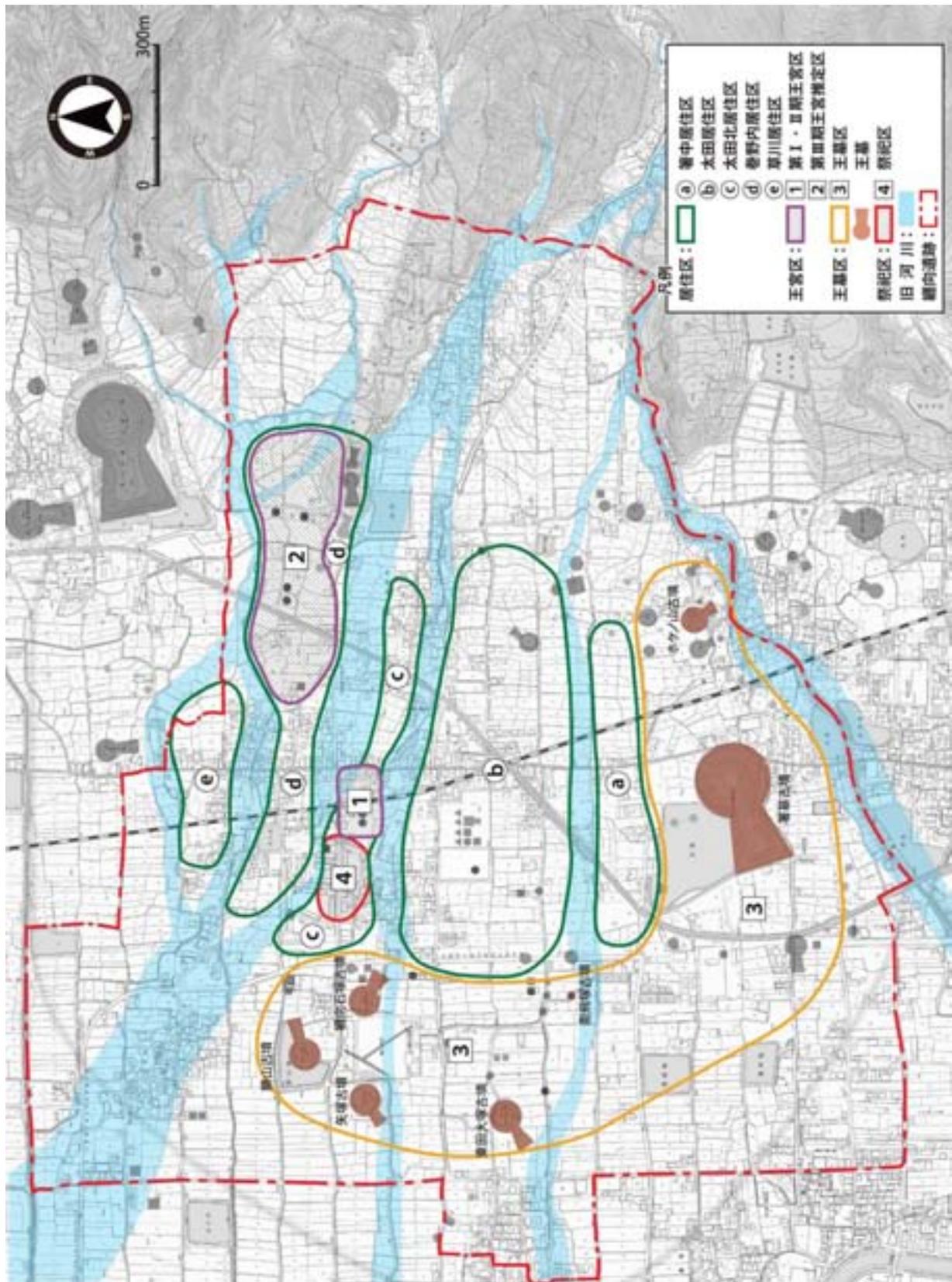


図 42 遺跡の構成

鍵遺跡や、ヤマト王権を象徴する天理市のオオヤマト古墳群など、我が国における王権の誕生にかかわる遺跡などとともに、東アジア情勢を踏まえた視点を持って計画を策定することとする。

### 1) 纏向遺跡および纏向古墳群全域を対象範囲

---

遺跡の発掘調査は昭和46年(1971)以降、桜井市教育委員会と県立橿原考古学研究所を中心に、現在まで186次を超える調査が継続的に行われ、平成18年(2006)には纏向古墳群が、平成25年(2013)には纏向遺跡の一部(太田地区、辻地区)が史跡に指定された。

しかし、纏向遺跡は遺跡の規模が同時代の遺跡の中で類を見ないほど広大であること、纏向古墳群はいまだ未指定の古墳が数多く点在することなどから、今後の調査の進展に伴い、他の地区においても史跡指定の候補となる遺構などが出土する可能性が高いと考えられる。そのため本計画は「文化財保護法」上の周知の遺跡である纏向遺跡全域及び纏向古墳群の全てを対象とする。

### 2) 王権誕生の鍵を握る遺跡

---

また、纏向遺跡と同じ初瀬川(大和川)水系の遺跡として西北約3kmの地点には、弥生時代の奈良盆地を代表する環濠集落遺跡として著名な唐古・鍵遺跡がある。唐古・鍵遺跡からは大型建物や青銅器の铸造炉などが調査で発見されており、近畿弥生社会の中で重要な拠点であったと考えられている。

また、纏向遺跡の北には「オオヤマト古墳群」に含まれる柳本・大和などの古墳群がある。これらは出現期の前方後円墳群であり、ヤマト王権最初の王墓群である纏向古墳群に続く古墳群として重要なものであることもふまえ、唐古・鍵遺跡から纏向遺跡、そしてオオヤマト古墳群へと、我が国における王権誕生の鍵を握る遺跡であるという視点が重要である。

### 3) 当時の東アジア情勢

---

3世紀初頭から4世紀初めは東アジア社会も大きな転換を向かえている。中国では後漢が衰退し、西暦220年に滅亡すると魏・呉・蜀の三国が鼎立する三国時代となり、280年に西晋が統一するまで混乱期となっていた。

こういった情勢の中で、『三国志』の一部である「魏書」第30巻烏丸鮮卑東夷伝倭人条には、当時の日本列島についての記述があり、239年には女王卑弥呼が魏に朝貢使節を派遣し「親魏倭王」の称号を与えられたとされ、邪馬台国をはじめとして多くの国名が記されている。纏向遺跡が展開したのはまさにこの時代であり、東アジア情勢を踏まえた視点が重要である。

## 2. 保存・管理の基本方針

---

### (1) 保存・管理の基本的な方向性

---

先にみたような纏向遺跡の特質や構成などを勘案すれば、その保存や管理は史跡指定地のみならずより広範囲な保全を目指す必要があるとあり、纏向遺跡および纏向古墳群の全容解明、ならびに史跡の歴史的価値の追求のための継続的な調査を行うと同時に、地域住民の参画を含めた保護活動

を推進し、情報の発信に努めることとする。

また、保存活用計画についても史跡指定地は勿論のこと、今後保存管理の対象とすべき候補地域を抽出・区分し、遺構の重要性や市街化の度合い、土地の利用状況など、それぞれの地点に応じて実現性のある計画を策定することが必要である。

スケジュール的には現在の史跡指定地が纏向遺跡では太田地区と辻地区、纏向古墳群では纏向石塚古墳とホケノ山古墳と限定された地点のみで、庄内式期の王宮域や集落域の中心部と目される地点の一部と王墓群の一部を指定したに過ぎず、布留式期の王宮推定地と目される巻野内地区や他の王墓群、重要遺構の検出地点などは全くの未指定であるという現状をふまえ、計画は遺跡全体を見据えた長期・短期の目標を設定する。

短期的な目標は纏向遺跡では庄内式期の中心的なエリアにあたる史跡指定地（太田地区・辻地区）周辺を対象とし、纏向古墳群では一部整備事業に着手している指定地（纏向石塚古墳・ホケノ山古墳）を対象とする。これらの地域は史跡地の買収や整備事業のさらなる推進とともに範囲確認調査を実施し、周辺地域の追加指定などを見据えた地域であることを念頭に保存活用計画を策定することとするが、特に辻地区においては指定地間をJR桜井線が縦断しており、史跡の歴史的価値を考慮しながらJR西日本と連携をとり、周辺環境を整えつつ遺構の保全を図ることが課題である。

また、長期的な目標は纏向古墳群を含めた纏向遺跡全体をその対象と捉えるもので、実態解明のための範囲確認調査を実施しつつ、その成果を吟味しながら追加の史跡指定や保存活用計画の策定を目指すものである。この中では特に第Ⅲ期王宮推定地と目されている巻野内地区や勝山古墳、矢塚古墳・東田大塚古墳などが重点的な対象として挙げられよう。

なお、桜井市域には纏向遺跡以外にも多数の遺跡が展開しており、時代的にも縄文・弥生から中世・近世に渡って我が国の歴史に名をとどめる史跡が数多く存在する。

これら市域全体の史跡、文化、文化財をも総合的にとらえ、地域住民に理解を求めつつ文化財の保護保全を行うこと、また、緑豊かな自然環境や田園、由緒ある歴史資源、歴史的まちなみなどを残した良好な景観の形成を促進し、指定地周辺の環境を守ることも重要な課題である。

このためには関係機関との連携をとりつつ景観条例や都市計画法等で環境の保全を図り、遺構並びに遺跡周辺部を含めた古くからの歴史的景観を大切に保全することも必要である。

## **（２）纏向遺跡および纏向古墳群の保存管理地区・予定区分の設定**

遺跡内における今後の開発や現状変更などに対応するための基準を設定する前提作業として、これまでの調査成果と先の遺跡の構成案とをふまえ、史跡地内および周辺地区の遺構の重要度を勘案した次のA～D区の保存管理地区・予定区分を設定し、図49に示した。以下、地区区分ごとにその設定内容を解説する。

### **《A区》**

A区とは纏向遺跡および纏向古墳群における史跡指定地を指し、地図上ではピンク色で図示している。なお、ここでは築造年代は異なるが纏向遺跡の領域内に所在し、同じく史跡である珠城山古墳も図示し、都合5か所のA区を設定している。

### ①辻地区

平成 21 年（2009）から平成 27 年（2015）にかけて 9 次にかけて行われた範囲確認調査により、纏向遺跡の庄内式期の王宮域と目される大型建物を含む建物群などが確認され、平成 25 年（2013）に史跡指定を受けた地区である。この地区における指定は現状で水田や畑、雑種地などの構築物が建設されていない地点を中心として受けている（A 区）。



図 43 辻地区の地区区分

### ②太田地区

太田地区は纏向小学校の跡地にあたる地区である。一帯は纏向遺跡における庄内式期の居住域の中でも中心を占めると目される地であり、昭和 54 年（1979）から昭和 62 年（1987）にかけて 6 次にもわたる範囲確認調査が実施され、祭祀土坑や建物群、溝などの集落関係の遺構が濃密に検出されたほか、前方後方墳であるメクリ 1 号墳や方形周溝墓などの小規模な墳墓遺構などの存在が確認されている。

この地区の史跡指定は平成 25 年（2013）に先の辻地区の指定と同時に行われたもので、小学校用地の造成に際して削平を受けた東部を除く全域が指定範囲（A 区）となっている。

なお、この地区では集落域の端や隣接地の遺構の様相が判然としないこと、北側には道路、東西の隣接地にはすでに住宅が密集していることなどから、周辺地区に対する B 区の設定は行っていないが周囲の遺構の状況の解明は重要な課題である。

表 22 纏向遺跡および纏向古墳群の保存管理地区区分と取扱基準など

地区・予定区分		区分の内容	取扱基準および開発への対応基準
A 区		史跡指定地を指す。	表 23 の基準に基づき、維持管理や史跡の保存、活用を目的とする遺跡整備以外のものは基本的に認めない。
B 区		早急に史跡指定を目指す地区で、範囲確認調査などにより、その区域が明確となっているものを指す。	表 24 の基準に基づき、開発者との協議・調整を計り、計画の見直しや中止を求める。
C 区	1 区	集落域で重要遺構の存在が確認、推定される地域だが、その実態や範囲などが未確認のものを指す。	表 24 の基準に基づき、開発者との協議・調整を計り、発掘調査により重要遺構が確認された場合には積極的な保存協議を行う。
	2 区	遺跡内に点在する古墳のうち墳丘構造や築造時期などが不明なものを指す。	表 24 の基準に基づき、開発者との協議・調整を計り、発掘調査により重要遺構が確認された場合には積極的な保存協議を行う。
D 区		『奈良県遺跡地図』で周知の文化財包蔵地に指定されている纏向遺跡の中で、上記 A～C に設定した地区以外の全てを指す。	表 24 の方針に基づき、県指定の重要遺跡「纏向遺跡」としての規定にのっとり、調査対応を行う。開発の内容や発掘調査の成果を考慮して遺構の保存や景観に配慮しながら開発を認める。

### ③纏向石塚古墳

纏向遺跡に所在する出現期古墳のうち、ホケノ山古墳と纏向石塚古墳だけが我が国最古の古墳群「纏向古墳群」として平成18年（2006）に史跡指定を受けている。

将来的には残された勝山古墳・矢塚古墳・東田大塚古墳などの古墳も追加指定することを目指しているが、第I期の指定対象として既に市や県の指定を受け、用地買収にも概ね目途がついていた2基の古墳を先行して指定したものである。

現在、纏向石塚古墳は墳丘部分のすべてと墳丘の東・北・西側の周濠部分が指定地となっているが（A区）、南側一帯は指定されていない。

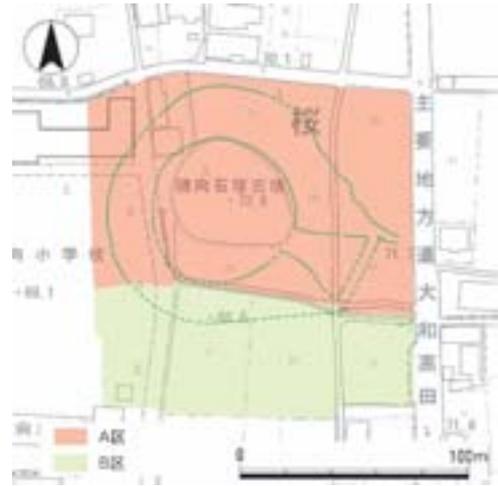


図44 纏向石塚古墳の地区区分

### ④ホケノ山古墳

ホケノ山古墳は平成8年（1996）から3次にかけて実施された範囲確認調査の成果をもとに、墳丘北および東側一帯の周濠部の整備事業が実施された後、平成18年（2006）に史跡指定を受けている。墳丘の構造は前方部南側が纏向川の氾濫により前方部先端付近が削平を受けていること、墳丘西側には調査の手が入っていないことなどから不明な点も残されており、将来的には詳細な範囲確認調査を実施し、未買収地の公有地化と墳丘や墳丘西及び南側の未整備地の整備を推進する必要がある。

なお、史跡指定域（A区）は墳丘だけでなく、周濠推定域の全てに及んでおり、B区は設定していない。



図45 ホケノ山古墳の地区区分

### ⑤珠城山古墳

史跡珠城山古墳は6世紀の中頃から後半にかけて築造された3基の前方後円墳からなる古墳群で、昭和53年（1978）に史跡に指定されている。指定名称は「珠城山古墳」で、指定地にあたるA区には1・2号墳と土取りによって前方部前端の一部を残して消滅してしまった3号墳の全域が含まれており、B区の設定は行っていない。発掘調査は昭和33年（1958）に初めての調査が行われ、これまでの調査によって1・3号墳ともに墳丘や横穴式石室の構造が判明しているが、2号墳は群中最大の古墳でありながら埋葬施設などが発見されておらず、不明な点が多い。

古墳の整備は平成18年度に実施されている。この整備は墳丘上の樹木の整理に加え、既存の通路や階段を整備して見学のための園路とすること、案内板を増設して見学者の学習の助けとすること、自然な墳丘の形状を取り戻すために大きく改変を受けた2号墳墳丘の補修を行うことなどが行われ、現在も市民の憩いの場、学習の場として活用されている。

## 《B区》

史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。地図上では黄緑色で図示した。

### ①辻地区

王宮推定域に含まれるものの、現時点で構築物が建築されている住宅地や倉庫・駐車場などをB区と設定した。辻地区A区内でのこれまでの調査成果からはB区内においても王宮関連遺構の存在は確実とみられるため、将来の施設の建て替えや改変・撤去などの機会を見極め、住民との連携を図りつつ範囲確認調査を実施し、追加指定を目指していく区域として設定を行っている。

### ②纏向石塚古墳

史跡指定地から外れている墳丘南側の周濠推定地を、将来追加指定を目指すべき区域としてB区の分類とした。この地区は後世に河川流路となったことにより周濠部分が削平を受けたため、他の部分と比較してかなり低い土地となっており、遺構が存在しない可能性もあるため将来的には古墳に関連する遺構の有無確認調査を実施するとともに、その成果を受けてB区域の取扱についての方策を検討する必要がある。

### ③勝山古墳

勝山古墳は平成9年（1997）に墳丘周辺のため池改修工事に伴う調査が行われて以降、6次にわたる調査により墳丘構造が明らかとなりつつある。遺構は水田部では周濠が良好に残されているほか、池部でも周濠肩や埋土が一部削平を免れていることが判明している。

一方、墳丘部は後円部裾や前方部の北・南側が大きく削平を受けたようで、従来は柄鏡形とされていた前方部の形状が、やや撥形に開くものであることが確認されている。なお、この古墳は保護すべき領域（B区）が明らかである一方、全てが民有地で、一切の指定を受けていないことから早期に指定や、保存の措置を講じる必要があるものとする。

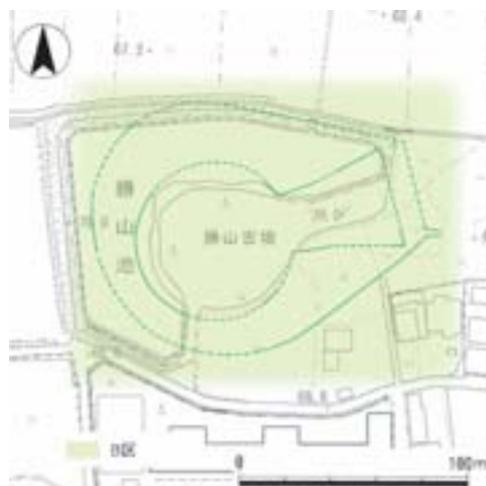


図 46 勝山古墳の予定区分

### ④矢塚古墳

昭和46年（1971）の学校建設に先立つ調査以来、現在までに4次の調査が実施されている。特に第2次調査以降は古墳の墳形確認を目的とした範囲確認調査として平成18年（2006）から実施されたもので、この調査により保護の対象とすべき範囲（B区）が概ね確定されている。

一方で墳丘細部の構造は不明な点が多く、後円部が他の古墳に比して歪な形状を呈すること、南側クビレ部周辺では周濠内に大きな盛土遺構が存在する状況があり、まだまだ不明な点が多い。

また、前方部前面も中世に削平を受けており、正確な規模や形状は不明である。なお、勝山古墳と同様、この古墳も墳丘の東側の学校用地以外は全てが民有地で早期に保護の措置を講じる必要がある。



図 47 矢塚古墳の予定区分

### ⑤東田大塚古墳

東田大塚古墳は平成4年(1992)に墳丘北側の道路改修に先立つ調査以来、現在までに6次にわたる調査が実施されている。特に平成19年(2007)の第4次調査からは将来の保存措置を見据えた範囲確認調査が実施され、勝山古墳などと同じく撥形に長い前方部の形状など、墳丘の広がり確認されつつあるが、クビレ部の状況や後円部側面から前方部側にかけての周濠の形状は不明な点が多く、将来的には補足的な調査が必要と考える。

なお、図46～48では墳丘の周囲にB区の範囲を設定しているが、これはB区の範囲を墳丘からの距離感で囲っただけで正確な範囲を示すものではない。個々の範囲確認調査は進んでいることから、正確な予定区分の範囲は遺構の状況や土地の条件などを加味した上で再検討する必要がある。



図48 東田大塚古墳の予定区分

## 《C区》

C区とは集落遺構や古墳など、重要な遺構の存在が確認、もしくは推定される区域だが、その実態や範囲などが未確認のものを指す。今後の積極的な範囲確認調査が期待されるとともに遺構の範囲や性格が明らかとなった時点でB区に設定し、史跡指定を目指すものである。ここでは5か所の地区と1つの要素の都合6件を挙げておく。

### ①巻野内地区

巻野内地区は遺跡内でも北の地域に設定した地区(C1区)である。この区域内では過去に行われた第50次調査において導水施設や弧文板が出土し、第65次調査においては巾着状絹製品が、第80次調査においては区画溝や土塁状の盛土遺構、鍛冶関連遺物が出土、第90次調査においては韓式系土器や多くの木製祭祀具などが出土しており、布留0式期以降の第Ⅲ期とされる王宮や祭祀関連の遺構群が存在する地点と推定されている。

現在のところ、周辺地区ではまとまった面積での調査が実施できていないことや、調査の密度が低いことから遺構群の性格や内部の構成、配置、範囲などは確認できていないが、特殊な遺構や遺物がこの地区から集中して出土する状況であり、今後は積極的な範囲確認調査を実施しこの区域の性格を把握していくことを目指すものである。

### ②辻地区

辻地区は先のA区・B区の周辺を取り巻いてC1区を設定したものである。この地区で注目すべきは昭和47年(1972)の第7次調査において確認された祭祀土坑群の存在である。この土坑群は史跡指定地の西側に展開するもので、現在は県営住宅の敷地内に取り込まれ調査は不可能となっているが、第Ⅰ・Ⅱ期王宮区に伴う祭祀区として注目されるものである。

また、遺構の位置は不明だが一帯には花粉分析によって存在が明らかにされたベニバナやバジルを用いた製品を作るための工房や鍛冶工房の存在も推定されるため、居館遺構周辺は重点的に確認調査を進めるべき対象として地区設定を行っている。

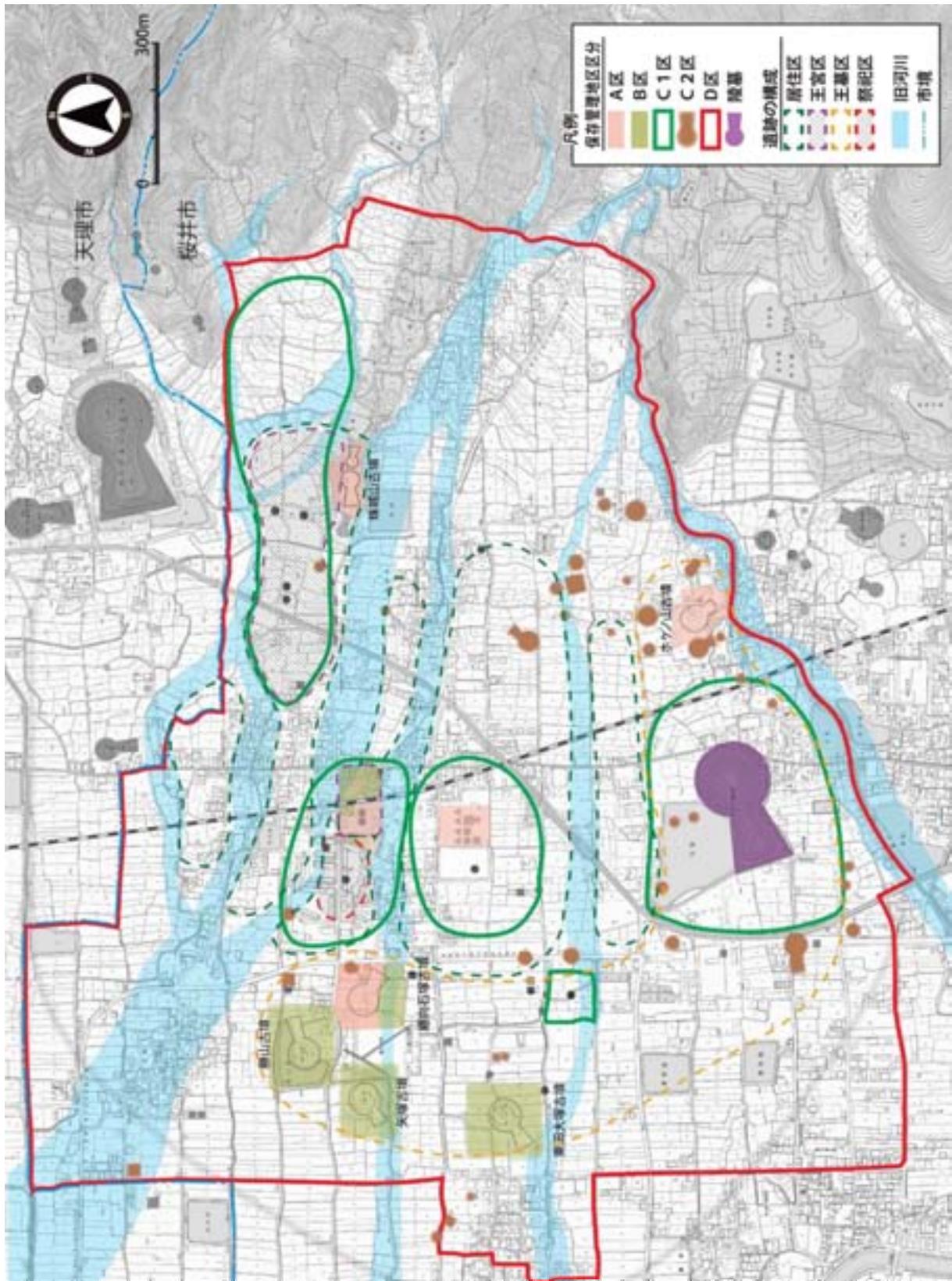


図 49 纏向遺跡の構成と保存管理地区・予定区分

### ③太田地区

太田地区もA区の周辺をC1区として地区設定を行った。この地区は調査の実績が少なく遺構の実態は史跡地内以外には判然としないが、数少ない周辺での調査では非常に遺構の密度が高い地域であること、遺跡の前半期に当たる庄内式期に遡る遺構がまとまって検出されていることから一帯が遺跡内における集落域の中心的な地点となることがうかがえる。残念ながら出土地は分譲住宅地となってしまったが、太田池底において出土した木製仮面の存在はその中でも特筆すべきもので、太田地区におけるC1区は纏向遺跡における集落域の実態を解明する上で重要であり、今後積極的な調査が望まれる地区である。

### ④箸墓古墳地区

この地区は箸墓古墳の周辺に推定される周濠および墳丘構築のための土取り跡などをすべて包括する形でC1区の設定を行っている。これは過去に実施された周辺での調査により墳丘の裾部や周濠の情報が蓄積されてきているものの、復元される墳丘や周濠の形状については様々な見解があることから、今後は周辺における積極的な確認調査を行い、周濠の形状や範囲を解明してB区の確定を目指さなければならない。

なお、箸墓古墳の墳丘部は宮内庁によって指定された陵墓であり、当面の保存には問題はないと考えるが、周辺地区では小規模な開発行為によって景観が徐々に蝕まれており、保存のための措置を早急に講じる必要がある。

### ⑤南飛塚古墳地区

昭和62年(1987)に行われた第51次調査において検出されたもので、墳形は方墳もしくは前方後円墳と目される古墳である。周濠内からは布留0式期の遺物が数多く出土しており、築造時期もこれと同時期かさらに遡ることが推定され、出現期古墳となるのは明白である。水路改修に伴う調査での発見のため、ごく小規模なトレンチ調査しか実施されていないことから周辺地区をC1区に設定して確認調査を実施し、B区の確定を目指す必要がある。

### ⑥小規模古墳群

纏向遺跡内に展開する小規模な古墳群は、現在も地上においてその存在が確認できるもの、後世の削平により墳丘の多くは失われているが、発掘調査などにおいてその存在が確認されたものなどを合わせて40基あまりが確認されている。これらの多くは5世紀後半から6世紀代にかけてのものとしてされているが、墳丘構造や築造時期などの実態が不明なものが多いことから、全ての古墳をC2区に区分している。今後は範囲確認調査の成果を見極めつつ地区区分の変更を視野に入れておく必要がある。

## 《D区》

『奈良県遺跡地図』で周知の文化財包蔵地に指定されている纏向遺跡の範囲の中で、これまでにみえてきたA～C区に設定した地区以外の全てをD区とする。

この地区は対象となる面積は広いものの、これまでの調査では目立った遺構や遺物の存在も確認されておらず、保護の対象となる区域の設定も困難であるため、当面は文化財保護法に基づいて開発行為に先立つ発掘調査を実施し、開発の内容や調査成果を睨みつつ開発を進めることを容認するものである。しかしながら、この中には今後実施される発掘調査や研究の成果によって新たにC区、B区、A区に区分設定される可能性がある地区も含まれている。

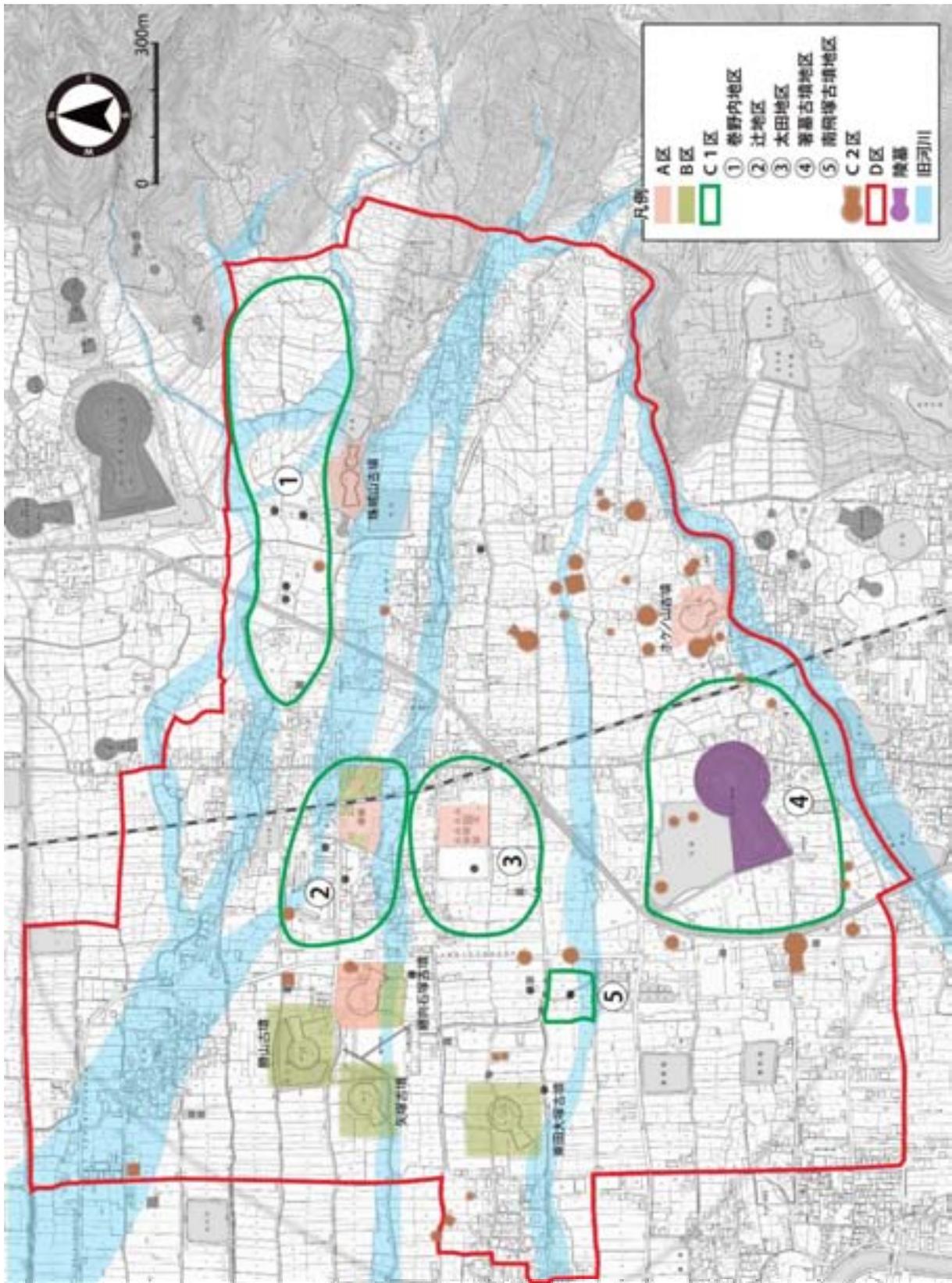


図 50 纏向遺跡の保存管理地区・予定区分

### (3) 史跡地の現状変更および遺跡内における開発等への対応基準

---

前項で説明した保存管理の地区・予定区分に基づき、遺構の密度や内容を勘案して次のように、取扱基準を考慮した設定を行うこととする。

①A区は史跡指定地を指す。

A区 既に史跡指定を受けており、今後の整備と活用が予定される地区であり、現状変更にあたっては文化財保護法第125条の規定により文化庁長官あてに現状変更許可申請書を提出して許可を得なければならない。

なお、文化財保護法施行令第5条第4項により権限を委譲された現状変更に関しては奈良県教育委員会と桜井市教育委員会にて行うこととする。(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)

②B区は今後史跡指定地とすることを目指すもので、その区域が明確であるもの。

B区 重要な遺構の広がりなどが発掘調査により確認、あるいは推定されており、地元と調整を計りながら早急に史跡指定を目指す地区。開発にあたって開発者との協議・調整を計り、計画の見直しや中止を求めることが必要である。

③C区は集落遺構や古墳など、重要な遺構の存在が確認、もしくは推定される区域だが、その実態や範囲などが未確定のもの。

C1区 重要遺構の存在は確認されているが、その範囲や性格が明らかではなく、今後範囲確認調査を実施し、範囲や性格が明らかとなった時点でB区を設定し、史跡指定を目指す地区。開発にあたっては開発者との調整が必要で、発掘調査により重要遺構が確認された場合には積極的な保存協議が必要である。

C2区 遺跡内に点在する古墳群を対象とする。墳形や築造時期の不明なものが多いため、範囲確認調査を進める必要がある。これにより墳形や築造時期などの点で特にその重要性が認められた場合にはB区を設定し、史跡指定を目指すものである。開発にあたっては開発者との調整が必要で、発掘調査により重要性が確認された場合には積極的な保存協議を必要とする。

④D区は周知の遺跡である纏向遺跡のなかで、先のA～C区を除いた全域がこれにあたるが、これまで特筆すべき重要遺構などの存在が確認されていない区域である。

D区 開発にあたっては県指定の重要遺跡としての規定にのっとり、調査対応を行うこととする。基本的には開発計画の内容や発掘調査の成果を考慮した上で、遺構の保存や景観に配慮を求めつつ開発を認める地区である。

表 23 史跡地内における現状変更の取扱基準

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有		
A	史跡整備施設：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存、活用を目的とする遺跡整備以外のものは基本的に認めない。</li> <li>・現状変更にあたっては、事前協議により現状変更等の内容を確認し、可否を判断する。</li> <li>・整備後の各施設の現状変更等の取扱については下記に示す。</li> </ul>	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	市・民有地		
	造成地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の変更は認めないが雨水管理上問題があれば排水機能を満たすための変更は認める。</li> </ul>				
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>	
	建築物	遺構展示施設、四阿			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な改修以外の新築、増築は認めない。</li> <li>・補修による色彩の変更は遺跡としてふさわしいかどうかにより判断する。</li> </ul>	
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、汚水			<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下埋設管等埋設物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>	
	植栽	高木、中低木、地被			<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。</li> </ul>	
	農業施設：用水路				<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。</li> <li>・地下構造物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。</li> </ul>	
	市道・里道・舗装					
	宅地				<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更を認めない。</li> <li>・軽微でない現状変更が発生する場合には公有地化を目指す協議をおこなう。</li> <li>・所有者との調整をはかりながら計画的な公有地化をすすめる。</li> </ul>	民有地
	農用地：田				<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更を認めない。</li> <li>・軽微でない現状変更が発生する場合には公有地化を目指す協議をおこなう。</li> <li>・所有者との調整をはかりながら計画的な公有地化をすすめる。</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・占有物である電柱を所有者の協力により地下埋設する場合は、地下遺構に影響を与えない構造とする。</li> <li>・災害時の緊急避難的対応として、救援物資の中継所や緊急避難の仮設的な場所として一時的に対処することは許容するものとする。将来、復旧した場合は速やかに撤去するものとする。</li> </ul>	市・民有地			

表 24 遺跡地内における開発等への対応基準

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
B	宅地等	<p>史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。開発に対しては史跡地に準ずる重要地点として扱い、積極的な保存措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>・地元住民との調整を図りながら史跡指定を目指す。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などが含まれる地域であるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている。</li> <li>・開発行為や維持管理上必要な改修の計画が立案された場合には、桜井市は遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を得なければならず、同時に史跡の景観にも配慮したものとなるよう所有者の協力を得るものとする。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>・桜井市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>	遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。	民有地
	農用地：田畑・農道・用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>・地元住民との調整を図りながら史跡指定を目指す。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などが含まれる地域であり、基本的に開発行為が抑制されている区域である。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などに含まれる地域があるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・農業施設の維持管理上必要な改修のための計画が立案された場合には、桜井市は遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を得なければならず、同時に史跡の景観にも配慮したものとなるよう所有者の協力を得るものとする。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>・桜井市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>	遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。	民有地

<p>重要遺構の存在は確認されているが、その範囲や性格が明らかではなく、範囲確認調査を実施し、範囲や性格が判明した時点で史跡指定を目指す地区。開発にあたっては開発者との調整が必要で、発掘調査により重要遺構が確認された場合には積極的な保存協議が必要である。</p>				
C-1	宅地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などに含まれる地域があるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・開発行為や維持管理のための計画が立案された場合には遺構に影響を与えることがないように所有者に協力を求める。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>・発掘調査により重要性が確認された場合は桜井市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>	<p>遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。</p>	民有地
	農用地：田畑・農道・用水路・ため池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>・農業振興地域であり、開発は抑制されている。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などに含まれる地域があるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・開発行為や維持管理のための計画が立案された場合には遺構に影響を与えることがないように所有者に協力を求める。</li> <li>・開発行為や農業施設の維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>・発掘調査により重要性が確認された場合は桜井市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>	<p>遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。</p>	民有地

<p>遺跡内に点在する古墳群で墳形や築造時期など特にその重要性が認められた場合には史跡指定を目指す地区。開発にあたっては開発者との調整が必要で、発掘調査により重要遺構が確認された場合には積極的な保存協議が必要である。</p>				
C-2	<p>農用地：田畑・農道・果樹・用水路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持する。</li> <li>・遺構が現地表で見える状態で残されており、これを保存するとともに特に景観にも配慮する。</li> <li>・大部分が農業振興地域であり基本的に開発が抑制されている。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などに含まれる地域があるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・開発行為や維持管理のための計画が立案された場合には遺構に影響を与えないように所有者に協力を求める。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>・発掘調査により重要性が確認された場合は桜井市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>	<p>遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。</p>	<p>民有地</p>

D	文化財保護法上の周知の纏向遺跡を指す。開発の内容や発掘調査の成果を考慮したうえで遺構の保存や景観を考慮しながら開発を認める。			
	宅地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域であり、基本的に開発行為が抑制されている。</li> <li>・市街化調整区域や農業振興地域などに含まれる地域があるが奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・開発行為や維持管理のための計画が立案された場合には遺構に影響を与えることがないように所有者に協力を求める。</li> <li>・農業施設の維持管理などのために改修等がなされる場合には、遺構に影響が内容に所有者に協力を求める。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> </ul>	開発行為や維持管理のための改修に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地
	農用地：田畑・農道・果樹・用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域や農業振興地域に含まれる地域があるが、奈良県「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づき、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められている区域がある。</li> <li>・開発行為や維持管理のための計画が立案された場合には遺構に影響を与えることがないように所有者に協力を求める。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取り扱い基準」、「重要地域・重要遺跡の決定とその取り扱いについて」などにより発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> </ul>	開発行為や維持管理のための改修に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地

### 3. 史跡地の詳細と保存管理の方法

#### (1) 史跡 纏向遺跡を構成する諸要素

##### 1) 太田地区の本質的価値

- ①纏向遺跡内の5つの居住区の中でも中心に位置する最も広い居住区であり、かつ遺構の密度が非常に高い地点であること。
- ②遺跡の前半期に当たる庄内式期に遡る遺構が多く検出されていることから、一帯が遺跡内における居住区の中でも中心的な位置を占めたものであることがうかがえること。
- ③小規模ながら出現期の前方後方墳であるメクリ1号墳の存在は、前方後円墳誕生の地である纏向遺跡と東海や東日本地域との関係を考える上で注目されるものであること。
- ④メクリ1号墳をはじめとして太田地区で検出された多様な墓制を示す小規模墳墓群は、ヤマト王権の本拠地である纏向遺跡内における首長層の階層性を示すものとして重要であること。

A 本質的価値を構成する諸要素	B その他の諸要素
<p>①地下に埋蔵されている遺構・遺物 古墳時代前期の集落関連遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘立柱建物</li> <li>・祭祀土坑</li> <li>・溝</li> <li>・井戸</li> </ul> <p>古墳時代前期の墳墓群</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前方後方墳1基（メクリ1号墳）</li> <li>・方形周溝墓 3基</li> <li>・木棺墓 4基</li> <li>・土器棺墓 2基</li> </ul> <p>出土した主な遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古式土師器、鏡形土製品、木鏃など</li> </ul> <p>②遺跡内や周辺に形成された 歴史的環境及び景観</p> <p>③自然地形</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扇状地上の微高地</li> </ul>	<p>樹林・樹木</p> <p>人為的地形</p> <p>道路とその関連施設</p> <p>便益施設等</p> <p>仮設用トイレ</p> <p>案内板、説明板等</p> <p>その他の人工物</p> <p>水路、上下水道、防犯施設、 柵、電柱等</p>

##### 2) 辻地区の本質的価値

- ①旧河川に挟まれた狭い微高地上に3世紀前半・中頃・後半期と3時期にわたる居館遺構が連続と築かれた様子が確認されており、弥生時代から古墳時代への変革期における列島規模での権力の中核の様子をうかがうことができること。

- ②特に3世紀中頃の掘立柱建物としては国内最大の規模を持つ建物Dを含めた建物群は、方位や軸線を揃え明確な設計と強い規格性に基づいて建築された画期的なものであること。
- ③指定地外ではあるが、西側に隣接する祭祀土坑群の存在と合わせ、周辺地区の遺構群が王権内における居館や祭祀の実態に迫ることのできるものであること。

A 本質的価値を構成する諸要素	B その他の諸要素
①地下に埋蔵されている遺構・遺物 古墳時代前期の居館関連遺構 ・掘立柱建物群 ・区画溝 ・祭祀土坑 ・柱列 ・井戸 出土した主な遺物 ・土器、木製品、銅鐸片、銅鏃、動植物遺存体など ②遺跡内や周辺に形成された 歴史的環境及び景観 ③自然地形 ・扇状地上の微高地	樹林・樹木  人為的地形  道路とその関連施設  便益施設等 案内板、説明板等  その他の人工物 上下水道、防犯施設、柵、電柱等

## (2) 史跡 纏向古墳群を構成する諸要素

### 1) 纏向石塚古墳の本質的価値

- ①纏向古墳群中で墳丘構造の解明が最も進んだ古墳であり、出現期古墳の墳丘構造を検討する上で重要な位置を占めること。
- ②周濠より多くの木製品が出土し、出現期古墳における祭祀の一端をうかがうことができること。
- ③築造時期には諸説あるものの、纏向古墳群中でも最も早く築造された可能性があること。

A 本質的価値を構成する諸要素	B その他の諸要素
①地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・周濠 ・前方部 ・土器、木製品 ・祭祀遺物 出土した主な遺物 ・土器、木製品など ②遺跡内や周辺に形成された 歴史的環境及び景観 ③自然地形 ・扇状地上の微高地	史跡公園 植栽 道路とその関連施設 便益施設等 案内板、説明板等  宅地 学校 水田



## 2) 現状変更の取扱基準

---

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、「文化財保護法」第125条の規定により文化庁長官あてに現状変更許可申請書を提出し、許可を得ることが必要であるが、「文化財保護法施行令」第5条第4項により権限を委譲されたものについては「奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」により奈良県教育委員会と桜井市教育委員会で取扱うこととなっている。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱基準を下記の通り定めることとする。

なお、この基準はあくまでも文化財保護法の規定に基づく取扱についての基準であり、現状変更の内容によっては関係法令との事前の調整や協議が必要であることを断っておく。

- ①現状変更に対しては、基本方針を尊重するとともに、原則として次の指針によるものとする。
  - ・遺構・遺物に影響を及ぼす行為は認めない。
  - ・地形の変更は軽微なものを除いて認めない。
  - ・景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- ②史跡が毀損もしくは衰亡している場合に行う復旧や、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。但し、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱については、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ③活用事業などに伴う掘削を伴わない一時的な仮設物の設置については認めることとするが、景観を損なわないように配慮するものとする。
- ④農業用水などの区域内における農業施設の改修については認めることとする。
- ⑤学術的調査などを目的とした掘削は認めることとする。ただし、調査委員会などにおいて審議・検討を経た上で現状変更許可申請を提出することとする。
- ⑥大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については、現状変更許可申請を要さないが、上記毀損等の届出について桜井市教育委員会と協議するものとする。

### (4) 追加指定に対する方針

---

現在の史跡指定地は遺跡のごく一部であることから、今後も遺構の価値や状況に鑑み地元や地権者の協力を仰ぎながら積極的に指定地の追加を進めていく方針である。

特に先の保存管理地区・予定区分で設定したB区などは「史跡纏向遺跡」「史跡纏向古墳群」の指定区分を問わず、双方ともに遺構の範囲やその意義が判明しつつあるもので、遺構の現状を勘案すればこれらの追加指定は急務である。このほかに以下のような要件を追加指定の方針とする。

- ①史跡指定地周辺において重要遺構が確認された場合は先の保存管理地区・予定区分において設定したB区として取扱い、史跡の追加指定について検討し、遺構の保全を図る。
- ②未調査であっても周辺での調査成果から貴重な遺構の検出が想定される場合には、その保存のための方策をはかる。
- ③遺構の保全のため状況に応じて範囲の見直し等を図り、必要な場合は追加指定を検討する。
- ④遺跡範囲内の未指定部分については継続して調査を進めるとともに、調査の内容に応じて追加指定を目指すこととする。

## (5) 用地の公有化についての方針

遺構の保護保全、さらに適切な公開・活用を目的として史跡整備することや地権者の財産権の保護の観点からも用地の公有化を推進する必要がある。

現在のところ纏向遺跡における指定地はその活用の有意性や保護の観点から随時公有地化をはかり、一定の整備を行うことを基本とする一方、纏向古墳群においては公有地化が比較的進み、かつ指定を受けている纏向石塚古墳とホケノ山古墳を辻地区の公有地化が終了後に優先的な買収の対象とし、公有地化を進めたいうで墳丘や周濠部の史跡整備を行う計画である。

これに対し、纏向古墳群の中で未指定となっている他の東田大塚古墳・勝山古墳・矢塚古墳なども追加指定を急ぎたいと考えるが、現在の村落景観に溶け込んだ農地としての利用の姿も理想的な維持・管理の姿の一つであると思われることから、その他の古墳については指定後も強いての公有地化は行わず、現状の耕作地としてそのまま維持されていくことを期待する。

なお、この方針は将来の状況の変化も想定されることから、個々の古墳の追加指定時や時々の様子を見ながら定期的に見直しを行いつつ状況に即したものとしていくこととする。

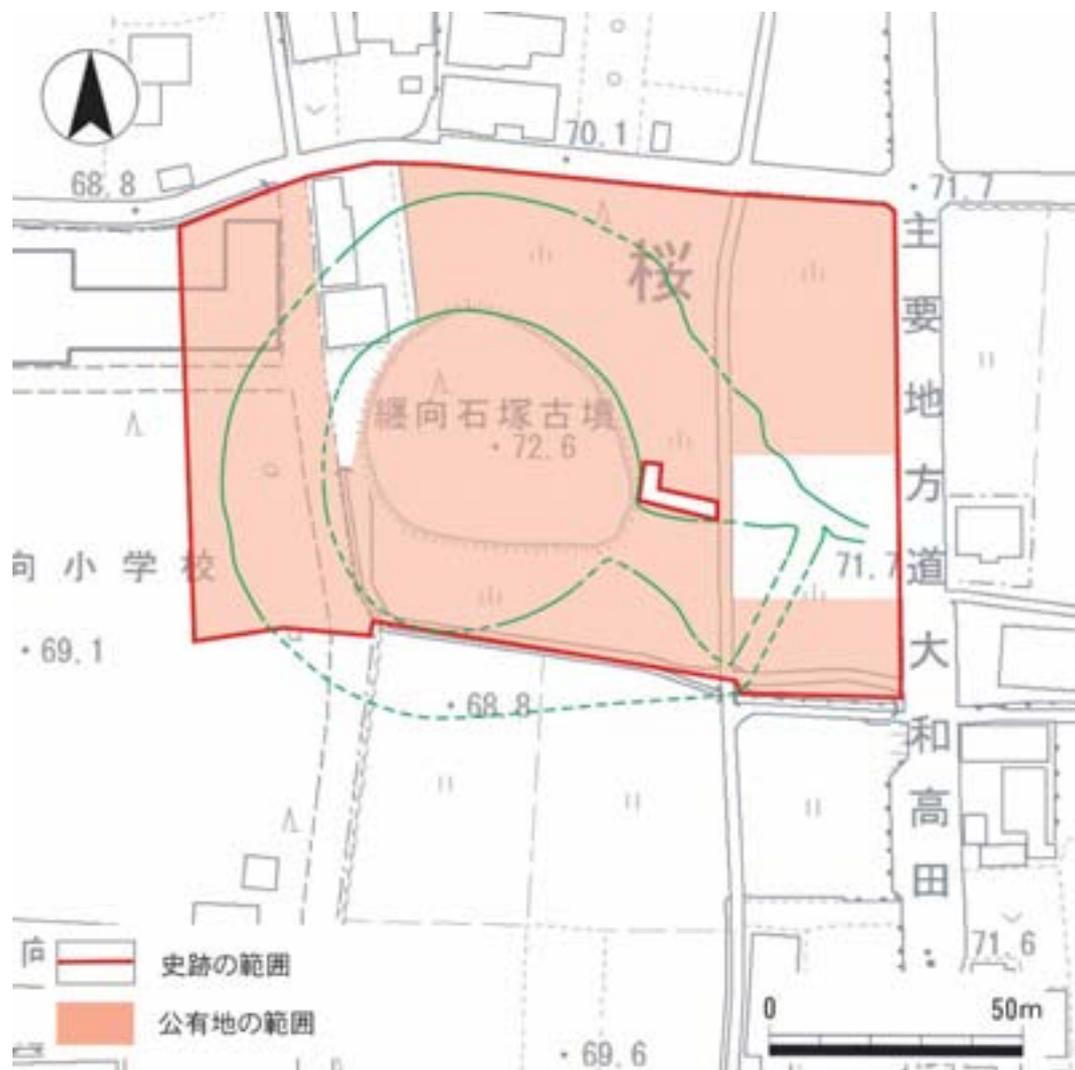


図 51 史跡 纏向古墳群 纏向石塚古墳の公有地化状況

また、これらの古墳の活用にあたっては周濠部分や古墳の周辺の一部を見学者のためのガイドゾーン（サテライト）として整備し、学習や休憩などの利用に供することとしつつ景観にマッチした活用の道を探ることとする。

以上、史跡纏向遺跡および史跡纏向古墳群の公有地化については上記の方針を基本とするが、史跡地内における土地で維持されるべき農地などが、例外的に後継者問題や経済的な問題等により耕作が放棄される、もしくは売却の要望が出たりするケースも想定される。

この場合は史跡の別を問わず、随時土地所有者と積極的な調整をはかり、公有地化も含めて史跡の維持と活用、景観の保全の道を探っていくこととする。

なお、平成 25 年度より史跡纏向遺跡の辻地区指定地においては公有地化事業がおこなわれており、今後数年をかけて指定地全域の公有地化を図る予定である。

また、太田地区においては現在史跡整備事業を計画中であり、これらの事業に合わせて懸案となっている辻地区と太田地区間の史跡地の拡大や公有地化、そして両地区を結ぶ管理・見学者用園路の整備は史跡の保護や有効な活用をはかる観点からは欠かすことができないものであり、短期的な課題として捉える必要がある。



図 52 史跡 纏向古墳群 ホケノ山古墳の公有地化状況

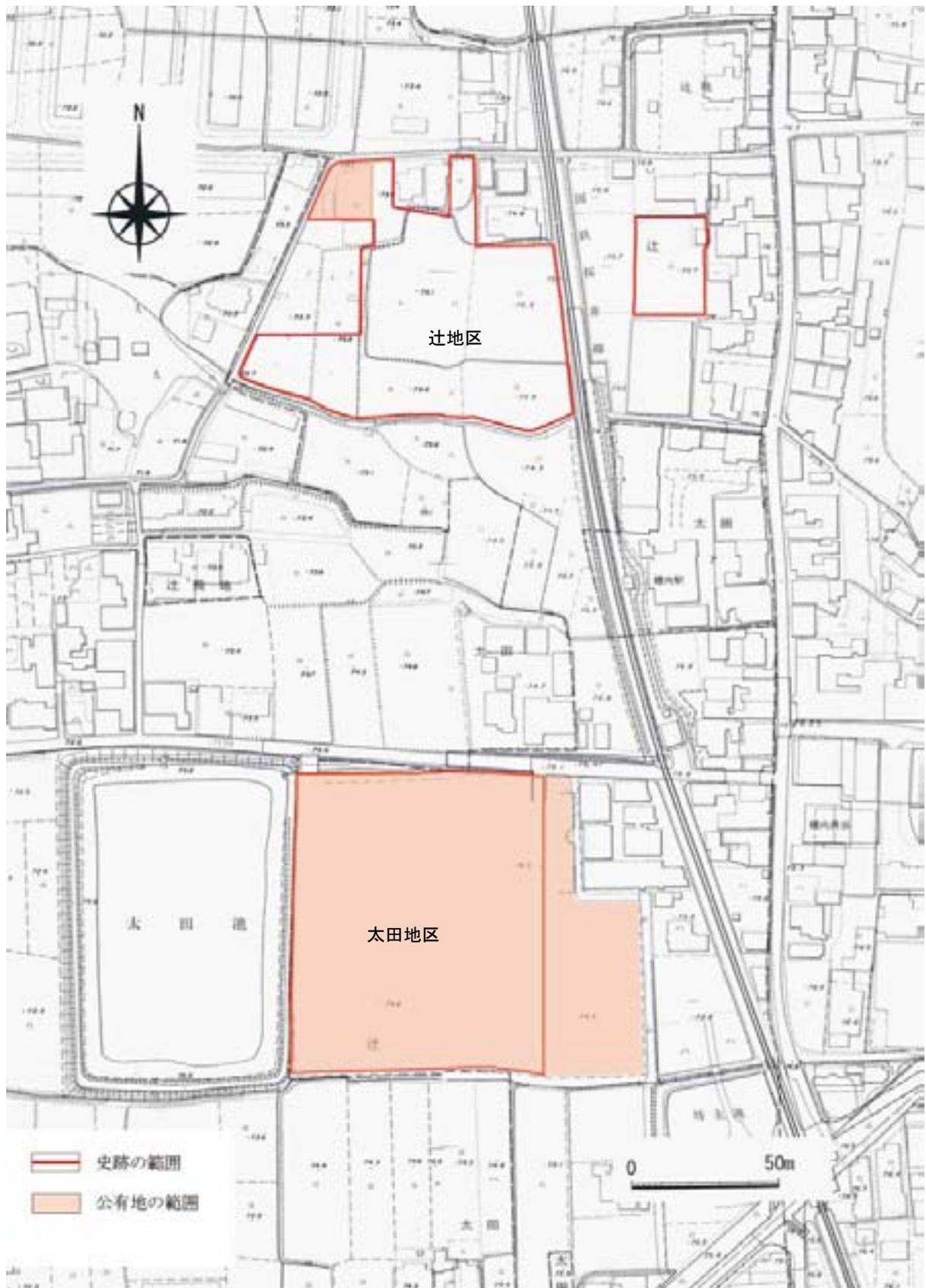


図 53 史跡 纏向遺跡 太田・辻地区の公有地化状況

## VI 纏向遺跡の活用

### 1. 活用の方向性

前章で細述したように、纏向遺跡は古墳時代の幕開けを告げる代表的な遺跡である。特に西日本各地の権力連合によって成立したとされる「ヤマト王権成立の地として、我が国における国家の形成過程を探る上で極めて重要な鍵を握る遺跡」と考えられる点は、全国的に見ても類まれな重要性をもつ遺跡として評価できる。このような纏向遺跡の本質的価値と構成要素を次世代に継承し、適切に現代社会に活かし、史跡の活用を推進するために、以下の方向性を挙げる。

#### (1)「ヤマト王権成立の地」をアピール

桜井市が位置する奈良盆地東南部は、東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、大和川やその支流によって形成された、古くは「やまとはくにのまほろば」とうたわれた「ヤマト」の地である。

この地には、「ヤマト王権成立の地」、あるいは邪馬台国近畿説の有力候補地に比定される纏向遺跡をはじめとして、多くの古墳群や神奈備と称される三輪山など、日本の国の成り立ちや古代の人々の精神世界を理解するうえで、様々な指標を与えてくれる土地といえる。またこれら市内に残



纏向遺跡第168次調査現地説明会

された数多くの歴史的名所や史跡をめぐり、古代の人々が目にし耳にしたであろう景観や音などを体感することから、日本という国の成り立ちやその背景を学ぶことができる。加えて、桜井市は古代の幹線道路の交差点でもあり、その起点としての海柘榴市、山の辺の道、上ツ道、阿倍山田道、そして遠くは伊勢へ至る道が存在する。その時代のインフラである古代の道は、国家の形成や古代の生活を考える上で欠かすことができない要素である。このような市内に点在する様々な歴史的資産を連動させた形で活用することが、纏向遺跡の魅力をより大きなものにしてくれるものと考えられる。

纏向遺跡の周辺に目を向けると、西には弥生時代の奈良盆地を代表する環濠集落として有名な田原本町の唐古・鍵遺跡、北にはヤマト王権を象徴する天理市のオオヤマト古墳群、そして西南には律令国家の萌芽から完成をみた飛鳥・藤原京跡などの歴史的資産が存在する。これに加えて飛鳥・藤原京城の北西に位置する磐余地域は宮殿伝承地や終末期古墳、古代寺院などの重要遺構が多く、飛鳥・藤原京城に隣接した副次的な資産と位置付けることができよう。

これらの歴史的資産を「歴史ゾーン」と位置づけ、纏向遺跡と相互に連携した学びの環境を整備することにより、日本における国家形成の足跡をたどることのできる魅力あるエリアを作り出すことができるものと考えられる。

なお、各ゾーンにはすでに多くの展示施設やガイダンス施設等が存在しており、これらを活用したネットワークを構築し各館の連動をはかることで、啓発面や観光面においてより効果的な事業が可能になるものと考えられる。

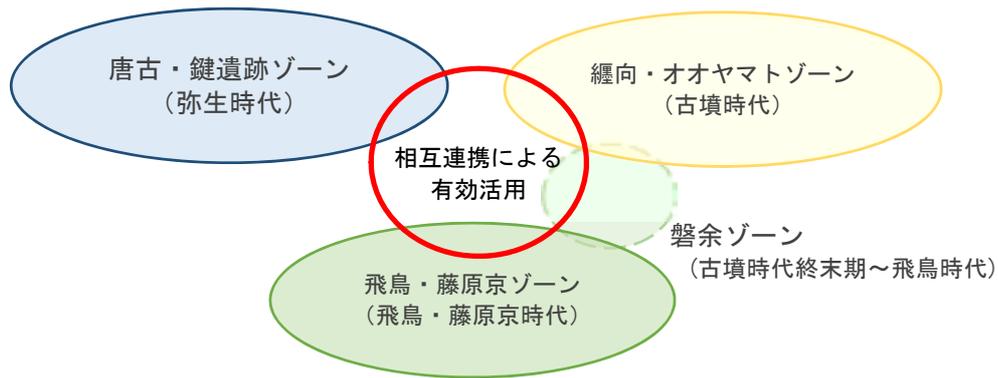


図 54 纏向遺跡を取り巻く歴史遺産との連携

## (2) 纏向遺跡の全容を公開

纏向遺跡では、これまで行ってきた186次を超える発掘調査により、我が国の成り立ちや歴史、文化の原像を紐解く手がかりに迫るような重要な成果が数多く得られている。また、このような問題を孕んだ纏向遺跡の動向に対しては市民の関心も高く、新知見や遺跡の詳細について更に知りたいという要望も多数寄せられている。

このような状況を受けて、調査・研究の成果を迅速に公開するために、これまでも現地説明会の開催や、桜井市や纏向学研究センターのホームページ等による広報活動、『纏向考古学通信』や紀要『纏向学研究』の発行、首都圏や桜井市周辺地域を対象としたシンポジウムの開催等による情報発信活動を積極的に展開し、その結果、纏向遺跡の名称やその性格については、以前にも増して広く知られるところとなっている。

これら従来から取り組んできた事業については概ね踏襲していくとともに、今後は活用に関する方針に基づき、調査・研究と収蔵・保管の機能を担う拠点施設の整備を推進し、遺跡の特長や魅力を現地で体感できるような方策を講じていく。



纏向学研究センター東京フォーラム



桜井市近郊を対象とした纏向学セミナー

## (3) 教育的活用

発掘調査によって土の中から発見された遺構や遺物は、その地に暮らしていた先人たちが作り、使ったものばかりであり、遠い昔の生活の一端を窺い知ることのできる貴重な資料である。このような資料を実際に見たり、触ったりすることは、教科書を読むだけでは得られない実感を伴った知識を養うために効果的である。また郷土の歴史や地域の文化財に慣れ親しむことは、次世代

への継承にも繋がる大切な取り組みであるとの考えから、市内の学校への出前授業を実施し、市内や校区に広がる遺跡に関する理解を深め、遺跡から出土した土器に触れながら学習する機会を設けてきた。今後は、これらの取り組みをさらに市内外に拡大させるとともに、纏向遺跡を取り巻く自然や環境など地域に存在する様々な資産についても総合的に学習できるような活用のあり方を検討する。



纏向小学校出前授業の様子

#### (4) 地域コミュニティと活用

史跡をはじめとする郷土の自然や文化遺産を守り、後世へと伝えていくためには、周辺に暮らす地域住民や一般市民との連携が不可欠である。このような観点から、郷土愛や地域に誇りをもって行動できる人材を育成することの重要性を認識し、これまでも子ども向けの体験講座や地域住民を対象とした纏向考古楽講座などを開催するとともに、積極的な参加を働きかけてきた。既往のこれらの活動については継続しつつ、遺跡現地ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出することを試みる。

なお、史跡の整備活用にあたっては、地域コミュニティとの合意形成に基づいた形で、地域住民の生活に十分配慮し、計画的に行うことが重要である。また、学術的な調査研究の成果はもちろんのこと、市民活動の現状をも踏まえた上で、更に地域文化の創造と発展に寄与する活用を図る必要がある。



市民団体「子ども読未知」における出前講座



大神神社における体験講座



纏向考古楽講座

#### (5) 「歴史文化の保全」と「景観保全と活用」

纏向遺跡を含む三輪山北西麓は、社寺や古墳など数多くの歴史的資産が点在する地域であり、周辺に広がるのどかな田園風景も一体となり文化的な景観を形成している。

付近一帯は、奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区の一つである「纏向景観保全地区」や、それとほぼ重なるかたちで桜井市が重点景観形成区域の一つに設定した「三輪山眺望保全地区」として景観保全が推進されている地域であるが、纏向遺跡史跡指定地については、三輪山眺望保全地区に近接するものの、その範囲には含まれていない。

このような現状を踏まえ、遺跡全域を三輪山眺望保全地区に含める事などを目指すとともに、史跡や古墳といった歴史的資産だけでなく田園風景や自然環境をも含めたこれら文化的景観の保全を推進する。また地域住民が景観に対して興味・関心を持ち、保全の意識向上を働きかけるような取り組みを積極的に行い、地域の協力と賛同をいただきながら保全と活用の方向性を考える。



三輪山と箸墓古墳(西北より)



ホケノ山古墳周辺の景観(西北より)

## (6) 観光的活用

纏向遺跡がもつ特質や歴史的意義に関する認知度の高まりに呼応して、遺跡に関する調査・研究活動の動向に対しては市民から高い関心が寄せられるようになり、また近年では現地への来訪者数も著しく増加している。

しかし、遺跡見学の拠点となる公園広場や便益施設、散策路、説明板や案内板などのサインの設置といった周辺環境の整備は進んでおらず、観光資源として十分活用されるには至っていない。このため史跡用地の公有地化を計画的に実施して史跡の保護を図るとともに、施設整備に係る用地取得を行うなど観光資源としての価値を強化する取り組みを積極的に推進する。

また、桜井市内に所在する他の遺跡や社寺などの歴史的資源、特産品や地場産業などの地域資源、市が「歴史的まちなみなど特徴のある景観地区」としている大神神社参道地区・三輪地区・初瀬地区・本町通地区といった既存の観光資源との連携を密にし、市全体の観光振興に寄与することを目指す。

さらに、歴史的・文化的に関連性のある近隣市町との共同によるPRや情報発信活動として、東京にある奈良県のサテライト施設「奈良まほろば館」でのイベント開催を継続的に実施してきたが、こういった地域間で相乗的な効果を生み出すような新たな取り組みも進めていく。



東京・奈良まほろば館でのPR事業

表 25 主な歴史遺産と展示施設

唐古・鍵遺跡	近畿最大級の弥生時代集落	唐古・鍵考古学ミュージアム
纏向・オオヤマト	ヤマト王権成立の地	桜井市立埋蔵文化財センター
		黒塚古墳展示館
		天理参考館
磐余	古墳時代終末期～飛鳥時代の古墳と寺院	飛鳥資料館
飛鳥・藤原京	日本初の都城遺跡	飛鳥資料館
		橿原市藤原京資料室
		橿原考古学研究所附属博物館
		万葉文化館
		奈良文化財研究所藤原宮跡資料室

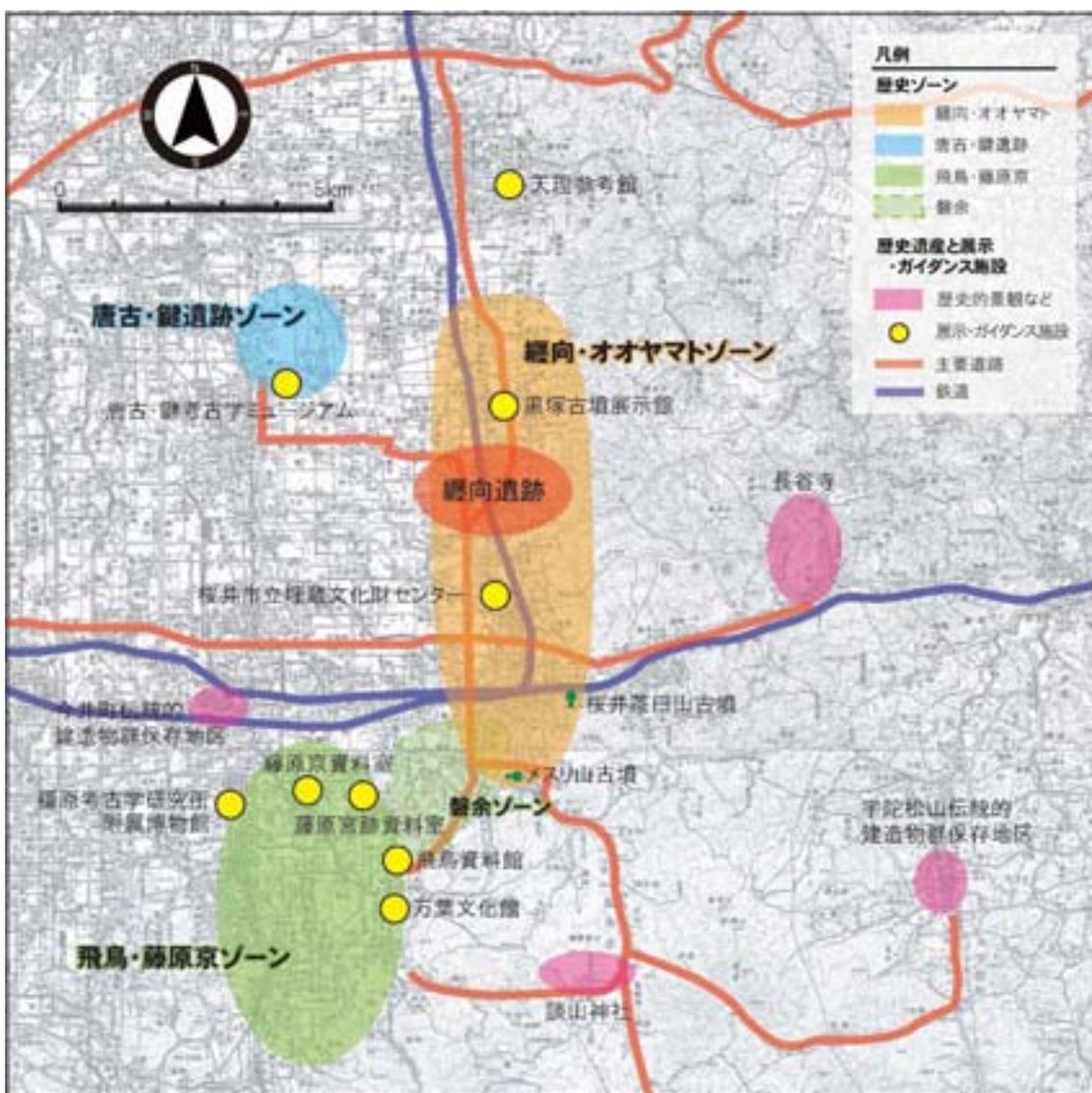


図 55 周辺の歴史遺産と展示施設

## 2. 活用の方法

---

既にみてきたように纏向遺跡における調査は 186 次を超えているものの、面積的には全体の 2%にも届いておらず、さらなる調査の推進と詳細な内部構造の解明はこれからの課題である。

しかし点在している遺構を公開するだけでは見学者にはどういう遺跡なのか理解するのは困難である。そこで纏向遺跡の全体像の周知を図るために、前述の遺跡の構成要素によるエリアに沿って、点在しているそれぞれの遺構の位置、内容を公開していくことにする。

また点在する遺構を線的につなげる回遊ルートを整備し、纏向遺跡全体を効率よく見学できるよう計画する。

### (1) 纏向遺跡の公開方針

---

#### 1) 公開の基本的方針

---

纏向遺跡を構成する主要なエリアを整備し、公開することを原則とする。その内容は当面現況のまま公開するが、本保存活用計画策定後は、史跡指定地から順次計画に沿って整備を進めるとともに本格的な活用を図ることとする。

#### 2) 公開の方法

---

纏向遺跡の中心に位置する史跡太田地区及び隣接する市有地を（仮称）「纏向遺跡センターエリア」（以後センターエリアと略）とし、その他点在する古墳や主要な遺構の所在地をそれぞれ（仮称）「サテライトエリア」（以後サテライトと略）とする。またセンターエリアとサテライトを結ぶ回遊ルートを設定する。

史跡太田地区は遺跡内のほぼ中央に位置する太田微高地上に所在し、最も面積が大きい中心的な居住区になると推定される。メクリ 1 号墳をはじめ太田地区で検出された多様な墓制を示す小規模墳墓群は、ヤマト王権の成立の地である纏向遺跡内における首長層の階層性を示すものとして重要であり、史跡の第 I 期として整備を行い、纏向遺跡活用のセンターエリアとする。

また、史跡指定地に隣接する市有地に（仮称）「纏向・卑弥呼のさと交流館」（以後交流館と略）を設置し、遺跡の重要性を総合的に解説するガイダンス機能、体験学習や座学のできる学習機能、ボランティア活動拠点機能、地域住民の交流拠点機能、纏向学研究センター機能、管理機能などを備える。また将来的には隣接地にメイン駐車場を確保して活用の総合拠点とする。

さらに、遺跡内に点在する各地区のサテライトに必要な施設（説明ミニ広場、休憩施設、便所、小駐車場、等）を設置し、活用のミニ拠点とする。

なお、センターエリアは J R 桜井線巻向駅前に位置しているが、駅周辺は道幅が狭く、ロータリーや駐車場もない状況にある。史跡活用の利便性向上やまちづくりの充実を図るためにも、センターエリアと駅前周辺環境整備を一体で行うことが重要であると考えられる。

#### 3) 回遊ルートの設定

---

センターエリアと点在するサテライト（図 56 参照）を効率的かつ効果的に巡る回遊ルートを設定することで遺跡を面的に捉え、纏向遺跡の全容を総合的に理解できるような整備計画を試みる。

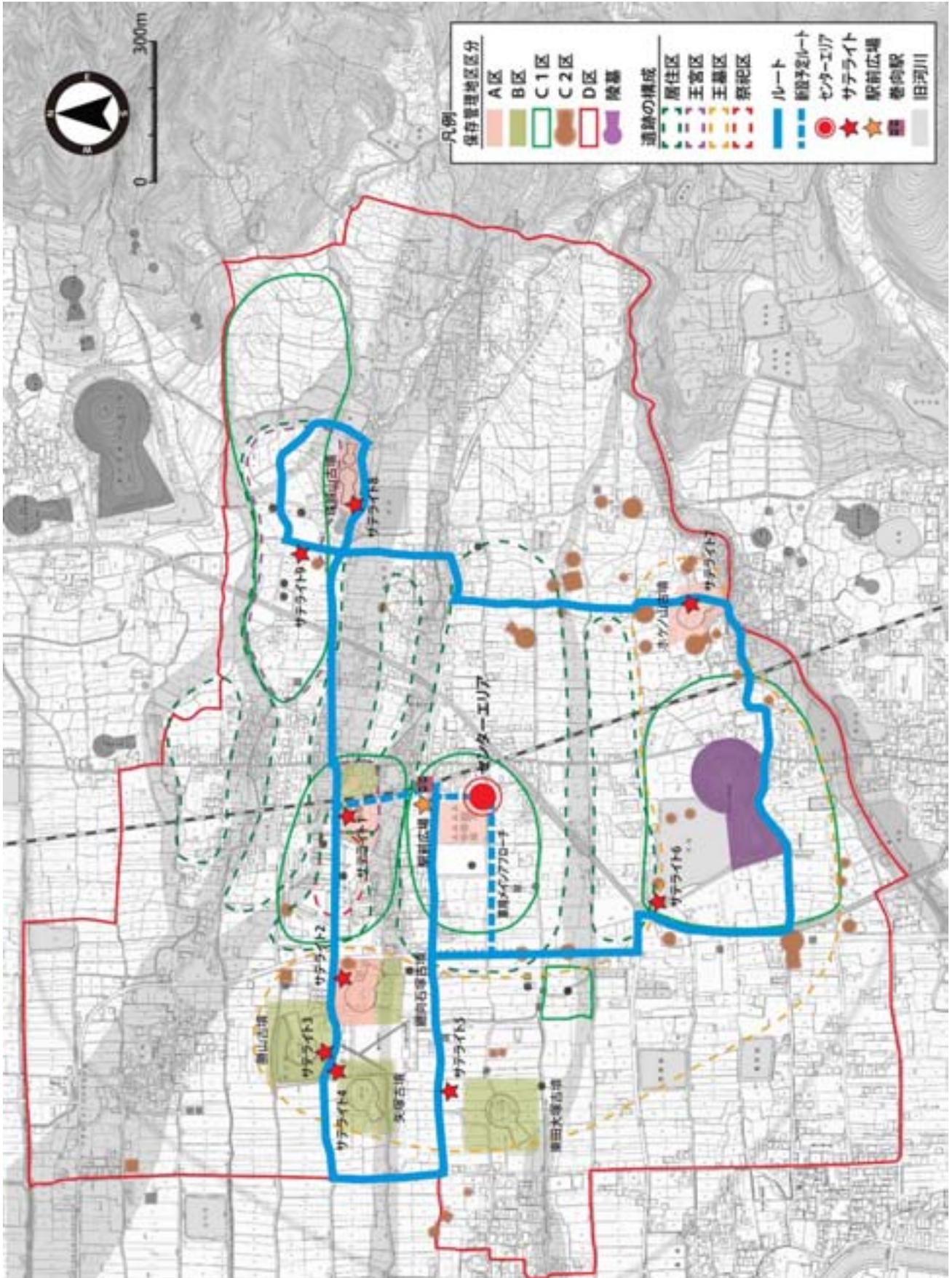


図 56 設定されたエリアと回遊ルートの配置状況

## (2) 遺跡の周知（桜井市が実施する普及・研究活動）

遺跡の周知を図るための啓発活動や普及・活用事業には様々なものが考えられ、行政においては部局を超えて積極的に取り組んで行く姿勢が求められる。

近年では遺跡における様々な遺構・遺物の発見に伴い、観光客の誘致を目的としたモニターツアーや農業収穫祭、ウォーキングイベントなど、纏向遺跡を題材とした様々な事業が試みられるようになってきているが、ここではセンターエリアに計画するガイダンス施設における、普及・研究活動の方向性を検討することを念頭に、これまで桜井市において取り組んできた教育や普及啓発、研究活動などを整理しておくこととする。（詳細は表 26 参照）

- ①東京において纏向遺跡の周知・広報を目的にフォーラムを平成 19 年(2007)より継続して開催。
- ②県のサテライト施設である東京都の奈良まほろば館において毎年講座やワークショップを実施。
- ③纏向遺跡にかかわるテーマで研究者によるセミナーを平成 24 年(2012)より年 2 回開催。
- ④連続講座として纏向考古楽講座と題した、纏向遺跡や考古学の初心者に向けた普及講座を開催。
- ⑤市立埋蔵文化財センター展示収蔵室において、纏向遺跡を主題に据えた展覧会を複数回実施。  
特に平成 25 年度特別展「HASHIHAKA 始まりの前方後円墳」は多くの集客を得た。
- ⑥発掘調査において重要な成果が認められた場合には現地説明会を開催し、多数の参加を得ている。特に近年は毎回千数百人規模で実施している。
- ⑦教育機関との連携として地元の纏向小学校の児童を対象とした出前講座を毎年実施しているほか、遠方では明治大学との連携講座などを実施。
- ⑧纏向学研究センターでは民間のカルチャーセンターとの連携講座も実施しており、纏向遺跡の周知、啓発活動に努めている。
- ⑨普及・啓発のための出版物として『纏向考古学通信』を 8 号まで刊行。
- ⑩研究活動としては、毎年 1 冊のペースで研究紀要『纏向学研究』を刊行。纏向学研究センター所員や共同研究員のほか、多くの外部研究者に執筆いただいております、自治体刊行の紀要としては他に類を見ない内容となっている。
- ⑪纏向学研究センターのホームページにて随時最新の情報を公開。またホームページ上で過去に発行した『纏向考古学通信』や纏向遺跡の発掘調査報告書、『纏向学研究』を公開し、広く調査・研究成果を還元している。
- ⑫研究集会を随時開催し、纏向学研究センター所員や共同研究員、外部研究者などが研究発表を行うことで研究内容の高度化に努めている。
- ⑬纏向遺跡を含めた市内遺跡の発掘調査報告書を随時刊行。

このように教育や普及啓発、研究活動においては既に多彩な取り組みが行われており、今後の活動にあたってはこれらをさらに継承し、発展させていくことを目指すこととするが、相対的に講座や展示、シンポジウムなど座学系の事業が多いものの、考古学や歴史学の初心者に対する取り組みや、体験型の講座、ワークショップなどは少ない傾向にある。

今後はさらに幅広い分野、内容での取り組みが求められるとともに、目的の実現のために適切な人員の配置を行っていく必要がある。

### (3) 地元への周知

これまで行われてきた普及・啓発活動は、潜在的に遺跡に興味を持つ人々を対象とした活動が主体であったが、これまで興味のなかった新たな市民への周知を促し、幅広い年齢層の人たちが楽しみながら参加できるような方針の策定が今後求められる。

また纏向遺跡の考古学的な情報公開・発信は勿論のこと、整備や活用面での様々な活動において地域住民との連携をはかり、地域とのつながりを密にした活動を目指すこととする。

表 26 桜井市が実施する主な普及・研究活動一覧

広 報 活 動						
	年・月	名 称	内 容	場 所	実施主体	参加人数
フォーラム	2007年10月	『女王卑弥呼の国を探る』邪馬台国と纏向遺跡	邪馬台国関係シンポジウム	東京	b	550人
	2008年10月	『女王卑弥呼の国を探るⅡ』3世紀の関東とヤマト纏向	3世紀の関東地方と纏向遺跡をテーマに講師の講演とシンポジウム	東京	b	770人
	2009年10月	『女王卑弥呼の国を探るⅢ』『纏向』の出現と倭国連合の成立	邪馬台国関係シンポジウム	東京	b	610人
	2010年6月	『女王卑弥呼の国を探るin桜井』卑弥呼は纏向にいたか	邪馬台国関係シンポジウム	桜井	b	1,200人
	2013年2月	桜井市纏向学研究センター設立記念東京フォーラム「纏向出現 —纏向に卑弥呼がいたなら—」	邪馬台国近畿説をテーマに講師の講演とシンポジウム	東京	a	800人
	2013年11月	桜井市纏向学研究センター東京フォーラムⅡ「纏向出現 —卑弥呼は九州にいたか?—」	邪馬台国九州説をテーマに講師の講演とシンポジウム	東京	a	900人
	2014年11月	桜井市纏向学研究センター東京フォーラムⅢ「纏向出現 —邪馬台国東遷説を考える—」	邪馬台国東遷説をテーマに講師の講演とシンポジウム	東京	a	900人
	2016年2月	桜井市纏向学研究センター 東京フォーラムⅣ「卑弥呼」発見! 「宮室、楼観、城柵、殿かに設け…」 —卑弥呼の居処—	卑弥呼の居処を題材に専門家の講師の講演とシンポジウムを行う	東京	b	500人
セミナー	2013年7月	第1回 纏向学セミナー「文化遺産「纏向遺跡」の意義とその将来」	坂井秀弥氏の講演と所長との対談	桜井	a	300人
	2014年1月	第2回 纏向学セミナー「纏向王宮へのみち」	石野博信氏の講演と所長の対談	桜井	a	280人
	2014年7月	第3回 纏向学セミナー「原倭国の形成と纏向遺跡」	森岡秀人氏の講演と所長との対談	桜井	a	270人
	2015年1月	第4回 纏向学セミナー「花粉が語る纏向遺跡」	金原正明氏の講演と所長との対談	桜井	a	200人
	2015年7月	第5回 纏向学セミナー「狗奴国から見た纏向遺跡」	赤塚次郎氏の講演と所長との対談	桜井	a	270人
	2016年1月	第6回 纏向学セミナー「ヤマト王権と葛城の有力地域集団」	坂靖氏の講演と所長との対談	桜井	a	280人
考古学講座	2012年10-12月	平成24年度 纏向考古学講座	纏向遺跡や考古学の基礎知識を講座形式で体験学習	桜井	a	70人(3回)
	2013年9-11月	平成25年度 纏向考古学講座	纏向遺跡や考古学の基礎知識を講座形式で体験学習	桜井	a	60人(3回)
	2014年9-11月	平成26年度 纏向考古学講座	纏向遺跡や考古学の基礎知識を講座形式で体験学習	桜井	a	60人(3回)
	2015年9-11月	平成27年度 纏向考古学講座	纏向遺跡や考古学の基礎知識を講座形式で体験学習	桜井	a	60人(3回)
文化財センター 展示	2011年10-12月	平成23年度特別展 「ヤマトの王と居館」	奈良県内の古墳時代首長居館の検討 纏向遺跡の検討	桜井	c	2,070人
	2014年1-3月	平成25年度 HASHIHAKA 始まりの前方後円墳	箸墓古墳の研究成果の展示	桜井	c	2,292人
	2015年9-12月	「纏 向」その後 —大規模集落衰退後の纏向遺跡—	平成27年度特別展 纏向遺跡の4世紀以降の姿を探る	桜井	c	1,602人
文化財センター 展示シンポ	2014年3月	シンポジウム「箸墓再考」	箸墓古墳の研究成果のシンポ	桜井	e	1,200人
	2015年11月	『検討 その後の纏向遺跡』	その後の纏向遺跡を題材に講師の講演と鼎談	桜井	c	200人
現地説明会	2011年3月	纏向遺跡第162次調査現地説明会	纏向遺跡第162次調査成果の説明	桜井	a	3,500人
	2011年11月	纏向遺跡第166次調査現地説明会	纏向遺跡第166次調査成果の説明	桜井	a	12,000人
	2011年9月	纏向遺跡第168次調査現地説明会	纏向遺跡第168次調査成果の説明	桜井	a	2,000人
	2012年2月	纏向遺跡第173次調査現地説明会	纏向遺跡第173次調査成果の説明	桜井	a	1,600人
	2013年2月	纏向遺跡第176次調査現地説明会	纏向遺跡第176次調査成果の説明	桜井	a	1,300人
	2014年2月	纏向遺跡第180次調査現地説明会	纏向遺跡第180次調査成果の説明	桜井	a	1,700人
	2015年2月	纏向遺跡第183次調査現地説明会	纏向遺跡第183次調査成果の説明	桜井	a	1,100人

民間外部講座	2014年4-6月	『日本の国のはじまりを考える土曜イベントセミナー「日本列島の国家形成」』	寺澤所長の講演	東京	e	210人
	2015年4-6月	継向学講座「継向王宮」をめぐる大形建物群は何を語りかけるか	継向遺跡の大形建物群についての講座(3回)	大阪	e	120
	2015年10月-12月	継向学講座『継向遺跡の木製仮面は何を物語るか』	継向遺跡の木製仮面についての講座(3回)	大阪	e	70人
外部講座	2012年9月	「記紀・万葉の薫り漂う大和の国から継向遺跡・オオヤマト古墳群がやってきた！」	天理市、桜井市、磯城郡の文化財や観光の見どころなどを首都圏の方々に紹介(ミニ講座 鑄造体験)	東京	b・e	470人
	2013年8月	「記紀・万葉の薫り漂う大和の国から継向遺跡・オオヤマト古墳群がやってきた！」	天理市、桜井市、磯城郡の文化財や観光の見どころなどを首都圏の方々に紹介(ミニ講座 鑄造体験)	東京	b・e	680人
	2014年8月	「ヤマト王権はいかにして始まったか ～ムラから国へ 唐古・鍵遺跡、継向遺跡、オオヤマト古墳群～」	天理市と桜井市、そして田原本町の文化財や観光の見どころなどを首都圏の方々に紹介(ミニ講座 鑄造体験など)	東京	b・e	630人
	2014年11月	「ヤマト王権はいかにして始まったか Part.2」青垣生涯学習センター・唐古・鍵考古学ミュージアム開館10周年記念事業	講師の講演(石野博信氏、藤田三郎氏、橋本輝彦所員、松本洋明氏、秋山浩三氏)とシンポジウム(寺澤所長進行)	田原本	e	421人
	2015年7-8月	「日本の国づくりの源流ヤマト 一倭国成立の道一」	天理市、桜井市、磯城郡の文化財や観光の見どころなどを首都圏の方々に紹介(ミニ講座 鑄造体験)	東京	b・e	620人

教育関連

	年・月	名 称	内 容	場 所	実施主体	参加人数
教育関連講座	2011年10月	「第1回継向学フォーラム」	明治大との連携講座	東京	a	750人
	2011年11月	「継向遺跡・邪馬台国・古墳・ヤマト王権」	明治大との連携講座(現地)	桜井	a	347人
	2013年5月	継向小学校児童 出前講座	校区の遺跡講座(主に継向遺跡)	桜井	a	50人
	2015年6月	継向小学校児童 出前講座	鑄造体験 校区の遺跡講座(主に継向遺跡)	桜井	a	40人

調査・研究関係

	年・月	名 称	内 容	場 所	実施主体	参加人数
定例研究会	2013年2月	平成24年度定例研究会	共同研究員等の研究発表・検討	桜井	a	20人
	2014年2月	平成25年度定例研究会	共同研究員等の研究発表・検討	桜井	a	20人
	2015年2月	平成26年度定例研究会	共同研究員等の研究発表・検討	桜井	a	20人
	2016年2月	平成27年度定例研究会	共同研究員等の研究発表・検討	桜井	a	20人

刊 行 物

	年・月	名 称	内 容	場 所	実施主体	参加人数
研究紀要	2013年3月	『継向学研究』第1号刊行	継向学研究センターの研究報告	—	a	—
	2014年3月	『継向学研究』第2号刊行	継向学研究センターの研究報告	—	a	—
	2015年3月	『継向学研究』第3号刊行	継向学研究センターの研究報告	—	a	—
	2016年3月	『継向学研究』第4号刊行	継向学研究センターの研究報告	—	a	—
ニュースレター	2009年7月	『継向考古学通信』第1号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2010年6月	『継向考古学通信』第2号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2011年9月	『継向考古学通信』第3号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2012年9月	『継向考古学通信』第4号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2013年7月	『継向考古学通信』第5号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2014年3月	『継向考古学通信』第6号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2014年7月	『継向考古学通信』第7号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
	2015年6月	『継向考古学通信』第8号刊行	継向遺跡の現地調査報告	—	a	—
報告書	2007年3月	『継向遺跡発掘調査報告書 巻野内坂田地区における調査報告』	発掘調査報告書	—	a	—
	2009年3月	『継向遺跡発掘調査報告書2 メクリ地区における古墳時代前期墳墓群の調査』	発掘調査報告書	—	a	—
	2012年3月	『史跡 継向石塚古墳』	発掘調査報告書	—	a	—
	2013年3月	『継向遺跡発掘調査概要報告書 トリイノ前地区における発掘調査』	発掘調査報告書	—	a	—
	2015年3月	『継向遺跡発掘調査報告書3 ー第35次・63次・72次ー』	発掘調査報告書	—	a	—
商業出版物	2011年5月	『ヤマト王権はいかにして始まったか』刊行	ヤマト王権の出現と展開過程の検討	—	a・e	—
観光案内書	2014年3月	継向へ行く！ー初期ヤマト政権発祥の地を歩くー(改訂第5版)	継向遺跡案内	—	a	—

a 文化財課・継向学研究センター b 観光まちづくり課 c 桜井市文化財協会 e その他

#### (4) 諸施設の設置

纏向遺跡の重要性を広く発信するために、センターエリア整備の一環として史跡指定地に隣接する史跡地外の市有地に「交流館」を設置する。また、センターエリアと各サテライトつなぐ回遊ルート及び（仮称）「JR巻向駅前広場」（以後駅前広場と略）の設置を計画し、史跡活用の利便性向上や地域のまちづくりの充実を図る。

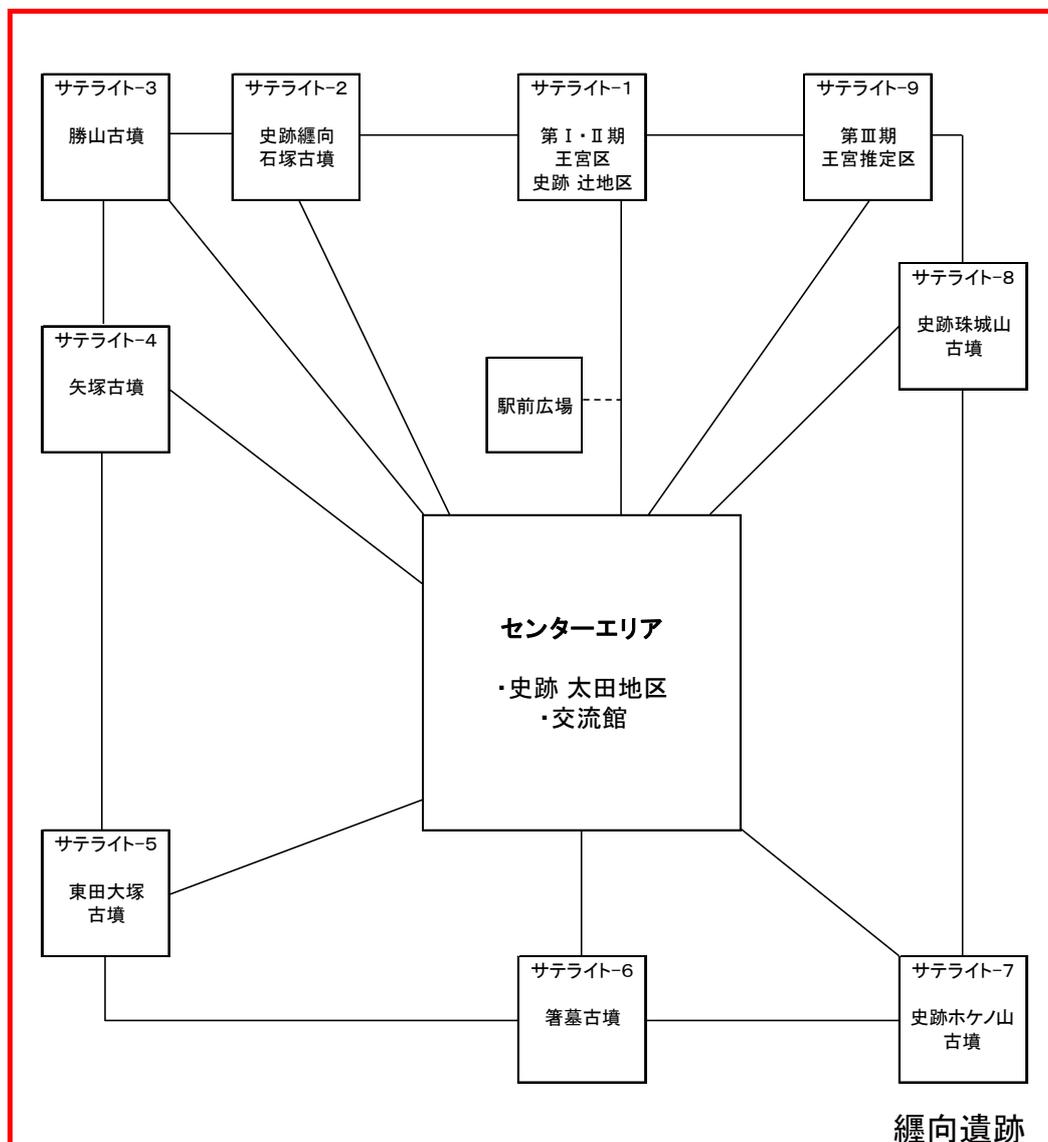


図 57 諸施設の配置概念図

##### 1) 交流館の設置（史跡太田地区隣接地）

交流館は、纏向遺跡の見学や活用の総合拠点と位置づけ、遺跡の全容や重要性を効果的にわかりやすく案内するとともに、来訪者や地域住民の交流や憩いの場を提供することを目的として設置する。このために、交流館にはガイダンス機能、体験学習や座学のできる学習機能、ボランティア活動拠点機能、地域住民の交流拠点機能、纏向学研究センター機能、管理機能などの機能をもたせる。各機能の詳細は次の通りである。

- ・ガイダンス機能としては、遺跡の全容や本質的価値、各サテライトの解説等を分かりやすく伝えるため、視聴覚機器や写真パネル、模型などを用いた展示室を設置し、来訪者の理解や利便性の向上を図る。学習機能としては、遺跡に関連したものづくりや生活、そして遺跡を取り巻く自然や環境など地域に存在する様々な資産についての体験や講座を行うことのできる学習室等を設置し、あらゆる学びのニーズに対応していく。
- ・ボランティア活動拠点機能としては、見学案内や体験学習の補助を行うボランティアスタッフの活動室等を設置することで、ボランティア活動が円滑かつ安定的に行われるよう努める。
- ・地域住民の交流拠点機能としては、地域の公益に資する活動の場を提供するための多目的空間を設置し、地域の活性化へとつなげることを目指す。
- ・纏向学研究センター機能としては、纏向遺跡を軸とした「纏向学」の構築に向けた調査研究活動及び活用・運営の拠点となる機能を有する諸室を設置し、これらに関する情報発信の核として位置付ける。
- ・管理機能としては、史跡指定地及び纏向遺跡全体を含めた管理を行う事務室等を設置し、日常的な維持管理に役立てる。
- ・便益的機能としては、ミュージアムショップなどの購買施設、便所等を設置し、新規来訪者の誘客やリピーターの増加を目指した各種サービスを提供する。
- ・その他としては、交流館を含むセンターエリアはJR巻向駅前に位置しており鉄道を利用した来訪者に対してはアクセスが便利であるものの、駅周辺は道幅が狭く大型バス等の進入が不可能であり、かつこれらを駐車するスペースもないため団体客の誘致の妨げとなっている。このような問題を打開するために、将来的には大型バスなどの進入を可能にするメインアプローチを設置し、隣接地にメイン駐車場（大型バス、乗用車、オートバイ、自転車）を確保することを目指す。

## 2) サテライトの設置とその機能

---

### 【配置とその目的】

サテライトは遺跡内において重要な遺構や遺物が確認されている地点を中心に設置することとする。現在想定しているサテライトの設置地点には、既に史跡指定を受けている地点（A区）のほかに、今後史跡指定を目指す地点（B区）や範囲確認調査の必要性を考えている地点（C1区）などが含まれているが、基本的にはすべての地点について史跡地化を目指す方針である。

- ・サテライトー1 太田北居住区（第Ⅰ・Ⅱ期王宮区）

纏向遺跡の前半期の居館とみられる庄内式期の建物遺構が検出されている辻地区の整備と公開を行う地区とする。ここでは現在史跡指定地の買収事業を進めており、指定地を核に居館の規模や姿を実感できるような手法を探りつつ、面的な整備を目指すものとする。

- ・サテライトー2 王墓区（纏向石塚古墳）

箸墓古墳に先行する出現期古墳のうち、纏向型前方後円墳の代表的な事例とされる纏向石塚古墳を整備し、公開することを目指す地区とする。この地区は史跡指定に先行して墳丘や周濠周辺の公有地化が進められており、墳丘北側周濠の一部は既に整備が実施されている。今後は史跡指定地を中心として古墳の規模や姿を実感できるような面的整備を推進すると

もに周辺の用地に休憩スペースや駐車場などの便益施設の充実を図ることとする。

・サテライトー3 王墓区（勝山古墳）

出現期古墳のうち、勝山古墳の見学ポイントの整備を目指す地区である。この古墳は墳丘および周濠のすべてが民有地であることから、周辺の一角において調査成果やその意義を解説するエリアを整備することとする。

・サテライトー4 王墓区（矢塚古墳）

出現期古墳のうち、矢塚古墳の見学ポイントの整備を目指す地区である。この古墳は墳丘および周濠のほとんどが民有地であることから、周辺の一角において調査成果やその意義を解説するエリアを整備することとする。

・サテライトー5 王墓区（東田大塚古墳）

出現期古墳のうち、東田大塚古墳の見学ポイントの整備を目指す地区である。この古墳は墳丘および周濠のすべてが民有地であることから、周辺の一角において調査成果やその意義を解説するエリアを整備することとする。

・サテライトー6 王墓区（箸墓古墳）

箸墓古墳の調査成果やその意義などを解説するエリアの整備を行うこととする。この古墳の墳丘は陵墓として宮内庁によって管理される一方、周辺は全てが民有地となっているため、周濠や周辺地区の一角を整備し、見学者の利用に供することを旨とする。

・サテライトー7 王墓区（ホケノ山古墳）

ホケノ山古墳を整備し、公開を行う地区とする。この地区は史跡指定に先行して墳丘や周濠状遺構周辺の多くが公有地化されており、墳丘北～東側の周濠状遺構と墳丘の一部が整備・復元されている。また、隣接地においては駐車場や水飲み場、東屋などの便益施設の整備も実施されていることから、今後は未買収地の公有地化を進めるとともに古墳の規模や姿を実感できるよう、さらなる面的整備を推進することを目指すこととする。

・サテライトー8 巻野内居住区（珠城山古墳）

史跡珠城山古墳は古墳時代後期の3基の前方後円墳からなる古墳群で、この地区は既に公有地化と面的な整備事業が完了している。この地区では史跡としての古墳群の意義は勿論のこと、ここから望むことのできる纏向遺跡や周辺の景観を通じて遺跡や地域が持つ様々な意義を理解する場となることを目指す。

・サテライトー9 巻野内居住区（第Ⅲ期王宮推定区）

纏向遺跡の後半期にあたる布留式期の居館や祭祀遺構が所在するとみられる巻野内地区の整備を目標とする地区である。遺構の状況には依然不明な点も多いことから今後は積極的な確認調査を推進し、将来的には面的な整備を行うことを目標とするが、現時点で遺構の内容に不明な点も多いことから、当面は周辺の一角を整備し、これまでの調査成果やその意義解説するエリアを設置することとする。

### 【サテライトの機能】

サテライトには遺構や遺物の検出位置の明示のほか、地点によってはその様子が実感できるような遺構の復元を行うとともに、その意義などを説明する解説板の設置や、遺跡内を巡る助けとなる案内板の設置などを行い、ガイド機能の充実をはかることとする。

また、これに併せてベンチや東屋を設置するほか、史跡地外などで乗用車が数台程度駐車可能

な小駐車場の設置を進め、便益的な機能の向上も目指すこととする。

### 3) 駅前広場

センターエリアやサテライトへのアクセスの起点となるJR巻向駅の駅前に、ロータリーや屋根付待合所、駐輪スペースなどの施設を設置し、来訪者利便の向上や地域のまちづくりに貢献することを目指す。また植栽の配置や色彩等を工夫し、遺跡の玄関口にふさわしい景観に配慮した整備計画を検討する。

### (5) ソフト面の各種の施策

- ・活用するための企画の立案及び宣伝、学習等の情報提供を行う。  
 纏向遺跡を周知させ、体験学習活動や関連する諸活動の運営状況がわかるウェブサイト等を構築する。すでに存在する纏向学研究センターのウェブサイトを取り込む形が望ましい。また桜井市立埋蔵文化財センターのウェブサイトとの密接な連携を目指す。  
 既存の纏向学研究センター事業として纏向学セミナーや纏向考古楽講座を開催しているが、人員の都合上短期間の講座やイベントとなっている。これらとは別に、ボランティアガイド等を活かした恒常的な学習活動の場を提供する。
- ・他事業との連携を図る。  
 市内における三輪地区、初瀬地区や多武峰地区などの観光拠点と連動した施策を行うことを目標とし、共同したイベントの開催や相互に乗り入れた広報活動をはかる。

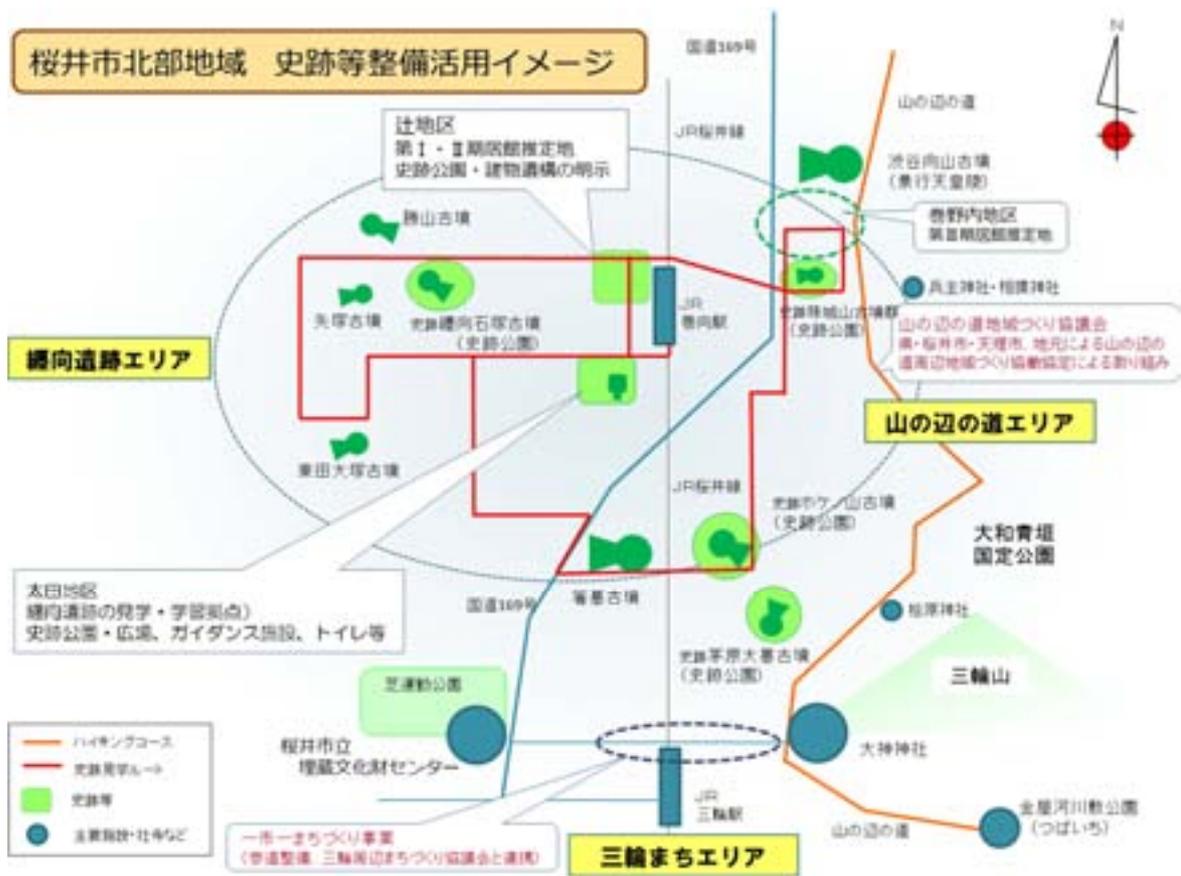


図 58 史跡を活かした観光・地域おこしのイメージ

- ・広域での史跡ネットワークを構築する。

桜井市には15箇所の史跡があり、そのほとんどが古墳～飛鳥時代の所産であるため、それらを連携させて一貫した桜井市の古代史ストーリーを構築する。また、隣接する三輪地区・山の辺の道地区での史跡を活かした連携を構築するだけでなく、広義には天理市大和・柳本古墳群や田原本町の唐古・鍵遺跡、明日香村の諸遺跡などと、広域における関連遺跡同士のネットワークを形成し、日本における国家形成の道のを迎える地としてのストーリーづくりを目指す。

- ・教育、観光、福祉、防災、景観等様々な分野の事業との連携事業の開発を目指す。

## 1) 学校教育における活用の具体的な手法

- ・活用のためのプログラムを地元の学校等、教育機関と協力して計画する。出前授業や鑄造体験等、どの年齢にどういった活用手法が適切か、議論が必要となる。
- ・桜井市の教育行政プログラムの内容として盛り込む。具体的には職場体験学習への積極的な参加や、珠城山古墳の石室など体感しやすい遺跡での現地講座をおこなう。
- ・現在限定的に行われている出前授業について、市内全域の学校を対象としたものに拡大をはかるとともに、出前授業に割ける人員に限界があるため、纏向遺跡について学校教員が説明しうる考古資料貸出キットや体験学習キットの作成、教員を対象とした体験学習支援事業等も視野に入れる。
- ・小学校社会科副読本『わたしたちの桜井市』などへ遺跡を題材とした記事の拡充を図ることにより、桜井市の歴史や纏向遺跡の概要についての理解・関心を深め、郷土愛や文化財愛護の精神の育成を目指す。
- ・ガイダンス施設を幅広く活用した様々な体験・体感型のプログラムを企画・提供する。また、纏向遺跡や文化財への理解を深めるだけでなく、自然や環境など地域に存在する様々な資産について総合的に学習できる場としての活用を図る。

## 2) 社会教育における活用の具体的な手法

- ・シンポジウムや講座等による遺跡の本質的価値の情報伝達を行う。

聞き手の段階と纏向遺跡からの距離に合わせた事業を実施する。聞き手の段階として

①全く知識のない方に纏向遺跡を周知させるような講座等

②観光部局との積極的な連携によるシンポジウム・講座等

③研究的側面が強く、事前の知識が必要なシンポジウム・講座等

に区分する。また、纏向遺跡からの距離として

A 桜井市市民向け、B 近畿地方の方向け、C 遠隔地



市民向け講座の具体例

の方向けの3つに区分し、これらを組み合わせて効果的な社会教育事業を実施する。

具体的には考古学初心者で桜井市近隣を対象とした考古学講座(①×A対象)や、桜井市域で行われる各種観光イベントに付随した体験学習講座等(②×A対象)、纏向遺跡に関心をもつ市民や地域住民を対象とした公開講座やセミナー(②×Bや③×B対象)、より専門的な内容を扱ったシンポジウム(③×C対象)など、様々なニーズに対応した学習機会を提供し、纏向遺跡や文化財に対する理解者の裾野の拡充を図る。

- ・遺跡ガイドやイベント補助などの活動を担う人材を養成し、市民との協働による遺跡の活用を進める。具体的には講座やシンポジウムの開催を通じて市民とのネットワークを構築するとともに、市民団体と連携して交流館における業務を担える人材を養成する。
- ・遺跡散策の拠点としてだけでなく、市民が地域の歴史文化に触れ親しむ場として史跡やガイダンス施設を活用し、多様な学習要求に応じた機会や情報を提供する。そのため交流館には地域住民が活用しうるスペースを設け、多様な社会教育活動に資するとともに、交流館の使用頻度を高めることで纏向遺跡への関心を高める。

### 3) 活用における役割分担

桜井市における交流館(ガイダンス施設+纏向学研究センターなど)・桜井市立埋蔵文化財センターなど各施設の活用(活動)内容の分担については基本的に次のように位置付ける。

#### ①交流館

- ・ガイダンス施設：展示業務を通じた来訪者への情報提供(遺跡の概要、観光情報等)  
体験学習活動(土器づくりなどの体験学習等)  
ボランティア活動拠点(ガイド、体験学習支援等)  
来訪者へのサービス提供(ミュージアムショップ、トイレ、駐車場等)  
地域住民と連携した活用事業  
観光事業との連携、特に纏向遺跡に中心をおいたものとする
- ・纏向学研究センター：纏向遺跡の調査と研究を中心に据えた国家形成についての研究拠点  
紀要・報告書・パンフレット等の刊行やシンポジウム・講座開催による研究成果の市民への還元  
来訪者への専門的な情報の提供



桜井市纏向学研究センター

②埋蔵文化財センター：市内文化財の調査・研究・保存の拠点

歴史教育（考古学、郷土史講座等）

文化財の調査と報告

体験学習活動

展示業務を通じた来訪者への情報提供（市域の遺跡の概要等）

来訪者へのサービス提供（ミュージアムショップ、トイレ）



桜井市立埋蔵文化財センター

## （6）運営

---

史跡を核としたまちづくり・地域づくりをはじめ、これらに関わる地域との連携の促進及び市民活動への支援等を以下の通り行うこととする。

### 1）地域における活用（観光、地域おこし等）の具体的な手法

---

#### ①研究成果の還元

- ・ 纏向遺跡の歴史的意義や研究成果の地域や行政への周知・還元をはかる。具体的には既存の纏向学研究センター紀要・研究調査成果パンフレットの拡充や、地域向けの講演会等を通じて纏向遺跡の重要性を周知する。

#### ②普及啓発の実施

- ・ 纏向遺跡の保存活用計画を広報やホームページ等を通じて周知をはかる。
- ・ 市の上位計画との整合を図りながら計画を進めるだけでなく、庁内関連担当部局、市内関連団体（商工会、観光協会、まちづくり団体等の各種団体ほか）と調整をはかる。
- ・ すでにパンフレットやチラシの配布等が行われているが、新たな活用計画に向けて刷新を図る。周辺遺跡地図、年間行事スケジュール表も検討する。
- ・ 周辺の住民への情報公開を広く行う。

#### ③地域との協働

- ・ 地域との協働に基づく史跡公園やガイダンスを活用した地域イベントの創出をおこなう。
- ・ 地域住民・市民を講師に迎え、特技や資格を活かした様々な講座を実施する。
- ・ ガイダンス施設におけるショップの運営や地域の物産などの販売を促進する。
- ・ 市内の様々な行事を把握し、他の行事などとの連携をはかった企画を実施する。

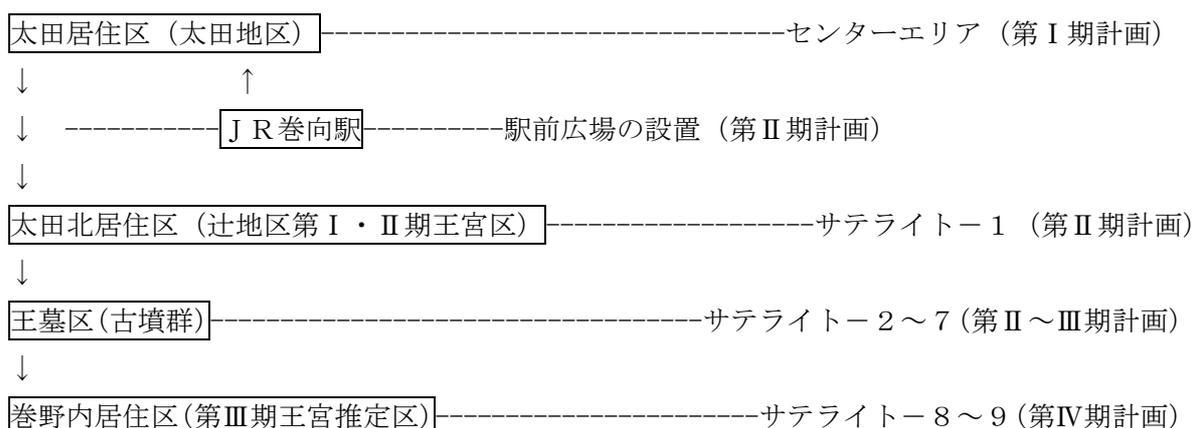
## VII 纏向遺跡の整備

### 1. 整備の方向性

纏向遺跡の整備は当面史跡指定地を優先して行うことを原則とする。また纏向遺跡の史跡指定地は分散しているため、史跡指定地の整備を行うとともに現時点で把握されている纏向遺跡の全容を公開し、社会教育や学校教育など遺跡の活用に資するために、前章に述べたセンターエリアから各サテライトに至る回遊ルートの案内標識や各遺構等の説明板などの設置を早期にすすめ、センターエリアと各サテライトの円滑な理解をはかることとする。

### 2. 纏向遺跡史跡指定地全域の整備計画

センターエリア(太田地区)の整備を第Ⅰ期の計画とし、サテライトー1(辻地区第Ⅰ・Ⅱ期王宮区)の整備を第Ⅱ期計画とする。遺跡の広がりを示すためにサテライトー2～7(王墓群)の整備も第Ⅱ期のなかで行うが、指定及び公有化の進捗状況、発掘調査の進展により一部第Ⅲ期計画にも含めることとする。第Ⅳ期では指定及び公有化の進捗、発掘調査の進展状況を勘案しつつサテライトー8～9(巻野内居住区第Ⅲ期王宮推定区)の整備を行う。概ね次のような計画で整備を図る。



### 3. 太田地区の整備

#### (1) 基本方針

太田地区は活用計画実践の第一歩として整備・公開をはかる地区である。この地区はJR巻向駅に隣接することに加え、遺跡範囲のほぼ中心に位置すること、他の史跡指定地や史跡指定を目指す重要地点との位置関係など地勢的な理由からみても遺跡全体の整備計画の中でも中核をなす地点とすることができる。このことから太田地区を纏向遺跡の見学や学習する上での拠点地区と位置付けて整備を行うこととする。

太田地区では史跡地内で検出されている祭祀土坑などの居住域に関する遺構と、前方後方墳や方形周溝墓・木棺墓・土器棺墓など、居住地内に所在する様々な墳墓群を中心に整備を行い、纏向石塚古墳をはじめとする大型の墳墓群とは異なった、居住域における中・小規模な墓の在り

方を可視化することを目指す。

なお、この整備とあわせて史跡に隣接する市有地を活用し、公衆用トイレや休憩所・駐車場などの便益施設を整備し、纏向遺跡に関心のある人々への利用の便に供するとともに、遺跡全体のガイダンス施設となる交流館を設置することで、纏向学研究センター機能、遺跡の重要性を総合的に補助解説するガイダンス機能、体験学習や座学のできる学習機能、ボランティア活動拠点機能、地域住民の交流拠点機能、管理機能などをおき、将来的には纏向遺跡活用の総合拠点とすることを目指す。

## 1) 太田地区の配置計画

太田地区へのメインアクセスはJR巻向駅に近接する地区の北東角とし、JR巻向駅を乗降して徒歩で纏向遺跡を訪れる人々の取り込みをはかる。

車によるアクセスも当面は北側の道路からを想定するが、現状では道幅などの制約から大型バスの乗り入れは不可能である。そのため将来は太田地区南側に大型バスも進入、駐車可能な駐車場を計画する。当面は交流館北側に駐車場を配置し、車は太田地区北側の道路から分岐する東側の道路より駐車場に進入することで歩車の分離を図り、安全に配慮するものとする。なお北側の駐車場は将来敷地南側の駐車場が完成した後は、便益施設や交流館管理用の駐車場とする。

エントランスゾーンには史跡見学者用の案内板や説明板、休憩スペース、便所等を設置し、北側から進入した人々が即座に利用できるよう配慮する。史跡地内は、遺構表示ゾーンとエントランス及び活用広場ゾーンに分割する。遺構展示ゾーンでは前方後方墳や方形周溝墓、祭祀土坑などを視覚的に理解できる整備を行い、活用広場ゾーンでは遺構を間近で説明できるスペースとして整備する。なお便所や休憩スペースは史跡地内に入らない。施設ゾーンには交流館を配置し、基本方針に述べた機能を付与し史跡の活用に資するものとする。

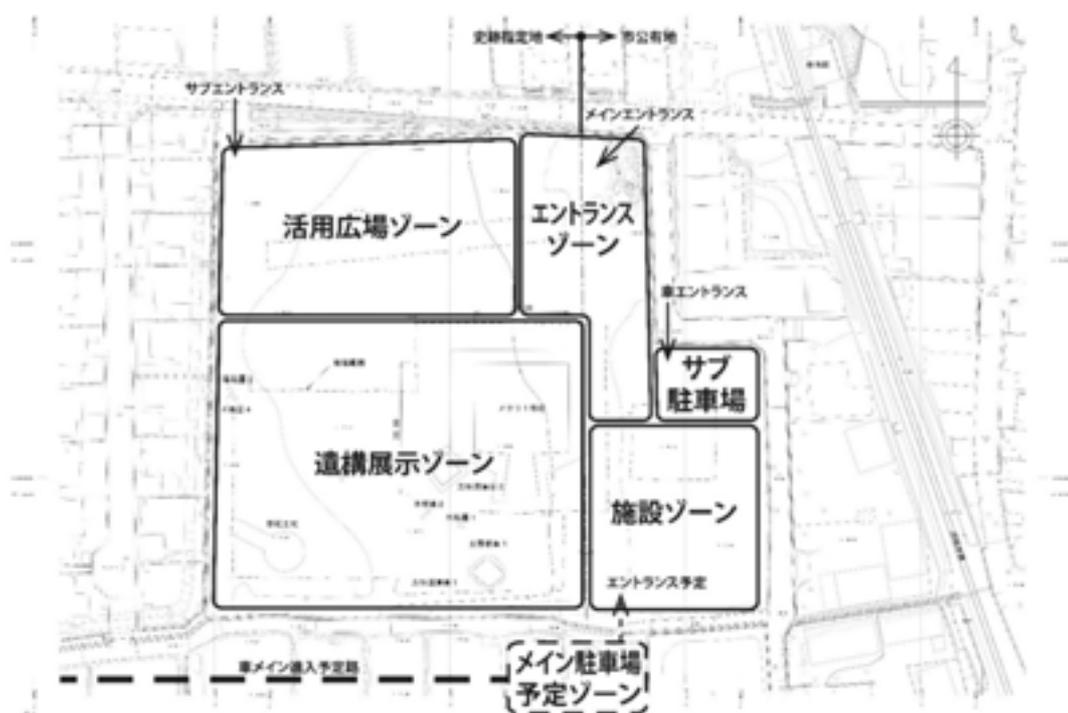


図 59 センターエリア整備ゾーニング

## (2) 史跡（太田地区）の概要

---

太田地区の発掘調査の結果、纏向遺跡の前半期にあたる庄内式期に遡る遺構が多く検出されていることから、一帯が遺跡内における太田居住区の中でも中心的な位置を占めたと考えられる。

全長約28mと小規模ながら出現期の前方後方墳であるメクリ1号墳の存在は東海や東日本地域と、前方後円墳創出に深く関わった纏向遺跡との関係を考える上で注目されるものである。

このため、メクリ1号墳を始めとして太田地区で検出された多様な墓制を示す小規模墳墓群は、ヤマト王権成立の地である纏向遺跡内における首長層の階層性を示すものとして重要であり、本質的価値を構成する要素として中心的な遺構群として整備を行う。

### 1) 太田地区の整備対象遺構

---

#### ①古墳時代前期の墳墓群

##### ・前方後方墳1基（メクリ1号墳）

全長約28mの前方後方墳。後方部を北に向けほぼ正方位をとる。現状では削平を受け、周濠のみ遺存していると考えられる。葺石や埴輪は認められない。周濠から出土した土器から見て庄内2～3式期(3世紀前半)に築造されたものと考えられる。

##### ・方形周溝墓2基（方形周溝墓1、2、3）

メクリ1号墳の南～西側に近接して検出した方形周溝墓群のうち方形周溝墓2と3は重複しているため、整備にあたっては方形周溝墓3を優先的に整備の対象とする。方形周溝墓1は1辺4.72m×5.12mの方形で周溝のみ遺存していた。磁北に対して斜行する。時期は周溝の土器から布留0式期(3世紀後半以前)とみられる。方形周溝墓2は方形周溝墓3よりも古い墓で、遺存状態が悪く大きさは不明である。周溝から出土した土器や方形周溝墓3との切り合い関係からみて、庄内3式期(3世紀中頃)に築造された可能性が高い。方形周溝墓3は約6.3m×約5.6mの方形で、周溝のみが残存していた。周溝から出土した土器から庄内3式期(3世紀中頃)に築造された可能性が高い。

##### ・木棺墓4基（木棺墓1～4）

木棺墓1は全長1.28mの組合式の木棺である。棺蓋とみられる木材も落ち込んで遺存していた。材質はヒノキである。棺内遺物は認められず、時期を特定することは困難であるが墓壙上部の遺物から庄内3式期から布留式期古相にかけてと推定される。木棺墓2は全長2.54mの組合式木棺で材質はヒノキである。遺物がなく、時期の特定は困難である。木棺墓3は全長0.69mの小型の組合式木棺で、側板によって小口板を挟みこむ形式である。ガラス小玉が出土しているが時期は不明である。

##### ・土器棺墓2基（土器棺墓1～2）

土器棺墓1は庄内式期新相から布留式期古相の墓である。棺身棺蓋ともに壺を用いる。土器棺墓2は木棺墓4に隣接して検出した墓で、壺を棺身として用いる。

#### ②古墳時代前期の集落関連遺構

##### ・祭祀土坑

調査区南西で検出した径約5mの土坑で、北西に向かって溝が付帯する。土坑からの湧水を北西へ排出するものである。内部からは多くの木製品や土器が出土している。

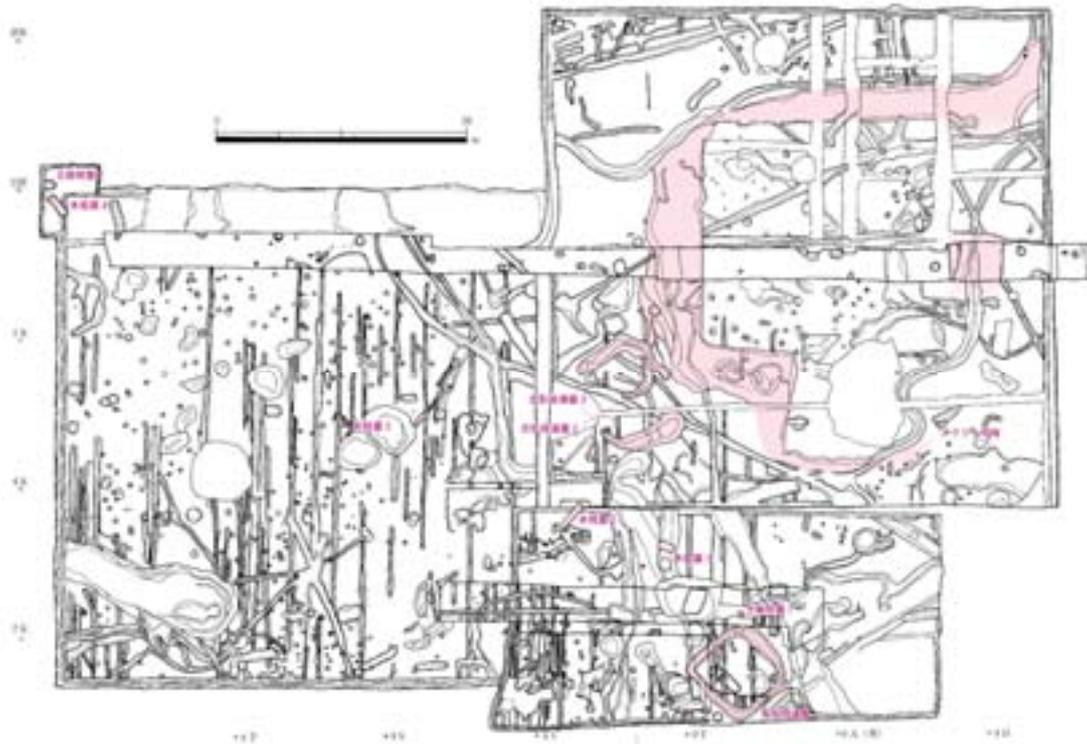


図 60 遺構展示ゾーン発掘調査図

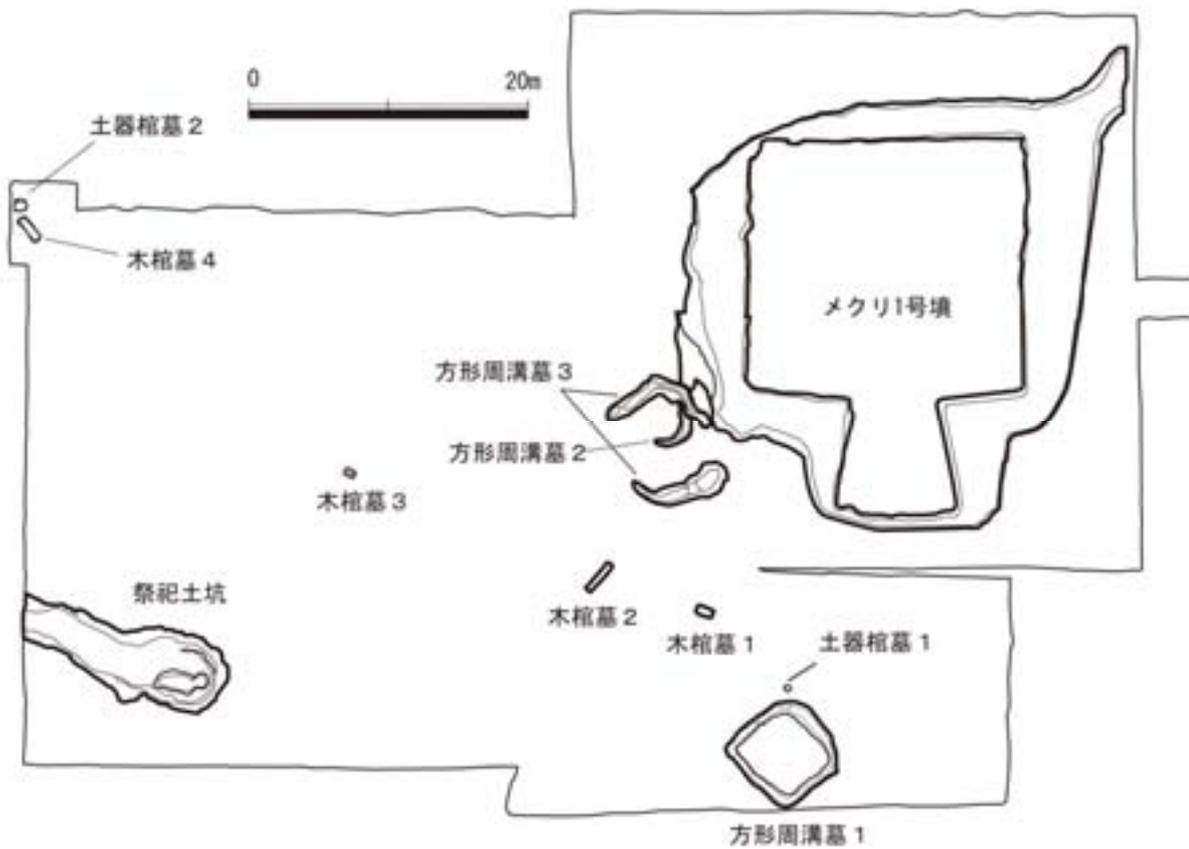


図 61 太田地区の整備対象遺構

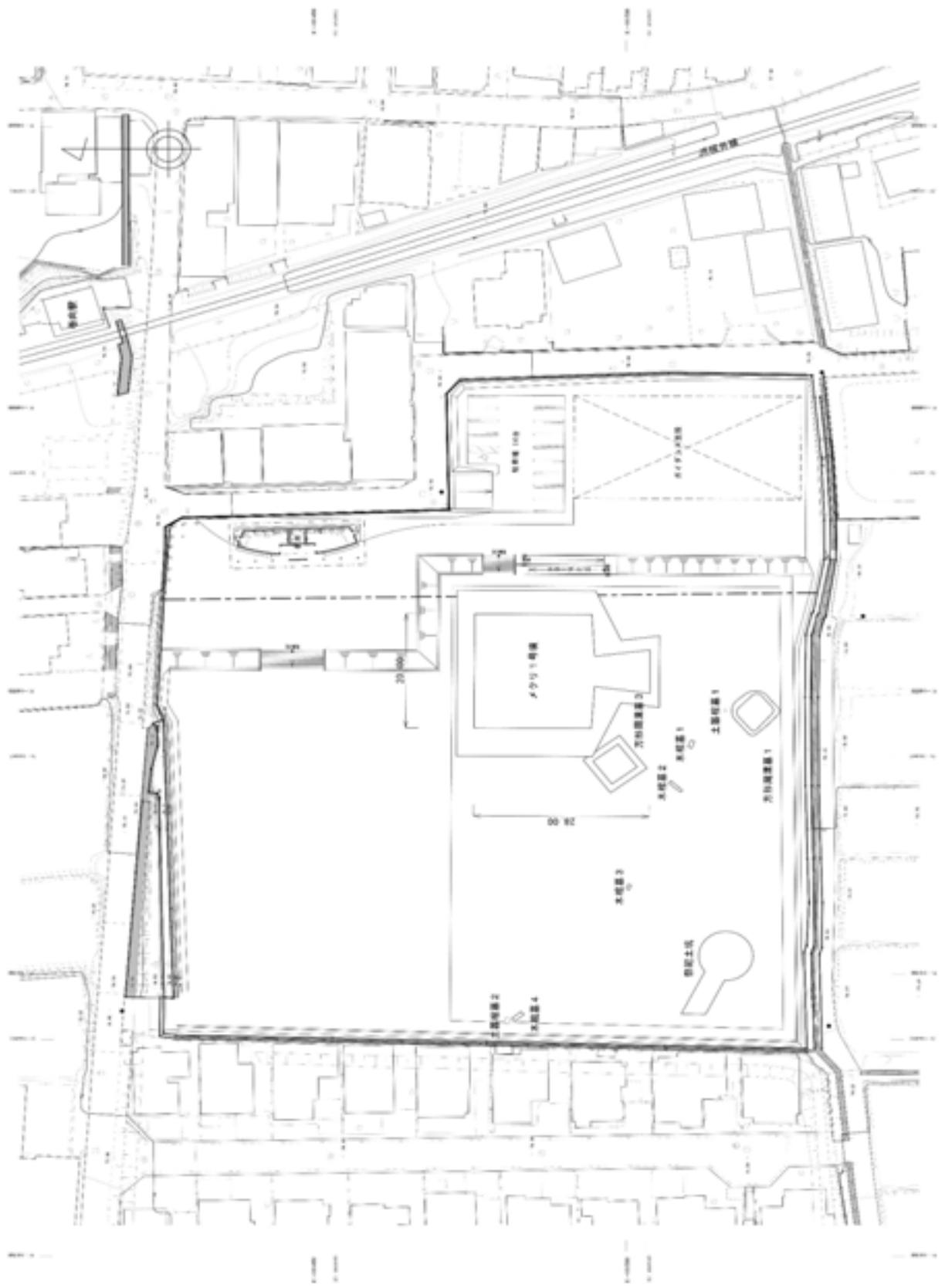


图 62 太田地区整備配置図(案)

## 4. 史跡（太田地区）整備の方法

---

### （1）保存のための整備に関わる手法

---

#### ①構成要素の保存に必要な整備の技術的な手法

史跡指定地内は原則として、現況面に盛土を行って整備を実施し遺構を保護する。

#### ②本質的価値の普及・啓発の技術的手法

遺構の露出展示は遺構保護上困難である。それぞれ対象遺構の検出位置上部に遺構の表示を行い規模や姿を実感させるものとする。

### （2）活用のための施設整備に関わる手法

---

#### ①史跡における遺構の復元展示・表示等

前頁で整備対象とした遺構について遺構の状況に応じて整備する。

##### ・復元的に立体表示

前方後方墳1基（メクリ1号墳）、方形周溝墓3基（方形周溝墓1、2、3）

それぞれ遺構の状況に応じて盛土の厚みを変え、立体的に表示することを基本とする。周濠部分は浅く溝状にするが排水に留意する。

##### ・検出状況を復元的に立体表示

土器棺墓2基（土器棺墓1～2）

##### ・位置を平面的表示

木棺墓4基（木棺墓1～4）、祭祀土坑

#### ②案内・解説・展示に必要な施設の整備

・交流館（新設）で総合的な案内・解説・展示を行う。

・史跡太田地区の説明板を景観に配慮して設置する。

纏向遺跡配置図、太田地区遺構配置図、遺跡及び遺構・遺物の概要を説明する総合案内板

#### ③公開に必要な情報発信のための施設等の整備

・交流館で情報発信を行う。

#### ④便益管理施設の整備

・交流館と合わせて駐車場、管理施設を整備する。

・センターエリア（史跡太田地区）のための便所をエントランスゾーンに設置する。

#### ⑤周辺文化財等との連携を視野に入れた情報提供

・QRコードを案内板に設置し、インターネットによる周辺遺跡情報や観光情報を提供する。

#### ⑥整備事業の実施期間と手順

・整備事業第Ⅰ期：平成28年度～29年度

実施項目：センターエリア・遺構展示・活用広場・エントランスゾーンの整備

・整備事業第Ⅱ期：平成30年度～31年度

実施項目：センターエリア・交流館建設

・整備事業第Ⅲ期：平成32年度以降

実施項目：メイン駐車場の整備、メインアプローチ道路の整備

## VIII 運営・体制の整備

### 1. 方向性

#### (1) 管理運営体制整備の方向性

纏向遺跡の保存管理は国、県の協力を受けて桜井市が行うものとする。市は史跡地および今後順次行う予定の追加指定地などの「管理団体」として史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標等の施設を設置するとともに、地番、地目、地積などに異動があった際の届出、現状変更などの行政事務を適切に行うこととする。また、史跡指定地の災害時の毀損などの復旧にあたっては土地所有者と協議の上、桜井市が主体となって行うものとする。

なお、纏向遺跡・纏向古墳群は広域に分布し、史跡や史跡の候補地も広大であるため、市で管理運営を行うためにはそれに相応しい体制を検討する必要がある。都市計画や観光まちづくり・農林・土木などの関係部局との行政内における連携をはかることはもとより、市民や各種団体などとの協働、行政の枠組みを越えて近隣の自治体などとの連携を図ることも視野に入れつつ、その整備と拡充を目指すこととする。

#### (2) 市民組織との管理運営面での協働

これまで、纏向遺跡は考古学を中心とする有識者で構成された調査委員会や保存管理・整備活用計画策定委員会などによって遺跡の本質的価値が調査・研究されてきた。

また、各委員会指導の下で、史跡の保存や整備事業が進められるなど、整備から運営に至る流れが行政中心に行われてきたのも実態である。

今後は桜井市教育委員会が主体となりつつ、史跡地に関わる市民組織との協働をはかり、遺跡の巡回や点検、管理を行うとともに、管理・運営への地域住民の参画を促進する必要がある。

このためには右図に示したように市民の積極的な参加を促し、有識者、行政とで構成する市民参加型の運営体が必要であると考えられることから、(仮称)「運営協議会」を立ち上げ、史跡に対する愛護精神の醸成を図るとともに、説明ガイドなどの人材育成を図り、体験学習などの多彩な活用への取り組みを行うこととする。

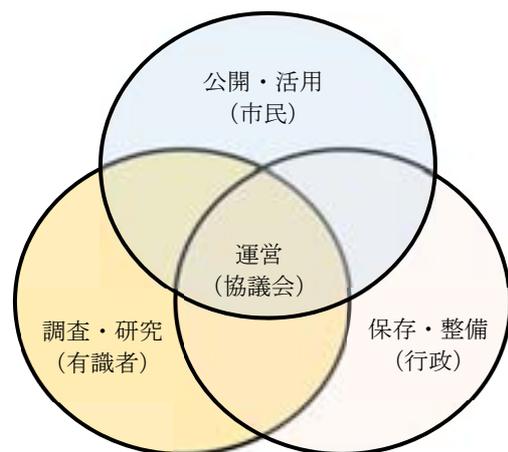


図 63 運営・体制のイメージ図

### 2. 方法

#### (1) 管理運営体制の整備

##### 1) 運営体制のあり方

史跡の保存管理、整備活用の実施にあたっては維持管理や復旧、指定地の追加指定や公有地化

など様々な事業が伴うことから体制の整備が急務である。纏向遺跡・纏向古墳群は広域に遺跡が展開すること、史跡や史跡の候補となる地点も多いことなどから行政で適切な管理を行うためにはそれに相応しい体制を整備する必要がある。

また、これからの各施設の整備や活用事業の進展にあわせて事業の企画から管理・運営を担える市民参加型の体制を整えることが必須条件であり、地元の各種団体との連携による管理運営体制の確立は勿論のこと、ボランティア団体や遺跡の愛護団体などの育成は不可欠なものである。

以下にはセンターエリアにおける今後の史跡整備作業の進展との連動を勘案した管理運営体制の整備および活用事業の進行スケジュール案を示すこととする。

#### ①活用事業第Ⅰ期：平成 28 年度～29 年度

(仮称)「運営協議会」の設置

- ・行政内部において他の部局との連携を積極的に図るとともに市民との協働体制を確立する。
- ・市民、行政、専門家が一体となって(仮称)「運営協議会」を立ち上げる。
- ・地元への遺跡の周知が課題であるので、市民を対象にした広報活動や情報発信とともに地元との協議ができる場を設置する。
- ・(仮称)「運営協議会」ではまず纏向遺跡の本質的価値を学ぶとともに遺跡を取りまく課題を協議し、教育的な活用や、まちづくりにおける活用、観光的活用の可能性を協議する。
- ・纏向遺跡の全容を知るための遺跡内のルート開発や標識、仮設説明板づくりなどを行う。
- ・広く情報発信を行うため、インターネットによるホームページを開設する。

#### ②活用事業第Ⅱ期：平成 30 年度～31 年度

(仮称)「纏向遺跡保存活用協議会」の設置

- ・行政内における管理・運営の体制を拡充し、組織の強化と人材の確保をはかる。
- ・(仮称)「運営協議会」を発展させ、市民や各種団体、行政、専門家の参加する(仮称)「纏向遺跡保存活用協議会」を新たに設置し、以後の管理運営の母体とする。
- ・纏向遺跡センターエリアの交流館を拠点とし、様々な企画や活用計画を策定する。
- ・交流館をボランティア活動の拠点とし、遺跡のガイドや交流館における様々な活動の担い手となる人材の育成を図る。
- ・周辺自治体の遺跡や展示施設などとの連携を模索し、ヤマト王権成立の過程を柱とした遺跡間のネットワークを形成する。
- ・纏向学研究センターの機能を交流館に移し、調査・研究の柱とする。

#### ③活用事業第Ⅲ期：平成 32 年度～

活用計画に基づいた活動の実施

- ・(仮称)「纏向遺跡保存活用協議会」による本格的な保存活用事業の展開に伴う運営・管理体制の確立を目指す。
- ・センターエリアの竣工、展示室のグランドオープンに合わせ交流館での体験学習、市民学習会、交流館独自の研修会等を開催し、積極的な活用を図る。
- ・地元の学校などと協力しながら幼児から大人までを対象にした教育プログラムを作成し、学校教育や社会教育に活用するとともに住民のアイデンティティーの醸成を促す。
- ・ボランティアガイドを活用した遺跡見学ツアーや体験講座などの積極的な事業の展開を図るとともに、観光面での貢献も見据えた運営を行う。

## Ⅸ 施策の実施計画の策定・実施

### 1. 実施すべき施策

先に見てきたように、纏向遺跡において実施すべき施策は大きく分けて保存事業と整備事業、そして活用事業の3つに大別することができる。

保存事業においては史跡地内の保存は勿論のこと、第Ⅴ章でも取り上げたように追加指定の候補地や範囲確認調査の途上にあるものなどが多く、迅速な対応が求められていると言える。

整備事業については遺跡のセンターエリアとなる太田地区の整備事業を中心に、古墳や重要地点への設置を目指したサテライトの整備が当面の課題である。

活用事業では遺跡の重要性や情報の発信、教育や観光面での活躍が期待される（仮称）「運営協議会」や（仮称）「纏向遺跡保存活用協議会」などを設置し、官民一体となった活動の盛り上がりを創出することが求められる。

### 2. 施策の区分

①保存事業ではサテライトとなる地点のうち、当面は第Ⅴ章の地区・予定区分でB区とした勝山古墳・矢塚古墳・東田大塚古墳の追加指定を優先的に目指すこととする。

・追加指定第Ⅰ期：平成31年度 勝山古墳・矢塚古墳・東田大塚古墳を追加指定  
(サテライトー3～5)

・追加指定第Ⅱ期：平成32年度以降 箸墓古墳周濠・巻野内地区を追加指定  
(サテライトー6・9)

②整備事業ではセンターエリアとなる太田地区の整備事業を中心に行っていくこととし、センターエリアの完成以降、随時サテライトの整備に着手することとする。

・整備事業第Ⅰ期：平成28年度～29年度

・整備事業第Ⅱ期：平成30年度～31年度

・整備事業第Ⅲ期：平成32年度以降

③活用事業では主に体制の整備と活用計画の策定に着手し、計画策定後はこれに基づいた活動を柱として様々な事業を展開する。

・活用事業第Ⅰ期：平成28年度～29年度 （仮称）「運営協議会」の設置と活動の検討

・活用事業第Ⅱ期：平成30年度～31年度  
(仮称)「纏向遺跡保存活用協議会」の設置と活用計画の検討

・活用事業第Ⅲ期：平成32年度～ 活用計画に基づいた活動の実施

### 3. 施策実施計画の総括表

これまでに検討してきた各施策の内容を①保存事業 ②整備事業 ③活用事業に大別し、それぞれをⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に分けて実施計画内容をフローにし総括表とした。

いずれの事業も平成31年度末に完成を想定した纏向遺跡のセンターエリアに位置する交流館（ガイダンス施設）のオープンを一つの画期と見据えたものとなっており、交流館を中核とした、様々な面からの事業の推進が期待される。

表 27 施策実施計画総括表

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
期	第Ⅰ期				第Ⅱ期					
保存事業 (追加指定)		縄向古墳群の追加指定 熊山・矢塚・東田大塚古墳					縄向古墳群・縄向遺跡の追加指定 富基古墳・豊野内地区			
期	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期					
整備事業	センターエリア整備 遺構展示・活用広場・ エンランスゾーン		センターエリア整備 交流館		センターエリア整備 メイン駐車場・アブ ローチ道路					
				センターエリアの完成			サテライト整備			
期	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期					
活用事業	(財)運営協議会の 設置と活動		(財)縄向遺跡保存活用 協議会の設置と計画の 策定				活用計画に基づいた活動の実施			

#### 4. 経過観察の方法と方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組む必要があることから定期的な経過観察や内容の評価を行う必要がある。この観察と評価は事業ごとに設置される調査委員会・整備委員会や活用協議会などにおいて定期的に審議を行うこととする。

この観察と評価を定期的実施することは、当初の理念に立ち返って現況の把握、分析、問題点を改善していくことに繋がるものであるだけでなく、計画実施に際し様々な視点からの修正・改善にも有効なものであり、将来の史跡再整備の指標ともなるものとする。

また、この観察と評価の実施にあたっては保存事業・整備事業・活用事業ごとに項目を分け、重要課題の洗い出しや事業進行の状況、実績の点検など、それぞれにチェックシートや指標を作成することとし、計画の修正や見直しに反映させていくこととする。

## 《参考資料》

### 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会要綱

平成26年9月29日  
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡纏向遺跡を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域の活性化に資する保存管理・整備活用計画を検討するため設置する桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡纏向遺跡に関する次の事項について所掌するものとする。

- (1) 保存管理計画の策定に関する事項
- (2) 整備活用計画の策定に関する事項
- (3) その他保存管理・整備活用計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 有識者
  - (3) 地元関係者
- 2 委員は、満80歳を上限として、教育委員長が委嘱する。
- 3 委員会に、オブザーバー及びアドバイザーを若干名置くことができる。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で辞職した委員の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議の招集は、必要に応じて会長が行う。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

# 文化財保護法等

## 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成二三年五月二日法律第三七号

### 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

**2** この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

**3** この法律の規定（第九九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百一十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の

目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

**2** 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

**3** 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第六章 埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

**2** 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

**2** 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

**3** 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

**4** 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

**5** 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

### 第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

**第九九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

**2** 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

**第一百十条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

**第一百十一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

**第一百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

**第一百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百十五条** 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第一百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第一百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第一百八十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

**第一百九十条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第二百十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

**第二百一十条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

**第二百二十条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第二百三十条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百二十五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為

を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

**第二百三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第二百三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

**第二百三十二条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

**第二百三十三条** 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項

及び第三項並びに第十三条から第二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七條第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二十條中「第三十條、第三十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一條第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項」とあるのは「第四十七條第四項」と、第二十條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項」とあるのは「第四十七條第四項」と読み替えるものとする。

## 文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二四年七月二五日政令第二〇二号

### 第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二十五條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)

又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第十五条第一項（法第二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修  
ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却  
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十條（法第七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

## 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号）

最終改正：平成八年一〇月二八日 文部省告示第一八五号

### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

### 名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

六 峡谷、瀑布、溪流、深淵

七 湖沼、湿原、浮島、湧泉

八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

### 天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

#### 一 動物

(一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地

(二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

(三) 自然環境における特有の動物又は動物群衆

(四) 日本に特有な畜養動物

(五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地

(六) 特に貴重な動物の標本

#### 二 植物

(一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相

(三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

(四) 代表的な原野植物群落

(五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(七) 洞穴に自生する植物群落

(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(十) 著しい植物分布の限界地

(十一) 著しい栽培植物の自生地

(十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

#### 三 地質鉱物

(一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態

(二) 地層の整合及び不整合

(三) 地層の褶曲及び衝上

(四) 生物の働きによる地質現象

(五) 地震断層など地塊運動に関する現象

(六) 洞穴

(七) 岩石の組織

(八) 温泉並びにその沈澱物

(九) 風化及び侵蝕に関する現象

(十) 硫気孔及び火山活動によるもの

(十一) 冰雪霜の営力による現象

(十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）

### 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九條第二項で準用する法第三十

一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

**第二条** 法第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

**第三条** 法第二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

**第四条** 法第二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

**第五条** 法第二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

**第六条** 法第十八条、第二十條及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

**第七条** 法第十五条第二項（法第二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

**第八条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）  
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一七号

（復旧の届出）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。  
一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

**第二条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

**第四条** 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

**第五条** 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一七号

(許可の申請)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次

に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくははき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

**第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

**第四条** 法第二百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

**2** 法第六十八条第三項 で準用する法第二百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

**第六条** 令第五条第四項第一号 又の管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

**2** 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

## 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)

(平成一二年四月二八日 文部大臣裁定)

### I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガ

ードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

#### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

### 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一七号

(標識)

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十五條第一項(法第百二十條及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

**第二条** 法第百十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

**第四条** 法第百十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

**第六条** 法第百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和43年1月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受けられるようお取り計らい下さい。

#### 申請条件

##### 1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

##### 2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

##### 3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

##### 4 石碑の高さ

3メートル以下

##### 5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和43年1月

文化財保護委員会事務局 記念物課

## 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成二二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

### 第三 史跡名勝天然記念物関係

#### 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第八五条の三）（第八二参照）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第九九条第四項）（第八四参照）。

#### （一）史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

（i）史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う（法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで）。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。）②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建

築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）

③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕（同号ハ）

④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却（同号ニ）

⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（同号ホ）

⑥ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。）（同号ヘ）

## 屋外広告物法（抜粋）

（昭和二十四年六月三日法律第八十九号）

最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告物について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

**2** この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

### 第二章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

**第三条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九九条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

**2** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

**第四条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

**第五条** 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

**第六条** 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

## 都市計画法等

### 都市計画法（抜粋）

（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

最終改正：平成二七年六月二六日法律第五〇号

**第三十四条** 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為

六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほ

か、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

### 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（抜粋）

（平成十六年十二月十六日 奈良県条例第十九号）

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（趣旨）

**第一条** この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十三条第四項及び第三十四条第十一号の規定により、市街化調整区域に係る開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。  
（平一九条例一七・一部改正）

（法第三十三条第四項に規定する敷地面積の最低限度に関する制限）

**第二条** 法第三十三条第四項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、法第三十四条第十一号に掲げる開発行為を行う場合にあっては、当該敷地面積が二百平方メートル以上であることとする。

(平一九条例一七・一部改正)

(法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域)

**第三条** 法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

一 建築物の敷地相互間の距離が原則として五十メートル以内でおおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあっては、そのうち、おおむね二十五以上が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域(当該区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)であること。

二 建築物の敷地が相当程度集積していること。

三 区域内の主要な道路が、規則で定める幅員で適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続していること。

四 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。

五 原則として、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

2 市町村長は、前項の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、必要に応じ、奈良県開発審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該区域を公示するものとする。

5 前各項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。(平一九条例一七・一部改正)

(法第三十四条第十一号に規定する条例で定める予定建築物等の用途)

**第四条** 法第三十四条第十一号に規定する開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)別表第二(イ)項第一号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途

二 建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途

三 前二号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が二以下のものうち、市町村長の申出に基づき知事が指定する建築物の用途

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(平一九条例一七・一部改正)

(その他)

**第五条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 《参考文献》

- 大三輪町史編集委員会 1959『大三輪町史』 大三輪町役場
- 桜井市教育委員会 1976『纏向』 奈良県立橿原考古学研究所編
- 桜井市教育委員会 1997「纏向遺跡第90次発掘調査報告」『桜井市 平成8年度国庫補助による発掘調査報告書』
- 桜井市教育委員会 2007『桜井市 纏向遺跡発掘調査報告書-巻野内坂田地区における調査報告-』第28集
- 桜井市教育委員会 2007『桜井市 国史跡 珠城山古墳群-第4・5次調査及び史跡整備報告書』第29集
- 桜井市教育委員会 2009『纏向遺跡発掘調査報告書2-メクリ地区における古墳時代前期墳墓群の調査-』第32集
- 桜井市教育委員会 2010「纏向遺跡第160次(矢塚古墳第4次)発掘調査報告」『桜井市 平成20年度国庫補助による発掘調査報告書』第33集
- 桜井市教育委員会 2012『桜井市 史跡纏向古墳群 纏向石塚古墳 発掘調査報告書』第38集
- 桜井市教育委員会 2013『桜井市 纏向遺跡発掘調査概要報告書-トリイノ前地区における発掘調査-』第40集
- 桜井市教育委員会 2015『纏向遺跡発掘調査報告書3-第35次・63次・72次調査-』第42集
- 桜井市教育委員会 2015『茅原大塚古墳 第1次～第6次発掘調査報告』第43集
- (財)桜井市文化財協会 2006『東田大塚古墳-奈良盆地に東南部における纏向型前方後円墳の調査-』
- 桜井市史編纂委員会編 1979『桜井市史』 桜井市役所
- 桜井市 2007『桜井市環境基本計画～大和川源流の自然と歴史の継承～ 環境にやさしいまほろばの里『桜井』をめざして』
- 桜井市 2011『桜井市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)』
- 桜井市 2012『桜井市景観計画～大和青垣に抱かれた美しき記紀・万葉のふるさと さくらい～』
- 桜井市 2012『桜井市観光基本計画～観光・産業創造都市の実現に向けて～』
- 桜井市 2015『桜井市歴史文化基本構想-大和し美し 日本の国のふるさと桜井-』
- 桜井市 2010『桜統計ブック ひみこちゃんの数字で見よう桜井市』
- 桜井市『奈良桜井の地場産業』
- 石野博信編 2011『大和・纏向遺跡 第三版』学生社
- 文化庁文化財部監修 2006「新指定の文化財」『月刊文化財』平成18年2月号 第一法規株式会社
- 文化庁文化財部監修 2013「新指定の文化財」『月刊文化財』平成25年9月号 第一法規株式会社
- 寺澤薫 1984「纏向遺跡と初期ヤマト政権」『橿原考古学研究所論集 第六』吉川弘文館
- 寺澤薫 1986「畿内の古式土師器をめぐる二、三の問題」『矢部遺跡』 奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第四十九冊 橿原考古学研究所
- 寺澤薫 2000『王権誕生』日本の歴史02 講談社
- 寺澤薫 2011『王権と都市の形成史論』弥生時代政治史研究 吉川弘文館
- 寺澤薫 2014『弥生時代の年代と交流』弥生時代政治史研究 吉川弘文館
- 福辻淳 2013「纏向遺跡の木製仮面と土坑出土資料について」『纏向学研究センター紀要 纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター
- 橋本輝彦ほか 2013「纏向遺跡出土巾着状布製品の総合調査」『纏向学研究センター紀要 纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター
- 森暢郎 2014「纏向遺跡出土の巴形石製品について」『纏向学研究センター紀要 纏向学研究』第2号 桜井市纏向学研究センター
- 金原正明・金原正子 2015「纏向遺跡における開発と植生」『纏向学研究センター紀要 纏向学研究』第3号 桜井市纏向学研究センター
- 奈良県立橿原考古学研究所 2002『箸墓古墳周辺の調査』奈良県文化財調査報告 第89集
- 奈良県立橿原考古学研究所 2008『ホケノ山古墳の研究』 橿原考古学研究所研究成果第10冊
- 野崎清孝 1977「大和国穴師郷と巻向川筋の水利構造」『歴史地理学会会報』第89号
- 奈良県 2014『環境白書』平成26年度版
- 西宮克彦 1979「地質」『桜井市史下巻』 桜井市役所
- 環境省 生物多様性情報センターHP
- 環境省 HP 自然環境保全基礎調査 植生調査
- 農林水産省 HP 2010年農林業センサス
- 奈良県 HP 奈良県の農業 地域別主要産物
- 安井隆浩 2006「奈良県纏向遺跡の立地基盤と古地形環境」『東田大塚古墳-奈良県東南部における纏向型前方後円墳の調査-』(財)桜井市文化財協会
- 倉野憲司 武田祐吉 校注 1958『古事記 祝詞』「日本古典文学大系」第1巻 岩波書店
- 坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋 校注 1967『日本書紀 上』「日本古典文学大系」第67巻 岩波書店
- 坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋 校注 1965『日本書紀 下』「日本古典文学大系」第68巻 岩波書店

奈良県桜井市

史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群  
—保存活用計画書—

発 行 / 桜井市

発行年月日 / 平成 28 年3月 31 日

編 集 / 桜井市教育委員会文化財課  
奈良県桜井市大字芝 58 番地の2

印 刷 / 株式会社 明新社  
奈良市南京終町3丁目 464 番地

